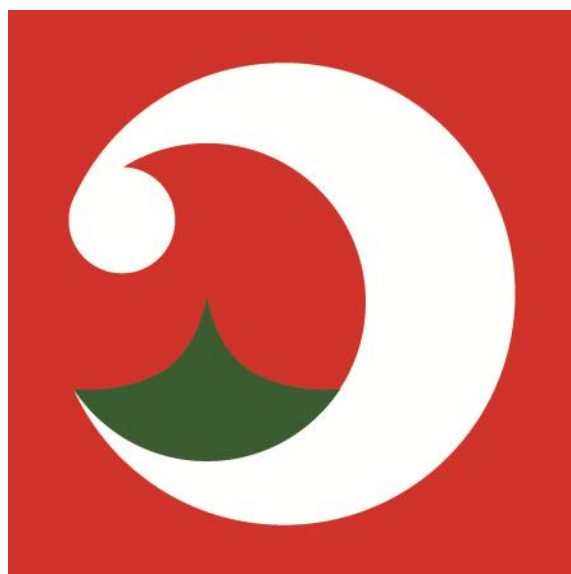


利尻町地域防災計画



令和 8 年 4 月
利尻町防災会議

【改正状況】

平成 26 年 4 月	改 正
令和 3 年 4 月	全部改正
令和 4 年 4 月	一部改正
令和 8 年 4 月	一部改正(改正(修正)箇所朱字)

目 次

第1章 総 則

第1節	計画の目的、構成及び効果的推進等	1
第2節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第3節	住民及び事業所の基本的責務	10
第4節	利尻町の地勢と災害記録	13
第5節	地震・津波被害想定	15

第2章 災害予防計画

第1節	防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	51
第2節	防災訓練計画	55
第3節	物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	58
第4節	相互応援（受援）体制整備計画	59
第5節	自主防災組織の育成等に関する計画	60
第6節	避難体制整備計画	63
第7節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	68
第8節	情報収集・伝達体制整備計画	71
第9節	建築物等災害予防計画	73
第10節	消防計画	74
第11節	水害予防計画	77
第12節	風害予防計画	78
第13節	雪害予防計画	79
第14節	融雪災害予防計画	81
第15節	高波、高潮災害予防計画	83
第16節	津波災害予防計画	84
第17節	土砂災害予防計画	87
第18節	積雪・寒冷対策計画	92
第19節	複合災害に関する計画	94
第20節	業務継続計画の策定	95

第3章 風水害応急対策計画

第1節	応急活動体制計画	101
第2節	気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報 及び火災気象通報	108
第3節	災害情報等の収集・伝達計画	123
第4節	災害通信計画	128
第5節	災害広報・情報提供計画	131
第6節	応急措置実施計画	134
第7節	避難対策計画	139
第8節	救助救出計画	150
第9節	消防計画	152
第10節	水害防止活動計画	155
第11節	災害警備計画	160
第12節	交通応急対策計画	162
第13節	輸送計画	166
第14節	食料供給計画	168
第15節	給水計画	170
第16節	衣料・生活必需物資供給計画	172
第17節	ライフライン施設対策計画	174
第18節	医療救護計画	177
第19節	防疫計画	182
第20節	廃棄物等処理計画	184
第21節	家庭動物等対策計画	186
第22節	文教対策計画	187
第23節	住宅対策計画	191
第24節	被災宅地安全対策計画	195
第25節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	197
第26節	障害物除去計画	200
第27節	応急土木対策計画	202
第28節	労務供給計画	203
第29節	消防防災ヘリコプター運航要請計画	205
第30節	自衛隊派遣要請依頼及び派遣活動計画	208
第31節	広域応援・受援計画	212
第32節	職員派遣計画	214
第33節	災害ボランティアとの連携計画	215

第34節	災害救助法の適用及び運用計画	217

第4章 地震・津波災害応急対策計画

第1節	応急活動体制計画	301
第2節	地震動警報等及び津波警報等の収集・伝達計画	308
第3節	災害情報等の収集・伝達計画	319
第4節	災害通信計画	325
第5節	災害広報・情報提供計画	327
第6節	応急措置実施計画	330
第7節	避難対策計画	335
第8節	救助救出計画	347
第9節	地震火災等対策計画	349
第10節	津波災害対策計画	353
第11節	災害警備計画	355
第12節	交通応急対策計画	357
第13節	輸送計画	362
第14節	食料供給計画	364
第15節	給水計画	366
第16節	衣料・生活必需物資供給計画	368
第17節	ライフライン施設対策計画	370
第18節	医療救護計画	373
第19節	防疫計画	377
第20節	廃棄物等処理計画	379
第21節	家庭動物等対策計画	381
第22節	文教対策計画	382
第23節	住宅対策計画	386
第24節	被災建築物安全対策計画	390
第25節	被災宅地安全対策計画	393
第26節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	395
第27節	障害物除去計画	398
第28節	応急土木対策計画	400
第29節	労務供給計画	401
第30節	消防防災ヘリコプター運航要請計画	403
第31節	自衛隊派遣要請依頼及び派遣活動計画	406
第32節	広域応援・受援計画	410
第33節	職員派遣計画	412

第34節	災害ボランティアとの連携計画	413
第35節	災害救助法の適用及び運用計画	415

第5章 火山災害対策計画

第1節	基本方針	501
第2節	利尻山の概況	501
第3節	災害応急対策計画	502
第4節	災害復旧計画	508

第6章 その他の災害対策計画

第1節	海上災害対策計画	601
第2節	航空災害対策計画	611
第3節	道路災害対策計画	614
第4節	危険物等災害対策計画	618
第5節	大規模な火事災害対策計画	621
第6節	林野火災対策計画	625
第7節	大規模停電災害対策計画	629

第7章 災害復旧・被災者援護計画

第1節	基本方針の決定	701
第2節	公共施設等災害復旧計画	702
第3節	被災者援護計画	709

資 料 編

1 災害対策本部

1-1	利尻町災害対策本部組織図	1001
1-2	災害対策本部各部・各班事務分担	1002
1-3	本部の標識等	1006

2 情報収集・伝達

2-1	関係機関の連絡先	1008
2-2	無線通信施設	1009
2-3	町保有無線機	1009
2-4	災害時優先電話設置状況	1010
2-5	消防用無線	1010
2-6	漁業無線	1011

3 避難

3-1	指定緊急避難場所	1012
3-2	指定避難所	1013
3-3	福祉避難所	1013
3-4	防災避難道路現況一覧	1014
3-5	避難所備蓄品状況	1015

4 輸 送

4-1	ヘリコプター発着場所	1016
4-2	救援物資の集積場所	1016

5 自主防災組織

5-1	自主防災組織の現状	1017

6 医療救護

6-1	町内の医療機関	1018
6-2	感染症指定医療機関	1018
6-3	町内の薬局・薬店	1018

7 廃棄物の処理

7-1	廃棄物処理施設	1019

8 遺体の処理

8-1	埋葬場所	1020
8-2	火葬場	1020

9 消 防

9-1	消防力の現況	1021
9-2	町内の危険物施設	1023

10 水 防

10-1	水防区域	1026
10-2	水防区域を防御するための地区分担	1027
10-3	雨量観測所	1027
10-4	民間等から調達可能な水防用資機材	1027

11 災害危険箇所

11-1	高波・高潮・津波等危険区域	1028
11-2	土砂災害危険箇所	1029
11-3	山地災害危険地区	1031

12 その他

12-1	過去の災害等	1034
12-2	気象庁震度階級関連解説表	1035

13 協 定

13-1	自治体との相互応援協定一覧	1040
13-1-1	北海道広域消防相互応援協定	1041
13-1-2	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	1045
13-1-3	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	1047
13-1-3(1)	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定 実施細目	1051
13-2	民間企業・団体との協定一覧	1054
13-2-1	災害時における利尻町と利尻建設協会との防災協定	1057
13-2-2	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	1059
13-2-3	災害等の発生時における利尻町と北海道エルピーガス災害対策協議会 の応急・復旧活動の支援に関する協定	1061
13-2-4	災害時等協力協定	1063
13-2-5	災害時における物資の緊急・救援輸送に関する協定	1065
13-2-6	利尻町と日本郵便株式会社利尻町内郵便局との包括的連携に関する 協定	1070
13-2-7	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	1072
13-2-8	災害発生時等における非常放送に関する協定	1077
13-2-9	利尻町とサツドラホールディングス株式会社との協働事業に関する 協定書	1080
13-2-10	まちづくりに関する包括連携協定	1082
13-2-11-1	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	1084
13-2-11-2	樹木・土砂などの障害物の除去作業の支援に関する細目協定	1086

13- 2 - 11- 3	
道路の通行に支障となる電力設備等の支援に関する細目協定……………	1088
13- 2 - 12	
災害時における応急仮設住宅(移動式木造住宅)の建設に関する協定書…	1090
13- 2 - 13	
利尻町と日本郵便株式会社利尻くつがた郵便局との津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書……………	1092
13- 2 - 14	
津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書……………	1094
13- 2 - 15	
利尻町とアイランドインリシリ(札幌国際観光株式会社)との津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書……………	1096
13- 2 - 16	
会津若松市交流市町災害時相互支援に関する協定書……………	1098
13- 3	北海道協定一覧(北海道地域防災計画資料編抜粋)……………
13- 4	その他(会則)……………
13- 5	道北地区沿岸海域排出油等防除協議会会則……………
14	条例・規程等
14- 1	利尻町防災会議条例……………
14- 2	利尻町災害対策本部条例……………

様 式 編

1 情報収集・報告

1－1 気象警報等受理票	1301
1－2 被害状況調査報告	1302
1－3 被害状況報告	1304
1－4 被害の判断基準	1308

2 従事命令等

2－1 公用令書（従事協力命令）	1312
2－2 公用令書（物資保管命令）	1312
2－3 公用令書（土地管理等命令）	1313
2－4 公用変更令書	1313
2－5 公用取消令書	1314

3 避難収容

3－1 避難者個別カード	1315
3－2 避難所台帳	1316
3－3 物資受払簿	1317
3－4 避難所設置及び収容状況	1317

4 交通・輸送

4－1 緊急通行車両確認証明書	1318
4－2 緊急通行車両の標章	1318
4－3 輸送記録簿	1319

5 救援物資の給与・貸与

5－1 世帯構成員別被害状況	1320
5－2 物資購入（配分）計画表	1320
5－3 救助の種目別物資受払状況	1321
5－4 物資給与及び受領簿	1322

6 医療救護

6－1 救急状況調書	1323
6－2 記録集計表	1323

7 水 防

7－1 水防活動実施報告書	1324

8 災害救助費

8－1 救助費概算払申請書	1325
8－2 救助費算出内訳	1326

9 ヘリコプター運航要請

- 9－1 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票……………1327
- 9－2 救急患者の緊急搬送情報伝達票……………1328
- 9－3 救急患者の緊急搬送処理票……………1329
- 9－4 誓約書……………1330

10 自衛隊災害派遣要請

- 10－1 自衛隊の災害派遣要請について……………1331
- 10－2 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について……………1331

11 罹災証明申請書

- 11－1 罹災証明申請書……………1332

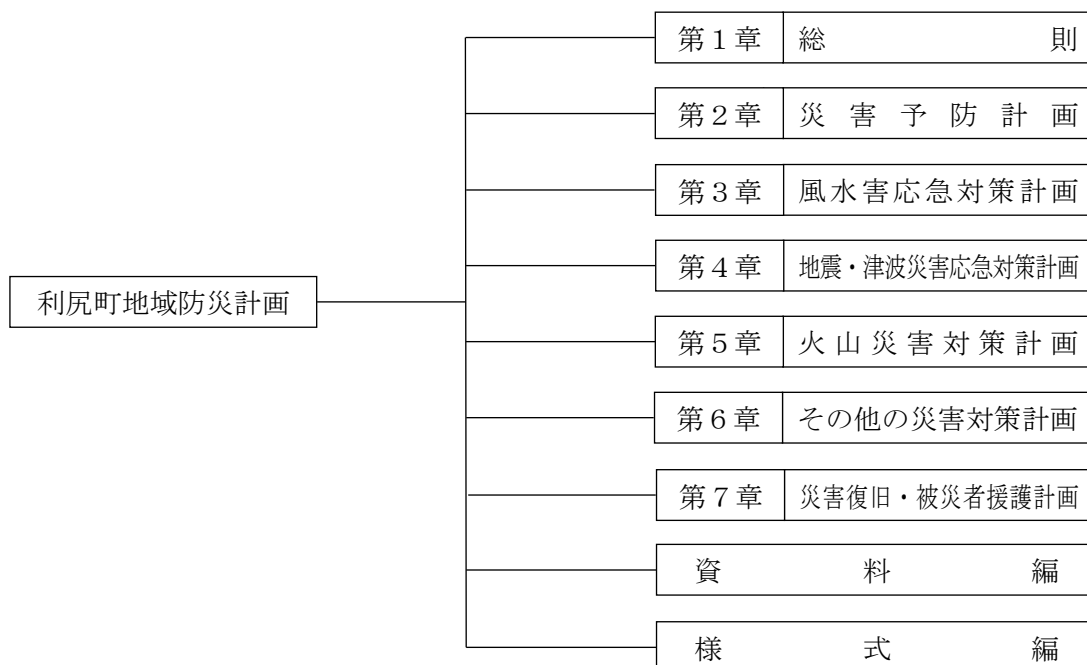
第1節 計画の目的、構成及び効果的推進等

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、利尻町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

この際、新型コロナウイルス等感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

2 計画の構成



3 計画推進に当たっての基本となる事項

- (1) 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- (2) 防災対策は、自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、町、道、防災関係機関及び住民の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- (3) 災害時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は

自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。

- (4) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図なければならない。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

4 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 基 本 法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- (2) 救 助 法 災害救助法（昭和22年法律第118号）
- (3) 町 防 災 会 議 利尻町防災会議
- (4) 本 部(長) 利尻町災害対策本部（長）
- (5) 現 地 本 部(長) 利尻町現地災害対策本部（長）
- (6) 町 計 画 利尻町地域防災計画
- (7) 防 災 関 係 機 関 利尻町防災会議設置条例第3条第5項に定める委員の属する機関等
- (8) 災 害 災害対策基本法第2条第1号に定める災害
- (9) 要 配 慮 者 高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
- (10) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
- (11) 複 合 災 害 同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

5 計画の修正

- (1) 町計画は、基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、各機関は、関係のある事項について、毎年町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画修正案を町防災会議に提出する。
- (2) 修正の内容は、おおむね次に掲げるような事項について、その変更を認めた場合とする。
 - ア 社会、経済の発展に伴い、計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
 - イ 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。

- ウ 新たな計画を必要とするとき。
 - エ 防災基本計画の修正が行われたとき。
 - オ その他町防災会議会長が必要と認めたとき。
- (3) 軽微な変更（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更）については、北海道知事との協議を要せず、町防災会議で決定した修正結果を北海道知事に報告するものとする。

6 計画の周知徹底

本計画を円滑かつ的確に運用するため、町の職員、住民、関係機関及びその他防災に関する主要施設の管理者に、防災活動の指針として、本計画の内容について周知徹底を図る。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議の構成機関、公共団体及びその他防災上重要な施設において、その施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務は、次のとおりである。

1 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
稚内開発建設部 稚内港湾事務所	1 港湾建設の安全及び防災対策に関すること。 2 災害時における港湾機能の確保及び災害復旧に関すること。
北海道農政事務所 旭川地域センター 稚内支所	1 災害時における応急用食料の調達及び供給に関すること。 2 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
宗谷森林管理署 利尻森林事務所 鷲泊治山事業所	1 所轄国有林等につき、保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。 2 所轄国有林等の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 3 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 4 災害時における町の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
稚内海上保安部	1 気象等警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集を行うこと。 2 災害時において船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去を行うこと。 3 災害時において罹災者、救援物資、人員等の海上輸送を行うこと。 4 海上における人命の救助を行うこと。 5 海上における船舶交通の安全の確保を図ること。 6 海上における犯罪の予防及び治安の維持を行うこと。
稚内地方気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

北海道運輸局 旭川運輸支局稚内庁舎	1 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。 2 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用の斡旋に関すること。
東京航空局 稚内空港事務所	1 飛行場及び航空保安施設の管理に関すること。 2 航空機の遭難に際し捜索及び救難の調整に関すること。 3 災害時における空中輸送の連絡調整に関すること。
北海道地方測量部	1 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に関すること。 2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用、地理情報システムの活用の支援・協力に関すること。 3 災害復旧・復興に当たって、位置に関わる情報基盤形成のため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等の実施及び公共測量の実施における測量法36条に基づく技術的助言に関すること。
北海道総合通信局	1 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。 2 非常通信協議会の運営に関すること。

2 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 名寄駐屯地 (第3即応機動連隊)	1 災害予防責任者の行う防災訓練の必要に応じ、部隊等の協力に関すること。 2 災害派遣要請者の要請に基づく部隊等の派遣に関すること。 3 災害派遣による救援活動に関すること。

3 北海道

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
宗谷総合振興局 (危機対策室)	1 宗谷総合振興局地域災害対策連絡協議会の事務運営・企画に関すること。 2 防災に関する組織の整備及びその他災害予防措置に関すること。 3 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 4 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施の支援、総合調整に関すること。 5 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
宗谷総合振興局 稚内建設管理部 利尻出張所	1 水防技術の指導に関すること。 2 災害時における、関係河川の雨量の情報の収集及び取りまとめに関すること。

	3 災害時における、関係公共土木被害調査、災害応急対策及び復旧対策の実施に関する事。 4 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関する事。
宗谷総合振興局 保健環境部 利尻地域保健支所	1 医療施設・衛生施設等の被害報告に関する事。 2 災害時における医療救援活動の推進に関する事。 3 災害時における防疫活動の指示等に関する事。 4 災害時における給水、清掃等環境衛生保持及び食品衛生の保持等の支援に関する事。 5 災害時における被災者の保健衛生に関する事。 6 医療、防疫及び薬剤の確保及び供給の調整に関する事。 7 救助法の適用に関する事。
稚内警察署 (杓形駐在所) (仙法志駐在所)	1 災害時における、住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関する事。 2 災害情報の収集に関する事。 3 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事。 4 犯罪の予防、取締り等に関する事。 5 危険物に対する保安対策に関する事。 6 広報活動に関する事。 7 自治体等の行う防災業務の協力に関する事。

4 利尻町

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
利尻町役場 仙法志支所	1 町防災会議に関する事務に関する事。 2 災害対策本部の設置及び組織の運営に関する事。 3 防災組織の整備、資材の確保、その他の災害予防に関する事。 4 災害時における給水、防疫、食料供給等災害応急対策及び災害復旧対策に関する事。 5 気象予警報等の住民への伝達に関する事。 6 自主防災組織の充実を図る事。 7 住民の自発的な防災活動の促進を図る事。 8 防災訓練に関する事。 9 防災思想の普及に関する事及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援する事。 10 町内における災害情報、被害状況の収集報告に関する事。
利尻島国保中央病院	1 災害時における緊急医療、助産に関する事。 2 被災時の病人等の収容、保護に関する事。 3 災害時における医療防疫対策に関する事。

利尻町教育委員会	1 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導に関すること。 2 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 3 教育施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。

5 消防機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
利尻礼文消防事務組合消防本部 (利尻礼文消防事務組合消防署) (利尻町消防団)	1 消防活動に関すること。 2 利尻町が行う災害に対する業務の全般的な協力に関すること。 3 火災警報等の住民への周知に関すること。 4 住民の避難誘導と人命救助に関すること。 5 緊急時における病人、負傷者及び急患の輸送に関すること。 6 被災地の警戒体制に関すること。 7 水防活動に関すること。

6 廃棄物等処理施設

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
利尻郡清掃施設組合 (ごみ焼却処理場)	災害時における、ごみ及びし尿の処理に関すること。

7 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株)北海道支社 利尻くつがた郵便局	災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 1 災害時における窓口業務の確保に関すること。 2 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
東日本電信電話株式会社北海道事業部	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限の実施及び重要通信の確保に関すること。
株式会社N T T ドコモ北海道支社旭川支店	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
K D D I 株式会社北海道総支社	
ソフトバンク株式会社	

日本赤十字社北海道支部利尻分区	1 災害時における緊急医療、助産及びその他救助・救護に関すること。 2 災害時における医療防疫対策の協力に関すること。 3 災害義援金の受け取りに関すること。
日本放送協会札幌放送局	1 防災に係る知識の普及に関すること。 2 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
日本通運株式会社稚内支店	災害時における救援物資の緊急輸送等につき関係機関の支援を行うこと。
北海道電力株式会社稚内営業所	1 所管電力供給施設の防災管理対策に関すること。 2 災害時における円滑な電力確保に関すること。 3 所管電力施設の災害復旧に関すること。

8 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
北海道放送株式会社	1 防災に係る知識の普及に関すること。 2 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
札幌テレビ放送株式会社	
北海道テレビ放送株式会社	
北海道文化放送株式会社	
一般社団法人宗谷医師会	災害時における救急医療に関すること。
一般社団法人稚内歯科医師会	災害時における歯科医療に関すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設管理団体等

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
北宗谷農業協同組合	1 農作物の災害応急対策、指導に関すること。 2 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。 3 農業生産資材及び生活物資の確保、斡旋に関すること。 4 農業生産共同施設等の応急対策及び復旧対策に関すること。 5 農作物の需給調整に関すること。 6 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。

空港運営権者	災害時における航空輸送の確保を行うこと。
利尻漁業協同組合	- 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。 - 漁業生産資材及び生活物資の確保、斡旋に関すること。 - 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
北海道海難防止・水難救済センター	- 沿岸海域における海難救助に関すること。 - 港湾等防災対策の協力に関すること。
利尻町商工会	- 被災商工業者に対する融資及び斡旋に関すること。 - 災害時における商工業者の経営指導及び復旧資金の導入に関すること。 - 災害時における物価安定の協力に関すること。 - 災害時における非常食、救援物資、復旧資材の確保に係る協力体制に関すること。
稚内市森林組合	- 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。 - 町が行う林業関係被害状況調査及び応急対策の協力体制に関すること。
稚内信用金庫 (利尻支店)	被災事業者に対する資金融資に関すること。
稚内建設協会	災害時における障害物除去及び応急対策等の協力に関すること。
各住民団体	- 災害時における炊き出し等の支援に関すること。 - 町が行う被災者に対する救援活動の協力体制に関すること。
一般運送業者	災害時における救援物資の緊急輸送等につき、関係機関の支援に関すること。
危険物関係施設の管理者	- 施設内の災害予防及び危険物の保安に関すること。 - 災害時における被害状況調査及び報告に関すること。
自治会	- 災害時における住民連携及び報告に関すること。 - 災害時における住民相互の奉仕協力に関すること。 - 災害予防責任者が実施する防災訓練等への協力及び防災予防に関すること。

第3節 住民及び事業所の基本的責務

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組みを推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開する。

1 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努める。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、道、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努める。

(1) 平常時の備え

ア 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認

イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保

ウ 隣近所との相互協力関係のかん養

エ 災害危険区域等、地域における災害危険性の把握

オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得

カ 自治会における要配慮者への配慮

キ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施

ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

(2) 災害時の対策

ア 地域における被災状況の把握

イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援

ウ 初期消火活動等の応急対策

エ 避難場所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築

オ 町、道・防災関係機関の活動への協力

カ 自主防災組織の活動

(3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努める。

2 事業所の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、道、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

(1) 平常時の備え

ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定・運用

イ 防災体制の整備及び事業所の耐震化・耐浪化の促進

ウ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施

エ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応

オ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対策

ア 事業所の被災状況の把握

イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供

ウ 施設利用者の避難誘導

エ 従業員及び施設利用者の救助

オ 初期消火活動等の応急対策

カ 事業の継続又は早期再開・復旧

キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の

- 向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。
- (2) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努める。
 - (3) 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。
 - (4) 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図れるよう努める。
 - (5) 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図る。

第4節 利尻町の地勢と災害記録

1 位置及び地勢

利尻町は、北海道の西北端、稚内港より海上65km隔てた利尻島の西南部に位置し、東北に秀麗利尻山（1,721m）を背負い、利尻富士町と接している。町の西方に茫洋たる日本海を臨み、西北西には姉妹島である礼文島が指呼の間に横たわっている。

位 置	北 緯	45° 10′	東 経	141° 11′
面 積	利尻島	182.14km ²	利尻町	76.49km ²
周 囲	東 西	10.2km ²	南 北	14.2km ²

地勢は、海岸から海拔300m～400mまでは緩傾斜であるがそれより山頂までは急峻である。

地質は、第四紀の初期に火山活動により生成され、熔岩流（安山岩、玄武岩）や扇状地堆積物（礫、砂、シルト、及び粘土）からなり、地味は概して肥沃とはいえない。

土地利用の状況

地 目	畑	宅 地	山 林	牧 場	原 野	雑種地	その他	合 計
面積（km ² ）	2.11	0.56	24.48	0.01	10.46	1.06	37.82	76.50
構成（％）	2.8	0.7	32.0	0	13.7	1.4	49.4	100

（資料：第132回（令和7年）北海道統計書）

2 気 候

利尻町は、北海道の最西北端に位置し、対馬暖流が日本海を北上しており、寒暖の差は少なく冬は道内内陸部に比較して温暖であり、氷点下15℃を下回することは少ない。

夏は概して涼しく、最高気温が30℃を超えることは少ない。

本道では夏季の最高気温と冬季の最低気温の気温差が60℃以上の地域もあることを考えると気候的に恵まれているが、季節風が他地域に比べると強い。

積雪は、11月下旬から始まり、積雪量は道北内陸部に比べると少ないが、風が強く、しばしば吹雪に見舞われる。

また、融雪期は3月下旬である。

沓形地域気象観測所の平年値（1991年～2020年）

降水量 （mm）	平均気温 （℃）	日最高気温 （℃）	日最低気温 （℃）	平均風速 （m/s）	日照時間 （時間）
916.2	7.4	10.3	4.3	3.8	1492.5

（資料：気象庁）

3 人 口

利尻町の人口は、令和 7 年 9 月 30 日時点で1,815人で、世帯数は1,012世帯、1 世帯当たり人口は1.79人となっている。また、年齢別人口構成は、年少人口割合が8.87%、生産年齢人口割合が50.47%、高齢者人口割合が40.66%となっており、人口減少と少子高齢化の傾向が続いている。

4 災害記録

主な災害記録については、資料12－1 参照のこと。

第5節 地震・津波被害想定

1 利尻町周辺における地震、津波の発生状況

宗谷地方は、北海道の中でも地震の少ない地域である。北海道日本海側沿岸に影響を及ぼした過去の地震津波・災害を見ると、1940年（昭和25年）の観測開始以来、主な津波は5回程度で、被害はほとんどなかった。最近では、1993年7月12日に発生した「北海道南西沖地震」で80cm、2024年1月1日に発生した「能登半島地震」で23cmの津波を沓形港でそれぞれ観測した。

2 本町に影響を及ぼすおそれのある活断層

文部科学省の地震調査研究推進本部地震調査委員会の公表結果によると、現時点で町域に影響を及ぼすと考えられる断層は、サロベツ断層帯と間寒別断層帯である。

サロベツ断層帯は、天塩郡豊富町から同郡天塩町に至る活断層帯で、全体の長さは約44km、おおむね北北西－南南東方向に延びている。本断層帯については、最新活動時期を特定できていないため、将来における地震発生の可能性について十分な検討ができない段階にあり、国においても、過去の活動履歴に結びつく資料の蓄積に努めているところである。このため、今後、新たな知見があった場合には、必要に応じて、地震被害想定を見直すこととする。サロベツ断層帯の長期評価の概要については、次表のとおりであるが、この断層を震源とする地震が発生した場合、本町においても、場所によっては震度5強程度の揺れが想定されている。

また、間寒別断層帯の評価については、現時点（2026年2月1日）ではなされていないため不明である。

断 層 帯 名	長期評価で予想した 地震規模 (マグニチュード)	地 震 発 生 確 率			我が国の主な活 断層における相 対的評価
		30年以内	50年以内	100年以内	
サロベツ断層帯	7.6程度	4%以下	7%以下	10%以下	我が国の主な活 断層の中では高 いグループに属 する

※ 国の地震調査委員会(文部科学省)が発表した、我が国の主な活断層における相対的評価は、「S」ランク(令和7年1月)

断層帯の概略位置図



3 本町に影響を及ぼすおそれのある地震・津波の想定

(1) 基本的な考え方

北海道地域防災計画の「北海道における想定地震津波」に沿った考え方となる。

北海道は、1993年の北海道南西沖地震や2003年の十勝沖地震をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。

このため、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した本道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。

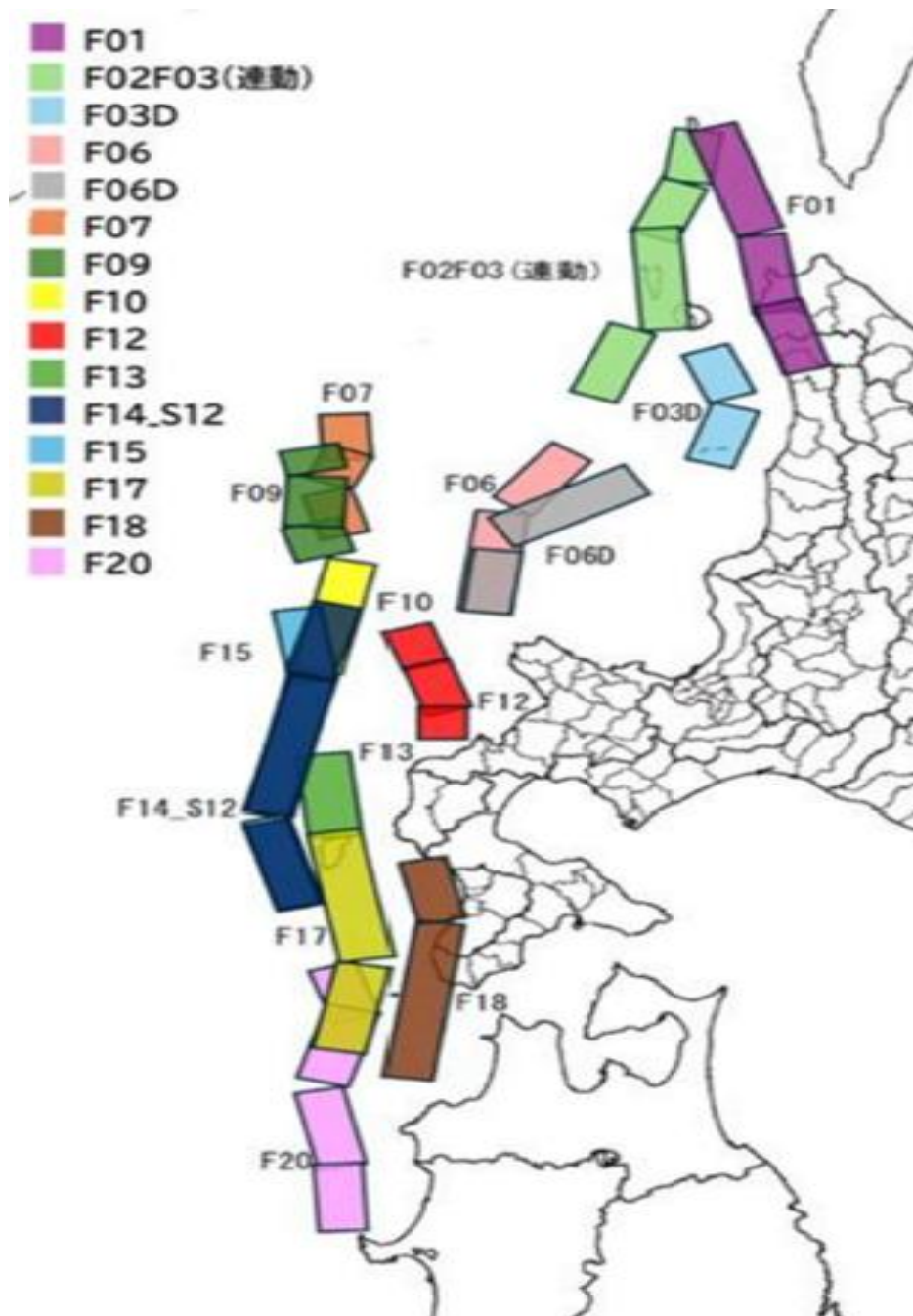
2011年3月11日に発生した2011年東北地方太平洋沖地震を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行い、各海域の想定の見直しに取り組んでいる。

また、北海道は、道の「地震防災対策における減災目標策定に関するワーキンググループ」において検討を行い、2017年に「北海道日本海沿岸の津波浸水想定」で設定した15断層モデルの被害想定を令和7年6月に公表した。

利尻町は、北海道が示した日本海沿岸の地震・津波想定に準じた考え方を基本とする。

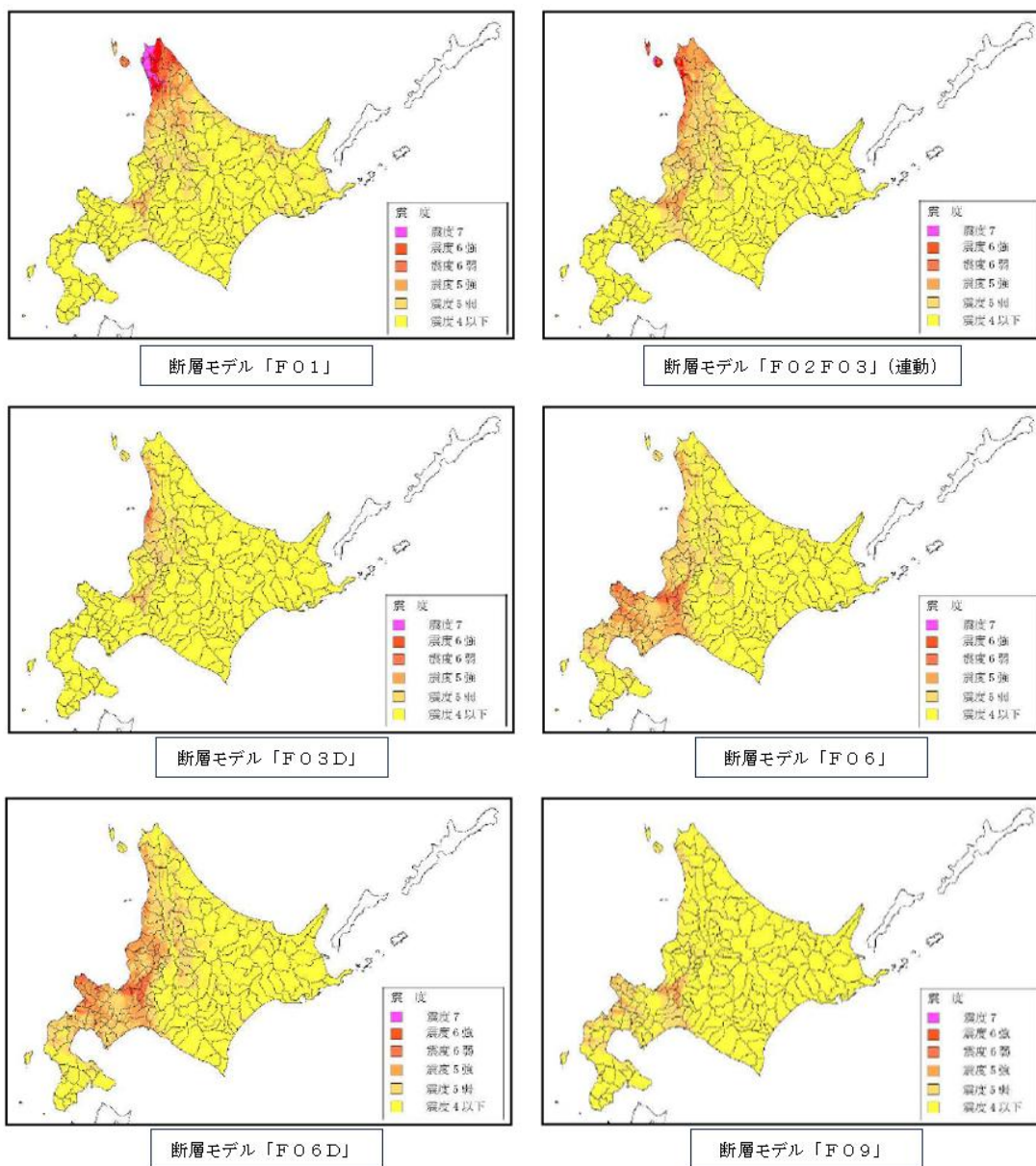
(2) 想定する断層モデル

北海道が想定する断層モデルは15であり、利尻町に被害をもたらすとされる断層モデルは6とされ、被害想定が公表された。



- (3) 利尻町に被害をもたらすとされる地震(断層モデル)
F01、F02F03(連動)、F03D、F06、F06D、F09
- (4) 最も被害が甚大な断層モデル
F02F03(連動)
- (5) 最大津波高
9.7m
- (6) 最大津波、第一波到達時間
7分

(7) 震度分布



(8) 被害想定

○人的被害

死者数(人)、負傷者数(人)

断層モデル		死者数					負傷者数	
		建物倒壊	津波		急傾斜地 崩壊	地震火災	避難意識高 +呼びかけ	避難意識低
			早期避難率高 +呼びかけ	早期避難率低				
F01	夏・昼	—	—	40	—	—	10	10
	冬・夕	—	—	40	—	—	10	20
	冬・夜	—	—	40	—	—	30	30
F02F03 (連動)	夏・昼	20	70	160	—	—	130	150
	冬・夕	90	120	170	—	—	290	290
	冬・夜	90	130	160	—	—	380	380
F03D	夏・昼	—	—	—	—	—	—	—
	冬・夕	—	—	—	—	—	—	—
	冬・夜	—	—	—	—	—	10	10
F06	夏・昼	—	—	30	—	—	—	10
	冬・夕	—	—	30	—	—	—	10
	冬・夜	—	—	30	—	—	—	10
F06D	夏・昼	—	—	80	—	—	—	10
	冬・夕	—	—	70	—	—	—	10
	冬・夜	—	—	70	—	—	—	10
F09	夏・昼	—	—	70	—	—	—	20
	冬・夕	—	—	70	—	—	—	10
	冬・夜	—	—	70	—	—	—	10

※ 被害が想定される断層モデルのみを記載。数値は「5以上1,000未満」は一の位を四捨五入、「1,000以上10,000未満」は十の位を四捨五入。「—」は5未満。「早期避難率高+呼びかけ」は津波避難ビル等を考慮した場合、「早期避難率低」は津波避難ビル等を考慮しない場合。

○建物被害

全壊棟数(棟)、流水の漂着等を考慮した場合の津波による全壊棟数(棟)、津波火災の出火件数(件)、屋外落下物が発生する建物数(棟)

断層モデル		建物被害(全壊)							津波 火災	屋外 落下物
		揺れ	液状化	津波	急傾斜地 崩壊	地震火災	合計	流水に よる増加		
F01	夏・昼	20	10	40	—	—	70	—	—	20
	冬・夕	90	10	30	—	—	140	10	—	100
	冬・夜	90	10	30	—	—	140	10	—	100
F02F03 (連動)	夏・昼	500	10	60	—	—	580	—	—	510
	冬・夕	960	10	40	—	—	1,000	30	—	970
	冬・夜	960	10	40	—	—	1,000	30	—	970
F03D	夏・昼	10	10	—	—	—	20	—	—	10
	冬・夕	40	10	—	—	—	50	—	—	30
	冬・夜	40	10	—	—	—	50	—	—	30
F06	夏・昼	—	10	30	—	—	40	—	—	—
	冬・夕	10	10	30	—	—	50	10	—	—
	冬・夜	10	10	30	—	—	50	10	—	—
F06D	夏・昼	—	10	80	—	—	100	—	—	—
	冬・夕	—	10	80	—	—	100	30	—	—
	冬・夜	—	10	80	—	—	100	30	—	—
F09	夏・昼	—	—	90	—	—	90	—	—	—
	冬・夕	—	—	90	—	—	90	30	—	—
	冬・夜	—	—	90	—	—	90	30	—	—

※ 被害が想定される断層モデルのみを記載。数値は「5以上1,000未満」は一の位を四捨五入、「1,000以上10,000未満」は十の位を四捨五入。「—」は5未満。四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

○生活への影響

避難者数(人)【冬・夕】

断層モデル	避難者数						
	津波による 避難者	避難者総数			(うち)避難所避難者		
		直後	1日後	2日後	直後	1日後	2日後
F01	170	600	500	420	390	320	270
F02F03(連動)	190	1,400	1,400	1,400	940	920	880
F03D	—	320	230	230	210	150	150
F06	140	320	260	190	210	170	120
F06D	330	380	360	220	250	240	140
F07	—	20	20	20	10	10	10
F09	330	330	320	170	220	220	110

※ 被害が想定される断層モデルのみを記載。数値は「5以上1,000未満」は一の位を四捨五入、「1,000以上10,000未満」は十の位を四捨五入、「10,000以上」は百の位を四捨五入。「—」は5未満。津波による避難者は、避難者の受け入れが必要となる数として、浸水域内人口から死者数と重傷者数を除いて避難する者を推計。避難者総数は、内陸部(津波浸水域外)の避難者数と津波浸水域における避難者数を合計した値を推計。

要配慮者数(人)【冬・夕】

断層モデル	要配慮者								
	65歳以上の 高齢 単身者	5歳未満 乳幼児	身体 障がい者	知的 障がい者	精神 障がい者	要介護 認定者	難病患者	妊産婦	外国人
F01	30	10	20	—	—	20	—	—	—
F02F03(連動)	90	30	50	10	10	50	10	—	—
F03D	10	—	10	—	—	10	—	—	—
F06	10	—	10	—	—	10	—	—	—
F06D	10	—	10	—	—	10	—	—	—
F09	10	—	10	—	—	10	—	—	—

※ 被害が想定される断層モデルのみを記載。数値は「5以上1,000未満」は一の位を四捨五入。「—」は5未満。

○インフラ・ライフライン被害

道路・橋梁被害(箇所)

断層モデル	道路被害			橋梁被害		
	津波浸水域内	津波浸水域外	合計	交通支障	不通	合計
F02F03(連動)	—	10	10	—	—	10

※ 被害が想定される断層モデルのみを記載。数値は「5以上1,000未満」は一の位を四捨五入。「—」は5未満。
四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

上水道・下水道利用困難人数(人)

断層モデル	上水道断水人口			下水道支障人口
	直後	1日後	2日後	直後
F01	1,100	660	640	70
F02F03(連動)	1,800	1,400	1,400	320
F03D	800	430	410	70
F06	520	290	270	30
F06D	240	150	140	30
F07	30	20	20	10
F09	30	20	20	10

※ 被害が想定される断層モデルのみを記載。数値は「5以上1,000未満」は一の位を四捨五入、「1,000以上10,000未満」は十の位を四捨五入、「10,000以上」は百の位を四捨五入。「—」は5未満。

下水道復旧予測日数(日)

断層モデル	下水道復旧予測日数	
	被災市町村の作業人員の1/4で復旧	被災市町村の作業人員の1/2で復旧
F01	1日以内	1日以内
F02F03(連動)	1週間程度	2-3日間程度
F03D	1日以内	1日以内
F06	1日以内	1日以内
F06D	1日以内	1日以内
F07	1日以内	1日以内
F09	1日以内	1日以内

※ 被害が想定される断層モデルのみを記載。

停電軒数(軒)【冬・夕】

断層モデル	停電軒数				
	直後	1日後	2日後	3日後	1週間後
F01	40	40	40	40	30
F02F03(連動)	240	210	190	160	70
F03D	10	10	10	—	—
F06	30	30	30	20	20
F06D	80	80	80	80	80
F09	90	90	90	90	90

※ 被害が想定される断層モデルのみを記載。数値は「5以上1,000未満」は一の位を四捨五入、「1,000以上10,000未満」は十の位を四捨五入。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、町は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

この際、体系的な防災教育訓練の提供、学校における避難訓練と合わせた防災教育の実施、防災と福祉の連携による高齢者の避難行動への理解促進に努める。

1 実施内容

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施する。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。
- (3) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に公開する。
- (4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努める。

2 職員に対する教育

すべての職員等に対し、災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 町計画と町の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 防災対策の課題

なお、前記(4)及び(5)については、毎年度、各課等において、所属職員に対し、十分に周知する。また、各課等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属

職員の教育を行う。

3 普及・啓発に当たり配慮すべき事項

- (1) 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- (2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (3) 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

4 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行う。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) ラジオ、テレビ、知らせますケンⅡ等の活用
- (3) インターネット、SNSの活用
- (4) 新聞、広報誌（紙）等の活用
- (5) 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- (6) 広報車両の利用
- (7) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (8) 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- (9) 学校教育の場の活用
- (10) その他

5 普及・啓発及び教育を要する事項

- (1) 災害に対する一般的知識
- (2) 災害の予防措置
 - ア 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - イ 防災の心得
 - ウ 火災予防の心得
 - エ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - オ 農作物の災害予防事前措置
 - カ 船舶等の避難措置
 - キ その他
- (3) 災害の応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - イ 災害の調査及び報告の要領・方法

ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領

エ 災害時の心得

(7) (家庭内、組織内の)連絡体制

(イ) 気象情報の種別と対策

(ウ) 避難時の心得

(エ) 被災世帯の心得

(4) 災害復旧措置

ア 被災農作物に対する応急措置

イ その他

(5) その他必要な事項

6 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。
- (4) 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- (5) 防災教育は、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- (6) 社会教育においては、PTA、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

7 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

町において管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

8 事業所への啓発

町は、利尻礼文消防事務組合と連携して、事業所職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。

9 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第2節 防災訓練計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら、災害応急対策を迅速かつ適切に実施できるよう、平素から顔の見える関係を構築し信頼感を醸成するとともに技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で、総合的かつ計画的な訓練を実施する。

1 防災訓練の実施責務・協力

- (1) 町は、単独又は他の関係機関と共同して、必要な防災訓練を行う。
- (2) 住民その他関係ある団体は、町が行う防災訓練に協力するものとする。

2 防災訓練の実施

町は、関係機関と相互に連絡をとりながら、単独に若しくは他の機関と共同して、最も効果のある方法で訓練を行う。また、ボランティア団体及び地域住民等とも連携し、要配慮者に十分配慮した訓練となるようにする。

防災訓練は、図上訓練と実地訓練の2種とする。

(1) 防災図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

(2) 実地訓練

訓練の成果を最も効果的にするために、次の実地訓練を実施する。

ア 水防訓練

水防工法、樋門等の操作、水位・雨量観測、住民の動員、水防資機材の輸送、広報・通報伝達などのほか、利尻礼文消防事務組合に要請して職・団員の動員を伴った訓練を実施する。

イ 土砂災害に係る避難訓練

ウ 消防訓練

利尻礼文消防事務組合の出動、近隣市町村への応援要請、避難・立退き、救出救助・消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡などを織り込んだ訓練を実施する。

エ 救難救助訓練

オ 避難訓練

避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難所の管理・運営、給水・給食などを織り込んだ訓練を実施する。

カ 災害通信訓練

気象警報等の伝達、災害発生の状況報告、被害報告など主通信・副通信をそれぞれ組み合

わせ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。

キ 非常招集訓練

災害対策本部各部（班）員・利尻礼文消防事務組合の招集訓練を行う。

ク 総合訓練

あらゆる災害を想定して、上記の訓練を包含した総合訓練を実施する。

ケ その他災害に関する訓練

(3) 留意事項

地域の災害リスクととるべき避難行動、安全な場所にいる人が避難の必要がないこと、親戚や知人宅への避難への選択肢など避難情報の理解の促進に努める。

3 訓練の時期、場所等

- (1) 訓練の種類により、最も訓練効果のある時期、場所を選んで実施する。なお、家屋の密集している火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、土砂災害のおそれのある地域、洪水・浸水のおそれのある地域など、それぞれの地域において十分検討する。
- (2) 町は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、必要な限度において、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限する。

4 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、次回以降の訓練の参考にするため、訓練実施後には訓練成果をとりまとめ、課題等を明らかにするため、各自治会長に対してアンケート調査を実施して参画意識を高め、次回の訓練に反映させる。

(1) 実践的な訓練の実施

訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、要配慮者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。

また、自主防災組織、民間企業、地域住民等とも連携した訓練となるよう努めるとともに、津波防災避難訓練を実施する場合は、避難対象地域に所在する学校（児童生徒等）を含めて訓練を実施する。

(2) 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて、改善を行う。

5 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実地訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

災害時における住民の生活を維持するため、食料その他の物資の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努め、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努める。

1 食料その他の物資の確保

- (1) あらかじめ食料販売業者及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。

また、町長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備(備蓄)に努める。

- (2) 町広報紙等により、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

2 防災備蓄倉庫及び防災資機材等の整備

- (1) 町は、防災倉庫を整備する。
- (2) 町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める（資料3-5参照）。

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

町は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO 等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努める。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定するよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

1 相互応援（受援）体制の整備

(1) 町

ア 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行うほか、道や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておく。

イ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

ウ 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

(2) 防災関係機関等

あらかじめ、道、町その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておく。

2 災害時におけるボランティア活動の環境整備

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害時には、有線電話の途絶・輻輳により防災関係機関の連絡が困難になり、あるいは道路、橋梁のき損による交通阻害、又は火災の同時発生など、防災関係機関が行う災害応急対策は、多くの制約を受けることが予想される。

また、要配慮者の避難対策については、災害時の緊急性を考慮すると、行政等の活動にも困難なものがあり、地域住民の積極的な協力、援助が不可欠となる。

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自主的防災意識の高揚の機会として、また地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動実施のため、自治会等の組織を活かした自主防災組織づくりと育成を早急に推進し、その活動の充実強化を図る。

1 組織の規模

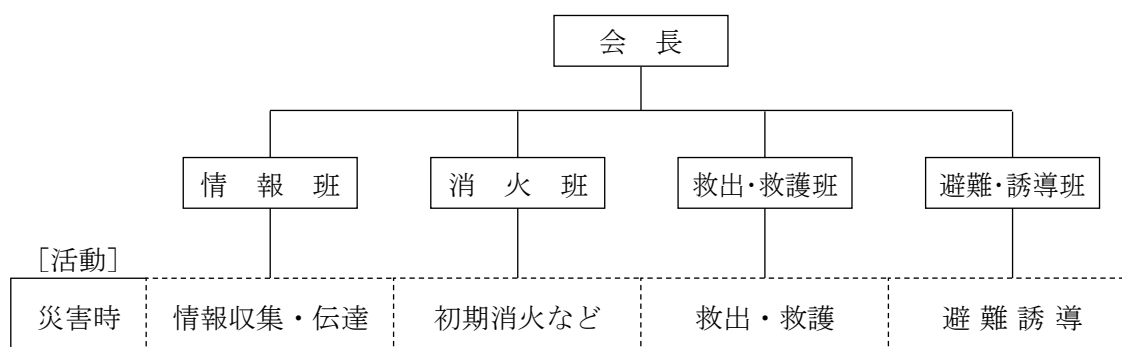
自主防災組織の規模は、地域住民が災害時の応急活動や避難活動などを行う場合に、相互連携、相互協力が組織的かつ円滑に行われやすい区域を設定する必要があるので、住民の日常生活の繋がり、平時の防災活動の実施、災害時の住民掌握あるいは避難行動を考慮し、自治会を一つの基礎的組織とする。

2 組織編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の自治会組織を基本とした組織が適当であり、その組織の中での役割分担を明確にすることが必要である。

このため、基本的な組織編成として、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班等の編成が考えられる。なお、組織の編成に当たっては、機動的な組織づくりを進める必要がある（別表参照）。

自主防災組織の編成



3 組織の活動

(1) 平時の活動

- ア 防災知識の普及
- イ 地域、家庭の防災点検
- ウ 要配慮者等の状況把握
- エ 防災訓練の実施、又は町等が実施する防災訓練への参加協力
- オ 地域住民の防災知識の普及及び研修会等の実施
- カ 防災用資機材等の整備・点検

(2) 非常時及び災害時の活動

- ア 住民の被害状況等の把握と、被災者の応急対応
- イ 町等防災関係機関への連絡、要請行動
- ウ 出火防止及び初期消火
- エ 救出救護活動の実施
- オ 住民の避難誘導
- カ 指定避難所の運営
- キ 給食・救援物資の配布及びその協力

(3) 援護活動

要配慮者等を対象として、**火災・急病等の平時緊急連絡体制を整備しつつ、大規模災害時にも活用する。**

このため、町内の要配慮者等の保護、安全確認については、町及び民生委員との連携による自治会等の活動、協力を基本として実施する必要がある。

- ア 住民の安全確認と保護
- イ 医療手配などの応急的対応
- ウ 避難誘導の支援

4 推進方法

自治会等の代表者に対し、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換し、地域の実情に応じた組織の育成を指導する。なお、一般的な自主防災組織の活動内容等については、基準等を定め、指導する。

また、自主防災組織の育成及び活動の促進を図るため、町は、組織整備に要する経費及び防災用資機材等の整備に要する経費等に対する助成制度等の確立を促進していく。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努める。

5 自主防災組織相互の連携

- (1) 町は、地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織、自主防犯組織との連携を図るため、協議会等を設置し、相互の連絡応援体制を確立するよう努める。
- (2) 町は、自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。
- (3) 避難所における感染症対策
必要な場合は、ホテルや旅館等の活用を含めて平素から検討する。

6 避難の実施

市町村長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

別表 班の活動内容(一例)

班 名	役 割
本 部	○ 自主防災組織の本部は、会長、副会長で組織する。 ○ 本部からの指示 ① 必要に応じて防災関係機関に対し、出動要請を行う。 ② 情報に基づき適切な判断を行い、住民に対して、消火班の集結、避難命令の伝達など、各班への適切な指示を行う。
情 報 班	① 町などからの情報を地区住民に伝達する。 ② 地域内の被害状況及び避難状況など必要な情報を収集し、会長へ報告するとともに、町へも報告する。
消 火 班	① 出火防止の啓発や防火意識の向上に努める。 ② 災害時に火災が発生したら、消火器等で初期消火に努め、消防機関が到着したらその指示に従う。
救出・救護班	① 身体に障害のある方や高齢者など、災害に弱い立場におかれている人など（要配慮者）をサポートする班員を決めて、確実に避難させる。 ② 建物の倒壊や落下物等により負傷者が発生した場合に、負傷者の救出や避難所までの搬送や救急車の要請などを行う。
避難・誘導班	① 町からの避難指示等により、地域内の住民を避難場所や避難所まで誘導する。 ② 避難誘導班員の担当地区を決めて、確実に避難誘導ができるように努める。

第6節 避難体制整備計画

大規模な災害発生時における避難者の収容のため、あらかじめ災害事象別に避難指示の判断・伝達マニュアルを作成するとともに、事前に避難場所及び避難所等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するなど、実施計画を定めておく。

1 避難誘導体制の構築

- (1) 町は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

- (2) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (3) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- (4) 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- (5) 町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。
- (6) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努める。

- (7) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

2 指定緊急避難場所の確保等（資料3－1参照）

- (1) 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設ける。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

- (2) 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (4) 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消す。
- (5) 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

3 避難所の確保等（資料3－2参照）

- (1) 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図る。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。

交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- (2) 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。
- ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- イ 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- ウ 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (4) 町は、指定避難所の指定に当たっては、次の事項について努める。
- ア 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
- イ 特別養護老人ホームを活用し、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、指定避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する（資料3-3参照）。
- ウ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- エ 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。
- 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (6) 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- (7) 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

4 町における避難計画の策定等

- (1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示、高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定する。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努める。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努める。

(2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

ア 避難指示、高齢者等避難を発令する基準及び伝達方法

イ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む。）

エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

オ 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

(7) 給水、給食措置

(イ) 毛布、寝具等の支給

(ウ) 衣料、日用必需品の支給

(エ) 暖房及び発電機用燃料の確保

(オ) 負傷者に対する応急救護

カ 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項

(7) 避難中の秩序保持

(イ) 住民の避難状況の把握

(ウ) 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

(エ) 避難住民に対する各種相談業務

キ 避難に関する広報

(7) 町防災行政無線（IP告知電話（端末））等による周知

(イ) 緊急速報メールによる周知

(ウ) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知

(エ) 避難誘導者による現地広報

(オ) 住民組織を通じた広報

(4) 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。

なお、個人データの取扱いには十分留意する。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

5 防災上重要な施設の管理等

- (1) 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより、避難の万全を期するものとする。

ア 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）

イ 経路

ウ 移送の方法

エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

オ 保健衛生及び給食等の実施方法

カ 暖房及び発電機の燃料確保の方法

- (2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

6 公共用地等の有効活用への配慮

町は、北海道財務局及び道と相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮する。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

近年の高齢化の進行等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

また、近年要配慮者関連施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者関連施設については、避難誘導等について重点的に対策を講ずる。

1 避難行動要支援者対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、**個別避難**計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報の適切な管理に努める。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進する。

(1) 全体計画・地域防災計画の策定

町は避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、町地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、町地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

(2) 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

なお、災害時には、本人同意がなくとも名簿情報を提供できることについて、留意する。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

(5) 個別避難計画の策定

町は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、避難支援等関係者と連携しながら作成に取り組む。

(6) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

(7) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

(8) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認すること。

(9) 福祉避難所の指定

町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

2 社会福祉施設の予防対策

(1) 防災点検及び防災資材の配備

施設管理者は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて

必要な修繕等を行う。特に、段差の解消など施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

また、食料、防災資材や日常生活に必要な物資を配備しておく。

(2) 防災教育及び避難誘導方法の確立

施設管理者は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、災害時に適切な防災行動がとれるよう、定期的に防災教育及び防災訓練を実施するものとする。

また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し、避難誘導方法を確立しておくものとする。

3 福祉避難所の整備（資料3－3参照）

町は、要配慮者を避難収容するための施設として、介護機能を備えた福祉避難所をあらかじめ指定しておき、住民に周知を図る。また、指定した福祉避難所については、介護機能の充実を図るとともに、要配慮者の避難生活に必要な資機材及び物資の整備・備蓄を推進する。

4 外国人対策

(1) 外国人の所在の把握

災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように、平素から外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災知識の普及・啓発等

ア 多言語による防災マップ・行動マニュアルの作成・配布に努める。

イ 指定緊急避難場所までの案内板等の多言語化に努める。

ウ 地域に住む外国人の参加を得た防災訓練等の実施に努める。

エ 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置に努める。

5 観光客対策

本町の地理に不案内な観光客に対して、災害発生時に迅速な被災状況の把握や応急対策に関する情報提供が行えるよう、町は、観光協会や旅行業協会など関係機関との連携体制をあらかじめ整備しておく。

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

防災関係機関等との情報交換及び情報伝達体制について、次のとおり整備を推進しておく。

この際、災害情報を一元的に把握し共有できる体制整備を図り、災害対策本部機能の充実・強化に努める。

1 防災会議構成機関との連携

- (1) 情報等の収集及び連絡を迅速、かつ、的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、予め道防災会議会長に報告するものとする。
- (2) 情報に関し必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有できるように努める。
- (3) 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するとともに、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努める。

2 住民への情報伝達

- (1) 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。
- (2) 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努める。特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線（IP告知電話（端末））等の無線通信システムの整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

なお、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、道、町、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。

- (3) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。
- (4) 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法的確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図る。

- (5) 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講ずる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努める。
- (6) 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努める。
なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努める。

3 通信施設の整備の強化

町及び道は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

4 その他

航空写真や被災者等撮影の写真等を活用するなど住宅等被害の把握に努め、速やかな調査・判定に資する。

第9節 建築物等災害予防計画

災害による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性の確保と安全性の向上を図る。

1 公共建築物の安全対策

公共建築物の中には災害応急活動の拠点や、児童・生徒が生活する学校などが避難所ともなる建築物も多く、また、要配慮者が利用する建築物も多いことから、特に耐震性が要求される。このため、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行い、施設の整備充実を図る。

2 一般建築物の耐震化の促進

町は、道と連携し、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない一般建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断講習会を後援し、技術者を育成するとともに、パンフレット等を活用して、耐震改修の必要性等について普及啓発を図るほか、建築関係団体と連携して、住民の問い合わせに応じられる体制を整備する。

3 ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等の点検、補強の指導を行う。また、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

4 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

- (1) 道は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、応急危険度判定士の認定を行い、台帳に登録するものとする。
- (2) 町は、道と連携し、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

5 木造建築物の防火対策の推進

町は、道と連携し、木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

6 窓ガラス等の落下物対策

町は、道と連携し、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

第10節 消防計画

災害から住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うため、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び利尻礼文消防事務組合との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

1 消防組織及び消防力

町は、利尻礼文消防事務組合と協力して、防災活動の充実強化を図り、火災予防対策及び火災警防対策等を実施する。

消防組織及び消防力の現況は、資料9－1のとおりである。

2 消防活動体制の整備・強化

(1) 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう、消防職員及び消防団員に対してより高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

(2) 消防団の育成強化

ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

イ 消防団の育成・強化策の推進

(7) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

(4) 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請等を通じて、消防団への参加を促進する。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

3 火災予防対策

(1) 諸行事による防火思想の普及

火災予防運動を年2回実施し、街頭宣伝、防火チラシ及びポスターの配布、映画会、講習会等を行い、防火思想の普及を図る。

(2) 事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化

ア 事業所に対する出火防止の指導

消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底について指導する。

イ 事業所の初期消火体制の整備

火災の発生時における応急措置要領を定めるとともに、自衛消防隊等の育成を図る。また、地域住民と日ごろから連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

(3) 防火管理者の育成と防火体制の強化

ア 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定による防火管理者の育成のため、講習会及び研修会等を開催して防火知識及び技術の向上を図り、防火対象物の管理体制の強化を図る。

イ 学校、事業所等防火対象物の防火管理者等に対し、消防計画を作成させ、この計画に基づく消防訓練の実施や、消防用設備等の整備点検等、防火管理を徹底するよう指導する。

(4) 予防査察

指定防火対象物、危険物貯蔵所等及び一般家庭住宅の予防査察を計画的に実施して、火災の未然防止と焼死事故の根絶を図る。

(5) 建築確認の同意

消防法第7条の規定に基づく建築物同意調査に付随して、火災予防の推進を図る。

(6) 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校や、事業所及び薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、災害発生時における危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底について指導する。

ア 可燃物と酸化剤の混合による発火

イ 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

ウ 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

4 消防機械器具の点検と水利の確保

町は、利尻礼文消防事務組合と連携を密にして、火災が発生した場合、迅速に消防活動が実施できるよう、日ごろから消防機械器具の点検と水利の確保に努める。

(1) 機械器具の点検

ア 通常点検…毎月1回以上機械器具の手入れ、放水試験等を行う。

イ 特別点検…年1回以上各分団ごとに行う。

ウ 現場点検…火災警報等発令下における機械器具、人員の配置及び防火等災害防止対策が適正に行われているか点検する。

(2) 水利の確保

防水水槽、消火栓、海岸等の水利について立入り調査を実施するとともに、厳冬期、積雪時には凍結防止措置の実施、又は除雪作業を実施し、消防水利の確保に努める。

5 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない場合に備え、「北海道広域消防相互応援協定」（資料13－1－1 参照）等に基づき、他の地方公共団体等に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

第11節 水害予防計画

水害の発生予防及び被害の拡大防止のため、水防用資機材の備蓄に努めるとともに、危険区域の所在等について住民に周知する。

また、河川災害に対する防止対策として従来より推進されている河川堤防等の整備事業を継続して推進する。

1 水害危険区域

町の区域内の河川、低地帯等で、水防上特に重要な警戒防御区域は、資料10－1のとおりである。

2 水位観測所

町の区域内に設置された水位観測所及び雨量観測所は、資料10－3のとおりである。迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めたときは、稚内建設管理部利尻出張所及び稚内地方気象台と連絡をとり、その状況を把握する。

3 水防倉庫及び水防用資機材の備蓄及び調達

町の水防用資機材の備蓄及び調達先は、資料10－4のとおりである。

なお、必要に応じ、漁業協同組合及び民間業者等からの調達体制を整備する。

4 河川災害予防

町は、町域の水防区域について、住民に周知するとともに、次の事項を把握・検討し、国及び道の協力を得てハザードマップを作成するなど、関係地域の住民等に周知する。

- (1) 河川の形状、地盤高に応じた浸水の危険性の把握
- (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所等の配置状況の把握
- (3) 危険区域内に居住する人口・世帯数等及び自治会単位での避難体制の検討

5 住民への伝達

気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線（IP告知電話（端末））、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、スマートフォン等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

第12節 風害予防計画

台風及び竜巻等突風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講ずるものとする。

1 家屋・建築物等の倒壊防止対策

学校及び保育所や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。

また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。

なお、家屋、その他建築物の倒壊防止、緊急措置の方法は以下のとおりである。

- (1) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
- (2) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取付、ロープ張り、大きなすじかいの打ちつけ等をする。
- (3) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。
- (4) 電灯引込線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。

2 農作物等災害予防対策

台風及び竜巻等突風による農産物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知指導を実施する。

第13節 雪害予防計画

大雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下、本節において「雪害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、防災関係機関の相互の連携のもとに、次に定めるところにより実施する。

1 町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意する。

- (1) 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- (3) 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- (4) 積雪時における消防体制を確立すること。
- (5) 雪害時に適切な避難指示ができるようにしておくこと。
- (6) 雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- (7) 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - ア 食料、燃料等の供給対策
 - イ 医療助産対策
 - ウ 応急教育対策
- (8) 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- (9) 雪捨場の設定に当たっては、交通障害及び^{いつ}洪水災害等の連絡について十分な配慮をすること。

2 町道除雪要領

町道の除雪は、次の要領で実施するものとする。

- (1) 除雪路線は、交通量、消防対策等を検討して決定する。
- (2) 常時1車線の確保に努める。
- (3) 大量の除雪がある場合は、民間車両の借上げを行い、路線を確保する。
- (4) 常に気象予報に注意して、配車に万全を期する。

3 排 雪

排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通の支障のない場所を選定する。
- (2) 河川等を利用して雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分協議の上、決定するものと

し、投下に際しては^{いつ}洪水災害の防止に努めなければならない。

4 警戒体制

稚内地方気象台の発表する大雪特別警報、大雪警報、暴風雪特別警報、暴風雪警報及び現地情報を勘案し、必要と認める場合は警戒体制に入るものとする。

また、住民生活に重大な支障を及ぼすおそれがある大雪の場合、町長は、次の状況を勘案し、必要と認めたときは災害対策本部設置基準に基づき本部を設置するものとする。

- (1) 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (2) 雪害による交通まひ、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模等から応急措置を要するとき。

第14節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害及びなだれ等（以下「融雪災害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ防災関係機関の相互の連携のもとに、次に定めるところにより実施する。

1 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、北海道融雪災害対策実施要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- (1) 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- (3) 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- (4) 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- (5) 融雪災害時に適切な避難指示ができるようにしておくこと。
- (6) 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難救助体制を確立すること。
- (7) 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- (8) 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- (9) 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

2 気象情報及び積雪状況の把握

町は、融雪期においては稚内地方气象台と緊密な連絡をとり、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

3 融雪出水対策

- (1) 町は、災害危険区域及びその他の地区の融雪による危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

ア 町及び消防機関は、地区住民の協力を得て、既往の被害箇所その他の予想される危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。

イ 町は、警察その他関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等

を事前に検討しておくものとする。

また、河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰^{せき}、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

ウ 町は、被災地における避難所を住民に十分周知させるとともに、避難について収容施設の管理者と協議しておくものとする。

- (2) 水防上重要な施設の管理者は、融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、不測の事態に備え、非常用電源や燃料等についても、あらかじめ確保しておく。また、下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

4 融雪期におけるなだれ等予防対策

- (1) 道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所については、随時パトロールを実施するとともに、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずるものとする。
- (2) 崖等の管理者は、崖崩れ及び地滑りの発生が予想される箇所についてはパトロールを強化するものとする。

5 交通の確保

- (1) 道路管理者は、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除排雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。
- (2) 道路管理者は、積雪、捨雪及び塵芥^{ちんがい}等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

6 広報活動

町及び関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第15節 高波、高潮災害予防計画

町は、国及び道の支援を得て、従来の高潮、波浪等を念頭に置いた海岸保全事業を継続し、既存海岸施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

なお、予防対策はつぎによる。

- 1 高潮特別警報・警報等を迅速に住民に伝達するため、関係機関の協力を得つつ、町防災行政無線（IP告知電話（端末））、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、スマートフォン等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、高波・高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。
- 2 住民に対し高波、高潮、津波等危険区域（資料11－1参照）の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定める。
- 3 高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

第16節 津波災害予防計画

津波による災害を防ぐため、海岸・護岸施設等の整備事業を継続的に推進する。また、災害発生時に備えて、情報伝達体制を整備するとともに、津波に関する知識の普及を図る。

1 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」及び「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、町は、道と連携し、護岸・防潮堤等の施設整備を図るものとし、また、指定緊急避難場所・経路や同報系防災行政無線など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成・周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。

2 津波等災害予防施設の整備

(1) 海岸保全対策

町は、国及び道と連携し、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施する。

また、防潮扉・水門等の管理者は、適切な施設管理をするとともに、水門や陸間の自動化や遠隔操作化を図るなど、津波発生時における迅速かつ的確な開閉に万全を期するものとする。

(2) 河川対策

町は、道と連携し、高波、高潮及び津波の河川への遡上防止や、背後地への浸水等の災害予防施設として、防潮堤防、防潮水門、樋門等のゲート操作の自動化などの河川事業を実施する。

(3) 港湾及び漁港対策

港湾管理者及び漁港管理者は、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

3 大津波警報・津波警報・津波注意報、避難指示等の伝達体制の整備

(1) 伝達手段の確保

町は、住民等に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報（以下「津波警報等」という。）の伝達手段として、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、町防災行政無線（IP告知電話（端末））、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、スマートフォン等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜

地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。特に、要配慮者に対しては戸別訪問等を実施するなど確実な伝達を図る。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

(2) 伝達協力体制の確保

町は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合等）、事業者（工事施工管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、津波警報等の伝達協力体制を確保する。

(3) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

町は、津波警報等を迅速かつ的確に伝達するため、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施する。

(4) 防災意識の向上

町は、地域住民等に対し、各種講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり、要配慮者にも配慮した津波警報等の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

(5) 学校等教育関係機関

沿岸地域の学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに、津波避難訓練を実施するものとする。

4 津波警戒の周知徹底

町及び防災関係機関は、広報誌（紙）等を活用して津波警戒に関する次のような事項についての周知徹底を図る。

(1) 一般住民に対し、周知を図る事項

ア 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。

イ 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等の防災対応をとる。

ウ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。

エ 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。

オ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生可能性がある。

カ 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。

キ 津波警報等の発表時にとるべき行動について知っておく。

ク 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは、強い揺れや津波警報等である。

ケ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

- コ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- サ 津波は繰り返して襲ってくるので、津波警報等の解除まで気をゆるめない。
- (2) 船舶関係者に対し、周知を図る事項
 - ア 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは、次のとおり対応する。
 - (7) 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合
荷役等中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。
 - (4) 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合
荷役等中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
 - イ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。
 - ウ 津波は繰り返して襲ってくるので、津波警報等の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。
- (3) 漁業地域において、周知を図る事項
 - ア 陸上・海岸部にいる人は陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。
 - イ 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、又は沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。
 - ウ 避難判断は独自の判断では行わず、津波警報等が解除されるまで避難海域で待機する。

第17節 土砂災害予防計画

急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り等の土砂災害を防止するため、従来より推進されている各種防災事業を継続し、災害に係る危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

1 災害危険箇所等の現状把握

本町の災害危険箇所については、資料11－2のとおりであるが、さらに調査を行い、危険箇所の把握と指定の促進に努める。

2 共通の予防対策

(1) 北海道

ア 土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況その他の事項に関する調査を行い、その結果を町長に通知するとともに公表する。

イ 急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等に関する調査を行い、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定するときは、当該指定をする旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示する。

ウ 警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定するときは、当該指定をする旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項を公示する。

エ 町長に対して土砂災害警戒区域等の公示事項等を記載した図書を送付し、町地域防災計画に警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるように指導する。

オ 特別警戒区域における開発行為の制限や建築物の安全性確保の確認、又は建築物に対する移転等の勧告を行う。

カ 特別警戒区域内の住宅移転及び建築の制限などの指導を行う。

キ 大雨による土砂災害発生の急迫した危険が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難指示等の発令を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の参考となるように稚内

地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を作成・発表し、関係する市町村の長に通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講じるものとする。

ク 重大な土砂災害（地滑り）の急迫した危険がある場合において、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査を行う。調査の結果、一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認められるとき、または当該土砂災害が想定される土地の区域もしくは時期が明らかに変化したときは、町長が避難のための立ち退きの指示の判断に資するため、土砂災害緊急情報を通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講ずる。

(2) 町

ア 町地域防災計画に、土砂災害警戒情報等と連携した避難指示等の発令基準、警戒区域等、避難指示等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載するものとする。

イ 警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

(7) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

(4) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(7) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(オ) 救助に関する事項

(カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ 町地域防災計画において、前項(エ)に掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項(7)に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

エ 土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

オ 土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、**気象庁の「キキクル」を確認**

しつつ土砂災害の危険度分布（大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。

3 地すべり等予防計画

(1) 北海道開発局・北海道森林管理局

直轄で工事している地すべり防止施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずる。

(2) 北海道

ア 地すべり防止工事に関する基本計画に基づいて、地すべり防止工事を施工するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずる。

イ 地すべり防止区域内にこれを表示する標識を設置する。

ウ 地下水の排水施設の機能を阻害する行為等地滑りの防止を阻害し、又は地滑りを助長する行為を制限する。

(3) 町

ア 住民に対し、土砂災害警戒区域及び地すべり防止区域の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

イ 危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

4 崖崩れ防止対策

(1) 急傾斜地崩壊（崖崩れ）防止対策

ア 北海道

(7) 急傾斜地崩壊防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずる。また、町に対し急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料を提供し、住民への資料の提供について指導する。

(4) 崩壊防止工事のうち、住民に施工させることが困難又は不適当なものを施工する。

(7) 急傾斜地崩壊危険区域を指定したときは、当該区域内にこれを表示する標識を設置する。

(エ) 急傾斜地崩壊危険区域内において、水を放流し、又は停滞させる行為など崩壊を助長し、誘発するおそれのある行為を制限するとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他防災工事の実施等改善措置をとるよう命令を行う。

イ 町

(7) 住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

(4) 危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自

身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

(2) 山腹崩壊防止対策

ア 北海道森林管理局

(ア) 森林法に基づき、森林を「保安林」として、又は森林若しくは原野その他の土地を「保安施設地区」として指定し、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業（治山事業）を行うことにより、山腹の崩壊等を防止するとともに、施設点検を実施し、必要に応じ適切な処理を講ずる。

(イ) 保安林又は保安施設地区において行う立木の伐採や行為を制限し、保安林等が常にその指定の目的に則して機能することを確保する。

(ウ) 町に対し、山腹崩壊危険地区に関する資料を提供し、住民への山腹崩壊に関する資料の提供について指導する。

イ 町

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、町地域防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

5 土石流予防計画

(1) 北海道開発局・北海道森林管理局

ア 土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区に係る直轄砂防・治山施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずる。

イ 砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導する。

ウ 同一渓流内で同時期に複数の砂防・治山事業が実施される場合は、各事業者間において土石流対策等の情報を相互に交換するとともに、請負業者に対し、工事中の安全確保のため、土石流に対する警戒避難体制等について、請負業者間において連絡調整するよう指導する。

(2) 北海道

ア 治山工事及び砂防工事の推進をはじめ、砂防法に基づく砂防指定や森林法に基づく保安林指定の促進を図るとともに、土石流の発生を助長するような行為を制限するなど土石流対策を推進する。また、治山・砂防施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずる。

イ 町に対し、危険渓流に関する資料を提供し、住民への危険渓流に関する資料の提供について指導する。

ウ 砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導する。

エ 同一渓流内で同時期に複数の砂防・治山事業が実施される場合は、各事業者間において土石流対策等の情報を相互に交換するとともに、請負業者に対し、工事中の安全確保のため、

土石流に対する警戒避難体制等について、請負業者間において連絡調整するよう指導する。

(3) 町

ア 住民に対し、土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

イ 危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

第18節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町及び関係機関の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、道道及び町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 道路管理者は、なだれや地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

3 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

町及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

4 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における指定避難所、避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

5 寒冷対策の推進

(1) 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

道は、町における発電機等の整備に係る支援のほか、民間事業者との協定締結など、災害時に速やかな支援が行える体制の整備に努める。

(2) 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄と協定による確保に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

(3) 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(4) 住宅対策

町は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

6 スキー客に対する対策

スキー場で雪崩等の災害が発生した場合、リフト、ロッジ等の損壊などにより多数のスキー客の被災が懸念されるため、町地域防災計画にスキー場利用客の対策について定めておく。

第19節 複合災害に関する計画

町、道をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実する。また、予防対策は次による。

- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努める。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実地訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。
- 3 町及び道は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

(2) 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努める。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

第1節 応急活動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町は、利尻町職員初動マニュアルに従い、必要に応じ災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策活動を実施する。

1 配備体制

区 分		配備基準	配備体制	任 務	参集範囲等
本部設置前の体制	第1 非常配備	1 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する警報又は情報が発表されたとき。 2 事故等が発生し、社会的影響が懸念されるとき。 3 その他町長が必要と認めたとき。	情報連絡のため、又は災害が発生した場合速やかに対処するため、各課の少数の人員をもって当たるもので、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	○情報の収集 ○関係機関との連絡	・各課長 ・各課長の命ずる職員
	第2 非常配備	1 局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。 2 大規模な事故等が発生したとき。 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4 その他町長が必要と認めたとき。	関係各課の所要人員をもって当たるもので、災害発生時には直ちに応急活動が開始できる体制とする。	○情報の収集 ○関係機関との連絡 ○応急措置の実施	・主査以上の職員 ・その他職員は自宅待機 ※必要に応じ、災害対策本部を設置
	第3 非常配備	1 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する特別警報が発表されたとき。 2 広域にわたる災害の発生が予想されるとき又は被害が特に甚大であると予想さ	本部の全員をもって当たるもので、状況により、それぞれの災害応急活動ができる体制とする。	○災害業務全般の実施	全職員 ※災害対策本部設置

		れるとき。 3 重大な災害が発生したとき。 4 広域又は多数の死傷者が発生するなど社会的影響を及ぼす大規模な事故等が発生したとき。 5 その他町長が必要と認めたとき。			

(備考) 1 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

2 第1・第2非常配備につく職員の人数は、状況により各課長において増減するものとする。

2 配備体制の決定及び配備指令の伝達

(1) 勤務時間内

ア 防災情報室長は、気象警報等、災害に関する情報等を入手し、配備の要否を検討する必要があると判断したときは、直ちに町長に報告する。

イ 報告を受けた町長は、必要があると認めるときは、前記1に掲げるいずれかの配備体制を命ずる。

ウ 町長が配備を指示したときは、防災情報室長は、関係課長に配備指令を伝達するとともに、庁内放送等により職員に周知する。

エ 関係課長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる。

(2) 勤務時間外

ア 防災情報室職員は、気象警報等、災害に関する情報等を入手したときは、直ちに**防災情報室長**に報告する。

イ 防災情報室長は、報告を受け、配備の要否を検討する必要があると判断したときは、直ちに町長に報告する。

ウ イにより報告を受けた町長は、必要があると認めるときは、前記1に掲げるいずれかの配備体制を命ずる。

エ 町長が配備を指示したときは、防災情報室長は、関係課長に配備指令を緊急連絡網等により伝達する。

オ 関係課長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる。

カ 職員は、周囲の状況から大規模な災害が発生したと判断した場合には、動員配備指令を待たず、自ら参集するものとする。

(3) 職員への伝達

防災情報室長は、町長の配備決定に基づき、(1)(2)による伝達のほか、次の伝達手段を用いて関係職員に対し伝達を行う。

ア 携帯電話(メール、LINE等)による伝達

イ 庁舎内放送による伝達

3 参集時の留意事項

職員は、参集に当たり、次の点に留意する。

(1) 勤務時間外における参集場所

ア 第1非常配備の場合

各課長等(管理職)は、在勤地の庁舎に参集する。

イ 第2非常配備・第3非常配備(本部体制)の場合

(ア) 各課長等(管理職)は、在勤地の庁舎に参集する。

(イ) その他の職員は、災害発生場所が在住地の場合は最寄りの庁舎へ、在住地以外の場合は在勤地の庁舎に参集する。

(2) 服 装

応急活動ができる服装とする。

(3) 緊急措置

参集途上において、火災の発生又は人身事故等に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいる場合には、その活動を引き継ぎ、庁舎等に参集する。

(4) 情報収集

参集途上においても、各地区の次のような被害状況等について情報収集し、参集時に所属の課長等に報告する。

ア 幹線道路等の状況

イ 建物の倒壊、損傷の状況

ウ 火災の発生、消火活動の状況

エ 被災者及び救助活動の状況

オ ライフラインの状況

(5) 参集報告

各課長等は、職員の参集状況及び各職員が参集時に収集した被害情報等を集約し、防災情報室長に報告する。

4 災害対策本部の設置

町長は、災害時、災害の状況に応じて、基本法第23条の2の規定に基づき災害対策本部(基本法第23条の2及び利尻町災害対策本部条例(資料14-2))を設置し、その地域に係る災害応急

対策を実施する。

市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(1) 設置及び廃止の基準

設置基準	ア 局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。 イ 広域にわたる災害の発生が予想されるとき又は被害が特に甚大であると予想されるとき。 ウ 重大な災害が発生したとき。 エ 大規模な事故等が発生したとき。 オ 広域又は多数の死傷者が発生するなど社会的影響を及ぼす大規模な事故等が発生したとき。 カ その他町長が必要と認めたとき。
廃止基準	ア 災害発生のおそれが解消したとき。 イ 災害応急対策がおおむね完了したとき。 ウ その他本部長（町長）が必要なしと認めたとき。 ※ 廃止後においても、災害事務、救済策の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する課に業務を引き継ぎ、それぞれの関係課において対策業務を行うものとする。この場合、防災情報室長は、業務の内容、遂行状況について各課からの報告を求め、常に全体状況を掌握し、また必要な指示を行うものとする。

(2) 公 表

本部を設置したときは、直ちにその旨を本部員並びに町防災会議構成機関、宗谷総合振興局長、その他の防災関係機関及び住民に対し、電話、文書、その他の方法で通知及び公表する。

また、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

(3) 設置等権限の代理者

本部の設置又は廃止の決定権限は、町長にあるが、町長が不在の場合の職務代理順位者は、次のとおりとする。

職務権限順位	1	副町長	2	教育長

(4) 本部の設置場所

本部は、利尻町役場本庁舎に設置する。ただし、庁舎の被災等により、本部として機能できないと町長が判断したときは、次の施設の中から、その都度状況に応じて本部を移設する。

- ・仙法志支所
- ・利尻礼文消防事務組合／消防署

(5) 標識等

ア 本部の標識

本部が設置されたときは、その設置を示すため、**資料 1－3（図 1）**の標示を庁舎正面玄

関に掲げる。

イ 腕章

本部が設置されたときは、本部の業務に従事する職員は、資料 1－3（図 2）の腕章を着用する。

5 災害対策本部の組織（資料 1－1 参照）

(1) 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括して本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副町長、教育長）

副本部長は、本部長を補佐する。本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 本部員

本部員は、本部長の命を受けて本部の事務に従事する。

(4) 本部員会議

本部が設置された場合、本部に本部員会議を置く。

ア 本部員会議の構成

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

イ 本部員会議の協議事項

- (7) 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。
- (4) 災害情報・被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (7) 関係機関に対する応援の要請に関すること。
- (エ) その他、災害対策に関する重要な事項

ウ 本部員会議の開催

- (7) 本部員会議は、本部長が必要の都度招集して開催する。
- (4) 本部員は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (7) 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- (エ) 本部員は、会議招集の必要があると認めるときは、防災情報室長にその旨を申し出る。

エ 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図る。

オ 本部連絡員

- (7) 各部に本部連絡員を置く。
- (4) 各部長は、あらかじめ所属職員の中から本部連絡員を指名し、防災情報室長に報告する。
- (7) 本部連絡員の業務は、次のとおりとする。
 - a 所属部内の動員及び配備体制状況の掌握

- b 応急対策の実施及び活動状況の掌握
- c 応急対策実施に伴う応援等の必要な対策の要求
- d 所属部内の各班に係る災害に関する情報のとりまとめ
- e 本部との情報伝達及び所属部内との連絡調整

(5) 部及び班

本部における部・班の組織及びそれぞれの所掌事務については、資料1－2に定めるところによる。

(6) 現地災害対策本部

災害の状況により、本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部を設置し、災害応急対策活動の指揮を行う。

ア 現地災害対策本部の開設

- (7) 本部長は、前記(2)(3)の者のうちから現地災害対策本部長を、また本部職員のうちから現地災害対策本部員を指名し、現地へ派遣する。
- (4) 現地災害対策本部を開設したときは、資料1－3（図1）に準じた標示を掲げる。

イ 現地災害対策本部の責務

- (7) 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民の安全確保、被害の拡大防止をする。
- (4) 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括を図る。
- (7) 入手した情報を逐次本部へ報告する。

(7) 非常配備体制下の活動

ア 第1非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (7) 防災情報室係長は、稚内地方気象台及びその他関係機関等と連絡をとり、気象情報の収受・伝達等を行う。
- (4) 防災情報室職員は、雨量・水位等に関する情報を関係先から収集する。
- (7) 関係各班長は、**防災情報室**からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行うものとする。
- (5) 第1非常配備につく動員の人数は、状況により各班長において増減するものとする。

イ 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (7) 本部の機能を円滑ならしめるため、必要に応じて本部員会議及び班長会議を開催する。
- (4) 各班長は、情報の収集伝達体制を強化する。
- (7) 防災情報室長は、関係班長及び防災会議構成機関と連絡を密にして客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。
- (5) 各班長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - a 事態の重要性を班員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。

- b 装備・物資・資器材・設備・機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置すること。
- c 関係班及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

ウ 第3 非常配備体制下の活動

第3 非常配備が指令された後は、各班は災害対策活動に全力を集中するとともにその活動状況を随時本部長に報告するものとする。

第2節 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年6月2日法律第165号)、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

1 特別警報・警報・注意報・気象情報

気象、地象及び水象により災害が発生するおそれがある場合の警報等の発表、伝達等は気象業務法(昭和27年法律第165号)、水防法(昭和24年法律第193号)、及び消防法(昭和23年法律第186号)の規定に基づき行われる。

(1) 区 分

特 別 警 報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報。
気 象 警 報	暴風雨、暴風雪、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。
気 象 注 意 報	風雨、風雪、強風、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。
気 象 情 報	ア 地方気象情報、府県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。 イ 台風に関する気象情報 北海道地方、宗谷地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。 ウ 記録的短時間大雨情報 府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。 この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増

	水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。 ※大雨警報（土砂災害）・大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布： https://www.jma.go.jp/bosai/risk/ エ 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャスト（https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/）で確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(2) 特別警報・警報・注意報の種類と概要

ア 特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

特別警報の種類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく

	大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

イ 気象警報

警報の種類	概 要
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

ウ 気象注意報

注意報の種類	概 要
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 相当 である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や

	「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれのあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

エ 高潮警報及び注意報

高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2相当である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

オ 波浪警報及び注意報

波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

カ 洪水警報及び注意報

洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2相当である。

キ 段階的に発表される防災気象情報と対応する行動



【新たに発表される予定の警戒レベル】

- ◆ 発表の時期・・・令和8年5月下旬予定(気象庁)
- ◆ 発表時、内容に変更がない場合は、その段階から自動的に下図を適用する。
もしも、内容に変更があった場合は計画の一部を変更する。

	河川氾濫	大 雨	土砂災害	高 潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			

ク キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)

種 類	概 要
土砂キキクル(大雨警報 (土砂災害)の危険度分 布)※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル(大雨警報 (浸水害)の危険度分 布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル(洪水警報 の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要

	とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(3) 発表基準

気象の特別警報・警報・注意報は、気象要素が基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。気象特別警報・警報・注意報の種類と町の発表基準は下表のとおりである。

【特別警報の発表基準】

（発表官署：稚内地方気象台）

現象の種類	基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 参考 雨に関する利尻町の50年に一度の値※1 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深（稚内）※2 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html
高潮特別 警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合
波浪特別 警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合

〔注〕 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

- ※1 ・50年に一度の値は、利尻町にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。
- ・50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。
- ・大雨特別警報は、50年に一度の値以上となった5km格子がまとまって出現した際に発表される。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。また、土壌雨量指数のこの基準値以上となる1km格子がまとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合

- ※2 ・50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。
- ・大雪特別警報は、府県程度の広がり50年に一度の積雪深となる現象を対象とする。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

【警報・注意報の発表基準】

(発表官署：稚内地方気象台)

利尻町	府県予報区		宗谷地方		
	一次細分区域		宗谷地方		
	市町村等をまとめた地域		利尻・礼文		
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	9	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	108	
	洪水		流域雨量指数基準	大空沢流域＝6.7、タネトンナイ川 流域＝7.4	
			複合基準	－	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪による視程障害を 伴う	
			海上	25m/s 雪による視程障害を 伴う	
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪		有義波高	6.0m	
	高潮		潮位	1.4m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7		
		土壌雨量指数基準	83		
	洪水	流域雨量指数基準	大空沢流域＝5.3、タネトンナイ川 流域＝5.9		
		複合基準	－		
	強風	平均風速	陸上	13m/s	
			海上	15m/s	
風雪	平均風速	陸上	11m/s 雪による視程障害を 伴う		

			海上	15m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm	
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	1.0m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	50mm以上：24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計		
	濃霧	視程	陸上	200m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%		
	なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温 5℃以上		
注意報	低温	5月～10月：(平均気温) 平年より 5℃以上低い日が 2日以上継続		
		11月～4月：(最低気温) 平年より 8℃以上低い		
	霜	最低気温 3℃以下		
	着氷	船体着氷：水温 4℃以下気温－ 5℃以下で風速10m/s以上		
	着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	80mm	

〔市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説〕

- ・ 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- ・ 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- ・ 表中において、洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないものについてはその欄を“－”で、示している。
- ・ 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報

の欄中、(浸水害)は「大雨警報(浸水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。

- ・ 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- ・ 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料
(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/wakkanai.html>)を参照のこと。
- ・ 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL(平均潮位)等を用いる。
- ・ 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- ・ 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/wakkanai.html>)を参照のこと。

- ・ 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- ・ 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(石狩地方など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(石狩・空知・後志地方など)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

- ・ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル(危険度分布)の「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル(危険度分布)で確認する必要がある。

土砂キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

2 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、宗谷総合振興局と稚内地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる（<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>）。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

区 分	発 表 基 準
土 砂 災 害 警 戒 情 報	危険度分布で2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判断基準以上となると予想された（うす紫色）場合。

3 気象警報等の伝達

気象警報等は、後掲の気象警報等伝達系統図に基づき、I P告知端末、電話、無線、FAX、その他最も有効な方法により通報し、又は伝達する。

- 町は、気象等の特別警報・警報について、道、消防庁、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、必要に応じ地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、住民へ周知する。

特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちにI P告知端末及び広報車などにより住民へ周知する。

- 気象警報等は、勤務時間中は防災情報室が、勤務時間外は防災情報室職員が受理する。
- 気象警報等を受理した場合は、直ちに防災情報室長に連絡した上で指示を受け、必要に応じて関係課長等に連絡するとともに、災害の発生が予想されるときは、次表の伝達責任者が関係機関、団体、学校及び住民に対し気象警報等発表に伴う必要な事項の周知徹底を図る。

気象警報等の伝達責任者

伝 達 先	伝達責任者	伝 達 方 法	備 考
庁 内 各 課	防 災 情 報 室 長	口 頭 ・ 庁 内 放 送	広 報 車
関 係 機 関	〃	I P 告 知 端 末 ・ 電 話 ・ 口 頭	
自 治 会 長	町 民 課 長	〃	
消 防 署	消 防 署 長	〃	
保 育 所	町 民 課 長	〃	
小 中 高 等 学 校	教 育 長	〃	

4 夜間・休日等における気象警報等の取扱い

夜間・休日等において、防災情報室職員が気象警報等を受けたときは、気象警報等受理票（様式1－1）に記載するとともに、次に掲げる警報については、防災情報室長に連絡し、提出するも

のとする。

・暴風・暴風雪・波浪・高潮・大雨・大雪

5 火災に関する情報

消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定に基づき、火災の予防に関する種類及び伝達系統は、次のとおり実施する。

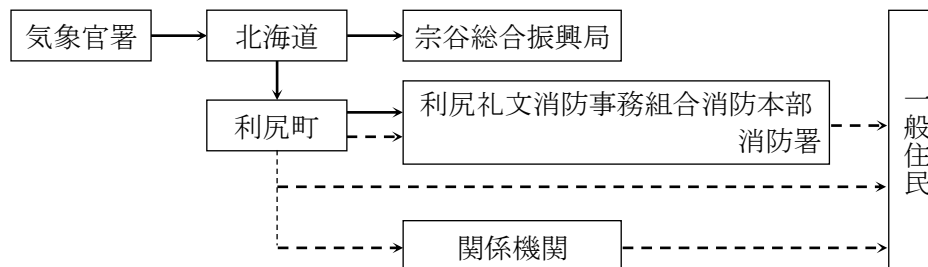
(1) 火災気象通報

ア 稚内地方気象台が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第22条の規定に基づき、北海道に通報するものとする。なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

イ 通報基準と発表官署は、次のとおりである。

地域名	発表官署	通 報 基 準
宗谷地方	稚内地方気象台	実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは平均風速が陸上で13m/s以上を予想する場合とする。 なお、平均風速が陸上で13m/s以上を予想する場合であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

ウ 火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。



---> は町長が火災に関する警報を発した場合

(2) 火災警報

町長は、道から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

6 海上予報区

海上予報区は、全般海上予報区（気象庁本庁担当）と全般海上予報区を12に分割した地方海上予報区から成っており、そのうち札幌管区気象台が担当する区域は次のとおりである。

(1) 日本海北部及びオホーツク海南部

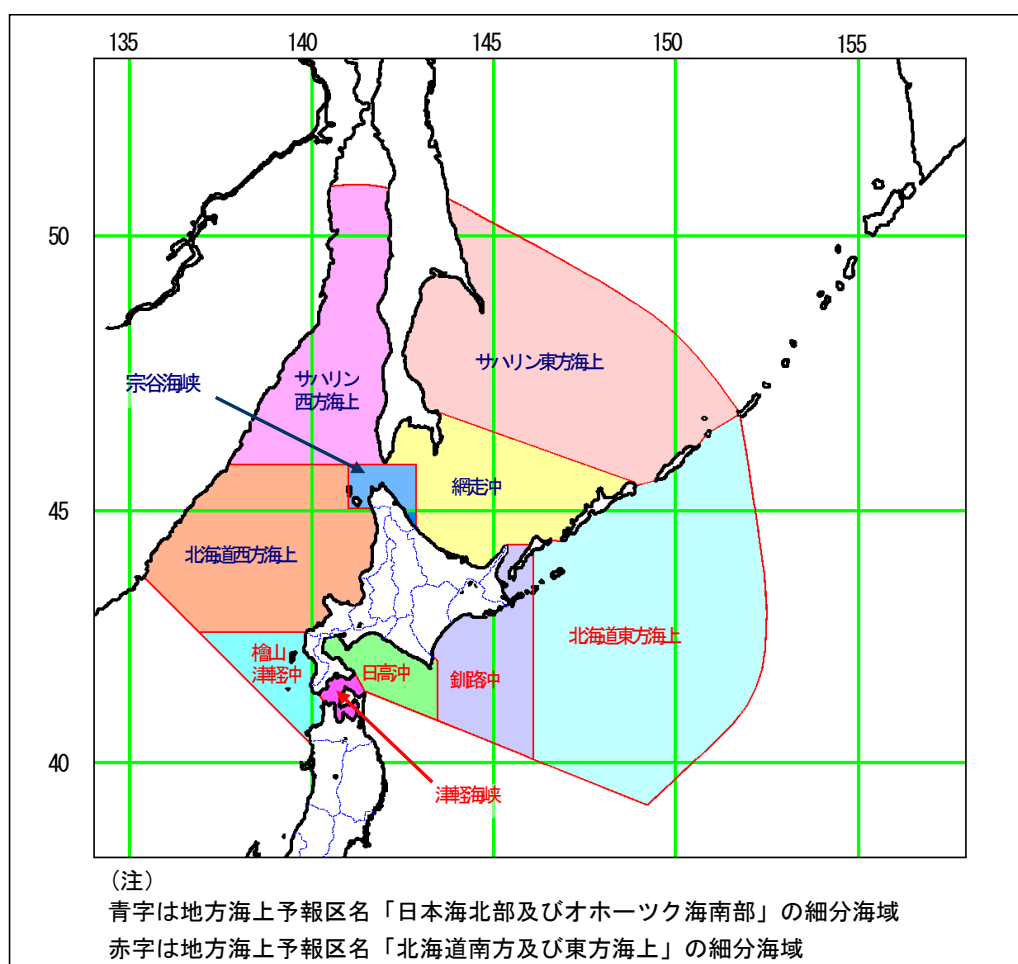
茂津多岬の突端から270度に引いた線以北及び知床岬の突端から90度に引いた線以北並びに千島列島以北の海岸線から300海里以内の海域で5つの海域に細分している。

(2) 北海道南方及び東方海上

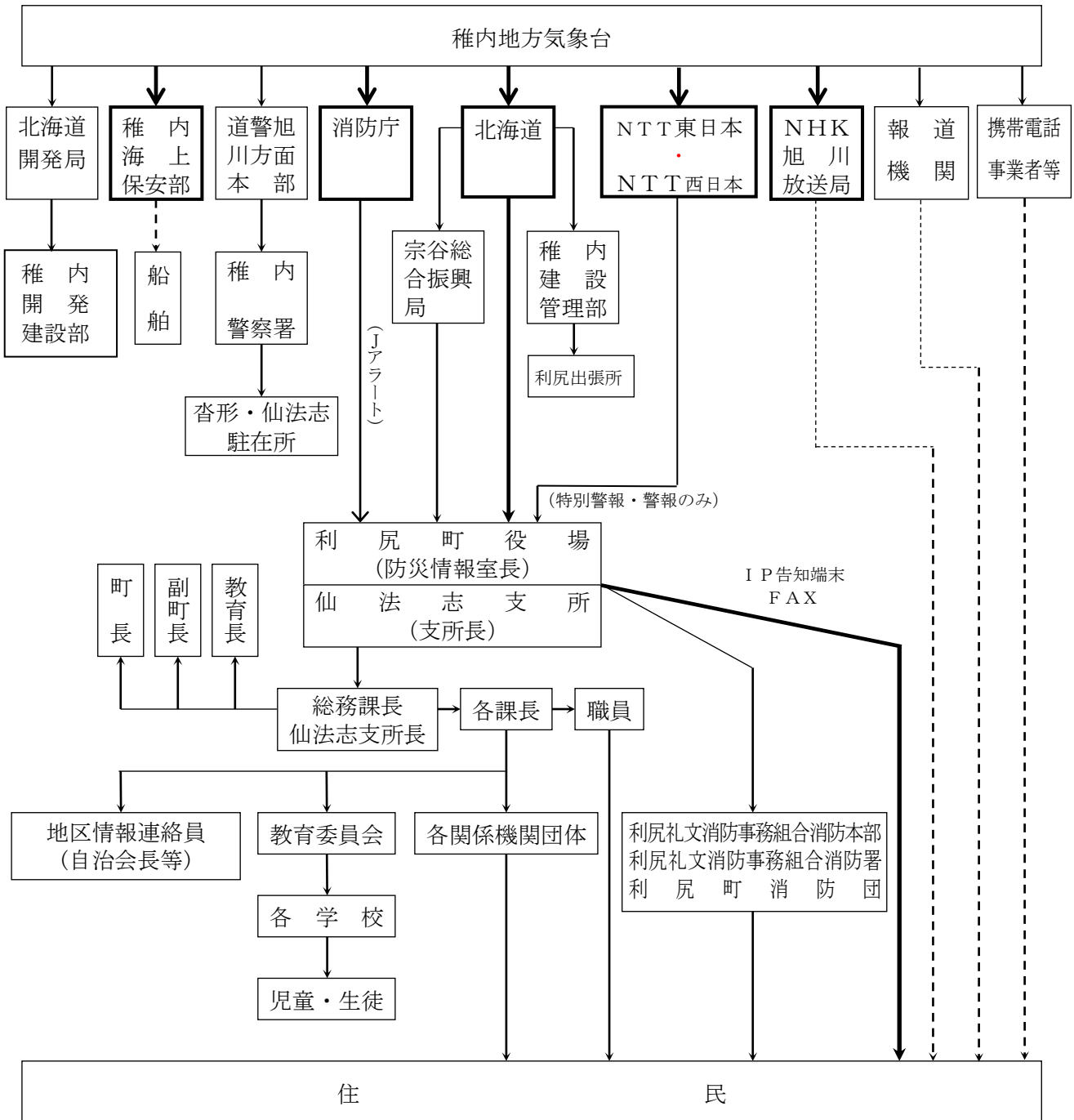
尻屋崎岬から110度に引いた線以北及び青森県と秋田県の境界線から315度に引いた線以北並びに茂津多岬の突端から270度に引いた線及び知床岬の突端から90度に引いた線以南並びに千島列島以南の海岸線から300海里以内の海域で5つの海域に細分している。

海上予報区の細分区域

担当気象官署	地方海上予報区	細 分 海 域
札幌管区気象台	日本海北部及びオホーツク海南部	サハリン西方海上、宗谷海峡、北海道西方海上、サハリン東方海上、網走沖
	北海道南方及び東方海上	北海道東方海上、釧路沖、日高沖、津軽海峡、檜山津軽沖



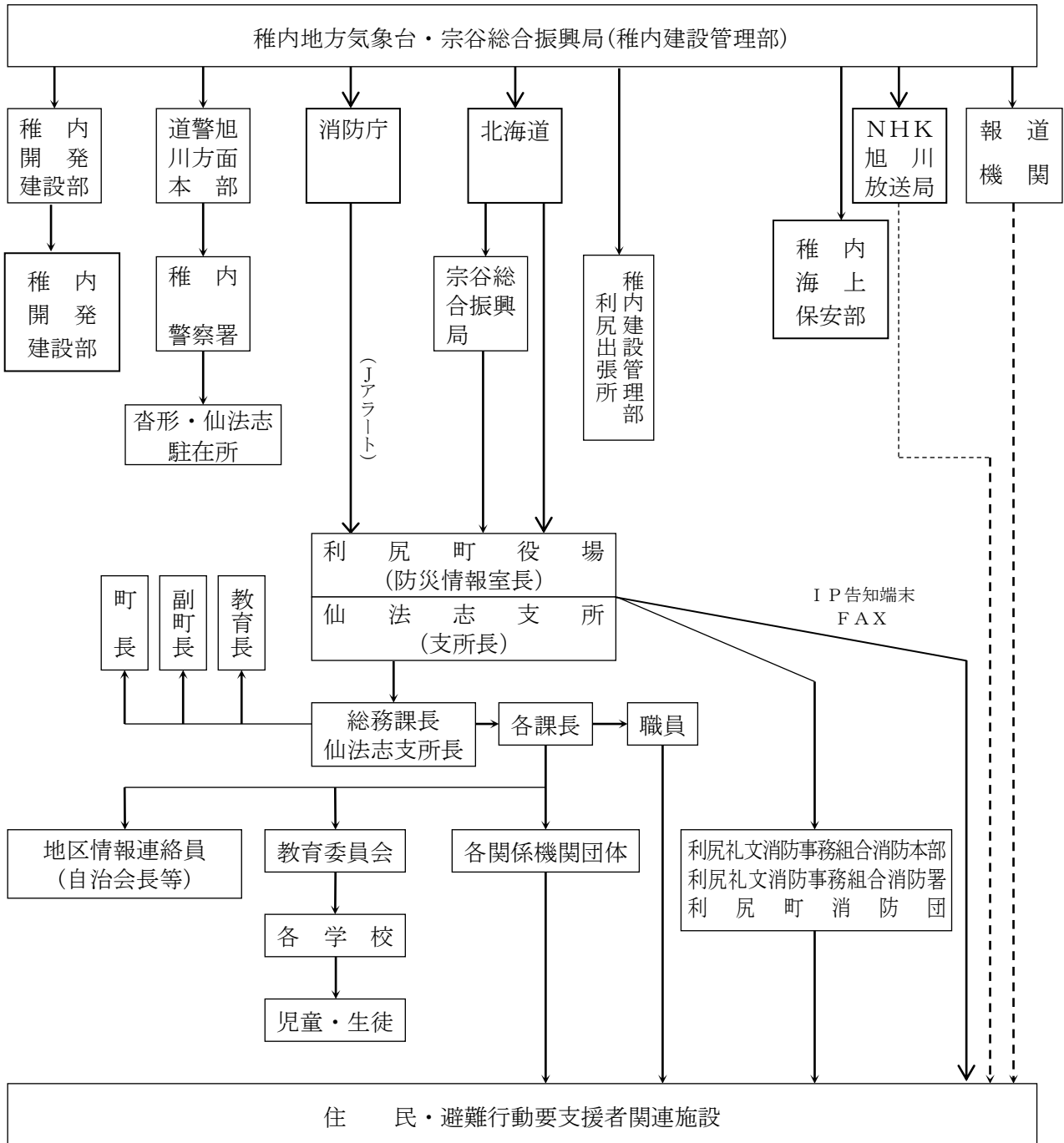
気象警報等伝達系統図



注) 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
 太線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている
 伝達経路
 点線は、放送・無線

- ・緊急速報メールは「気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報」が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

土砂災害警戒情報伝達系統図



注) 点線は、放送による伝達

第3節 災害情報等の収集・伝達計画

町は、災害応急対策活動を実施するために必要な災害情報及び被害状況等の情報を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

1 町の被害状況の収集

(1) 災害概況の把握

ア 災害が発生し又は発生のおそれのあるときは、速やかに災害情報を収集し、所要の応急対策を講ずるものとする。被害状況の把握及び応急対策の実施状況等の調査収集は、各部が所管事項について責任をもって行い、集計等は**防災情報室**で取りまとめ、常に災害情報等を把握しておく。また、災害情報等の調査収集に当たって必要なときは、関係地区の情報連絡責任者を通じて迅速に調査収集するものとする。

イ 特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

ウ 職員は、非常参集する際、登庁途上において周囲の状況を把握し、その状況を所属長に報告する。

エ 所属長は、各職員の報告を取りまとめ、防災情報室長にそれぞれ報告する。

(2) 地区情報連絡員による被害状況調査

災害が発生し又は発生するおそれがある場合の情報収集の万全を期すため、各地区に情報連絡員を置く（地区情報連絡員は、自治会長等とする。）。地区情報連絡員は、地域内の住民と協力して警戒に当たり、情報の早期把握に努めるとともに、災害が発生したときは、直ちに町又は関係機関に通報するものとする。

(3) 各施設の被害状況調査

ア 各施設の管理者は、その施設を管轄する課に被害状況を報告する。

イ 各課長は、管轄施設の被害状況を調査し、**防災情報室長**に報告する。

2 異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報義務

災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常現象を発見した者は、速やかに町役場（町職員）、警察官、海上保安官、利尻礼文消防事務組合又は地区情報連絡員のうち、最も近いところに通報するものとする。

(2) 警察官等の町への通報

異常現象を発見した場合、あるいは発見者から通報を受けた警察官、海上保安官、利尻礼文

消防事務組合及び地区情報連絡員は、その内容を確認し、直ちに町役場（総務課長）に通報するものとする。

(3) 町長から各機関への通報及び住民への周知

町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により必要に応じて、稚内地方気象台、その他関係機関に通報するとともに、住民に周知する。

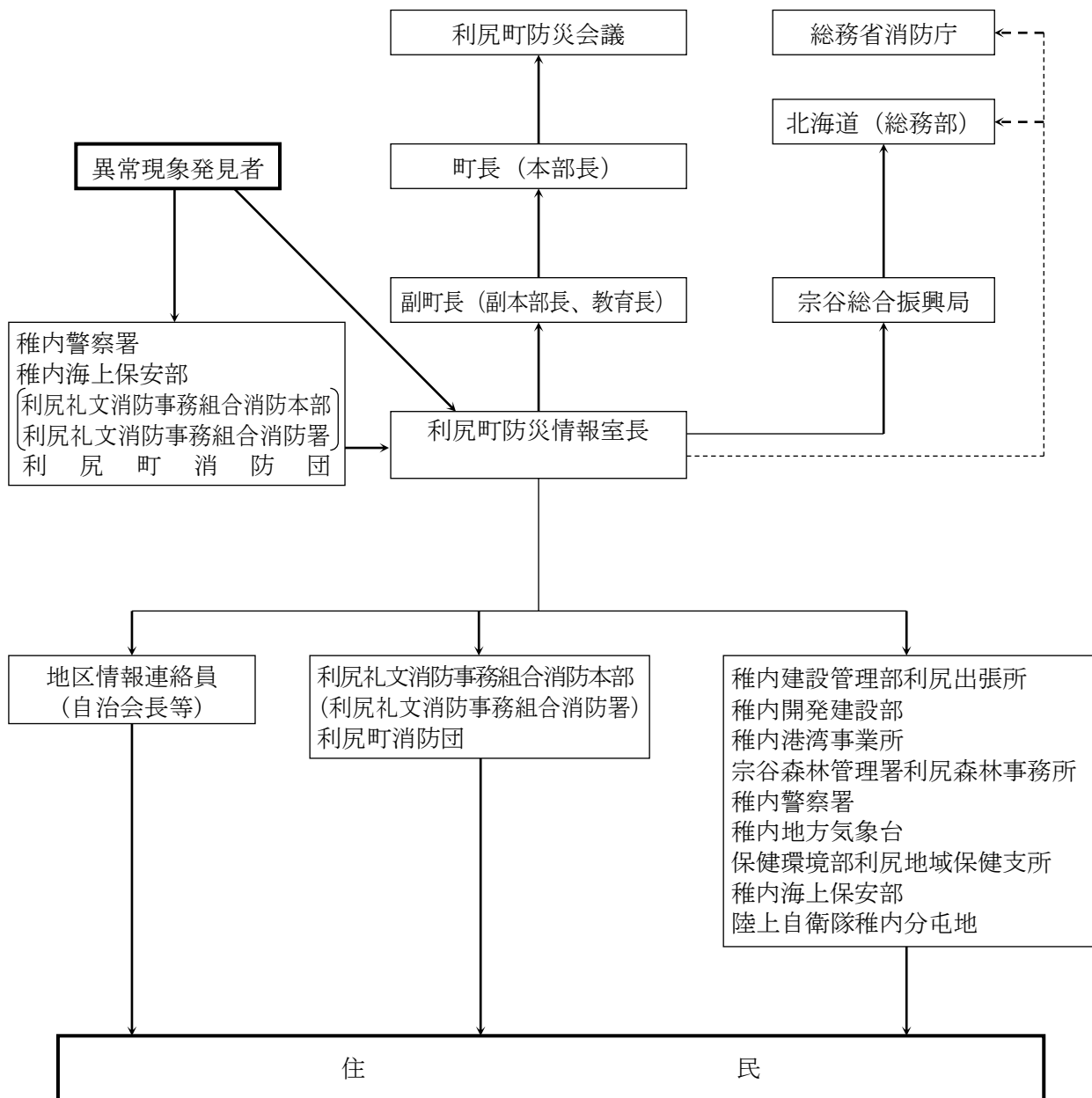
関係機関及び住民への周知方法は、別図により周知するものとする。

(4) 通報の取扱い

発見者からの通報及び災害情報、被害状況等は、防災情報室長へ報告し、その指示により事務処理に当たる。

休日、夜間にあつては、防災担当職員が受理し、防災情報室長へ報告し、その指示を受ける。

別図 災害情報連絡系統図



3 災害情報の通報

(1) 道への通報

町は、発災後の情報等について、次により道（宗谷総合振興局）に通報する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要……………発災後速やかに

イ 本部等の設置……………本部等を設置したとき直ちに

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し……………被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

エ 被害の確定報告……………被害状況が確定したとき

(2) 町の通報

ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

4 被害状況報告

(1) 災害が発生した場合、町長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、知事（宗谷総合振興局長）に報告する。

(2) 町長は、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告する。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

(3) 町長は、通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

(4) 確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の連絡先】

時 間 帯		平日（9：30～18：15）	平日（左記時間帯以外）・休日
報 告 先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 （消防防災・危機管理センター内）
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線（注1）	電 話	*-90-49013	*-90-49102
	F A X	*-90-49033	*-90-49036

地域衛星通信ネットワーク（注2）	電 話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	F A X	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036
中央防災無線（注3）		5017	5017

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報 告 先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電 話	03-5253-7514
	F A X	03-5253-7553
消防防災無線（注1）	電 話	*-90-49175
	F A X	*-90-49036
地域衛星通信ネットワーク（注2）	電 話	*-048-500-90-49175
	F A X	*-048-500-90-49036
中央防災無線（注3）		5010

「*」各団体の交換機の特番

（注1）消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

（注2）消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

（注3）省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワーク

災害情報等報告取扱要領

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、本要領の定めるところにより、市町村長は所轄の北海道（総合）振興局長（以下「振興局長」という。）に、振興局長は北海道知事（以下「知事」という。）に災害情報を報告するものとする。

1 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災を除いたものとする。

2 報告の対象となる災害

災害情報等の報告の対象は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 警戒レベル4相当以上の防災情報（土砂災害警戒情報、氾濫危険情報、高潮特別警報、高潮警報）、津波警報・注意報又は噴火警報（居住地域）が発表され、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を発令したもの。
- (2) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (3) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの。
- (4) 人的被害又は住家被害が発生したもの。
- (5) 孤立地域が発生したもの。

- (6) 市町村が災害対策本部を設置したもの。
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの。
- (8) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- (9) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても北海道（総合）振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (10) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるものなど、特に指示があった災害。

3 報告する災害情報及び方法

報告の対象となる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市町村長及び振興局長は次のとおり速やかに報告すること。

- (1) 災害が発生又は発生するおそれがある場合

市町村長は、次に掲げる災害情報を速やかに北海道防災情報システム（以下「道防災情報システム」という。）に入力すること。

ア 災害対策本部等の設置状況（配備体制を含む。）

イ 避難情報発令状況

ウ 避難所開設状況

エ 避難者数（合計避難者数を含む）

オ 被害情報（人的被害、住家被害、非住家被害）

市町村長は、知事が特に指示をしない限り、次表の左欄に掲げる時点において把握している災害情報を当該右欄に掲げる時刻までに道防災情報システムに入力すること。

	報告を要する時点	入力期限
(ア)	8時00分	8時30分
(イ)	14時00分	14時30分
(ウ)	20時00分	20時30分
(エ)	(ア)から(ウ)までのほか知事が災害の程度等から判断し特に必要と認める時刻	知事が特に指示する時刻

- (2) 応急措置完了時

ア 市町村長は、災害に係る応急措置が完了した日から15日以内に所轄の振興局長あて別表1を電子メールにより提出すること。

イ 振興局長は、管内市町村分の別表1を取りまとめの上、別表2を作成し、知事あて提出すること。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、〔様式1－5〕のとおりとする。

5 その他

- (1) 市町村長は、市町村役場が大きな被害を受けるなど道防災情報システムが利用できない場合には、振興局長に対し、道防災情報システムへの代行入力を依頼することができる。この場合において、原則、次の事項ごとに定める入力依頼書を電子メール又はFAXにより振興局長に提出し、その旨を架電するものとする。

ただし、これが困難な場合には、電話（口頭）で入力依頼書に記載する情報を伝えること。

ア 災害対策本部等の設置状況（道防災情報システムに入力）

イ 避難情報発令状況（道防災情報システムに入力）

ウ 避難所開設状況（道防災情報システムに入力）

エ 避難者数（道防災情報システムに入力）

オ 被害情報（道防災情報システムに入力）

- (2) 振興局長は、(1)により市町村長から代行入力の依頼があった場合は、その受理日時や代行入力処理日時等を別記様式5により整理すること。

- (3) 被害状況報告〔様式1－4〕

第4節 災害通信計画

気象警報等の伝達や災害時における町の被害情報の収集をはじめ、防災関係機関相互間の通信連絡を迅速かつ円滑に行うために、その要領を定めるとともに、非常の際における通信連絡を確保するため、公衆電気通信設備の優先利用又は無線による非常通信の利用を図る。

1 道総合行政情報ネットワークシステム

道総合行政情報ネットワークシステムは、道をはじめ関係機関との重要な情報連絡手段であるため、町は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能を確認する。通信機能に支障が生じた場合には、施設の復旧に努めるとともに、代替通信経路を確保する。なお、その場合において、町及び道は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供する。

2 通信連絡手段の確保

災害時においては、通信の途絶や輻輳が想定されることから、町は、防災関係機関と連携し、それぞれの特性を考慮しながら通信手段の確保を図る（資料2-2～2-6）。

(1) なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

一般公衆回線	災害時に途絶や輻輳がある。
災害時優先電話	防災機関とNTTが協議して、一般電話回線の中から指定する回線で、災害時に回線が輻輳しても、他の一般公衆回線に比べて優先して使用できる。
携帯電話	一般公衆回線と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶や輻輳もある。
衛星携帯電話	静止衛星を利用して通信するため、災害時に通信の途絶がない。ただし、相手によっては輻輳もある。
地域衛星通信ネットワーク	全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線である。
消防用回線（消防無線）	各消防機関が使用している回線で、道内共通波により道内各消防機関、全国共通波で全国の消防機関相互の通信ができる。
非常通信	町及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、北海道地方非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
インターネット	データ通信としてインターネットにより、各種データ、

	安否情報等の提供ができる。
災害時用公衆電話(各小学校、中・高校、総合体育館)	大規模災害に使用可能であり、停電時使用可能、発信専用であり通話料無料。

(2) また、輻輳を回避するための手段として、次の情報提供が有効である。

安 否 情 報	災害用伝言ダイヤル「171」	災害時、その規模によりNTTが提供するサービスで、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報などの伝言を録音・再生するもので、提供開始や提供条件についてNTTで決定しテレビ・ラジオ等で知らせる。
	携帯電話「災害用伝言板」	大規模な災害時、携帯電話事業各社が提供するサービスを利用し、安否情報の登録・確認ができる。
	携帯電話 「災害情報エリアメール」	NTTドコモが提供する災害情報配信サービスで、気象庁の緊急地震速報や大津波警報などが発信されると、NTTドコモのメールセンターを経由して、被災のおそれのあるエリア（最小単位は市町村）に一斉配信される。
	携帯電話 「緊急速報メール」	KDDI（au）及びソフトバンクが提供する災害情報配信サービスで、気象庁が配信する「緊急地震速報」や、国・地方公共団体が配信する「災害・避難情報」などが、対象エリアに一斉配信される。

3 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶等における措置等

(1) 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

(2) 電報による通信

ア 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

イ 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

ウ 非常・緊急電報の利用方法

(7) 115番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケーターを呼び出す。

(4) NTTコミュニケーターがでたら

- a 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。
- b あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。
- c 届け先、通信文等を申し出る。

第5節 災害広報・情報提供計画

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

1 住民に対する広報等の方法

- (1) 報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、町防災行政無線（IP告知電話（端末））、緊急速報メール、登録制メール、広報車両、インターネット、SNS（X等）、臨時災害放送局、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期する。
- (2) 報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力する。
- (3) (1)の実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。
- (4) (1)のほか、北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるもの。

2 住民への広報内容

町は、防災関係機関との連絡を密にし、住民に対して広報活動を実施する。

- (1) 災害の種別（名称）及び発生年月日
- (2) 災害発生の場所又は被害激甚地域
- (3) 被害状況
 - ア 交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域）
 - イ 火災状況（発生箇所、避難等）
 - ウ 電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）

- エ 道路、橋梁、架線、港湾等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- オ その他判明した被災地の情報（二次災害の危険性等）
- (4) 応急、恒久対策の状況
 - ア 避難について（避難指示の状況、避難所の位置、経路等）
 - イ 医療救護所の開設状況
 - ウ 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
 - エ 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- (5) 本部の設置又は廃止
- (6) 住民の責務等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

3 被災者相談所の開設

町長は、必要と認めたときは、町庁舎内に被災者相談所を開設し、被災者の相談に応ずるものとする。

なお、災害現場における住民懇談会等によって、住民並びに被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させる。

4 安否情報の照会手続き

- (1) 安否情報の照会を受けた場合は、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにするとともに、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認する。
- (2) 当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供を行う。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (3) (2)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供する。

5 安否情報を回答するに当たっての対応

安否情報を回答するときは、次のとおり対応する。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努める。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第6節 応急措置実施計画

町の区域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係法令及び本計画の定めるところにより、町長、消防長及び防災上重要な施設の管理者は、所要の措置を講ずる。また、町長は、必要により道及び他の市町村、関係機関等の協力を求め、応急措置を実施する。

1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- (1) 町長又はその委任を受けて町長の職務を行う町職員 (基本法第62条)
- (2) 消防長、消防署長、消防団長、消防吏員及び消防団員 (消防法第29条)
- (3) 水防管理者（町長）、水防団長（消防団長）及び消防機関の長（消防長）
(水防法第24条及び第28条)
- (4) 警察官及び海上保安官 (基本法第63条第2項)
- (5) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官
(基本法第63条第3項、第64条第8項及び第65条第3項)
- (6) 道知事 (基本法第70条)
- (7) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長 (基本法第77条)
- (8) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長 (基本法第80条)

2 町の実施する応急措置

- (1) 警戒区域の設定（基本法第63条第1項）

町長又はその委任を受けて町長の職務を行う町職員は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

- (2) 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

- (3) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。

なお、この場合において、工作物等を除去したときは、町長は、当該工作物等を保管しなけ

ればならない。

(4) 他の市町村長に対する応援の要求等（基本法第67条第1項、第2項）

ア 町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。

この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

イ 前号の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮のもとに行動するものとする。

(5) 道知事に対する応援の要請等（基本法第68条）

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

(6) 住民等に対する緊急従事命令等

ア 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

（基本法第65条第1項）

イ 町長及び消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

（水防法第24条）

ウ 消防職員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近にある者を消火もしくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

（消防法第29条第5項）

エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。

（消防法第35条の10第1項）

(7) 応急措置の業務に従事した者に対する損失補償（基本法第84条第1項、水防法第45条、消防法第36条の3第1項）

町長は、前記(6)各号により、本町区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損失を補償しなければならない。

3 救助法適用の場合

救助法適用については、本章第35節「災害救助法の適用及び運用計画」によるものとするが、この場合の応急措置の実施については、次のとおりである。

(1) 救助に必要とする措置

救助法、同施行令、同施行規則及び同施行細則の定めにより、救助を行うために必要とする場合における関係者に対する従事、命令、協力、物資の収用、立入検査等をその緊急の限度に

において実施することについて、町長は、その必要とする理由、期間その他必要な事項を明らかにして、知事に要請する。

ア 従事命令

知事（宗谷総合振興局長）は、救助を行うために特に必要があると認めるときは、次の者を応急措置業務に従事させることができる。

- (ア) 医師、歯科医又は薬剤師
- (イ) 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士
- (ウ) 土木技術者又は建築技術者
- (エ) 大工、左官又はとび職
- (オ) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者
- (カ) 鉄道業者及びその従業者
- (キ) 軌道経営者及びその従業者
- (ク) 自動車運送業者及びその従業者
- (ケ) 船舶運送業者及びその従業者
- (コ) 港湾運送業者及びその従業者

イ 協力命令

知事（宗谷総合振興局長）は、現場の救助を必要とする者及びその近隣の者を応急措置業務に協力させることができる。

ウ 保管命令等

知事（宗谷総合振興局長）は、病院、診療所、助産所、旅館又は飲食店を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。

エ 立入検査等

知事（宗谷総合振興局長）は、上記保管命令等のため必要があるときは、職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

また、知事は、物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

オ 従事命令等の実施

知事等が基本法に基づく従事命令等を発し、応急措置を実施する場合は、公用令書等を交付して行うものとする。また、救助法に基づく従事命令等の場合にあっては、公用令書等を交付して行うものとする。

(2) 従事命令等の実施手続

権限の内容		命 令 等 の 対 象	手 続	関 係 条 文
従 事 命 令	災害応急措置に関する業務に従事させること	ア 医師、歯科医師又は薬剤師 イ 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ウ 土木技術者又は建築技術者 エ 大工、左官又はとび職 オ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 カ 地方鉄道業者及びその従事者 キ 軌道経営者及びその従事者 ク 自動車運送業者及びその従事者 ケ 船舶運送業者及びその従事者 コ 港湾運送業者及びその従事者	公用令書の交付 (様式 2-1)	基本法第71条第1項 基本法第50条第1項 救助法第7条 救助法施行令第4条
協 力 命 令	災害応急措置に関する業務に協力させること	救助を要する者及びその近隣の者	公用令書の交付 (様式 2-1)	基本法第71条第1項 基本法第50条第1項 救助法第8条
保 管 命 令	保管を命じること	物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資	公用令書の交付 (様式 2-2)	基本法第71条第1項 基本法第50条第1項 救助法第9条
管 理	管理すること	病院、診療所、助産所、旅館又は飲食店	公用令書の交付 (様式 2-3)	基本法第71条第1項 基本法第50条第1項 救助法第9条 救助法施行令第6条
使 用	使用すること	土地、家屋又は物資	公用令書の交付 (様式 2-3)	基本法第71条第1項 基本法第50条第1項 救助法第9条
収 用	収用すること	物資	公用令書の交付 (様式 2-3)	基本法第71条第1項 基本法第50条第1項 救助法第9条

立入検査	職員に立入検査をさせること	施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所	①管理者に対する事前通知 ②防災立入検査証の携帯	基本法第71条第1項 基本法第50条第1項 救助法第10条
報告要求	必要な報告をとること	物資を保管させた者		基本法第71条第1項 基本法第50条第1項

注：公用令書に係る処分を変更し又は取消す場合の手続は、それぞれ公用変更令書（様式2－4）又は公用取消令書（様式2－5）を交付して行う。

第7節 避難対策計画

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者の避難のため、避難指示等及び避難所の開設並びに収容保護等の対策を実施する。

1 避難指示等

災害時に、地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示等を行う。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、一般住民に対して自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

(1) 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山(崖)崩れ、地震、火山噴火、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、市町村長等避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

特に、市町村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

ア 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要であると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

(7) 避難のための立退きの勧告又は指示

(4) 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

(ウ) 緊急安全確保措置の指示

イ 町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

ウ 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに宗谷総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）。

(2) 警戒レベルと町民がとるべき行動

町は、住民主体の避難行動を支援するため、避難指示等の発令の際には、それに対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。警戒レベルと避難情報等の関係は原則として次のとおりである。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報 (避難情報等)
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保 ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	緊急安全確保 (必ず発令される情報ではない。)
警戒レベル4	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める	早期注意情報

※1 可能な範囲で発令

※2 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令

(3) 避難指示等の区分

高齢者等避難及び避難の指示（以下「避難指示等」という。）の区分は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。

区 分	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	○要配慮者等、特に避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	●要配慮者等、特に避難行動要支援者は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） ●上記以外の者は、避難準備開始
避難指示	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○災害が発生した状況	●避難指示等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ●未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低

(4) 土砂災害に係る避難指示等の時期

町長は、次の場合、土砂災害危険箇所内の住民に対し、避難指示等を発表する。

区 分	土砂災害危険箇所の状況等
高齢者等避難	○大雨警報（土砂災害）が発表されたとき ○近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化）が発見されたとき
避難指示	○近隣で土砂災害が発生したとき ○近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき ○町内3箇所の雨量・水位観測所において、河川の水位がはん濫危険水位に達し、今後の降水予測等からさらに水位の上昇が見込まれ、重大な災害が発生するおそれがあると判断されるとき

なお、町内の水位観測所は、資料10－3のとおり。

(5) 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

ア 町、道（宗谷総合振興局）、北海道警察本部（警察署等）、稚内海上保安部及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

イ 町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区气象台及び地方气象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

また、町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

ウ 北海道警察及び稚内海上保安部は、町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、

避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

(6) 避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、町防災行政無線（IP告知電話（端末））、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

ア 避難指示等の理由及び内容

イ 避難場所等及び経路

ウ 火災、盗難の予防措置等

エ 携行品等その他の注意事項

注）津波など避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

2 避難の方法

災害の状況により異なるが、避難が必要になった住民は、町職員又は警察官の誘導のもと、避難を行う。また、外国人、旅行者等に対し、災害・避難情報の提供に努め、確実な避難誘導を行う。

(1) 自主避難

住民等は、避難指示等がなくとも、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。この場合、直ちにその旨町に通報する。

(2) 避難誘導

ア 町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

イ 避難誘導は、町職員、消防団、自治会、自主防災組織等が担当する。その際、避難行動要配慮者を優先的に行う。

また、避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間などを考慮した避難誘導に係る行動ルールを定める。

ウ 避難は、避難者各自が行うのが原則であるが、自力による避難が不可能な要配慮者等に対しては、担架又は車両等により行うなど、事前に定めた援助者などと連携し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

エ 町長が発令する避難指示等に従わず避難対象地域にとどまる者に対し、町職員、警察官、自衛官等は、警告等を発するほか、避難の指示等に従うようできる限り説得に努める。

(3) 広域災害による大規模避難移送

ア 被災地が広域で、町単独では措置できないような場合は、町長は、道に対し、避難者の移送を要請する。

イ 要請を受けた道は、自衛隊等関係機関に協力を要請し、移送を実施するものとする。

(4) 携行品の制限

避難誘導者は、避難に当たっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導する。

3 避難行動要支援者の避難行動支援

(1) 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

(3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

(5) 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接町へ応援を要請する。

4 避難路及び避難場所等の安全確保

避難路の選定に当たっては、危険な道路、橋、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避ける。また、町職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力を得て、交通規制、障害物の除去等を行い、避難路及び避難場所の安全を確保し、避難の円滑化を図る。

5 被災者の生活環境の整備

町、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び指定避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

6 指定緊急避難場所の開設

町は、災害時は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

7 指定避難所の設置及び運営管理

(1) 指定避難所の開設（資料3-1・3-2参照）

ア 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

イ 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修

施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に指定福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

ウ 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

エ 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

オ 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。

(2) 指定避難所の運営管理等

ア 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。

また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

イ 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営に関与できるように配慮するよう努める。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努める。

ウ 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努める。

エ 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努める。

オ 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道、医療・保健関係

者等と連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

カ 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

キ 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

ク 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

ケ 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

コ 町は、道と連携して、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

サ 町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

シ 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行う。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努める。

ス 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達のほか、給食センターを活用するなど、体制の構築に努める。

セ 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

ソ 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

(3) 自主避難状況報告、避難指示の報告、避難所の設置報告

町は、自主避難の通報を受けた場合、避難指示を行った場合及び避難所を設置した場合には、直ちに状況を道（宗谷総合振興局）に報告しなければならない。

(4) 収容期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害が落ち着くにしがたい、収容人員が次第に減少するときは、町長は避難所を逐次整備縮小し、その都度その旨を知事に連絡しなければならない。

なお、大災害の場合等で、どうしても期間内に避難所を閉鎖することが困難な場合は、町長は、宗谷総合振興局を経由して事前に知事に開設期間の延長を要請し、知事が延長の必要を認めた場合は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、期間を定めることができる。

(5) 名簿及び台帳の整備

町は、避難所収容者名簿をはじめとする各種台帳等を整備する。

ア 避難者個別カード（様式3-1）

イ 避難者台帳（様式3-2）

ウ 物資受払簿（様式3-3）

エ 避難所設置及び収容状況（様式3-4）

8 広域避難

(1) 広域避難の協議等

市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。

(2) 道内における広域避難

市町村は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

(3) 道外への広域避難

ア 市町村は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

イ 道は、市町村から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。

ウ 道は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

エ 市町村は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、（１）によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

（４） 避難者の受け入れ

市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

（５） 関係機関の連携

ア 道、市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

イ 道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

９ 広域一時滞在

（１） 道内における広域一時滞在

ア 町長は、災害発生により被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、本節において「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、道内の他の市町村長（以下、本節において「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めることができる。

イ 道内広域一時滞在を協議する場合、町長は、あらかじめ知事へ報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難な場合は、協議開始後、速やかに知事へ報告する。

ウ 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

エ 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

オ 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認める場合は、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長に事務の引き継ぎを行う。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

(2) 道外への広域一時滞在

ア 町長は、災害発生により被災住民について、道外の他の市町村における一時的な滞在（以下、本節において「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、知事に対し協議を行い、知事が道外の当該市町村を含む都府県知事（以下、本節において「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求める。

イ 道外広域一時滞在を協議する場合は、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。

ウ 知事は、町長より要求があったときは、協議先知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。

エ 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

オ 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

カ 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告及び公示するとともに、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。

キ 知事は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に関係する機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。

ク 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

10 被災者等への的確な情報提供

(1) 町は、道と連携して、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(2) 町は、道と連携して、被災者の置かれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

第8節 救助救出計画

災害により、生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関等に収容し、要救助者の保護を図る。

1 対象者

捜索又は救助救出の対象者は、災害のため、現に生命又は身体に危険が及んでいる者又は生死不明の状態にある者であって、おおむね次に該当する者とする。

- (1) 火災時に火中に取り残された者
- (2) 流失家屋及び孤立したところに取り残された者
- (3) 倒壊家屋の中に取り残され、又は下敷きになった者
- (4) 自動車等の大事故によって、生命・身体が危険にさらされている者
- (5) ガスの大量放出等により、生命・身体が危険にさらされている者
- (6) その他救出・救助を必要とする者

2 救助隊の編成

- (1) 利尻礼文消防事務組合消防本部は、消防職員等による救助隊を編成するとともに、救出作業に必要な車両、特殊機械器具等を調達し、迅速に救助に当たる。
- (2) 自ら編成する救助隊による救出作業が困難なときは、稚内警察署に連絡し、連携して救助に当たる。

3 救助救出の方法

町は、警察と連携し、職員の安全確保を図りつつ、被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

(1) 負傷者の救護

救助救出された負傷者は、救急隊が応急処置し、負傷者の症状に適した救急病院等へ搬送する。救助救出活動を完了した部隊は、各隊の指揮者の命により、速やかに別の災害現場に移動する。

(2) 消防団員の活動

消防団員は、災害現場において、救助救出活動を行うほか、消防職員の活動を支援する。

(3) 地域住民の協力

作業は、消防職員・消防団員等によって行うが、災害時は、道路交通網の寸断も予想されるため、地域住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救出活動を行うとともに、消防機関、医療救護班等に積極的に協力するよう努める。

4 関係機関との連携による救助救出活動

町は、職員の安全確保を図りつつ、稚内警察署と緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救助救命活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

なお、海上における遭難者の救助救出事案が発生した場合には、稚内海上保安部とも連携を図る。

5 応援協力要請

- (1) 重機・資機材等及び人員の確保等に当たっては、「災害時における利尻町と利尻建設協会との防災協定」に基づき、利尻建設協会に協力を要請する。
- (2) 町は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は道へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。
- (3) 利尻礼文消防事務組合は、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「北海道広域消防相互応援協定」(資料13-1-1参照)の定めるところにより、応援要請を行う。

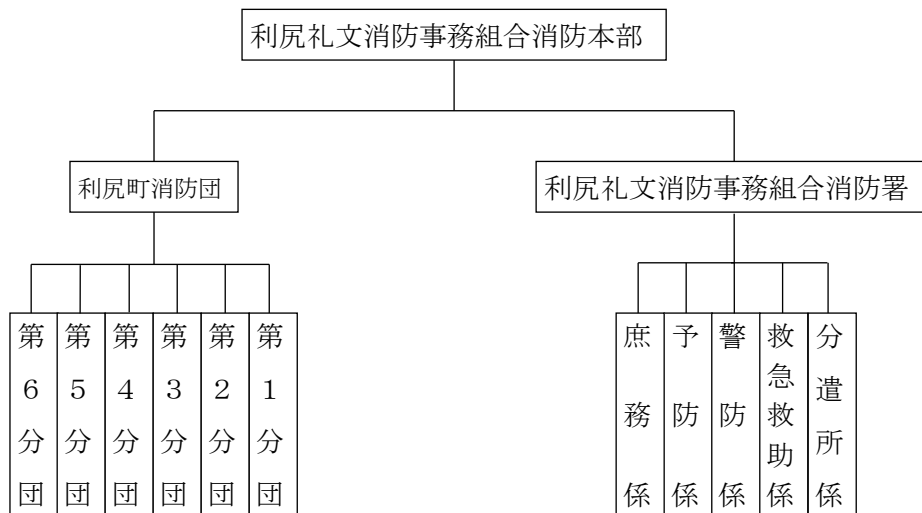
第9節 消防計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運用を定め、地域の災害を予防し、警戒し及び制圧して、地域住民の生命、身体並びに財産を保護するとともに、被害の軽減を図る。

1 利尻礼文消防事務組合及び町消防団組織

利尻礼文消防事務組合及び町消防団組織は、次のとおりである。

(1) 組織図



(2) 消防職団員の配置

消防職団員の配置及び管轄区域は、資料9－1のとおりである。

2 消防施設の状況

消防車両及び消防水利の現況については、資料9－1参照のこと。

3 災害招集計画

利尻礼文消防事務組合消防長は、非常災害が発生し、若しくは発生が予想されるとき、又はその他警戒警備等の必要があるときは、消防職員及び消防団員の招集を行う。

(1) 参集

招集の命を受けた職員は、特に参集場所を指定された場合を除き、速やかに所属の署に参集し、上司の指揮を受けなければならない。

(2) 招集の種類

招集の種類は、次の各号に定める区分によるものとする。

非常招集	非常災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、その警戒防御のため必要な職員を招集する。
演習招集	消防活動に対する訓練又は教育その他必要と認めたとき、職員を招集する。

(3) 招集の区分及び方法

招集の区分方法は、次の各号によるものとする。

第1号招集	職員全員を近火信号又は演習招集信号、若しくは別に定める信号によるサイレンの吹鳴により招集する。
第2号招集	職員の一部を電話又は口頭により招集する。

(4) 消防隊

消防隊は、消防署職員をもって分隊により編成する。

ア 消防署職員のみにより消防隊を編成することが困難な場合は、消防団長と協議の上、消防団員を加えて、混成により消防隊を編成することができる。

イ 消防隊は、災害現場に出動し、人命救助及び財産保護等の救護活動を行うとともに、これに備えて警戒体制の万全を期するよう努めなければならない。

(5) 分 隊

分隊は、分隊長及び所要の分隊員並びに所定の装備をした消防自動車1台をもって編成する。

(6) 分隊長

分隊長は、当該分隊中、上階級の中から署長がこれを命ずる。ただし、分隊長に事故がある場合は、あらかじめ署長の命じた者が、その任務を代行する。

(7) 分隊員

隊員は、次の各号により、火災現場における業務分担の任務に従事しなければならない。

ア 放水係 火勢局面の状況を察知し、臨機応変な注水を敢行し、火勢を攻撃して消火に努めるとともに、人命救助の必要を認めたときは優先的にこれに当たるものとする。

イ 連絡係 速やかにホースを延長し、ホース線監視及び連絡に当たるとともに、放水係に協力するものとする。

ウ 機関係 迅速な吸水処置を行うとともに、無線機の運用に当たるものとする。

4 出動計画

消防隊の出動区分は、おおむね次の通りとする。

(1) 偵察出動

火災とまぎらわしい事態を発見又は受報したとき、管内区域の署所が出動する。

(2) 火災出動

第1種出動	火災を覚知したとき、管轄区域の署所及び消防団の消防隊が出動する。
第2種出動	火災の規模により、増強が必要とされたとき、管轄区域外の隣接の署所及び消防団の消防隊が出動する。
第3種出動	火災の規模が拡大し大火災に進展すると認められるとき組合管内全域の署所及び消防団の消防隊が出動する。

(3) 特命出動要請

自衛隊及び状況により他管内の消防署、消防団の出動を要請する。

(4) 応援出動

不測の大規模災害に対処するため、「北海道広域消防相互応援協定」（平成3年4月1日締結）（資料13－1－1）に基づき、北海道内の市町村及び消防の一部事務組合により相互の応援体制の確立を図る。

(5) その他の出動

その他の出動は、火災以外の災害、その他必要と認められる場合に出動するものとする。

5 消防信号

消防に用いる信号は、次によるものとする。

方 法 信号別	種 別	サイレン信号	その他の信号
火 災 信 号	火災出動信号又は火災応援信号	3秒吹鳴 2秒間隔 ●－ ●－ ●－	IP告知端末
	鎮 火 信 号		IP告知端末
	演 習 招 集 信 号	約20秒 ●－	IP告知端末
信 火 災 警 報 号 報	火災警報		IP告知端末、広報車等
	火災警報解除		口頭伝達

第10節 水害防止活動計画

洪水やその他による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため、水防組織体制を確立し、必要に応じて関係機関等の協力・応援を得て、水防活動を実施する。

1 水防の責務

水防法に定める水防に関係する機関及び住民等の水防上の責務の大綱は、次のとおりとする。

(1) 町（水防管理者）の責務

町は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、町の区域内における水防を十分果たす責任を有する。

(2) 北海道（宗谷総合振興局・稚内建設管理部利尻出張所）

ア 道は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めるものとする。

イ 宗谷総合振興局長は、稚内地方気象台長から水防活動用の注意報・警報の通知を受けた場合は、直ちに水防管理者である利尻町長に受けた内容を通知するものとする。

(3) 気象庁（稚内地方気象台）

稚内地方気象台長は、洪水により災害が起こるおそれがある場合に水防活動用の注意報を発表し、さらに重大な災害が発生するおそれがある場合に水防活動用の警報を発表する。

水防活動用の注意報・警報は、気象注意報・警報により代行する。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	概要
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される。
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される。

水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される。
水防活動用洪水警報	洪水警報又は洪水特別警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(4) 居住者等の義務

町の区域内に居住する者又は水防の現場にある者は、水防管理者（町長）、利尻礼文消防事務組合長（消防長）から、水防に従事することを求められたときは、これに従うものとする。

2 水防組織

本章第1節「応急活動体制計画」及び資料1－1に定めるところに準じ、水防本部により水防に関する事務を処理するものとし、水防事務の総括は建設課で行うものとする。

3 水防本部の所轄事務

水防に関する事務は、本章第1節「応急活動体制計画」及び資料1－2に定めるところに準じて所轄するものとする。

4 水害危険区域

町の区域内の河川、低地帯等で、水防上特に重要な警戒防御区域は、資料10－1のとおりである。

5 水位観測所

利尻町の地域河川に設置された水位観測所は資料10－3のとおりであるが、迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めたときは、稚内建設管理部利尻出張所及び稚内地方気象台と連絡をとり、その状況を把握しておくものとする。

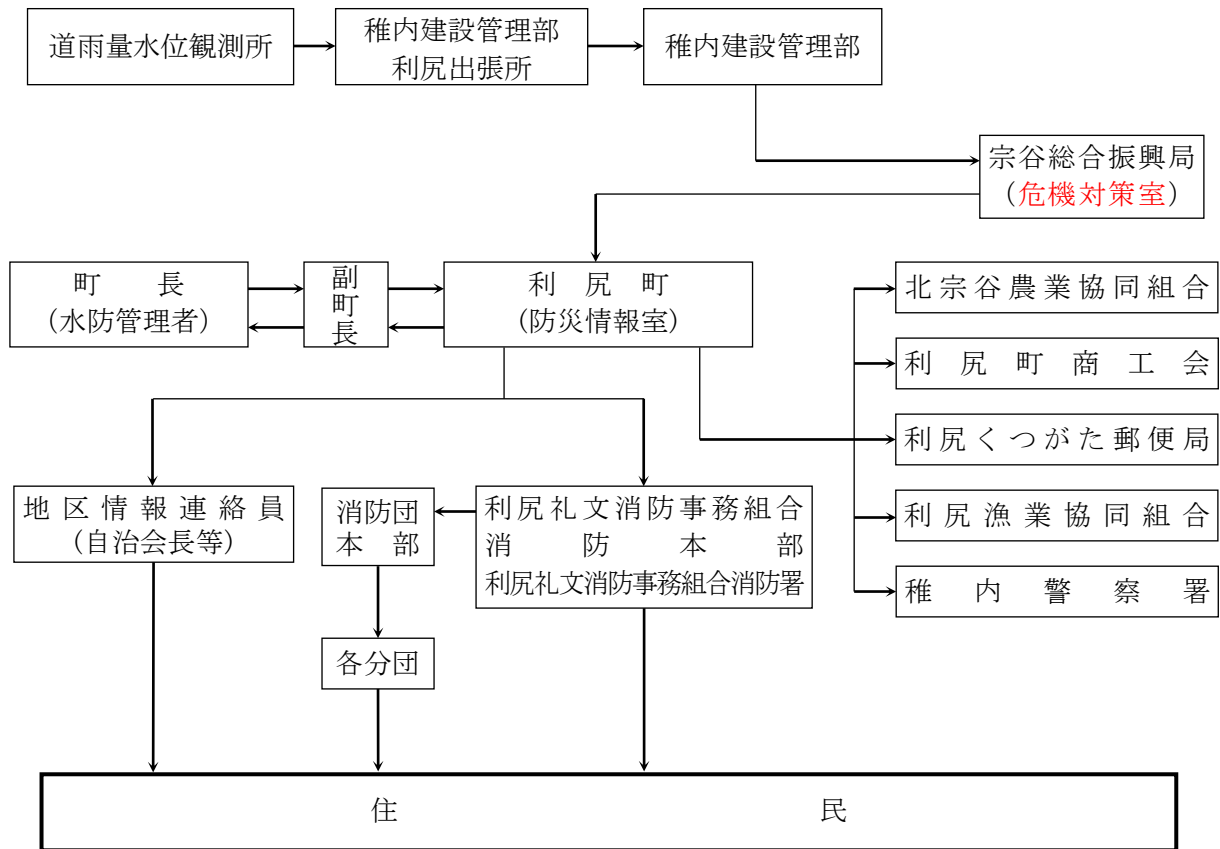
6 水防警報の伝達

水防活動用気象警報等を住民に伝達する場合は、本章第2節「気象警報等の収集・伝達計画」によるが、水防警報の伝達系統については、次のとおりである。

ただし、水防活動用津波警報及び注意報の伝達については、第4章第2節「5 津波警報等及

び地震に関する情報の伝達」の系統図による。

雨量・水位観測通報系統図



7 水防倉庫及び水防用資機材の備蓄

町の水防倉庫及び水防用資機材の備蓄については、整備計画の策定を予定しているが、当面、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、必要に応じて、漁業協同組合及び民間等から調達するものとする（資料10－4参照）。

8 水防区域を防御するための地区分担

水防区域を防御するため、利尻礼文消防事務組合の地域分担を資料10－2のとおり定める。ただし、消防団長が必要と認めて指示したときは、分担区域以外の地域であっても出動するものとする。

9 非常監視及び警戒

水防管理者が非常配備を指令したときは、建設課長は、町内の水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに水防管理者に報告する。

監視警戒に当たり、特に留意する事項は、次のとおりである。

- (1) 堤防斜面の居住地側の漏水又は飽水による亀裂及び崖崩れ
- (2) 堤防斜面の川側で水当たりの強い場所の亀裂及び崖崩れ

- (3) 堤防の上面の亀裂又は沈下
- (4) 堤防から水があふれている状況
- (5) 水門の両所で又は底部よりの漏水ととびらの締まり具合
- (6) 橋梁とその他構造物と堤防の取付け部分の異常
- (7) ため池等については、(1)から(6)までのほか、次の事項について注意するものとする。
 - ア 取入口の閉塞状況
 - イ 流域の山崩れの状態
 - ウ 流入水及び浮遊物の状況
 - エ 余水吐及び放水路付近の状況
 - オ 重ね池の場合の上部ため池の状況
 - カ 水門の漏水による亀裂及び崖崩れ

10 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、法面、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速・的確に作業を実施するものとする。

11 水防信号

水防に用いる信号は、次によるものとする。

区 分 \ 方 法	サ イ レ ン	摘 要
警 戒 信 号	5秒15秒5秒15秒5秒15秒 ●－休止●－休止●－休止	洪水警報を受けたとき又ははん濫注意水位に達したとき
出 動 第 1 信 号	5秒6秒5秒6秒5秒6秒 ●－休止●－休止●－休止	水防団員（消防団員）等の全員出動信号
出 動 第 2 信 号	10秒5秒10秒5秒10秒5秒 ●－休止●－休止●－休止	町の区域内に居住する者の出動信号
危 険 信 号 (避難・立退き)	1分5秒1分5秒 ●－休止●－休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退きを知らせる信号

(備考) 1 信号は、適宜の時間継続すること。

2 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

12 報 告

(1) 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに宗谷総合振興局長に報告するも

のとする。

ア 消防の機関を出動させたとき。

イ 他の水防管理団体に応援を要請したとき。

ウ その他必要と認める事態が発生したとき。

(2) 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、別表（様式7ー1）による水防活動実施報告を翌月5日までに宗谷総合振興局長に2部提出するものとする。

第11節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、町、北海道警察及び稚内海上保安部は、警戒、警備対策を実施する。

1 町

町は、関係機関の災害警備計画に協力し、住民の安全を守るため、次の措置を講ずる。

- (1) 住民が避難した地域等については、地域安全活動を強化して、犯罪の予防、財産の保護等に努める。
 - ア 住民の避難後の住宅密集地域、商店街、金融機関等の防犯対象及び各種犯罪の多発地域等については、防犯協会等の自主防犯組織等によるパトロール活動を特に支援するとともに、広報活動を実施し、犯罪の予防等を図る。
 - イ 防犯協会等の自主防犯組織に対して、情報の提供・伝達を行う。
- (2) 大規模な災害発生時には、地域住民による自警団が組織されることが予想されるので、自警団が行う防犯活動に対する支援を行う。

2 北海道警察

北海道警察は、風水害等各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たるものとする。

- (1) 災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。
- (2) 住民の避難に当たっては、町、利尻礼文消防事務組合等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たるものとする。
- (3) 風水害等各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。
- (4) 防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、遺体見分等に当たるものとする。

3 稚内海上保安部

稚内海上保安部は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防及び取締りを行う。
- (2) 巡視船艇・航空機により警戒区域(基本法第63条)又は重要施設周辺海域の警戒を行う。

- (3) 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

第12節 交通応急対策計画

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど、交通の確保に努める。

1 交通支障箇所の調査

(1) 実施責任者

町長は、町の管理に属する道路については、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、その補修対策を講ずるとともに、災害が発生した場合は、被害状況の調査及びその応急対策を行う。

(2) 事前調査

町内における交通確保を図るため、あらかじめ町内の道路、橋梁についてう回路等を検討しておく。

(3) 危険箇所の調査及び報告

災害発生後の調査において発見した危険箇所については、その箇所ごとの規模等を町長に詳細報告する。

2 被災地及びその周辺における交通規制

(1) 道路法に基づく交通規制（同法第46条）

災害時において、町は、道路の損壊、欠壊その他の事由により道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる場合、町の管理に属する道路について、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 道路交通法に基づく交通規制（同法第4条第1項、第5条第1項、第6条第4項）

災害時において、公安委員会、警察署長、警察官等は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

(3) 基本法に基づく交通規制（同法第76条、第76条の3関係）

ア 公安委員会の措置

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、道路の区間・区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする（以下「通行禁止区域等」という。）。

イ 警察官の措置

警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施

に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合は、当該車両の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じる。

また、移動等の措置をとることを命じられた者が、移動等の措置をとらない場合等は、自ら移動等の措置をとることができる。

ウ 自衛官の措置

町長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施することができる。また、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去を命ずることや現場の被災工作物等の除去等を実施することができる。

エ 消防吏員の措置

警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(4) 広 報

町は、規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、宗谷総合振興局、道路情報センター及び報道機関を通じて住民に周知徹底させる。

(5) 交通規制時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(7) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(4) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができない場合は、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

3 緊急通行車両の確認手続

(1) 車両の確認

知事（宗谷総合振興局長）又は北海道公安委員会（警察署長）は、車両の使用者等の申出により、当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うもの

とする。

(2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁（宗谷総合振興局）又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると認識したものについては、各車両ごとに緊急通行車両確認証明書（様式4-1）、標章（様式4-2）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(4) 緊急通行車両

緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両であり、次の事項について行うものとする。

ア 特別警報・警報の発表及び伝達、並びに避難の勧告又は指示に関する事項

イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項

オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

キ 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

ク 緊急輸送の確保に関する事項

ケ その他、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

(5) 事前届出制度の普及等

町、道及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

4 海上交通安全の確保

稚内海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。

(2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

(3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告することができる。

(4) 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

- (5) 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第13節 輸送計画

災害時において災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援、救出のための資機材、物資の輸送を迅速かつ確実に行う。

1 輸送の方法

(1) 車両等による輸送

災害時輸送は、一次的には自機関の所有する車両、舟艇等を使用し、被災地までの距離、被害の状況等により、自機関の所有する台数では不足する場合は、他の機関に応援を要請し、又は民間の車両の借上げを行うなど、災害時輸送に支障のないようにする。

(2) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力輸送を、また、雪上車等による輸送を行うものとする。

(3) 空中輸送

地上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合又は山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合には、道の防災航空室及び道を通じ、自衛隊に対して航空機輸送の要請を行うものとする。

なお、ヘリコプターの発着場所は、資料4-1のとおりである。

(4) 海上輸送

災害により陸上輸送が不可能な場合は、海上による船舶輸送の方が迅速確実に行われるような場合においては、船舶輸送により必要物資の確保を図るものとする。

船舶輸送を行う場合、産業対策部が船舶の確保、借上げ及び応援要請等を各対策班と密接な連絡調整のもとに行うとともに、本町において確保が困難な場合は、道又は近隣市町村に依頼し応援を要請するものとする。

2 輸送の範囲

- (1) 被災者を避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 被災者救出のための必要な人員、資機材等の輸送
- (4) 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送
- (5) 救援物資の輸送(輸送拠点まで、輸送拠点から避難所など)
- (6) その他特に必要を要する輸送

3 輸送状況の記録

輸送を実施した場合は、記録しておかなければならない。

第14節 食料供給計画

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、町は関係機関と連携して、被災者及び災害応急対策従事者の食生活を保護するため、食料等を調達し、炊き出し等を実施する。

1 実施責任者

- (1) 被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の供給は、町長が行うものとし、食料の調達が困難なときは、その確保について宗谷総合振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知（最終改正 平成28年4月22日付け28政統第160号政策統括官通知））第4章第11の規定により、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に直接、又は、宗谷総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡しを要請する。

ただし、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、知事は被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮のもと、食料を調達し、市町村に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請する。支援物資を要する際に無償・有償の区分を明確化するとともに、事前に経費負担の有無を明示する。

- (2) 救助法が適用された場合は、知事が行い、町長は、これを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

2 食料供給計画

(1) 供給の対象

ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ 被災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

ウ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して供給を行う必要がある場合

(2) 供給の方法及び手続等

ア 自力での調達

食料が不足する場合は、利尻町商工会に協力を要請するほか、協定に基づき関係業者に協力を求める。

イ 知事への要請等

災害が発生した場合又はそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀を確保できないときは、その確保について、宗谷総合振興局長を通じ知事に要請する。

ウ 広域応援要請

「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」（資料13－１－３参照）に基づき、知事又は他の市町村長に対して、応援要請を行う。

3 食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、第13節「輸送計画」及び第28節「労務供給計画」により措置する。

4 炊き出し計画

(1) 炊き出しの方法

自治会、住民団体、ボランティア等の協力を得て行う。

(2) 炊き出し施設等の状況

炊き出し施設は、各避難所に備えられている設備を利用することとし、不足の場合は、町内の炊き出し可能な施設の協力を求める。

(3) 業者からの購入

町において直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯提供業者に注文することが実情に即すると認められるときは、町内の米飯提供者から購入し供給する。

5 乳幼児・高齢者等対策

乳幼児・高齢者等に対する食料品は、最寄りの薬局・食料品店・漁協より調達する。

6 食料の保管、仕分け及び配給

(1) 調達した食料は、あらかじめ定められた場所に集積し、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て仕分けする。

(2) 被災者のニーズを把握し、それぞれの避難所等に配給する。その際、特に要配慮者に配慮する。

7 供給の費用及び期間

食料供給等は、救助法の定めに準じて行うものとする。

第15節 給水計画

ライフラインが被災した場合、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

1 実施責任者

- (1) 応急給水は、町長が実施し、浄水の確保と給水に万全を期する。

ただし、知事は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず応急給水について必要な措置を講ずるものとする。

- (2) 救助法が適用された場合は、知事が行い、町長は、これを補助する。ただし、救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

2 給水体制の確立

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

- (1) 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報する。

- (2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は、井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水を浄化（ろ過、滅菌）して供給する。

- (3) 給水資機材の確保

町は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たる。

3 給水の実施

- (1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水する。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

4 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

5 住民への周知

給水を実施するに当たっては、広報車の巡回等により、住民に対して次の事項を周知する。

- (1) 給水拠点又は応急給水栓の設置場所
- (2) 水道施設の復旧見込み及び被害の状況
- (3) その他必要事項

第16節 衣料・生活必需物資供給計画

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を失う被災者が発生する。また、避難生活が長期化した場合、特に冬季においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、衣料、寝具、その他生活必需品等物資の供給を行い、被災者の生活の安定を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮する。

1 実施責任者

- (1) 被災者に対する物資の供給は、町長が行うものとし、物資の調達が困難なときは、知事に幹旋及び調達を要請する。

ただし、町における物資が不足し災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、知事は要求を待たず物資を確保し輸送するものとする。

- (2) 救助法が適用された場合の被災者に対する被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、知事が行い、町長は、これを補助する。ただし、救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

2 実施の方法

次のような災害により、日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与する。

- (1) 災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者
- (2) 災害により被服、寝具その他生活必需品等物資を失い、日常生活を営むことが困難と思われる者

3 生活必需物資の調達

- (1) 自力での調達

まず、町の備蓄物資を放出するが、不足する場合は、利尻町商工会に協力を要請するほか、協定に基づく関係業者に協力を求める。

- (2) 広域応援要請

災害により、備蓄倉庫が被災し物資が供給できない場合及び町のみでの対応では物資が不足する場合には、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」(資料13-1

－3 参照）に基づき、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。

(3) 住民への啓発

住民自らが平常時から食料・飲料水の他に、救急用品、衣類、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておくよう啓発、広報に努めるものとする。

4 物資の保管、仕分け及び配給

- (1) 調達物資・救援物資は、あらかじめ定められた場所に集積し、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て仕分けする。
- (2) 被災者のニーズを把握し、それぞれの避難所等に配給する。その際、特に要配慮者に配慮する。

5 給与又は貸与の方法

(1) 地区取扱責任者

救援物資の給与又は貸与は、各地区情報連絡員等の協力を得て、迅速かつ的確に行う。

(2) 書類の整備

救援物資の給与又は貸与に当たっては、次の書類を備え、その経過を明らかにして処理する。

ア 世帯構成員別被害状況（様式 5－1）

イ 物資購入（配分）計画表（様式 5－2）

ウ 救助の種目別物資受払状況（様式 5－3）

エ 物資給与及び受領簿（様式 5－4）

6 費用及び期間

救助法の定めに準じて行うものとする。

7 石油類燃料の供給

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努める。

- (1) 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
- (2) 町内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (3) L P Gについては、「災害等の発生時における利尻町と北海道 L P ガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」（資料13－2－2 参照）に基づき、北海道 L P ガス災害対策協議会に協力を要請するほか、町内関係業者に協力を求める。

第17節 ライフライン施設対策計画

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。

1 上水道

(1) 広 報

町は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

(2) 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める（断水時の応急給水対策については、本編第15節「給水計画」によるものとする。）。

ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

2 下水道

(1) 広 報

町は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

(2) 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

エ 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。

オ 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。

3 電 気（北海道電力(株)稚内営業所）

(1) 広 報

災害時の停電、復旧見込みなどの状況について、ホームページ・SNS（X、Facebook）、ラジオ及び報道機関などを通じて、速やかに一般公衆に周知を図る。

(2) 応急復旧

災害により被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、災害の発生に際して、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害があった場合は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、速やかに応急復旧を実施し、早期に停電の解消に努める。

4 電 話（東日本電信電話(株)北海道支店・NTTドコモ北海道支社などの通信機関）

(1) 広 報

災害により通信施設に被害があった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど、住民の不安解消に努める。

(2) 応急復旧

災害により被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、災害の発生に際して、直ちに被害状況（不通の状況）の調査、施設の点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常輻輳等の事態の発生により通信が困難になったり、通信が途絶したりするような場合においても、最小限度の通信を確保するため、速やかに応急復旧を実施し、通信の確保に努める。

5 放 送（NHKなどの放送機関）

災害時における放送の途絶は、災害応急復旧活動の阻害要因となるとともに、被災地及び被災住民に対する情報の提供を欠き、社会的混乱を生ずるおそれがあるなど影響が大きい。このため、災害により被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、災害の発生に際しては、放送施設、設備の被災調査、点検を実施し、施設に被害があった場合は、速やかに応急復旧を実施するなどして、放送が途絶えないよう努める。

6 ガス施設

(1) 広 報

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、供給再開時の事故を防止するため、住民に対し次の事項を十分周知する。

ア あらかじめ通知する管内検査及び点火試験の当日は、なるべく在宅すること。不在の場合は、前もって営業所に連絡すること。

イ 点火試験に合格するまでは、ガス器具を使用しないこと。

ウ 使用後に異常を発見した場合は、直ちに使用を中止し、バルブを閉めた後、営業所及び消防署に連絡すること。

(2) 応急復旧（北海道L Pガス協会）

災害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。このため、災害により被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、災害の発生に際して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、施設に被害があった場合はガス漏れ等による二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施する。

第18節 医療救護計画

災害時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、医療機関、道等の関係機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施する。

1 基本方針

- (1) 医療救護活動は、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（DMAT）により実施されることとし、亜急性期以降においては、道又は町が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。

また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）により行う。

- (2) 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
- (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- (4) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。

ア トリアージ

イ 傷病者に対する応急処置及び医療

ウ 傷病者の医療機関への搬送支援

エ 災害時に都道府県が設置するSCU（広域搬送拠点臨時医療施設）における広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整

オ 助産救護

カ 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

キ 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

- (5) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時における心の対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。

- (6) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりとする。

ア 傷病者に対する精神科医療

イ 被災者及び支援者に対する精神保健活動

2 医療救護活動の実施

- (1) 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。

- (2) 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

3 医療及び助産の対象者並びにその把握

(1) 対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害の発生日前後7日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った者とする。

(2) 対象者の把握

ア 対象者の把握は、所管の如何を問わず、自治会長を通じて、できる限り正確かつ迅速に把握する。

イ 傷病者の把握については、傷病者にトリアージ・タグを取り付けるとともに、救急状況調書（様式6-1）を作成し、記録集計表（様式6-2）に記載するものとする。

4 救護所の設置

救護所は、町内各医療機関（資料6-1）とするが、必要により現地の公共施設等を使用する。

5 医薬品の確保

北海道及び利尻町が締結している協定に基づき、必要な医薬品を確保する。

6 応援要請

(1) 宗谷医師会に対する出動要請

ア 町長は、災害の規模等により、応急医療の必要があるときは、宗谷医師会長に対して、救護班の出動要請を行う。

イ 要請する場合には、次の項目を通知する。

- (ア) 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- (イ) 出動の時期及び場所
- (ウ) 出動を要する人員及び資機材
- (エ) その他必要な事項

ウ 救護班の編成基準については、宗谷医師会長の定めるところによる。

(2) 道に対する応援要請

災害規模等必要に応じ、知事（宗谷総合振興局長）に対し、次のとおり応援要請を行う。

ア 救護班及びDMATの派遣要請

イ 傷病者救出、搬出、救急医療物資の輸送の支援

(3) その他

「北海道広域消防相互応援協定」（資料13－1－1参照）に基づき、近隣消防機関に対し、応援要請を行う。

7 救急医療活動報告書の提出

宗谷医師会長は、町長の要請により救護班を出動させ、救急医療活動を実施したときは、事後速やかに、次に掲げる内容を示した報告書を町長に提出するものとする。

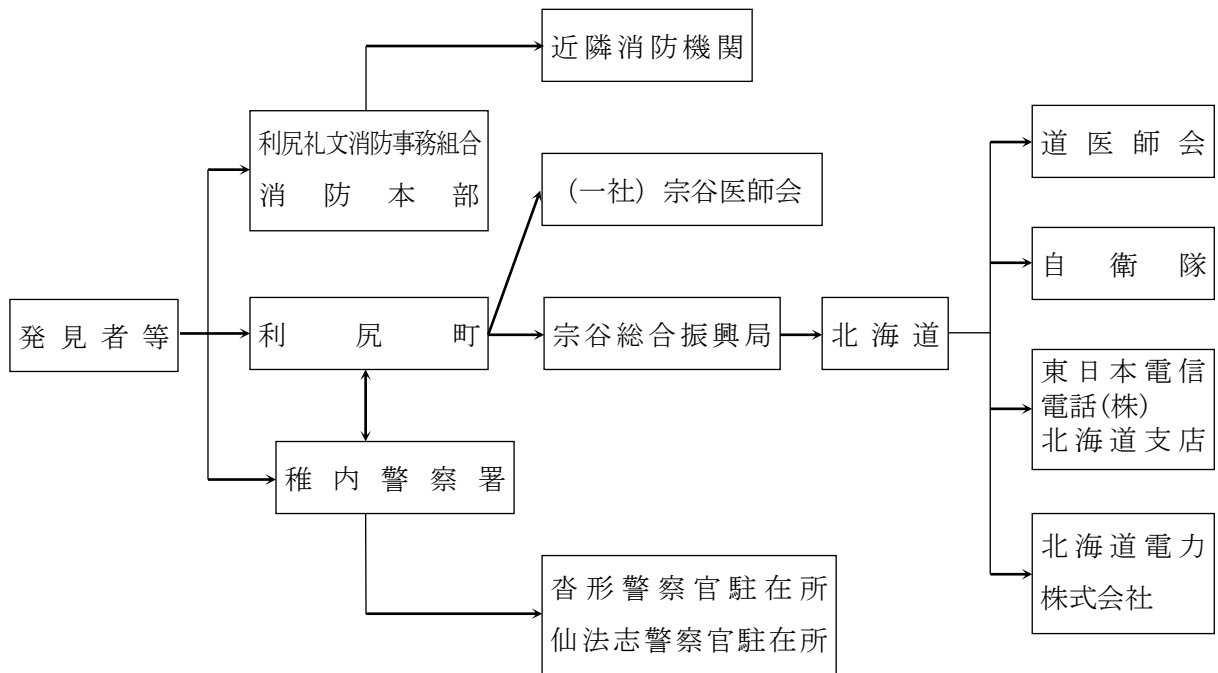
- (1) 出動場所及び出動期間
- (2) 出動者の種別及び人員
- (3) 受診者数（死亡、重傷、軽傷別）
- (4) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗、破損等の内容（数量、額）
- (5) 救急医療活動の概要
- (6) その他必要事項

8 災害通報の伝達系統及び傷病者等の搬送系統

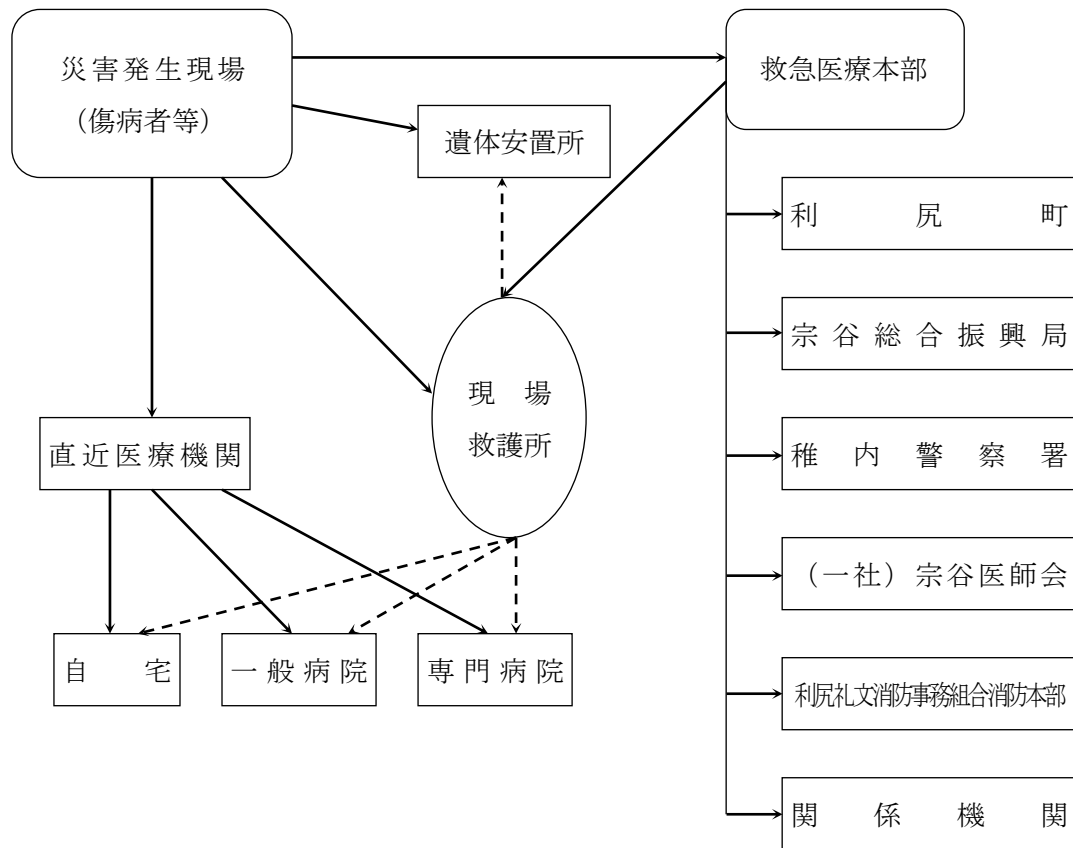
災害発生の第一報を受けた機関からの伝達系統及び傷病者等の搬送系統は、次のとおりである。

なお、各関係機関のもつ専用通信施設及び移動無線等を使用し、有効適切な通信体制を確立する。

(1) 災害通報の伝達系統



(2) 傷病者等の搬送系統



9 医薬品等の確保

医療、助産に必要な医薬品、衛生機材及び暖房用燃料等は、町内の薬局・薬店（資料6-3）等から調達するが、町内では調達できない場合、災害の状況等により近隣市町村長及び知事に調達を要請する。

10 経費の負担及び損害補償

(1) 経費の負担区分

救急医療対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償をいずれかの機関が負担するかは、次の区分によることを原則とする。

ア 町

町が対策を実施し責務を有する災害の場合

イ 北海道

救助法が適用された災害の場合

ウ 企業体等

企業体等の施設等において発生した災害及び災害発生の原因が企業体等にある場合

(2) 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当は、救助法施行令第5条の規定に基づき知事が定

めた額若しくは基本法の規定に準じた額に従う。また、救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料、医療器具の消耗破損については、その実費を時価で、それぞれ前記(1)の負担区分により弁償するものとする。

(3) 損害補償

救急医療活動のため出動した医師等がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、これによって受ける損害を、前記(1)の負担区分により補償するものとする。

11 臨時の医療施設に関する特例

著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第19節 防疫計画

災害時には、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、知事の指導、指示に基づき適切な処置を行い、感染症の未然防止に万全を期すとともに、被災者の衛生的で安全な生活を支援する。

1 実施責任

- (1) 町は、感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (2) 町は、稚内保健所利尻支所の指導のもと、集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

2 防疫の実施組織

- (1) 災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は、防疫班を編成する。防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成するものとする。
- (2) 防疫班の活動範囲は、主要箇所の外部消毒を主とし、家屋内部の消毒その他は被災家族での処理を原則とする。

3 防疫の種別と方法

(1) 防疫班の消毒活動

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第27条第2項及び第28条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第14条、第15条及び「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」（平成16年1月30日付け健感発第0130001号）の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

ア 浸水家屋、下水、その他不潔場所の消毒を被災後直ちに実施する。

イ 避難場所のトイレ、その他不潔場所の消毒を1日1回以上クレゾールを用い実施する。

ウ ねずみ族、昆虫等の駆除については、速やかにこれを実施する。

(2) 被災世帯における家屋等の消毒

ア 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール、クロール石灰等の消毒剤を配布して、床、壁の洗浄、トイレの消毒、手洗設備の設置、汚染度の強い野菜の投棄等、衛生上の指導を行う。

イ 家屋内の汚染箇所の洗浄、手洗水、トイレの消毒は、クレゾール石けん液3%水溶液で行

う。

(3) 患者等に対する措置

町は、知事の指示に基づき、患者の収容に協力する。

なお、感染症指定医療機関は、資料6-2のとおりである。

(4) 臨時予防接種

被災地の感染症発生を予防するため必要があるときは、知事の指示を受け、予防接種を実施する。

(5) 指定避難所等の防疫指導

町長は、指定避難所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施する。

ア 健康調査等

指定避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

イ 清潔方法、消毒方法等の実施

保健所長の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

ウ 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従させる。また、配膳等の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても、十分指導徹底させる。

エ 飲料水等の管理

飲料水については、水質検査を実施するとともに、使用の都度消毒させる。

第20節 廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところにより実施する。

1 し尿処理

(1) 活動体制の確立

ア 災害時におけるし尿処理は、地域住民及び利尻郡清掃施設組合の協力を得て、町長が実施する。

イ 町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求めて実施する。

(2) 収集方法

し尿の収集は、委託業者のほか必要に応じて車両を借り上げ、業者作業員の協力を得て実施するものとし、トイレの倒壊、溢水等でし尿が他に散乱しないよう、被害程度の大きな場所から収集する。

(3) 処理方法

災害によるライフラインの被災に伴い、し尿処理が困難となることが想定されるので、次のとおりし尿の処理を行う。

ア し尿の処理は、し尿処理場（資料 7-1）で処理することを原則とするが、必要に応じ簡易処理場を設置する。

イ 仮設トイレ等を設置し、貯留したし尿の処理は原則としてし尿処理施設で行うが、処理能力を超える場合は、宗谷総合振興局長を経由して知事に応援を要請する。

(4) 避難所等のし尿処理

発災後、断水した場合には、浴場、河川等で確保した水を利用し、活用する。また、仮設トイレを準備する。

なお、家庭、事業所では、平素から水の汲み置き等により、断水時における生活用水の確保に努める。仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境の活用を図る。また、自主防災組織を中心に仮設トイレの建設、消毒、管理を行う。

2 ごみ処理

(1) 活動体制の確保

ア 災害時における清掃は、地域住民及び利尻郡清掃施設組合の協力を得て、町長が実施する。

イ 町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求めて実施する。

(2) 処理方法

- ア ごみの収集に当たっては、排出される災害ごみを迅速、計画的に処理するため、ダンプやトラック、タイヤショベル等の重機借上げを積極的に行い、車両をできるだけ多く確保するよう努める。
- イ 仮置場及び収集日時を定め、住民に広報する。
- ウ ごみは、原則としてごみ処理場（資料7-1）で処理するが、やむを得ない場合は、仮置場にて保管し、近隣の市町村のごみ処理施設等で適正に処理する。
- エ 可能な限り資源ごみは分別し、リサイクルに努める。
- オ 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋を配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理することとし、その旨住民に指導、広報する。

3 災害廃棄物処理

利尻町災害廃棄物処理計画に基づき実施する。

- (1) 危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 選別・保管・焼却のできる仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルート確保を図る。
- (3) 損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難なものを、仮集積場所及び処理場に運搬する。
- (4) 災害廃棄物の破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。
- (5) アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に従い、適正な処理を進める。

4 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場において行うものとする。

ただし、運搬することが困難な場合は、宗谷総合振興局保健環境部長の指導のもと、次により処理する。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。
- (2) 移動できないものについては、稚内保健所利尻支所の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。
- (3) 前(1)及び(2)において埋却する場合にあつては1 m以上覆土するものとする。

第21節 家庭動物等対策計画

大規模な災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生ずるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、道や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

1 家庭動物等の取扱い

- (1) 動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）及び「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱うものとする。
- (2) 災害時において、町は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

2 同行避難

家庭動物との同行避難について、予め避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

3 被災地域における動物の保護

飼い主不明の負傷した動物等又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、道及び獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

4 避難所における動物の適正な飼育

町は、道と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 各地区の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等に関する道への支援要請
- (2) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整

第22節 文教対策計画

災害時には、多数の児童・生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、その調整も必要である。このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

1 実施責任者

- (1) 小・中学校における応急教育及び町立学校施設の応急復旧対策は、教育委員会が行う。
- (2) 救助法が適用された場合の小中学生の学用品の給与は、知事が行い、町長は、これを補助する。ただし、救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。
- (3) 学校ごとの災害発生に伴う必要な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行うものとする。

2 応急教育対策

- (1) 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

- (2) 休校措置

ア 休校の基準

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、学校長は、教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

イ 周知の方法

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話等、その他確実な方法で各児童・生徒に周知を徹底させる。

- (3) 児童・生徒等の安全確保

ア 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童・生徒等の安全を確保するため、児童・生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童・生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童・生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童・生徒等、保護者及

び関係機関に周知徹底を図る。

(4) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

(5) 学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、災害の規模、被害の程度によって、おおむね次の方法によるものとする。

ア 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努める。

イ 校舎の一部が使用できない場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは、二部授業等の方法をとる。

ウ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

最寄りの学校又は公共施設を利用するものとする。利用する施設がないときは、応急仮校舎を建設する等の対策を講じ、又は宗谷教育局を通じて北海道教育委員会に対し施設の斡旋を要請する。

エ 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討するものとする。

(6) 教職員の確保

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、北海道教育委員会と緊密な連絡をとり、教職員の確保に努める。

3 教科書及び学用品の調達並びに支給

(1) 支給対象者

住家が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水等の被害を受けた世帯の児童・生徒で、学用品を滅失又は毀損した者に対して支給する。

(2) 支給品名

ア 教科書及び教材

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 調達方法

ア 教科書の調達

被災学校別、学年別使用教科書別にその数量を速やかに調査し、北海道教育委員会に報告するとともに、教科書供給書店に連絡して供給を受ける。

また、町内の他の学校及び他の市町村に対し、使用済みの教科書の供与を依頼する。

イ 教科書以外の学用品の調達

学級ごとに必要数量を取りまとめ、町内の取扱店より調達する。

(4) 支給方法

教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童・生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。

(5) 費用及び期間

救助法の定めに準じて行うものとする。

4 被災教職員・児童・生徒の健康管理

災害の状況により、被災学校の教職員・児童・生徒について、感染症予防接種・健康診断等を稚内保健所利尻支所に依頼して実施する。

5 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずる。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦及び牛乳について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については、応急調達に努める。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努める。

6 避難所機能との調整及び衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意する。

- (1) 特に、児童・生徒の指導、管理に注意するとともに、避難の受入れが授業の支障とならないよう留意すること。
- (2) 校舎内、特に水飲み場、トイレは常に清潔にして、消毒に万全を期すること。
- (3) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (4) 避難所として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、便槽の汲み取りを実施すること。

7 教育の要領

- (1) 災害の状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業を実施できるよう努める。特に、授業の実施が不可能な場合にあっては、家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- (2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童・生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
 - イ 教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童・生徒の安

全確保に留意する。

ウ 通学道路、その他の被害状況に応じ、通学の安全について指導する。また、集団登下校を実施する際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得て行う。

エ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童・生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り、可能な協力を行う。

8 文化財保全対策

文化財の所有者並びに管理者は、常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第23節 住宅対策計画

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与する。また、破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

1 実施責任者

- (1) 被災に対する住宅対策は、町長が行う。
- (2) 救助法が適用された場合の被災者に対する避難所の設置、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理については、知事が行う。ただし、救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

2 避難所

町長は、災害により住家が被害を受け、居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

3 公営住宅等のあっせん

- (1) 入居可能な公営住宅等の確保
町は、速やかに入居可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努める。
- (2) 公営住宅への入居
町は、入居可能な公営住宅に被災者が応急住宅として入居を希望したときは、入居を認める。

4 応急仮設住宅

- (1) 入居対象者
次の条件に該当していなければならない。
ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
イ 居住する住家がない者であること。
ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。
(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等
- (2) 入居者の選定
応急仮設住宅の入居者の選定については、町長が行う。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。

(4) 応急仮設住宅の建設用地

町は、道と連携して、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

(5) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

イ 応急仮設住宅の供与できる期間は、20日以内に着工、建設工事完了後3か月以内とする。

なお、特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長することができる。

ウ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

(6) 建設戸数（借上げを含む。）

道は、町長からの要請に基づき、設置戸数を決定する。

(7) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理は、知事からの委任を受けて、町長が実施する。また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

5 平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

6 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。

イ 自らの資力で応急修理ができない者であること。

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

7 災害公営住宅の整備

- (1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一以上に達した場合に、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し、入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害の場合

- (ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- (イ) 町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- (ロ) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- (イ) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

- (2) 整備及び管理者

災害公営住宅は、町が整備し、管理する。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは、道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って、町に譲渡し、管理は、町が行う。

- (3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、おおむね次の基準による。

ア 入居者資格

- (ア) 当該災害により住宅を失った者であること。
- (イ) 事業主体が条例で定める金額を超えないこと。
- (ロ) 現に同居し又は同居しようとする親族があること。
- (ハ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

- (ア) 建設、買取りを行う場合は、当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3
ただし、激甚災害の場合は3/4
- (イ) 借上げを行う場合は、住宅共用部分工事費の2/5

8 資材等の斡旋、調達

- (1) 町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼する。
- (2) 道は、町長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、

積極的に斡旋、調達を行うものとする。

9 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

第24節 被災宅地安全対策計画

降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を図る。

1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

2 危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し、判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」に基づき、危険度判定実施本部は、次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成

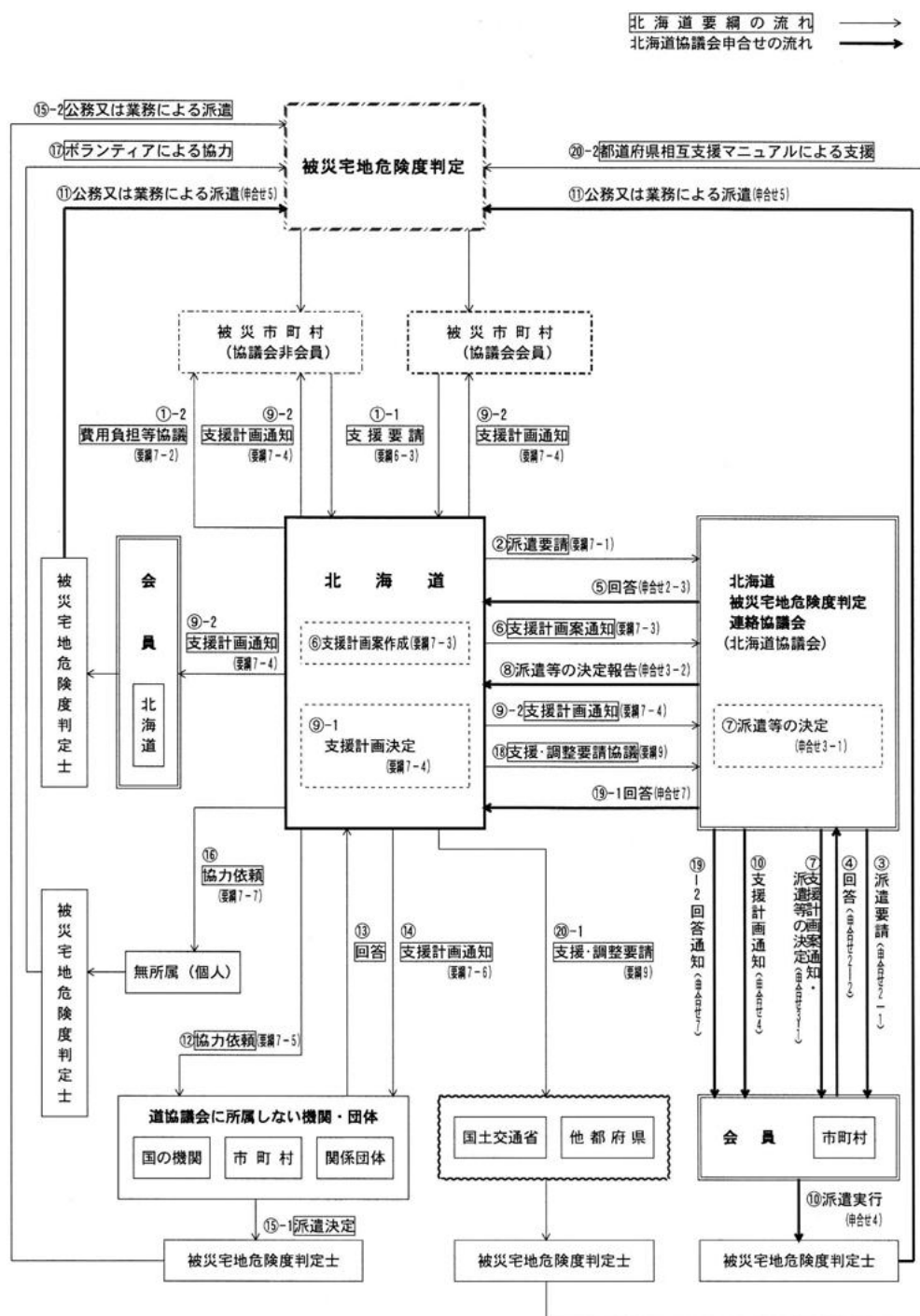
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

町は、道と連携し、災害の発生に備え、次の事項に努める。

- (1) 町は、道との相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- (2) 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

被災宅地危険度判定実施の流れ図



第25節 行方不明者の搜索及び遺体の收容処理埋葬計画

災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者のすべて）が多数発生することが予想され、それらの搜索、收容等を早急に実施する必要がある。このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

1 行方不明者の搜索

災害時における行方不明者の搜索及び遺体の收容処理、埋葬は、町長が警察官及び海上保安官と協力して行う。救助法が適用された場合は、町長は、知事の委任を受けて実施する。

(1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 搜索の実施

行方不明者の搜索は、警察官、海上保安官及び利尻礼文消防事務組合等の協力を得て行う。

ただし、被災の状況によっては、搜索班を編成し、地域住民の協力を得て実施する。

搜索に対しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるよう、医療機関との緊密な連絡体制を図っておく。

(3) 搜索の方法

搜索範囲等	搜索の方法
搜索の範囲が広い場合	ア 搜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。 イ 搜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 ウ 各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定めて行う。
搜索範囲が比較的に狭い場合	ア 災害前における当該地域、場所、建物などの正確な位置を確認する。 イ 災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。 ウ 被災時刻などから搜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し、搜索の重点を定め、効果的な搜索に努める。
搜索場所が海、河川、湖沼の場合	ア 平素の海流、水流、湖沼の実情をよく調査する。 イ 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 ウ 合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、搜索を行う。

(4) 広報活動

搜索をより効果的に行うため、搜索地域内はもちろん、広く関係者の協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

2 遺体の収容・処理

(1) 収容の方法

利尻礼文消防事務組合職員、海上保安官、警察官及び地域住民等の協力を得て行い、棺おけ等必要機材を確保した上で、町内の寺院、公共施設等遺体収容に適当な場所を選定し、収容する。

(2) 処理の方法

収容した遺体は、速やかに警察官、海上保安官等の検視及び医師の検案を受け、次により処理する。

ア 身元が判明しており、かつ遺族等の引取人がいる場合は、遺体を引き渡す。

イ 身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び一時的な安置をするとともに、遺体の特徴の記録及び所持品を保管する。

(3) 調査表の作成

死者の氏名並びに関係記録及び遺留品の調査表を作成する。

(4) 変死体の届け出

変死体については、直ちに警察官又は海上保安官に届け出るものとし、その検死後に処理に当たるものとする。

(5) 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日ごろから警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

3 遺体の埋葬

(1) 対 象

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

(2) 埋葬の方法

町長は、遺体を火葬に付し、又は、棺おけ、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。埋葬の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 事故死等による遺体については、警察署から引継ぎを受けた後、埋葬する。

イ 身元不明の遺体については、警察署その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。

ウ 被害地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人取扱いとする。

(3) 埋葬場所及び火葬場の状況

埋葬場所及び火葬場の状況は、資料8-1・8-2のとおりである。

4 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

道は、町の応援要請及び把握した被災状況等に基づき広域火葬の実施が必要と判断した場合は、周辺市町村に協力を依頼するなど、広域火葬に係る調整を行う。

5 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

6 行方不明者の搜索、遺体の収容及び埋葬のための費用及び期間

救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

第26節 障害物除去計画

水害、山崩れその他の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で住民の生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の保護を図る。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合は、知事が行い、町長は、これを補助する。ただし、救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。
- (2) 道路、河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法、河川法その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者が、これを行うものとする。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は、次のとおりである。

- (1) 住民の生命財産等を保護するため、速やかにその障害の排除を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物の除去の方法

- (1) 実施責任者は、自らの応急対策機器を使用し、又は状況に応じ自衛隊及び建設業者の協力、応援を得て、速やかに障害物を除去するものとする。
- (2) 障害物の除去の方法は、現状回復でなく、応急的な除去に限るものとする。

4 障害物の保管等

- (1) 町長は、応急措置の実施に支障となる工作物を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。
- (2) 工作物を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名簿を公示する。
- (3) 保管した工作物等が滅失・破損するおそれのあるとき、又はその保管に不相当の費用・手数を要するときは、その工作物を売却し、代金は保管する。

5 除去した障害物の集積場所

- (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。
- (2) 町は、道及び関係機関と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

6 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第12節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

7 費用及び期間

救助法の定めに準じて行うものとする。

第27節 応急土木対策計画

災害の発生後、民生の安定、公共福祉の早期回復を図るため、公共土木施設等の応急復旧工事を実施する。

1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者が実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによる。

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておく。

イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期する。

(2) 応急措置の実施

ア 所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずる。

イ 重機・資機材等及び人員の確保等に当たっては、「災害時における利尻町と利尻建設協会との防災協定」に基づき、利尻建設協会に協力を要請する。

ウ 状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は道に要請し、関係機関の協力を求める。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施する。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確・円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確・円滑に実施されるよう、協力体制の確立を図る。

第28節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図る。

1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇上げ及び民間団体への協力依頼については、町長が行う。

2 民間団体への協力要請

(1) 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序として、まず赤十字奉仕団の動員、次に被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇上げをするものとする。

(2) 動員の要請

本部各部（班）において赤十字奉仕団等の労力を必要とするときは、次の事項を示し、町民対策部町民班に要請する。

- ア 動員を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 作業場所
- エ 就労予定時間
- オ 所要人員
- カ 集合場所
- キ その他参考事項

(3) 住民組織等の要請先及び活動

ア 住民組織等の要請先

「利尻町自治会連絡協議会」に対し、協力要請を行う。

イ 住民組織等の活動内容

住民組織等の活動内容は、次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- (ア) 避難所に収容された被災者の世話
- (イ) 被災者への炊き出し
- (ウ) 救援物資の整理、配送及び支給
- (エ) 被災者への飲料水の供給
- (オ) 被災者への医療、助産の協力
- (カ) 避難所の清掃

- (キ) 町の依頼による被害者状況調査
- (ク) その他災害応急措置の応援

3 労務者の雇上げ

活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇い上げるものとする。

(1) 労務者雇上げの範囲

- ア 被災者の避難誘導のための労務者
- イ 医療、助産のための移送労務者
- ウ 被災者救出用機械、器具、資材の操作のための労務者
- エ 飲料水の運搬、機材操作、浄水用薬品の配布等のための労務者
- オ 救援物資支給のための労務者
- カ 行方不明者の捜索及び処理のための労務者

(2) 稚内公共職業安定所長への要請

町において労務者の雇上げができないときは、次の事項を明らかにして、稚内公共職業安定所長に求人の申込みをする。

- ア 職業別、所要労働者数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

(3) 賃金の額

- ア 労務者に対する費用は、町が負担する。
- イ 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。

(4) 労務者の輸送

町は、労務者の毎日の作業就労に際し、労務者の住所と作業現場との距離がおおむね片道2km以上ある場合は、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による労務者の輸送就労について検討する。

第29節 消防防災ヘリコプター運航要請計画

町内において大規模な災害が発生し、迅速・的確な災害応急対策の実施のために必要がある場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」の定めにより、消防防災ヘリコプターの有効活用を図る。

1 実施責任者

消防防災ヘリコプターの出動要請は、町長が行う。ただし、緊急の際で、町長が不在等の場合は、その職務代理者が行う。

2 実施方法

(1) 要請の要件

町長は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

- ア 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 町の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- ウ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

(2) 要請方法

町から知事（危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにFAXにより消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（様式9-1）を提出する。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ウ 災害現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法
- オ 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要な事項

(3) 要請先

名 称	電 話 番 号	F A X 番 号
北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室	011-782-3233	011-782-3234

3 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その必要性が認められる場合に運航する。

(1) 災害応急対策活動

- ア 被災状況調査などの情報収集活動
- イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

(2) 救急・救助活動

- ア 傷病者、医師等の搬送
- イ 被災者の救助・救出

(3) 火災防御活動

- ア 空中消火
- イ 消火資機材、人員等の搬送

(4) その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

4 受入体制

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

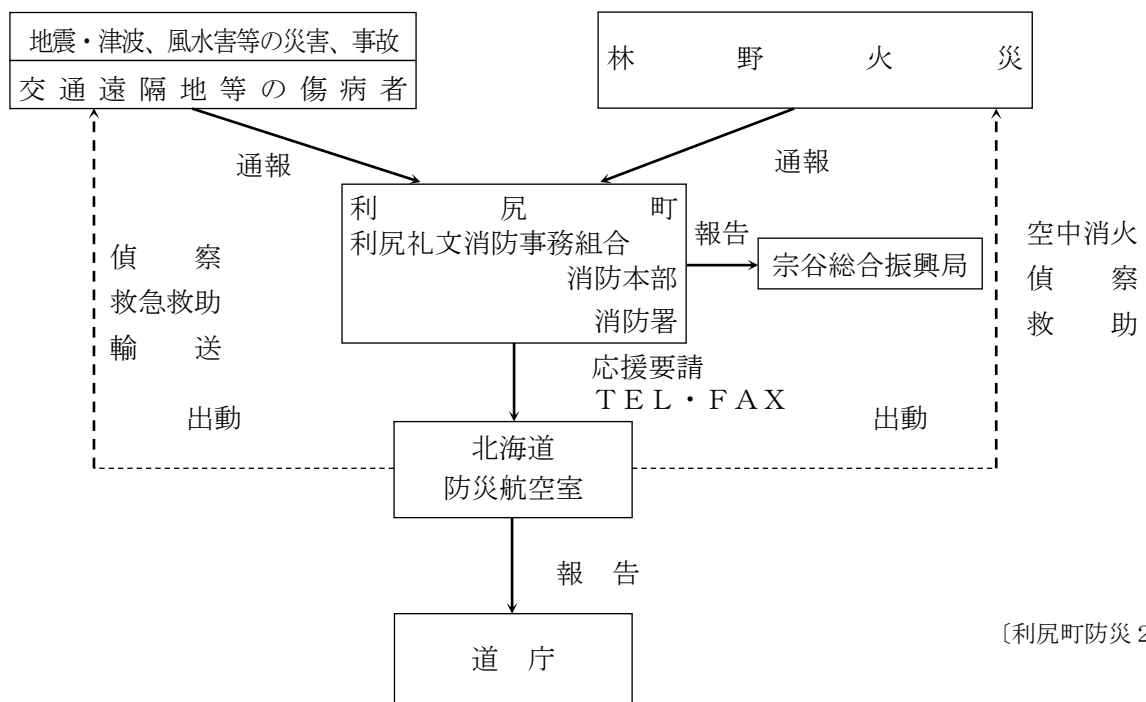
(1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する（資料4－1参照）。

(2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講ずる。

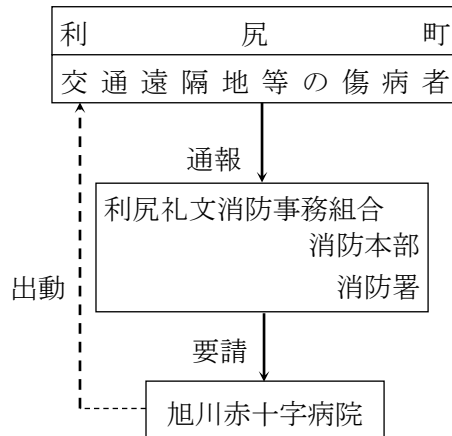
消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー



5 ドクターヘリ

利尻礼文消防事務組合消防本部は、町からの出動要請及び住民からの119番通報を受けて出動し、患者の早期治療が必要と判断した場合は、旭川赤十字病院へドクターヘリの出動を要請する。

ドクターヘリ出動要請フロー



第30節 自衛隊派遣要請依頼及び派遣活動計画

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められる場合には、自衛隊の災害派遣により、効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

1 派遣要請権者

- (1) 知事（総合振興局長又は振興局長）
- (2) 海上保安庁長官
- (3) 第一管区海上保安本部長
- (4) 空港事務所長（丘珠、新千歳、稚内、函館、釧路）

2 災害派遣要請依頼

(1) 要請依頼先

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電 話
陸上自衛隊第2師団第3 即応機動 連隊長（名寄駐屯地司令）	連隊第3科	名寄市字内淵84	01654-3-2137 内線230 (当直302)

(2) 要請依頼手続等

ア 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（様式10-1）をもって知事（宗谷総合振興局長）に依頼する。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び町内における災害状況を要請先である指定部隊等の長に通知する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出する。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請依頼する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) 派遣部隊が展開できる場所
- (オ) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

イ 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、前記アの手続を行う。

(3) 受入体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、町担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておく。

(4) 経 費

ア 次の費用は、派遣部隊の受入側である町において負担する。

- (7) 資材費及び機器借上料
- (イ) 電話料及びその施設費
- (ウ) 電気料
- (エ) 水道料
- (オ) 汲み取料

イ その他必要経費については、自衛隊及び関係機関と協議の上、定める。

ウ 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

3 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者の捜索救助活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

4 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ、町及び関係機関に伝達する。また、町等においても、災害情報について自衛隊に提供する。

5 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない

い場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 知事等が、自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- (4) その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

6 自衛隊との連携強化

(1) 連絡体制の確立

町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請依頼（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努める。

(2) 連絡調整

町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請依頼した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行う。

7 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- (6) 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

8 派遣部隊の撤収要請依頼

町長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったと認めるときは、速やかに文書（様式10-2）をもって知事（宗谷総合振興局長）に対し、その旨を報告する。ただし、文

書による報告に日時を要するときは、電話等で報告し、その後文書を提出する。

第31節 広域応援・受援計画

大規模災害が発生した場合、被害が拡大し、町や防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。町は、大規模災害が発生した場合に、円滑な広域応援・受援活動が行えるよう、相互応援協定等に基づき広域的な応援・受援体制を確立しておく。

1 市町村相互応援（受援）体制の確立

(1) 応援協定による応援

道内の市町村において大規模災害等が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」（資料編13-1-3「行政機関に関する協定」）のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

(2) 基本法による応援

ア 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。

イ 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（宗谷総合振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事（宗谷総合振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないものとする。

ウ 知事（宗谷総合振興局長）は、町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、町長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

2 消防相互応援体制の確立

(1) 町長及び消防長は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」（資料13-1-1）に基づき他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

(2) 利尻礼文消防事務組合は、他の消防機関に対する応援が円滑に行われるよう、日ごろから災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

(3) 利尻礼文消防事務組合は、大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れについては、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づ

き、迅速かつ的確に対処する。

第32節 職員派遣計画

大災害が発生し、町単独では対処することが困難なときには、基本法第29条及び第30条の規定により、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し、職員の派遣の要請又はあつせんを依頼し、円滑な応急対策活動を実施する。

1 要請手続等

- (1) 職員の派遣要請をするときは、町長は、次の事項を明らかにした文書をもって行う。
 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項
- (2) 職員の派遣のあつせんを求めようとするときは、町長は、次の事項を明らかにした文書をもって行う。なお、職員の派遣のあつせんは、町長が知事に対し行うものであるが、国の職員の派遣あつせんのみでなく、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
 - ア 派遣のあつせんを求める理由
 - イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあつせんについて必要な事項

2 派遣職員の身分取扱

- (1) 派遣職員の身分取扱は、原則として町及び派遣側の双方の身分を有するものとし、したがって双方の法令、条例及び規則の適用があるものとする。ただし、この場合双方の規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上決定する。また、町は、その派遣職員を定数外職員とする。
- (2) 派遣職員の給与等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、災害対策基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定による。
- (3) 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行う。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上決定する。
- (4) 派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用する。
- (5) 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

第33節 災害ボランティアとの連携計画

大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。町は、ボランティアセンターなどの受付窓口を設置して適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき災害応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活の維持や再建を援助するものがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が効果的に生かされるよう、その活動環境の整備を図る。

また、北海道災害ボランティアセンター及び被災地における災害ボランティアセンターの活動等については「北海道災害時応援・受援マニュアル」によることとし、被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営については「市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」による。

2 ボランティア受付窓口

- (1) 災害発生と同時に、各地からボランティアの申し出がなされる。この場合、町がボランティア活動に全面的に関わりを持つことは、ボランティア本来の主旨に反することから、社会福祉協議会などの関係団体及びNPO等と協議し、また連携を図って、相互に協力して受付を行う。
- (2) 受付の際には、氏名、住所及び主な活動内容等を記録しておく。
- (3) 災害が大規模な場合、又は町及び関係団体が対応できないと判断される場合は、近隣市町村に応援を要請し、その市町村において受付窓口を設けるものとする。

3 被災地のニーズの把握と情報提供

- (1) 町は、被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- (2) ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等に努める。
- (3) 町は、社会福祉協議会、日本赤十字社、ボランティア関係協力団体及びNPO等との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

- (4) 町は、ボランティアの需給状況等について、随時、道に報告する。

4 ボランティア団体・NPOの主な活動内容

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配付
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動
- (11) 外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13) 被災者の心のケア活動
- (14) 被災母子のケア活動
- (15) 被災動物の保護・救助活動
- (16) ボランティア・コーディネート

5 ボランティア活動への支援

町、社会福祉協議会及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

6 ボランティア活動の環境整備

- (1) 町は道及び社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。
- (2) 町及び社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。
- (3) 災害時には、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第34節 災害救助法の適用及び運用計画

救助法が適用された場合、応急的に、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

1 実施体制

救助法による救助は、知事（宗谷総合振興局長）が行う。

ただし、町長は、知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

2 救助法の適用基準

(1) 災害が発生した場合

適 用 基 準				摘 要
被害区分 町の人口	町単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合	1 住家被害の判定基準 (1) 滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 (2) 半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 (3) 床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数		
5,000人未満	30	15	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	
5,000人以上 15,000人未満	40	20		
15,000人以上 30,000人未満	50	25		
30,000人以上 50,000人未満	60	30		
50,000人以上 100,000人未満	80	40		
100,000人以上 300,000人未満	100	50		

300,000人以上	150	75		床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

※令和2年国勢調査による本町の人口は、2,004人である。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。

3 救助法の適用手続き

- (1) 町長は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を宗谷総合振興局長に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は、救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに宗谷総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

4 救助の実施と種類

知事は、救助法が適用された場合、同法に基づき、次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任することができる。

町長は、知事から委任を受けた場合は、当該事務を行わなければならない。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し現に救助の必要がなくなった日まで	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受け	対象者、対象箇所の選定～町設置～道（ただし、委任したときは町）

	て2年以内に延長可能	
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医 療	14日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
助 産	分べんの日から7日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
災害にかかった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	3か月以内(国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)	町
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町 町
埋 葬	10日以内	町
遺体の搜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない
(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。		

第1節 応急活動体制計画

地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、町は、必要に応じ災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策活動を実施する。

1 配備体制

区分		配備基準	配備体制	任務	参集範囲
本部設置前の体制	第1非常配備	(1) 北海道日本海沿岸北部に「津波注意報」が発表されたとき。 [自動参集] (2) 本町に震度4の地震が発生したとき。 [自動参集] (3) その他町長が必要と認めたとき。	情報連絡のため、又は地震が発生した場合速やかに対処するため、各課の少数の人員をもって当たるもので、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	○情報の収集 ○関係機関との連絡	各課長 各課長の命ずる職員
	第2非常配備	(1) 北海道日本海沿岸北部に「津波警報」が発表されたとき。 [自動参集] (2) 本町に震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 [自動参集] (3) その他町長が必要と認めたとき。	関係各課の所要人員をもって当たるもので、地震発生時には直ちに応急活動を開始できる体制とする。	○情報の収集 ○関係機関との連絡 ○応急措置の実施	主査職以上の職員
	第3非常配備	(1) 北海道日本海沿岸北部に「大津波警報（特別警報）」が発表されたとき。 [自動参集] (2) 本町に震度6弱以上の地震が発生したとき。 [自動参集] (3) その他町長が必要と認めたとき。	本部の全員をもって当たるもので、状況により、それぞれの地震・津波災害応急活動ができる体制とする。	○災害業務全般の実施	全職員

(備考) ・ 地震の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合において

は、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

- ・ 第1・第2非常配備につく職員の人数は、状況により各課長において増減するものとする。

2 配備体制の決定及び配備指令の伝達

(1) 勤務時間内

- ア 防災情報室長は、地震・津波情報、災害に関する情報等を入手し、配備の要否を検討する必要があると判断したときは、直ちに町長に報告する。
- イ 報告を受けた町長は、必要があると認めるときは、前記1に掲げるいずれかの配備体制を命ずる。
- ウ 町長が配備を指示したときは、防災情報室長は、関係課長に配備指令を伝達するとともに、庁内放送等により職員に周知する。
- エ 関係課長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる。

(2) 勤務時間外

- ア 防災情報室員は、地震・津波情報、災害に関する情報等を入手したときは、直ちに防災情報室長に報告する。
- イ 防災情報室長は、報告を受け、配備の要否を検討する必要があると判断したときは、直ちに町長に報告する。
- ウ イにより報告を受けた町長は、必要があると認めるときは、前記1に掲げるいずれかの配備体制を命ずる。
- エ 町長が配備を指示したときは、防災情報室長は、関係課長に配備指令を緊急連絡網等により伝達する。
- オ 関係課長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる。

(3) 職員への伝達

防災情報室長は、町長の配備決定に基づき、(1)(2)による伝達のほか、次の伝達手段を用いて関係職員に対し伝達を行う。また、道からの災害情報を迅速に把握するため、職員に対し、北海道防災対策支援システムの各自の携帯電話への登録について指導する。

- ア 携帯電話(メール、LINE等)による伝達
- イ 庁舎内放送による伝達

3 勤務時間外における職員の自動参集

(1) 第1非常配備体制のための参集

各課長等(管理職)は、次の要件に至ったことを知ったときは、配備指令によらず、直ちに登庁しなければならない。

- ア 「津波注意報」が発表されたとき。
- イ 震度4の地震が発生したとき。

(2) 本部設置体制のための参集

すべての職員は、次の要件に至ったことを知ったときは、配備指令によらず、直ちに登庁しなければならない。

- ア 「大津波警報」又は「津波警報」が発表されたとき。

イ 震度5強以上の地震が発生したとき。

(3) その他

職員は、周囲の状況から大規模な災害が発生したと判断した場合には、動員配備指令を待たず、自ら参集する。

4 参集時の留意事項

職員は、参集に当たり、次の点に留意する。

(1) 勤務時間外における参集場所

区 分	地震発生の場合	津波発生の場合
第1非常配備 (本部設置前)	各課長（管理職）は、在勤地の 庁舎に参集する。	各課長（管理職）は、在勤地 の庁舎に参集する。
第2非常配備 第3非常配備 (本部体制)	各課長等（管理職）は、在勤地 の庁舎に参集する。 その他の職員は災害発生場所が 在住地の場合は最寄りの庁舎へ、 在住地以外の場合は在勤地の庁舎 に参集する。	原則、職員は在勤地の庁舎に 参集する。なお、津波到達予想 時刻が発表され、到達まで原則 30分未満の場合は、最寄りの庁 舎へ参集する。 ※ 参集する職員の津波による 危険を回避するための措置で あり、職員の所在地により職 員個々に判断する。

(2) 服 装

応急活動ができる服装とする。

(3) 緊急措置

参集途上において、火災の発生又は人身事故等に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいる場合には、その活動を引き継ぎ、庁舎等に参集する。

(4) 情報収集

参集途上においても、各地区の次のような被害状況等について情報収集し、参集時に所属の課長等に報告する。

ア 幹線道路等の状況

イ 建物の倒壊、損傷の状況

ウ 火災の発生、消火活動の状況

エ 被災者及び救助活動の状況

オ ライフラインの状況

(5) 参集報告

各課長等は、職員の参集状況及び各職員が参集時に収集した被害情報等を集約し、**防災情報**

室長に報告する。

5 本部の設置

町長は、町域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に応じて、迅速かつ的確な災害対策を実施するため必要があると認めたとき、基本法第23条の2及び利尻町災害対策本部条例（資料14－2）に基づき、本部を設置する。

(1) 設置及び廃止の基準

設置基準	次のような場合で、町長が必要と認めたとき。 ア 大津波警報（特別警報）又は津波警報が発表されたとき。〔自動的に設置〕 イ 震度6弱以上の地震が発生したとき。〔自動的に設置〕 ウ その他町長が必要と認めたとき。
廃止基準	ア 災害発生のおそれが解消したとき。 イ 災害応急対策がおおむね完了したとき。 ウ その他本部長（町長）が必要なしと認めたとき。 ※ 廃止後においても、災害事務、救済策の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する課に業務を引き継ぎ、それぞれの関係課において対策業務を行うものとする。この場合、防災情報室長は、業務の内容、遂行状況について各課からの報告を求め、常に全体状況を掌握し、また必要な指示を行うものとする。

(2) 公 表

本部を設置したときは、直ちにその旨を本部員並びに町防災会議構成機関、宗谷総合振興局長、その他の防災関係機関及び住民に対し、電話、文書、その他の方法で通知及び公表する。また、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

(3) 設置等権限の代理者

本部の設置又は廃止の決定権限は、町長にあるが、町長が不在の場合の職務代理順位者は、次のとおりとする。

職務権限順位	1	副町長	2	教育長

(4) 本部の設置場所

本部は、利尻町役場本庁舎に設置する。ただし、庁舎の被災等により、本部として機能できないと町長が判断したときは、次の施設の中から、その都度状況に応じて本部を移設する。

ア 仙法志支所

イ 利尻礼文消防事務組合／消防署

(5) 標識等

ア 本部の標識

本部が設置されたときは、その設置を示すため、資料1－3（図1）の標示を庁舎正面玄

関に掲げる。

イ 腕章

本部が設置されたときは、本部の業務に従事する職員は、資料 1－3（図 2）の腕章を着用する。

6 本部の組織（資料 1－1 参照）

(1) 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副町長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 本部員

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(4) 本部員会議

本部が設置された場合、本部に本部員会議を置く。

ア 本部員会議の構成

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

イ 本部員会議の協議事項

- (7) 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。
- (4) 災害情報・被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (7) 関係機関に対する応援の要請に関すること。
- (エ) その他災害対策に関する重要な事項

ウ 本部員会議の開催

- (7) 本部員会議は、本部長が必要の都度招集し、開催する。
- (4) 本部員は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (7) 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- (エ) 本部員は、会議招集の必要があると認めるときは、防災情報室長にその旨を申し出る。

エ 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図る。

オ 本部連絡員

- (7) 各部に本部連絡員を置く。
- (4) 各部長は、あらかじめ所属職員の中から本部連絡員を指名し、防災情報室長に報告する。
- (7) 本部連絡員の業務は、次のとおりとする。
 - a 所属部内の動員及び配備体制状況の掌握

- b 応急対策の実施及び活動状況の掌握
 - c 応急対策実施に伴う応援等の必要な対策の要求
 - d 所属部内の各班に係る災害に関する情報のとりまとめ
 - e 本部との情報伝達及び所属部内との連絡調整
- (5) 部及び班
- 本部における部・班の組織及びそれぞれの所掌事務については、資料1－2に定めるところによる。
- (6) 現地災害対策本部
- 災害の状況により、本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部を設置し、災害応急対策活動の指揮を行う。
- ア 現地災害対策本部の開設
- (7) 本部長は、前記(2)(3)の者のうちから現地災害対策本部長を、また本部職員のうちから現地災害対策本部員を指名し、現地へ派遣する。
 - (4) 現地災害対策本部を開設したときは、資料1－3（図1）に準じた標示を掲げる。
- イ 現地災害対策本部の責務
- (7) 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民の安全確保、被害の拡大防止をする。
 - (4) 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括を図る。
 - (7) 入手した情報を逐次本部へ報告する。
- (7) 第1非常配備体制下の活動
- 第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。
- ア 防災情報室長は、稚内地方気象台及びその他関係機関と連絡をとり、地震・津波情報の收受・伝達等を行う。
- イ 関係各班長は、防災情報室からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行う。
- ウ 第1非常配備につく動員の人数は、状況により各班長において増減する。
- (8) 第2非常配備・第3非常配備（本部体制）
- ア 地震発生の場合
- 被災者救援等の初動体制は、災害対策本部の防災情報室において避難所設置を行う。避難所は資料3－2のとおりであるが、職員の配置は勤務時間外や交通状況等により人員の確保が難しい場合は、各施設管理者の協力のもと自主防災組織や自治会等が運営に当たる。
- なお、災害対策本部は、各避難所との連絡調整を速やかに行い、情報収集を図る。また、現地の被害状況についても災害対策本部の総務対策部と連携し、産業対策部、建設対策部において情報収集を図る。
- イ 津波発生の場合
- 被災者救援等の初動体制は、災害対策本部の防災情報室において避難所設置を行うが、気

象庁が発表する津波到達予想時刻により、職員が利尻市街地から各施設に移動することが困難な場合が生じたとき、特に海岸沿いの地区の避難所（資料3-1・3-2参照）においては、各施設管理者の協力のもと自主防災組織や自治会等が自主的に避難所を開設、運営する。

なお、災害対策本部は、各避難所との連絡調整を速やかに行い、情報収集を図る。

第2節 地震動警報等及び津波警報等の収集・伝達計画

地震及び津波による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため、町は、防災関係機関との緊密な連携のもと、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（*））に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（*） 利尻郡利尻町は、都道府県名「北海道」、府県予報区の名称「北海道道北」、区域の名称「北海道利尻礼文」のいずれかで発表される。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れがくる前に、これから強い揺れがくることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達するとともに地方公共団体に提供する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）等を通して住民に伝達する。

気象庁が発表した緊急地震速報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

町、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線（IP告知端末を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

2 津波警報等の種類及び内容

(1) 津波警報等の種類

大津波警報（特別警報）及び津波警報	該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれ著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。 なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

津波注意報	該当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
津波予報	津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(2) 津波警報等の発表基準・津波の高さ予想の区分

ア 大津波警報（特別警報）・津波警報・注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模マグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m≦予想高さ≦1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

イ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

種 類	発 表 基 準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(3) 津波警報等の伝達

町は、津波警報等について、道、消防庁、N T Tから通報を受けたとき又は自らが知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、住民へ周知する。

特に、特別警報に位置づけられる大津波警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車などにより住民へ周知する。

3 地震及び津波に関する情報の種類と内容等

(1) 地震に関する情報

地震情報の種類	発 表 基 準	内 容

震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の概要、震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

長周期地震動に関する観測情報	発表基準「・震度3以上」 内容「高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)や、その規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載)」

(2) 津波に関する情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報(特別警報)	1mを超える	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微

		弱」と表現)

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報 (特別警報)	3 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

○ 津波情報の留意事項等

- ・ 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

- ・ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合が

ある。

- ・ 津波観測に関する情報

津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

- ・ 沖合の津波観測に関する情報

津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 地震活動に関する解説

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 (速報版) ※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表・津波警報・注意報発表時・(担当地域で) 震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表・津波警報・注意報発表時・(担当地域で) 震度5弱以上を観測・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・ 定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の都道府県内及び〇〇地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料

週間地震概況	・ 定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの（都道府県内及び）〇〇地方の地震活動の状況を取りまとめた資料。

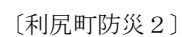
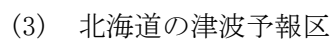
※地震解説資料（速報版）はホームページでの発表をしていない。

4 地震、津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

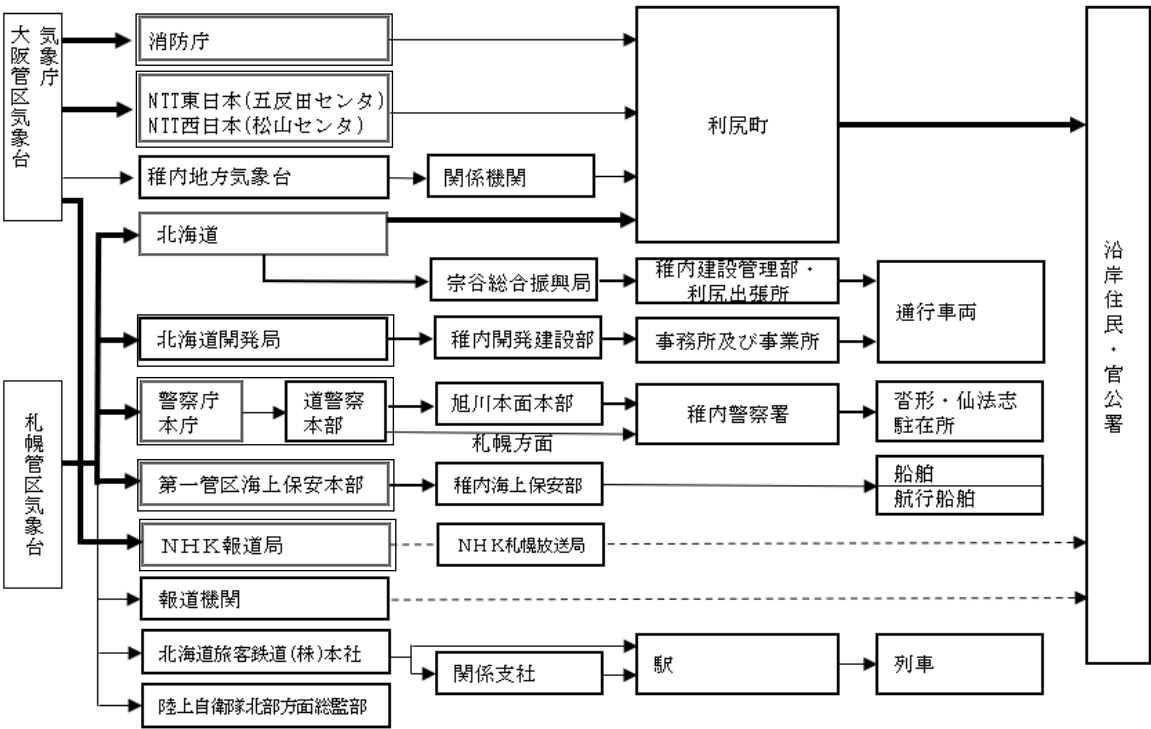
(1) 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域

1 緊急地震速報で用いる区域等の名称



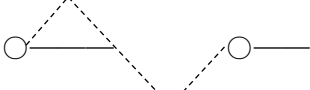
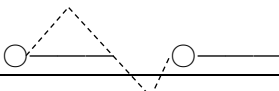


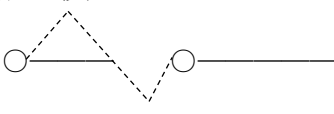
5 津波警報等及び地震に関する情報の伝達



- 注
- ・ (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
 - ・ (太線)は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達
 - ・ (点線)は、放送
 - ・ (中太線)は、気象業務法に基づく、通知等の義務及び放送以外の伝達
 - ・ NTT東日本及びNTT西日本には、津波警報と津波警報解除のみ通報する。
 - ・ 対策通報は、北海道防災情報システムにより通知

6 津波警報等の標識

標 識 の 種 類	標 識
	サイレン信号
津 波 注 意 報 標 識	(約10秒)  (約2秒)
津 波 警 報 標 識	(約5秒)  (約6秒)
大 津 波 警 報 標 識	(約3秒) 

	(約 2 秒) (短声連点)
津波注意報及び津波警報解除標識	(約10秒)  (約 3 秒) (約 1 分)

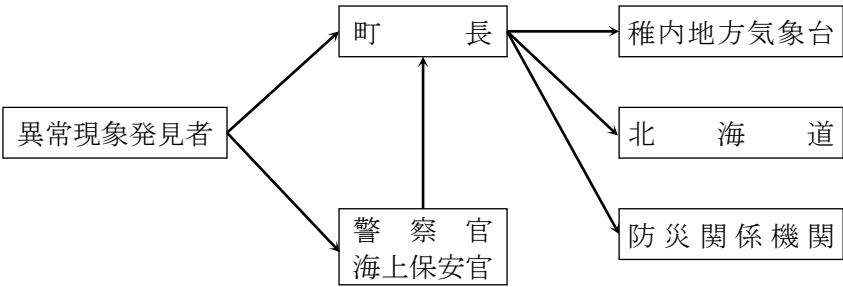
7 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。また、通報を受けた町長は、速やかに道及び稚内地方気象台等関係機関に通報する。

(1) 異常気象

- ア 地震に関する事項 頻発地震、異常音響及び地変
- イ 水象に関する事項 異常潮位又は異常波浪

(2) 通報系統図



第3節 災害情報等の収集・伝達計画

町は、災害応急対策活動を実施するために必要な災害情報及び被害状況等の情報を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

(1) 住民への伝達

町は迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（J-ALERT）などで受信した緊急地震速報を音声告知端末等より住民等への伝達に努める。

また、その他の情報伝達手段として、北海道防災情報システム、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、スマートフォン、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

(2) 災害概況の把握

ア 震度4以上の地震が発生、又は津波警報等が発表されたときにおける初期の情報収集については、各部が所管事項について責任をもって行い、集計等は防災情報室で取りまとめ、常に災害情報等を把握する。

イ 特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

ウ 職員は、非常参集する際、登庁途上において周囲の状況を把握し、その状況を所属長に報告する。

エ 所属長は、各職員の報告を取りまとめ、防災情報室長にそれぞれ報告する。

(3) 地区情報連絡員による被害状況調査

災害が発生し又は発生するおそれがある場合の情報収集の万全を期すため、各地区に情報連絡員を置く（地区情報連絡員は、自治会長等とする。）。地区情報連絡員は、地域内の住民と協力して警戒に当たり、情報の早期把握に努めるとともに、災害が発生したときは、直ちに町又は関係機関に通報する。

(4) 各施設の被害状況調査

ア 各施設の管理者は、その施設を管轄する課に被害状況を報告する。

イ 各課長は、管轄施設の被害状況を調査し、防災情報室長に報告する。

2 異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報義務

災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常現象を発見した者は、速やかに町役場（町職員）、警察官、海上保安官、利尻礼文消防事務組合又は地区情報連絡員（自治会長等）〔利尻町防災2〕

のうち、最も近いところに通報する。

(2) 警察官等の町への通報

異常現象を発見した場合、あるいは発見者から通報を受けた警察官、利尻礼文消防事務組合及び地区情報連絡員は、その内容を確認し、直ちに町役場（防災情報室長）に通報する。

(3) 町長から各機関への通報及び住民への周知

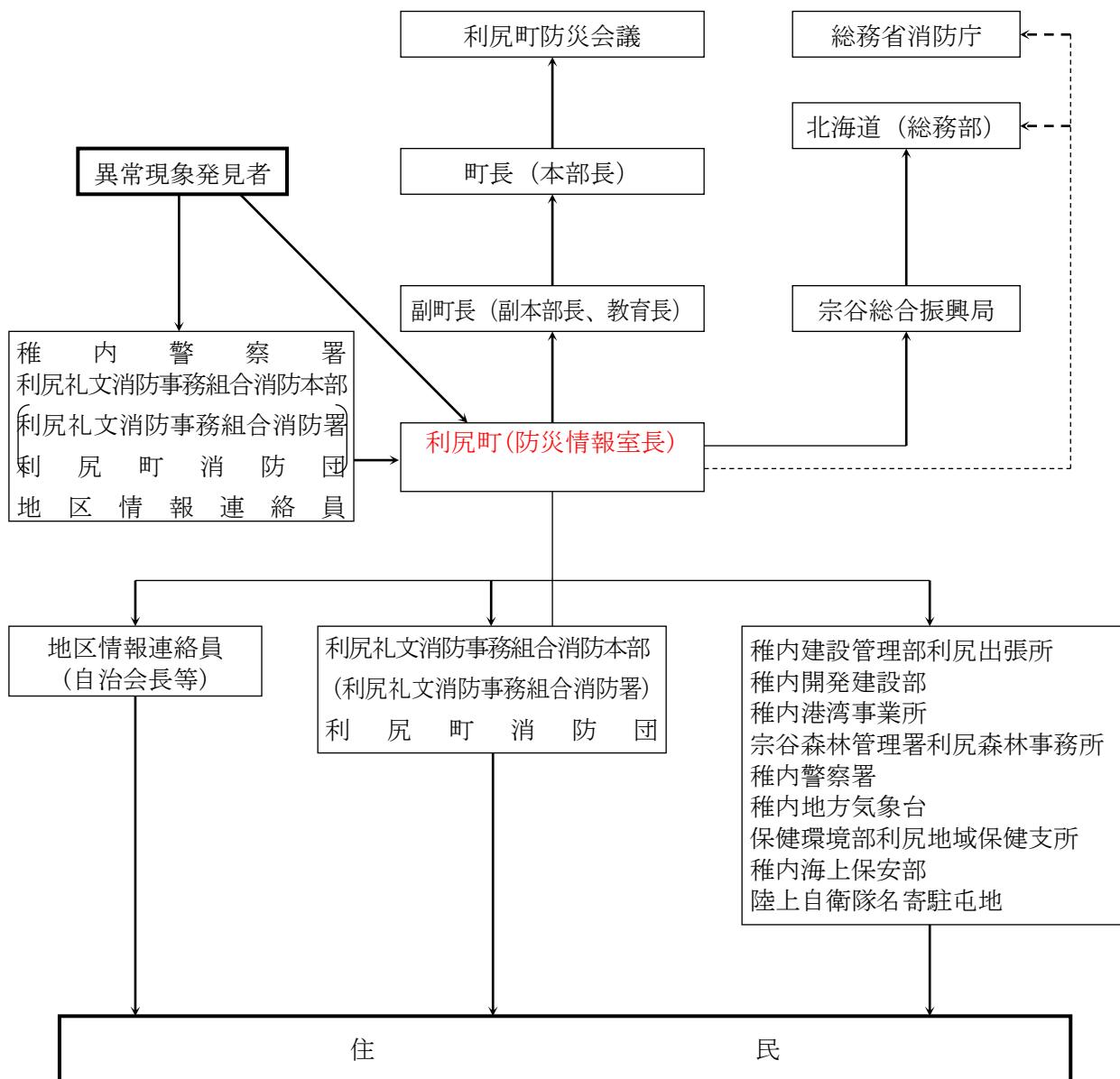
ア 町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により必要に応じて、関係機関に通報するとともに、住民に周知する。（別図参照）

イ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震によって引き起こされるもの）が発生する可能性があることも、住民に周知する。

(4) 通報の取扱い

発見者からの通報及び災害情報、被害状況等は、防災情報室長へ報告し、その指示により事務処理に当たる。休日、夜間にあつては、防災情報室職員が受理し、防災情報室長へ報告し、その指示を受ける。

災害情報連絡系統図（別図）



3 災害情報の通報

(1) 道への通報

町は、発災後の情報等について、次により道（宗谷総合振興局）に通報する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要……………発災後速やかに

イ 本部等の設置……………本部等を設置したとき直ちに

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し……………被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

エ 被害の確定報告……………被害状況が確定したとき

(2) 町の通報

ア 町は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。（ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁へ報告する。

イ 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

ウ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

4 被害状況報告

(1) 災害が発生した場合、町長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、知事（宗谷総合振興局長）に報告する。

(2) 町長は、消防庁即報基準に該当する地震及びそれに起因する大規模な火事等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告する。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

(3) 町長は、通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

(4) 確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の連絡先】

時 間 帯	平日（9：30～18：15）	平日（左記時間帯以外）・休日
報 告 先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 （消防防災・危機管理センター内）

N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線（注１）	電 話	*-90-49013	*-90-49102
	F A X	*-90-49033	*-90-49036
地域衛星通信ネットワーク（注２）	電 話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	F A X	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036
中央防災無線（注３）		5017	5010

「＊」各団体の交換機の特番

（注１）消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

（注２）消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

（注３）省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワーク

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報 告 先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電 話	03-5253-7514
	F A X	03-5253-7553
消防防災無線（注１）	電 話	*-90-49175
	F A X	*-90-49036
地域衛星通信ネットワーク（注２）	電 話	*-048-500-90-49175
	F A X	*-048-500-90-49036
中央防災無線（注３）		5010

災害情報等報告取扱要領

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、本要領の定めるところにより、市町村長は所轄の北海道（総合）振興局長（以下「振興局長」という。）に、振興局長は北海道知事（以下「知事」という。）に災害情報を報告するものとする。

１ 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災を除いたものとする。

２ 報告の対象となる災害

災害情報等の報告の対象は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 警戒レベル4相当以上の防災情報（土砂災害警戒情報、氾濫危険情報、高潮特別警報、高潮警報）、津波警報・注意報又は噴火警報（居住地域）が発表され、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を発令したもの。
- (2) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (3) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの。
- (4) 人的被害又は住家被害が発生したもの。
- (5) 孤立地域が発生したもの。
- (6) 市町村が災害対策本部を設置したもの。
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの。
- (8) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- (9) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても北海道（総合）振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (10) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるものなど、特に指示があった災害

3 報告する災害情報及び方法

報告の対象となる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市町村長及び振興局長は次のとおり速やかに報告すること。

- (1) 災害が発生又は発生するおそれがある場合

市町村長は、次に掲げる災害情報を速やかに北海道防災情報システム（以下「道防災情報システム」という。）に入力すること。

- ア 災害対策本部等の設置状況（配備体制を含む。）
- イ 避難情報発令状況
- ウ 避難所開設状況
- エ 避難者数（合計避難者数を含む）
- オ 被害情報（人的被害、住家被害、非住家被害）

市町村長は、知事が特に指示をしない限り、次表の左欄に掲げる時点において把握している災害情報を当該右欄に掲げる時刻までに道防災情報システムに入力すること。

	報告を要する時点	入力期限
(ア)	8時00分	8時30分
(イ)	14時00分	14時30分
(ウ)	20時00分	20時30分
(エ)	(ア)から(ウ)までのほか知事が災害の程度等から判断し特に必要と認める時刻	知事が特に指示する時刻

- (2) 応急措置完了時

ア 市町村長は、災害に係る応急措置が完了した日から15日以内に所轄の振興局長あて別表1を電子メールにより提出すること。

イ 振興局長は、管内市町村分の別表1を取りまとめの上、別表2を作成し、知事あて提出すること。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、〔様式1－5〕のとおりとする。

5 その他

- (1) 市町村長は、市町村役場が大きな被害を受けるなど道防災情報システムが利用できない場合には、振興局長に対し、道防災情報システムへの代行入力を依頼することができる。この場合において、原則、次の事項ごとに定める入力依頼書を電子メール又はFAXにより振興局長に提出し、その旨を架電するものとする。

ただし、これが困難な場合には、電話（口頭）で入力依頼書に記載する情報を伝えるこ

と。

ア 災害対策本部等の設置状況（道防災情報システムに入力）

イ 避難情報発令状況（道防災情報システムに入力）

ウ 避難所開設状況（道防災情報システムに入力）

エ 避難者数（道防災情報システムに入力）

オ 被害情報（道防災情報システムに入力）

(2) 振興局長は、(1)により市町村長から代行入力の依頼があった場合は、その受理日時や代行入力処理日時等を別記様式5により整理すること。

(3) 被害状況報告〔様式1－4〕

第4節 災害通信計画

地震情報等の伝達や災害時における町の被害情報の収集をはじめ、防災関係機関相互間の通信連絡を迅速かつ円滑に行うために、その要領を定めるとともに、非常の際における通信連絡を確保するため、公衆電気通信設備の優先利用又は無線による非常通信の利用を図る。

1 道総合行政情報ネットワークシステム

道総合行政情報ネットワークシステムは、道をはじめ関係機関との重要な情報連絡手段であるため、町は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能を確認する。通信機能に支障が生じた場合には、施設の復旧に努めるとともに、代替通信経路を確保する。なお、その場合において、町及び道は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供する。

2 通信連絡手段の確保

災害時においては、通信の途絶や輻輳が想定されることから、町は、防災関係機関と連携し、それぞれの特性を考慮しながら通信手段の確保を図る（資料2-2～2-6）。

(1) 各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

一般公衆回線	災害時に途絶や輻輳がある。
災害時優先電話	防災機関とN T Tが協議して、一般電話回線の中から指定する回線で、災害時に回線が輻輳しても、他の一般公衆回線に比べて優先して使用できる。
携帯電話	一般公衆回線と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶や輻輳もある。
衛星携帯電話	静止衛星を利用して通信するため、災害時に通信の途絶がない。ただし、相手によっては輻輳もある。
地域衛星通信ネットワーク	全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線である。
消防用回線（消防無線）	各消防機関が使用している回線で、道内共通波により道内各消防機関、全国共通波で全国の消防機関相互の通信ができる。
非常通信	町及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、北海道地方非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
インターネット	データ通信としてインターネットにより、各種データ、安

	否情報等の提供ができる。

(2) 輻輳を回避するための手段として、次の情報提供が有効である。

安 否 情 報	災害用伝言ダイヤル「171」	災害発生時、その規模によりNTTが提供するサービスで、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報などの伝言を録音・再生するもので、提供開始や提供条件についてNTTで決定しテレビ・ラジオ等で知らせる。
	携帯電話「災害用伝言板」	大規模な災害発生時、携帯電話事業各社が提供するサービスを利用し、安否情報の登録・確認ができる。
	携帯電話 「災害情報エリアメール」	NTTドコモが提供する災害情報配信サービスで、気象庁の緊急地震速報や大津波警報などが発信されると、NTTドコモのメールセンターを経由して、被災のおそれのあるエリア（最小単位は市町村）に一斉配信される。
	携帯電話 「緊急速報メール」	KDDI（au）及びソフトバンクが提供する災害情報配信サービスで、気象庁が配信する「緊急地震速報」や、国・地方公共団体が配信する「災害・避難情報」などが、対象エリアに一斉配信される。

3 通信途絶時における非常扱い及び緊急扱いの通話の利用方法

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

第5節 災害広報・情報提供計画

町は、道及び防災関係機関と連携し、地震・津波災害時において、被災地住民をはじめとする住民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

1 住民に対する広報等の方法

- (1) 地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、新聞）への情報提供をはじめ、町防災行政無線（**I P 告知電話(端末)**）、緊急速報メール、登録制メール、広報車両、郵便局、インターネット、SNS（**X**等）、臨時災害放送局、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期する。
- (2) 報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力する。
- (3) (1)の実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。
- (4) (1)のほか、北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民並びに被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させる。

2 住民への広報内容

町は、防災関係機関との連絡を密にし、住民に対して広報活動を実施する。

- (1) 地震に関する情報（震度、震源、地震の規模（マグニチュード）、余震の可能性、危険区域等）
- (2) 津波に関する情報（大津波警報、津波警報、津波注意報、危険区域等）
- (3) 避難について（避難指示の状況、避難所の位置、経路等）
- (4) 交通・通信状況（交通機関運行状況・不通箇所・開通見込日時・通信途絶区域）
- (5) 火災状況（発生箇所、避難等）
- (6) 電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
- (7) 医療救護所の開設状況
- (8) 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）

- (9) 衣料・生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- (10) 道路・橋梁、河川、港湾等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (11) 住民の責務等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

3 被災者相談所の開設

町長は、必要と認めたときは、町庁舎内に被災者相談所を開設し、被災者の相談に応ずる。

なお、災害現場における住民懇談会等によって、住民並びに被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させる。

4 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会を受けた場合は、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにするとともに、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認する。
- (2) 安否情報の照会を受けた道又は町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供を行う。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (3) (2)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供する。

5 安否情報を回答するに当たっての対応

安否情報を回答するときは、次のとおり対応する。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努める。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第6節 応急措置実施計画

町の区域に地震・津波災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係法令及び本計画の定めるところにより、町長、消防長及び防災上重要な施設の管理者は、所要の措置を講ずる。また、町長は、必要により道及び他の市町村、関係機関等の協力を求め、応急措置を実施する。

1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- (1) 町長又はその委任を受けて町長の職務を行う町職員 (基本法第62条)
- (2) 消防長、消防署長、消防団長、消防吏員及び消防団員 (消防法第29条)
- (3) 水防管理者（町長）、水防団長（消防団長）及び消防機関の長（消防長）
(水防法第24条及び第28条)
- (4) 警察官及び海上保安官 (基本法第63条第2項)
- (5) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官
(基本法第63条第3項、第64条第8項及び第65条第3項)
- (6) 道知事 (基本法第70条)
- (7) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長 (基本法第77条)
- (8) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長 (基本法第80条)

2 町の実施する応急措置

- (1) 警戒区域の設定（基本法第63条第1項）

町長又はその委任を受けて町長の職務を行う町職員は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

- (2) 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

- (3) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。

なお、この場合において、工作物等を除去したときは、町長は、当該工作物等を保管しなければならない。

(4) 他の市町村長に対する応援の要求等（基本法第67条第1項、第2項）

ア 町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。

この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではない。

イ 前号の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮のもとに行動するものとする。

(5) 道知事に対する応援の要請等（基本法第68条）

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

(6) 住民等に対する緊急従事命令等

ア 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

（基本法第65条第1項）

イ 町長及び消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

（水防法第24条）

ウ 消防吏員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近にある者を消火もしくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

（消防法第29条第5項）

エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場附近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。

（消防法第35条の10第1項）

(7) 応急措置の業務に従事した者に対する損失補償（基本法第84条第1項、水防法第45条、消防法第36条の3第1項）

町長は、前記(6)各号により、本町区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損失を補償しなければならない。

3 救助法適用の場合

救助法適用については、本章第36節「災害救助法の適用及び運用計画」によるものとするが、この場合の応急措置の実施については、次のとおりである。

(1) 救助に必要とする措置

救助法、同施行令、同施行規則及び同施行細則の定めにより、救助を行うために必要とする

場合における関係者に対する従事、命令、協力、物資の収用、立入検査等をその緊急の限度において実施することについて、町長は、その必要とする理由、期間その他必要な事項を明らかにして、知事に要請する。

ア 従事命令

(7) 知事（宗谷総合振興局長）は、救助を行うために特に必要があると認めるときは、次の者を応急措置業務に従事させることができる。

- a 医師、歯科医又は薬剤師
- b 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士
- c 土木技術者又は建築技術者
- d 大工、左官又はとび職
- e 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者
- f 鉄道業者及びその従業者
- g 軌道経営者及びその従業者
- h 自動車運送業者及びその従業者
- i 船舶運送業者及びその従業者
- j 港湾運送業者及びその従業者

イ 協力命令

知事（宗谷総合振興局長）は、現場の救助を必要とする者及びその近隣の者を応急措置業務に協力させることができる。

ウ 保管命令等

知事（宗谷総合振興局長）は、病院、診療所、助産所、旅館又は飲食店を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。

エ 立入検査等

知事（宗谷総合振興局長）は、上記保管命令等のため必要があるときは、職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

また、知事（宗谷総合振興局長）は、物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

オ 従事命令等の実施

知事（宗谷総合振興局長）は、基本法に基づく従事命令等を発し、応急措置を実施する場合は、公用令書等を交付して行う。また、救助法に基づく従事命令等の場合にあっては、災害救助法施行細則第9条、第11条及び第17条に定める公用令書等を交付して行う。

(2) 従事命令等の実施手続

	権限の内容	命 令 等 の 対 象	手 続	関 係 条 文
従事命令	災害応急措置に関する業務に従事させること	ア 医師、歯科医師又は薬剤師 イ 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ウ 土木技術者又は建築技術者 エ 大工、左官又はとび職 オ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 カ 地方鉄道業者及びその従事者 キ 軌道経営者及びその従事者 ク 自動車運送業者及びその従事者 ケ 船舶運送業者及びその従事者 コ 港湾運送業者及びその従事者	公用令書の交付 (様式2-1)	基本法第71条第1項 基本法第50条第1項 救助法第7条 救助法施行令第4条
協力命令	災害応急措置に関する業務に協力させること	救助を要する者及びその近隣の者	公用令書の交付 (様式2-1)	基本法第71条第1項 基本法第50条第1項 救助法第8条
保管命令	保管を命じること	物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資	公用令書の交付 (様式2-2)	基本法第71条第1項 基本法第50条第1項 救助法第9条
管理	管理すること	病院、診療所、助産所、旅館又は飲食店	公用令書の交付 (様式2-3)	基本法第71条第1項 基本法第50条第1項 救助法第9条 救助法施行令第6条
使用	使用すること	土地、家屋又は物資	公用令書の交付 (様式2-3)	基本法第71条第1項 基本法第50条第1項 救助法第9条
収用	収用すること	物資	公用令書の交付 (様式2-3)	基本法第71条第1項 基本法第50条第1項 救助法第9条

立 入 検 査	職員に立入 検査をさせ ること	施設、土地、家屋、物資の所在す る場所又は物資を保管させる場所	・管理者に対す る事前通知 ・防災立入検査 証の携帯	基本法第71条第1項 基本法第50条第1項 救助法第10条
報 告 要 求	必要な報告 をとること	物資を保管させた者		基本法第71条第1項 基本法第50条第1項

注：公用令書に係る処分を変更し又は取消す場合の手続は、それぞれ公用変更令書（様式2－4）又は公用取消令書（様式2－5）を交付して行う。

第7節 避難対策計画

地震・津波災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者の避難のため、避難指示及び避難所の開設並びに収容保護等の対策を実施する。

1 避難指示等

火災、山(崖)崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、町長は、次により避難指示等を発令する。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策により、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

(1) 避難実施責任者及び措置内容

ア 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。

(7) 避難のための立退きの指示

(i) 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

(ii) 緊急安全確保措置の指示

(エ) 大津波警報（特別警報）など津波の発生予報が発せられた場合、直ちに高台などの安全な場所へ避難させる等の措置

また、避難指示等の発令等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線（**IP告知電話(端末)**）、音声告知端末、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

イ 町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

ウ 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに宗谷総合振興局長に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）。

エ 町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

オ 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに宗谷総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）。

(2) 警戒レベルと町民がとるべき行動

町は、住民主体の避難行動を支援するため、避難指示等の発令の際には、それに対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。警戒レベルと避難情報等の関係は原則として次のとおりである。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報 (避難情報等)
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保 ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	緊急安全確保 (必ず発令される情報ではない。)
警戒レベル4	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める	早期注意情報

(3) 避難指示等の区分

高齢者等避難及び避難指示（以下「避難指示等」という。）の区分は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。

区 分	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	○要配慮者等、特に避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	●要配慮者等、特に避難行動要支援者は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始）

		●上記以外の者は、避難準備開始
避難指示	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○災害が発生した状況	●避難指示等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ●未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

(4) 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

ア 町、道（総合振興局）、北海道警察本部（警察署等）、稚内海上保安部及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡する。

イ 町は、避難のための立退きの指示、又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区気象台及び地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

また、町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

ウ 北海道警察及び稚内海上保安部は、町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行う。

(5) 避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、町防災行政無線（**IP告知電話(端末)**）、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

ア 避難指示等の理由及び内容

イ 避難場所等及び経路

ウ 火災、盗難の予防措置等

エ 携行品等その他の注意事項

(注) 津波など避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

2 避難の方法

災害の状況により異なるが、避難が必要になった住民は、町職員又は警察官の誘導のもと、避難を行う。また、外国人、旅行者等に対し、災害・避難情報の提供に努め、確実な避難誘導を行う。

(1) 避難誘導

ア 避難誘導

避難誘導は、町の職員、消防職員・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

また、町の職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

イ 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

ウ 町職員、消防職員・団員、水防団員、警察官など避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間などを考慮した避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとし、避難誘導、支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

エ 町長が発令する避難指示等に従わず避難対象地域にとどまる者に対し、町職員、警察官、自衛官等は、警告等を発するほか、避難の指示等に従うようできる限り説得に努める。

(2) 移送の方法

ア 避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両、船艇等によって移送する。

イ 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

ウ 道は、前記要請を受けた時は、関係機関に対する要請や協定を締結した運送事業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。

エ また、道は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人・場所・期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく要請に応じないときは、被災者保護の実施の必要性に鑑み、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示する。

(3) 携行品の制限

避難誘導者は、避難に当たっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導する。

3 避難行動要支援者の避難行動支援

(1) 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

(3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

(5) 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接町へ応援を要請する。

(7) 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人についても要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

4 避難路及び避難場所の安全確保

避難路の選定に当たっては、危険な道路、橋、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避ける。また、町職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力を得て、交通規制、障害物の除去等を行い、避難路及び避難場所の安全を確保し、避難の円滑化を図る。

5 被災者の生活環境の整備

町、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び指定避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配付、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

6 指定緊急避難場所の開設

災害時、町は必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

7 指定避難所の設置及び運営管理

(1) 指定避難所の開設（資料3-1・3-2参照）

ア **災害時**、町は必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所

だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

イ 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に指定福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

ウ 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

エ 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

オ 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する

(2) 指定避難所の運営管理

ア 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。

また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

イ 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所の運営に関与できるように配慮するよう努める。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努める。

ウ 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努める。

エ 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努める。

オ 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道、医療・保健関係者等と連携して、段ボールベッドの導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

カ 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

キ 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

ク 市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

ケ 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

コ 町は、道と連携して、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

サ 町は、道と連携して、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあつせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

シ 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行う。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努める。

ス 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管

理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達のほか、給食センターを活用するなど、体制の構築に努める。

セ 市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

ソ 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

(3) 自主避難状況報告、避難指示の報告、避難所の設置報告

町は、自主避難の通報を受けた場合、避難指示を行った場合及び避難所を設置した場合には、直ちに状況を道（宗谷総合振興局）に報告しなければならない。

(4) 収容期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害が落ち着くにしがたい、収容人員が次第に減少するときは、町長は避難所を逐次整備縮小し、その都度その旨を知事に連絡しなければならない。

なお、大災害の場合等で、どうしても期間内に避難所を閉鎖することが困難な場合は、町長は、宗谷総合振興局を経由して事前に知事に開設期間の延長を要請し、知事が延長の必要を認めた場合は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、期間を定めることができる。

(5) 名簿及び台帳の整備

町は、避難所収容者名簿をはじめとする各種台帳等を整備する。

ア 避難収容者名簿（様式3-1）

イ 避難所収容台帳（様式3-2）

ウ 避難所用物品受払簿（様式3-3）

エ 避難所設置及び収容状況（様式3-4）

8 広域避難

(1) 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。

(2) 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

(3) 道外への広域避難

ア 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対

し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

イ 道は、市町村から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。

ウ 道は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

エ 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、アによらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

(4) 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 関係機関の連携

ア 道、市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

イ 道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。

9 広域一時滞在

(1) 道内における広域一時滞在

ア 町長は、災害発生により被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、本節において「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、道内の他の市町村長（以下、本節において「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めることができる。

イ 道内広域一時滞在を協議する場合、町長は、あらかじめ宗谷総合振興局長を通じて知事に報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難な場合は、協議開始後、速やかに報告する。

ウ 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

エ 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

オ 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認める場合は、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長に事務を引き継ぐ。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

(2) 道外への広域一時滞在

ア 町長は、災害発生により被災住民について、道外の他の市町村における一時的な滞在（以下、本節において「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、知事に対し協議を行い、知事が道外の当該市町村を含む都府県知事（以下、本節において「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求める。

イ 知事は、町長より要求があったときは、協議先知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。

ウ 道外広域一時滞在を協議する場合は、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。

エ 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

オ 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

カ 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告及び公示するとともに、避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。

キ 知事は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に関係する機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。

ク 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

10 被災者等への的確な情報提供

(1) 町は、道と連携して、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(2) 町は、道と連携して、被災者の置かれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得

る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

第8節 救助救出計画

地震・津波災害により、生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関等に収容し、要救助者の保護を図る。

1 対象者

捜索又は救助救出の対象者は、災害のため、現に生命又は身体に危険が及んでいる者又は生死不明の状態にある者であって、おおむね次に該当する者とする。

- (1) 火災時に火中に取り残された者
- (2) 倒壊家屋の中に取り残され、又は下敷きになった者
- (3) 津波により流失家屋及び孤立したところに取り残された者
- (4) 地震発生による自動車等の大事故によって、生命・身体が危険にさらされている者
- (5) 地震発生によるガスの大量放出等により、生命・身体が危険にさらされている者
- (6) その他救出・救助を必要とする者

2 救助隊の編成

- (1) 利尻礼文消防事務組合は、消防職員等による救助隊を編成するとともに、救出作業に必要な車両、特殊機械器具等を調達し、迅速に救助に当たる。
- (2) 自ら編成する救助隊による救出作業が困難なときは、稚内警察署に連絡し、連携して救助に当たる。

3 救助救出の方法

町は、警察と連携し、職員の安全確保を図りつつ、被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救助救出活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

(1) 負傷者の救護

救助救出された負傷者は、救急隊が応急処置し、負傷者の症状に適した救急病院等へ搬送する。救助救出活動を完了した部隊は、各隊の指揮者の命により、速やかに別の災害現場に移動する。

(2) 消防団員の活動

消防団員は、災害現場において、救助救出活動を行うほか、消防職員の活動を支援する。

(3) 地域住民の協力

作業は、消防職員・消防団員等によって行うが、災害時は、道路交通網の寸断も予想されるため、地域住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救出活動を行うとともに、消防機関、医療救護班等に積極的に協力するよう努める。

4 関係機関との連携による救助救出活動

町は、職員の安全確保を図りつつ、稚内警察署と緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救助救出活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

なお、海上における遭難者の救助救出事案が発生した場合には、稚内海上保安部とも連携を図る。

5 応援協力要請

- (1) 重機・資機材等及び人員の確保等に当たっては、「災害時における利尻町と利尻建設協会との防災協定」に基づき、利尻建設協会に協力を要請する。
- (2) 町は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は道へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。
- (3) 利尻礼文消防事務組合は、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「北海道広域消防相互応援協定」(資料13-1-1参照)の定めにより、応援要請を行う。

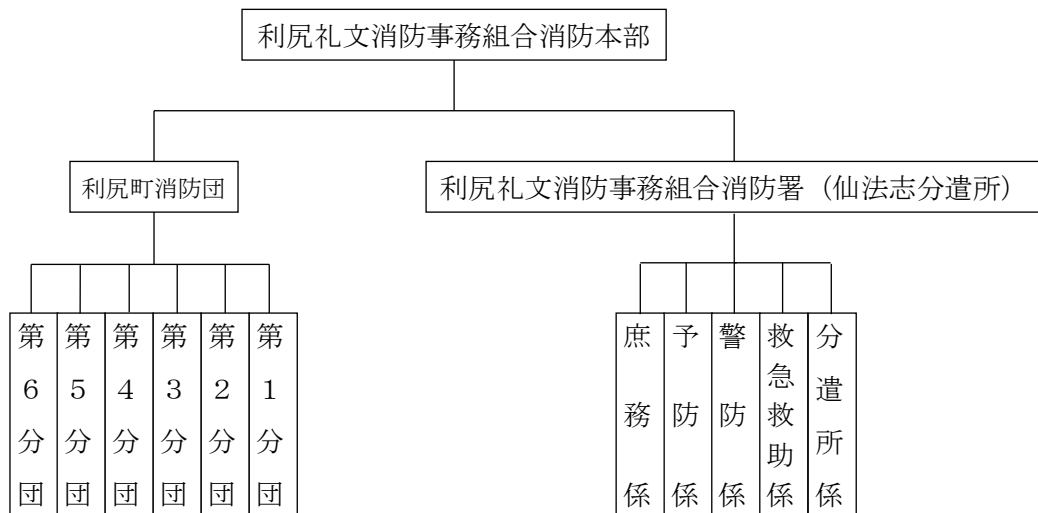
第9節 地震火災等対策計画

大規模地震が発生した場合、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運用を定め、地域の災害を予防し、警戒し及び制圧して、地域住民の生命、身体並びに財産を保護するとともに、被害の軽減を図る。

1 利尻礼文消防事務組合及び町消防団組織

利尻礼文消防事務組合及び町消防団組織は、次のとおりである。

(1) 組織図



(2) 消防職団員の配置

消防職団員の配置及び管轄区域は、資料9-1のとおりである。

2 消防施設の状況

消防車両及び消防水利の現況については、資料9-1参照のこと。

3 火災発生、被害拡大危険区域の把握

利尻礼文消防事務組合は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、危険区域を掌握し、災害応急活動の円滑な実施を図る。

- (1) 住宅密集地域の火災危険区域
- (2) 崖崩れ、崩壊危険箇所
- (3) 津波等による浸水危険区域
- (4) 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

4 相互応援協力の推進

利尻礼文消防事務組合は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をする。

- (1) 北海道広域消防相互応援協定（資料14－3）
- (2) 北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料14－4）
- (3) 緊急消防援助隊による応援

5 地震火災対策計画の作成

利尻礼文消防事務組合は、大地震時における火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合、その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

(1) 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

(2) 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、海、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

(3) 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

(4) 初期消火の徹底

住民に対しては、平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

6 災害招集計画

利尻礼文消防事務組合消防長は、非常災害が発生し、若しくは発生が予想されるとき、又はその他警戒警備等の必要があるときは、消防職員及び消防団員の招集を行う。

(1) 参集

招集の命を受けた職員は、特に参集場所を指定された場合を除き、速やかに所属の署に参集し、上司の指揮を受けなければならない。

(2) 招集の種類

招集の種類は、次の各号に定める区分による。

非常招集	非常災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、その警戒防御のため必要な職員を招集する。
演習招集	消防活動に対する訓練又は教育その他必要と認めたとき、職員を招集する。

(3) 招集の区分及び方法

招集の区分方法は、次の各号による。

第1号招集	職員全員を近火信号又は演習招集信号、若しくは別に定める信号によるサイレンの吹鳴により招集する。
第2号招集	職員の一部を電話又は口頭により招集する。

(4) 消防隊

消防隊は、消防署職員をもって分隊により編成する。

ア 消防署職員のみにより消防隊を編成することが困難な場合は、消防団長と協議の上、消防団員を加えて、混成により消防隊を編成することができる。

イ 消防隊は、災害現場に出動し、人命救助及び財産保護等の救護活動を行うとともに、これに備えて警戒体制の万全を期するよう努めなければならない。

(5) 分 隊

分隊は、分隊長及び所要の分隊員並びに所定の装備をした消防自動車1台をもって編成する。

(6) 分隊長

分隊長は、当該分隊中、上階級の中から署長がこれを命ずる。ただし、分隊長に事故がある場合は、あらかじめ署長の命じた者が、その任務を代行する。

(7) 分隊員

隊員は、次の各号により、火災現場における業務分担の任務に従事しなければならない。

ア 放水係 火勢局面の状況を察知し、臨機応変な注水を敢行し、火勢を攻撃して消火に努めるとともに、人命救助の必要を認めたときは優先的にこれに当たる。

イ 連絡係 速やかにホースを延長し、ホース線監視及び連絡に当たるとともに、放水係に協力する。

ウ 機関係 迅速な吸水処置を行うとともに、無線機の運用に当たる。

7 出動計画

消防隊の出動は、火災出動、偵察出動、調査出動、応援出動及びその他の出動とし、地域の特殊性、防火対象物の種類又は異常気象時を考慮し、あらかじめ出動計画を立て、運用の適正を図る。

(1) 火災出動

火災出動は、次によるものとする。

第1出動	火災を覚知したとき、当該職員により1分隊、若しくは消防団員の一部が出動する。
第2出動	署長が命令するもので、地理・水利・気象その他の状況により火災の拡大が予想されるとき、職員及び管轄する消防団員の全部が出動する。
第3出動	消防職員及び消防団員の全部が出動する。

(2) 偵察出動

偵察出動は、火災とまぎらわしい事態を発見又は受報したとき、現場に最も近い1隊が出動する。

(3) 調査出動

住民等から、消防に関係のある事項について調査又は処置等の要請があったときは、現場に最も近い1隊又は、調査員が出動する。

(4) 応援出動

不測の大規模災害に対処するため、「北海道広域消防相互応援協定」（平成3年4月1日締結）（資料13-1-1）に基づき、北海道内の市町村及び消防の一部事務組合により相互の応援体制の確立を図る。

(5) その他の出動

その他の出動は、火災以外の災害、その他必要と認められる場合に出動する。

8 消防信号

消防に用いる信号は、次によるものとする。

方 法 信号別	種 別	サイレン信号	その他の信号
火 災 信 号	火災出動信号又は 火 災 応 援 信 号	3秒吹鳴 2秒間隔 ●- ●- ●-	IP告知端末
	鎮 火 信 号		IP告知端末
	演 習 招 集 信 号	約20秒 ●-	IP告知端末
信 火 災 警 報 号 報	火災警報		IP告知端末、広報車等
	火災警報解除		口頭伝達
信 警 津 号 報 波	津波警報信号	約30秒、連続 ●-	IP告知端末 広報車

第10節 津波災害対策計画

大津波警報（特別警報）、津波警報及び津波注意報（以下「津波警報等」という。）について、関係機関との連携のもとに、迅速かつ正確に伝達できる体制及び迅速な避難体制の確立を図る。

1 津波警報等の伝達

- (1) 津波は、地震発生後極めて短時間に沿岸に到達するおそれがあるので、津波警報等が発表された場合、一刻も早く住民等に伝達する。
- (2) 津波警報等及び情報の受理後は、ラジオ、テレビの報道に特に注意をするとともに、的確な情報の把握に努める。

2 津波の自衛措置

近海で地震が発生した場合、津波警報発表以前であっても、津波が来襲するおそれがあるため、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、町長は、利尻礼文消防事務組合と協力して、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な高台等に避難するよう指示をする。

3 避難指示の発令基準

	予報の種別	町の対応	住民の対応	周知方法
①	津波注意報 (高さ0.2m以上1m以下の津波を予想)	—	海岸線や低地に居住する住民は、テレビ・ラジオ等の情報に留意し、津波に警戒する。	—
②	津波警報 (高さ1m超3m以下の津波を予想)	「避難指示」発令	海岸線や低地に居住する住民は、速やかに高台へ避難する。	I P 電話(端末)及び町内全域の屋外拡声器等から音声放送を行う。 (夜間など状況によっては、サイレンを吹鳴することがある。)
③	大津波警報（津波特別警報） (高さ3m超の津波を予想)	「避難指示」発令	海岸線や低地に居住する住民は、直ちに高台へ避難する。	I P 電話(端末)及び町内全域の消防用サイレン塔からサイレン吹鳴の後に音声放送を行

④	震度 4 以上の地震 又は長時間のゆっ くりとした揺れを 感じ、避難の必要 を認める場合		〔 危険を感じたとき は、自らの判断で 避難所や高台へ早 めに向かう 〕	う。

※津波時の避難所・避難場所については、資料 3－1・3－2 を参照のこと。

4 避難指示に当たっての留意事項

- (1) 町は、大津波警報又は津波警報が発表された場合は、津波避難対象区域にある住民に対し、速やかに避難指示を行い、その周知徹底を図る。
- (2) 海岸部に近い社会福祉施設や要配慮者に避難指示を行う場合は、自主防災組織等の付近住民や当該施設管理者と連携を図りながら避難誘導を行う。
- (3) 津波の河川遡上のおそれがあるときは、水門の操作管理者等とともに水門の操作を行い、また、付近住民の避難指示を行う。
- (4) 津波による災害が発生し、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、道による避難の指示に従う。

第11節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、町、北海道警察及び稚内海上保安部は、警戒、警備対策を実施する。

1 町

町は、関係機関の災害警備計画に協力し、住民の安全を守るため、次の措置を講ずる。

- (1) 住民が避難した地域等については、地域安全活動を強化して、犯罪の予防、財産の保護等に努める。
 - ア 住民の避難後の住宅密集地域、商店街、金融機関等の防犯対象及び各種犯罪の多発地域等については、防犯協会等の自主防犯組織等によるパトロール活動を特に支援するとともに、広報活動を実施し、犯罪の予防等を図る。
 - イ 防犯協会等の自主防犯組織に対して、情報の提供・伝達を行う。
- (2) 大規模な地震発生時には、地域住民による自警団が組織されることが予想されるので、自警団が行う防犯活動に対する支援を行う。

2 北海道警察

北海道警察は、地震、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たる。

- (1) 災害情報の収集

体制を速やかに確立し、災害警備活動に必要な情報収集活動を徹底する。
- (2) 避難の指示等
 - ア 基本法等の規定に基づき、避難の指示又は警告を行うとともに、避難先を示す。
 - イ 住民の避難に当たっては、町、利尻礼文消防事務組合等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たる。
- (3) 広 報

地震、津波が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努める。
- (4) 救助救出に関する事項

防災関係機関と協力して、被災者の救助救出活動を実施する。また、遺体の取扱いについては、本章第26節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行うものとする。

3 稚内海上保安部

稚内海上保安部は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防及び取締りを行う。
- (2) 巡視船艇・航空機により警戒区域（基本法第63条）又は重要施設周辺海域の警戒を行う。
- (3) 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

第12節 交通応急対策計画

地震・津波の発生に伴う交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど、交通の確保に努める。

1 交通支障箇所の調査

(1) 実施責任者

町長は、町の管理に属する道路については、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、その補修対策を講ずるとともに、災害が発生した場合は、被害状況の調査及びその応急対策を行う。

(2) 事前調査

町内における交通確保を図るため、あらかじめ町内の道路、橋梁についてう回路等を検討しておく。

(3) 危険箇所の調査及び報告

災害発生後の調査において発見した危険箇所については、その箇所ごとの規模等を町長に詳細報告する。

2 被災地及びその周辺における交通規制

(1) 道路法に基づく交通規制（同法第46条）

災害時において、町は、道路の損壊、欠壊その他の事由により道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる場合、町の管理に属する道路について、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 道路交通法に基づく交通規制（同法第4条第1項、第5条第1項、第6条第4項）

災害時において、公安委員会、警察署長、警察官等は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

(3) 基本法に基づく交通規制（同法第76条、第76条の3関係）

ア 公安委員会の措置

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、道路の区間・区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする（以下「通行禁止区域等」という。）。

イ 警察官の措置

警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施

に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合は、当該車両の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じる。

また、移動等の措置をとることを命じられた者が、移動等の措置をとらない場合等は、自ら移動等の措置をとることができる。

ウ 自衛官の措置

町長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施することができる。また、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去を命ずることや現場の被災工作物等の除去等を実施することができる。

エ 消防吏員の措置

警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(4) 広 報

町は、規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、宗谷総合振興局、道路情報センター及び報道機関を通じて住民に周知徹底させる。

(5) 交通規制時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(7) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(4) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができない場合は、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

3 緊急通行車両の確認手続

(1) 車両の確認

知事（宗谷総合振興局長）又は北海道公安委員会（警察署長）は、車両の使用者等の申出により、当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行う。

(2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁（総合振興局又は振興局）又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると認識したものについては、各車両ごとに緊急通行車両確認証明書（様式4-1）、標章（様式4-2）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(4) 緊急通行車両

緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両であり、次の事項について行う。

ア 特別警報・警報の発表及び伝達、並びに避難の勧告又は指示に関する事項

イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項

オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

キ 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

ク 緊急輸送の確保に関する事項

ケ その他、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

(5) 事前届出制度の普及等

町、道及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

4 規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行う。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

イ 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記アに定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用
者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

(2) 事前届出制度

ア 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出が
なされた場合には、これを受理する。

- (ア) 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

イ 事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に
対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図る。

5 放置車両対策

- (1) 北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、
道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の
指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。
- (2) 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に
は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動
等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者
は、自ら車両の移動等を行う。
- (3) 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして
緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行う。

6 海上交通安全の確保

稚内海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必
要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれの
あるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去
その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告することができ
る。

- (4) 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (5) 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第13節 輸送計画

地震・津波災害時において災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援、救出のための資機材、物資の輸送を迅速かつ確実に行う。

1 輸送の方法

(1) 車両等による輸送

災害時輸送は、一次的には自機関の所有する車両、舟艇等を使用し、被災地までの距離、被害の状況等により、自機関の所有する台数では不足する場合は、他の機関に応援を要請し、又は民間の車両の借上げを行うなど、災害時輸送に支障のないようにする。

(2) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力輸送を、また、雪上車等による輸送を行う。

(3) 空中輸送

地上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合又は山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合には、**北海道防災航空室及び北海道(宗谷総合振興局)**を通じ、自衛隊に対して**災害派遣要請を実施して航空機での輸送**を行う。

なお、ヘリコプターの発着場所は、**資料4-1**のとおりである。

(4) 海上輸送

災害により陸上輸送が不可能な場合は、海上による船舶輸送の方が迅速確実に行われるような場合においては、船舶輸送により必要物資の確保を図る。

船舶輸送を行う場合、杓形湾耐震岸壁を運用することとし、**産業対策部**が船舶の確保、借上げ及び応援要請等を各対策班と密接な連絡調整のもとに行うとともに、本町において確保が困難な場合は、道又は近隣市町村に依頼し応援を要請する。

2 輸送の範囲

- (1) 被災者を避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 被災者救出のための必要な人員、資機材等の輸送
- (4) 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送
- (5) 救援物資の輸送(輸送拠点まで、輸送拠点から避難所など)
- (6) その他特に必要を要する輸送

3 輸送状況の記録

輸送を実施した場合は、記録しておかなければならない。

第14節 食料供給計画

地震・津波災害時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、町は関係機関と連携して、被災者及び災害応急対策従事者の食生活を保護するため、食料等を調達し、炊き出し等を実施する。

1 実施責任者

- (1) 被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の供給は、町長が行うものとし、食料の調達が困難なときは、その確保について宗谷総合振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章第11の規定により、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に直接、又は、宗谷総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡しを要請する。

ただし、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、知事は被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮のもと、食料を調達し、町に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請する。支援物資を要する際に無償・有償の区分を明確化するとともに、事前に経費負担の有無を明示する。

- (2) 救助法が適用された場合は、知事が行い、町長は、これを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

2 食料供給計画

(1) 供給の対象

ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ 被災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

ウ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して供給を行う必要がある場合

(2) 供給の方法及び手続等

ア 自力での調達

食料が不足する場合は、利尻町商工会に協力を要請するほか、農協及び町内関係業者に協力を求める。

イ 知事への要請等

災害が発生した場合又はそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀を確保できないときは、その確保について、宗谷総合振興局長を通じ知事に要請する。

ウ 広域応援要請

「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」（資料13-1-3 参照）に基づき、知事又は他の市町村長に対して、応援要請を行う。

3 食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、本章第13節「輸送計画」及び第29節「労務供給計画」の定めにより措置する。

4 炊き出し計画

(1) 炊き出しの方法

自治会、住民団体、ボランティア等の協力を得て行う。

(2) 炊き出し施設等の状況

炊き出し施設は、各避難所に備えられている設備を利用することとし、不足の場合は、町内の炊き出し可能な施設の協力を求める。

(3) 業者からの購入

町において直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯提供業者に注文することが実情に即すると認められるときは、町内の米飯提供者から購入し供給する。

5 乳幼児・高齢者等対策

乳幼児・高齢者等に対する食料品は、最寄りの薬局・食料品店・漁協より調達する。

6 食料の保管、仕分け及び配給

(1) 調達した食料は、あらかじめ定められた場所に集積し、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て仕分けする。

(2) 被災者のニーズを把握し、それぞれの避難所等に配給する。その際、特に要配慮者に配慮する。

7 供給の費用及び期間

食料供給等は、救助法の定めに従って行う。

第15節 給水計画

ライフラインが被災した場合、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

1 実施責任者

- (1) 応急給水は、町長が実施し、浄水の確保と給水に万全を期する。

ただし、知事は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず応急給水について必要な措置を講ずる。

- (2) 救助法が適用された場合は、知事が行い、町長は、これを補助する。ただし、救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

2 給水体制の確立

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

- (1) 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報する。

- (2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は、井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水を浄化（ろ過、滅菌）して供給する。

- (3) 給水資機材の確保

町は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たる。

3 給水の実施

- (1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水する。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給する。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

4 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

5 住民への周知

給水を実施するに当たっては、広報車の巡回等により、住民に対して次の事項を周知する。

- (1) 給水拠点又は応急給水栓の設置場所
- (2) 水道施設の復旧見込み及び被害の状況
- (3) その他必要事項

第16節 衣料・生活必需物資供給計画

地震・津波災害時には、住居の倒壊や焼失等により、寝具その他生活必需品等を失う被災者が発生する。また、避難生活が長期化した場合、特に冬季においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、衣料、寝具、その他生活必需品等物資の供給を行い、被災者の生活の安定を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮する。

1 実施責任者

- (1) 被災者に対する物資の供給は、町長が行うものとし、物資の調達が困難なときは、知事に幹旋及び調達を要請する。

ただし、町における物資が不足し災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、知事は要求を待たず物資を確保し輸送する。

- (2) 救助法が適用された場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、知事が行い、町長は、これを補助する。ただし、救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

2 実施の方法

次のような災害により、日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与する。

- (1) 災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者
- (2) 災害により被服、寝具その他生活必需品等物資を失い、日常生活を営むことが困難と思われる者

3 生活必需物資の調達

- (1) 自力での調達

当初、町の備蓄物資を放出するが、不足する場合は、利尻町商工会に協力を要請するほか、町内関係業者に協力を求める。

- (2) 広域応援要請

災害により、備蓄倉庫が被災し物資が供給できない場合及び町のみでの対応では物資が不足

する場合には、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」（資料14－1 参照）に基づき、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。

(3) 住民への啓発

住民自らが平常時から食料・飲料水の他に、救急用品、衣類、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておくよう啓発、広報に努める。

4 物資の保管、仕分け及び配給

- (1) 調達物資・救援物資は、あらかじめ定められた場所に集積し、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て仕分けする。
- (2) 被災者のニーズを把握し、それぞれの避難所等に配給する。その際、特に要配慮者に配慮する。

5 給与又は貸与の方法

(1) 地区取扱責任者

救援物資の給与又は貸与は、各地区情報連絡員等の協力を得て、迅速かつ的確に行う。

(2) 書類の整備

救援物資の給与又は貸与に当たっては、次の書類を備え、その経過を明らかにして処理する。

ア 世帯構成員別被害状況（様式5－1）

イ 物資購入（配分）計画表（様式5－2）

ウ 救助の種目別物資受払状況（様式5－3）

エ 物資給与及び受領簿（様式5－4）

6 費用及び期間

救助法の定めに準じて行う。

7 石油類燃料の供給

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努める。

- (1) 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
- (2) 町内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (3) LPGについては、「災害等の発生時における利尻町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」（資料14－8 参照）に基づき、北海道エルピーガス災害対策協議会に協力を要請するほか、町内関係業者に協力を求める。

第17節 ライフライン施設対策計画

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、地震・津波災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。

1 上水道

(1) 広 報

町は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

(2) 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。(断水時の応急給水対策については、本章第15節「給水計画」によるものとする。)

ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

2 下水道

(1) 広 報

町は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

(2) 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

エ 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。

オ 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。

3 電 気（北海道電力(株)稚内営業所）

(1) 広 報

災害時の停電、復旧見込みなどの状況について、ホームページ・SNS（X、Facebook）、ラジオ及び報道機関などを通じて、速やかに一般公衆に周知を図る。

(2) 応急復旧

地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、地震・津波の発生に際して、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害があった場合は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、速やかに応急復旧を実施し、早期に停電の解消に努める。

4 電 話（東日本電信電話(株)北海道事業部・(株)NTTドコモ北海道支社などの通信機関）

(1) 広 報

地震・津波災害により通信施設に被害があった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど、住民の不安解消に努める。

(2) 応急復旧

地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、地震・津波の発生に際して、直ちに被害状況（不通の状況）の調査、施設の点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常輻輳等の事態の発生により通信が困難になったり、通信が途絶したりするような場合においても、最小限度の通信を確保するため、速やかに応急復旧を実施し、通信の確保に努める。

5 放 送（NHKなどの放送機関）

地震・津波災害時における放送の途絶は、災害応急復旧活動の阻害要因となるとともに、被災地及び被災住民に対する情報の提供を欠き、社会的混乱を生ずるおそれがあるなど影響が大きい。このため、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、地震・津波の発生に際しては、放送施設、設備の被災調査、点検を実施し、施設に被害があった場合は、速やかに応急復旧を実施するなどして、放送が途絶えないよう努める。

6 ガス施設

(1) 広 報

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、供給再開時の事故を防止するため、住民に対し次の事項を十分周知する。

ア あらかじめ通知する管内検査及び点火試験の当日は、なるべく在宅すること。不在の場合は、前もって営業所に連絡すること。

イ 点火試験に合格するまでは、ガス器具を使用しないこと。

ウ 使用後に異常を発見した場合は、直ちに使用を中止し、バルブを閉めた後、営業所及び消防署に連絡すること。

(2) 応急復旧（北海道L Pガス協会）

地震・津波災害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。このため、地震・津波により被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、地震・津波の発生に際して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、施設に被害があった場合はガス漏れ等による二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施する。

第18節 医療救護計画

地震・津波災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、医療機関、道等の関係機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施する。

1 基本方針

- (1) 医療救護活動は、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（DMAT）により実施されることとし、亜急性期以降においては、道又は町が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。

また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）により行う。

- (2) 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
- (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- (4) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。

ア トリアージ

イ 傷病者に対する応急処置及び医療

ウ 傷病者の医療機関への搬送支援

エ 災害時に都道府県が設置するSCU（広域搬送拠点臨時医療施設）における広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整

オ 助産救護

カ 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

キ 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

- (5) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時における心の対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。
- (6) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりとする。

ア 傷病者に対する精神科医療

イ 被災者及び支援者に対する精神保健活動

2 医療救護活動の実施

- (1) 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。

- (2) 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

3 医療及び助産の対象者並びにその把握

(1) 対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害の発生日前後7日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った者とする。

(2) 対象者の把握

ア 対象者の把握は、所管の如何を問わず、自治会長を通じ、できる限り正確かつ迅速に把握する。

イ 傷病者の把握については、傷病者にトリアージ・タグを取り付けるとともに、救急状況調書（様式6-1）を作成し、記録集計表（様式6-2）に記載する。

4 救護所の設置

救護所は、町内各医療機関（資料6-1）とするが、必要により現地の公共施設等を使用する。

5 応援要請

(1) 宗谷医師会に対する出動要請

ア 町長は、災害の規模等により、応急医療の必要があるときは、宗谷医師会長に対して、救護班の出動要請を行う。

イ 要請する場合には、次の項目を通知する。

- (ア) 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- (イ) 出動の時期及び場所
- (ウ) 出動を要する人員及び資機材
- (エ) その他必要な事項

ウ 救護班の編成基準については、宗谷医師会長の定めるところによる。

(2) 道に対する応援要請

災害規模等必要に応じ、知事（宗谷総合振興局長）に対し、次のとおり応援要請を行う。

ア 救護班及びDMATの派遣要請

イ 傷病者救出、搬出、救急医療物資の輸送の支援

(3) その他

「北海道広域消防相互応援協定」（資料13-1-1参照）に基づき、近隣消防機関に対し、応援要請を行う。

6 救急医療活動報告書の提出

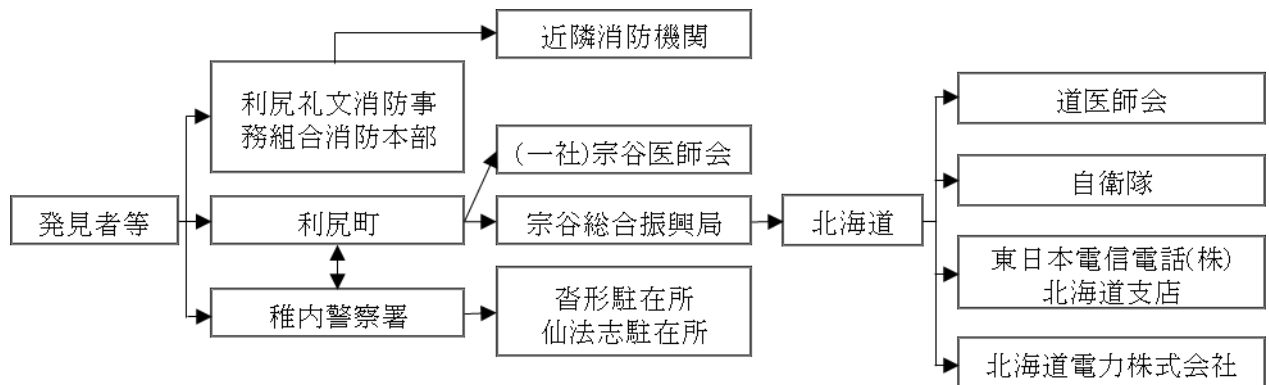
宗谷医師会長は、町長の要請により救護班を出動させ、救急医療活動を実施したときは、事後速やかに、次に掲げる内容を示した報告書を町長に提出する。

- (1) 出動場所及び出動期間
- (2) 出動者の種別及び人員
- (3) 受診者数（死亡、重傷、軽傷別）
- (4) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗、破損等の内容（数量、額）
- (5) 救急医療活動の概要
- (6) その他必要事項

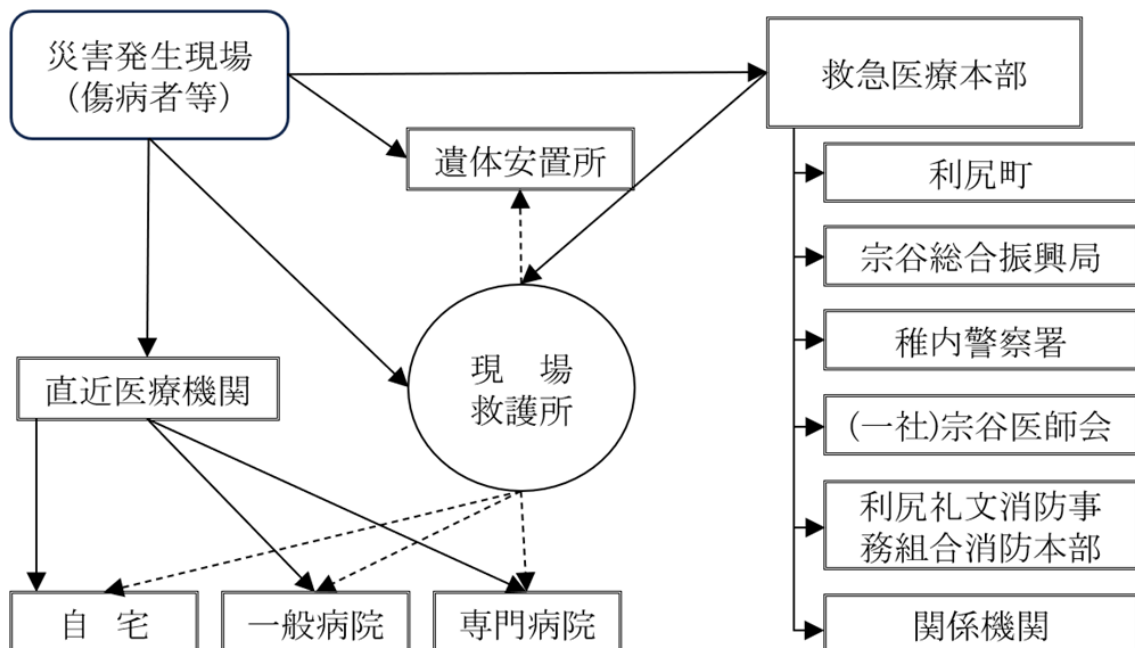
7 災害通報の伝達系統及び傷病者等の搬送系統

地震・津波災害発生の第一報を受けた機関からの伝達系統及び傷病者等の搬送系統は、次のとおりである。なお、各関係機関のもつ専用通信施設及び移動無線等を使用し、有効適切な通信体制を確立する。

(1) 災害通報の伝達系統



(2) 傷病者等の搬送系統



8 医薬品等の確保

医療、助産に必要な医薬品、衛生機材及び暖房用燃料等は、町内の薬局・薬店（資料6－3）等から調達するが、町内では調達できない場合、災害の状況等により近隣市町村長及び知事に調達を要請する。

9 経費の負担及び損害補償

(1) 経費の負担区分

救急医療対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償をいずれかの機関が負担するかは、次の区分によることを原則とする。

ア 町

町が対策を実施し責務を有する災害の場合

イ 北海道

救助法が適用された災害の場合

ウ 企業体等

企業体等の施設等において発生した災害及び災害発生の原因が企業体等にある場合

(2) 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当は、救助法施行令第5条の規定に基づき知事が定めた額若しくは基本法の規定に準じた額に従う。また、救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料、医療器具の消耗破損については、その実費を時価で、それぞれ前記(1)の負担区分により弁償する。

(3) 損害補償

救急医療活動のため出動した医師等がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、これによって受ける損害を、前記(1)の負担区分により補償する。

10 臨時の医療施設に関する特例

著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第19節 防疫計画

地震・津波災害時には、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、知事の指導、指示に基づき適切な処置を行い、感染症の未然防止に万全を期すとともに、被災者の衛生的で安全な生活を支援する。

1 実施責任

- (1) 町は、感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (2) 町は、稚内保健所利尻支所の指導のもと、集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

2 防疫の実施組織

- (1) 災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は、防疫班を編成する。防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成する。
- (2) 防疫班の活動範囲は、主要箇所の外部消毒を主とし、家屋内部の消毒その他は被災家族での処理を原則とする。

3 防疫の種別と方法

(1) 防疫班の消毒活動

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第27条第2項及び第28条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第14条、15条及び「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」（平成16年1月30日付け健感発第0130001号）の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

ア 浸水家屋、下水、その他不潔場所の消毒を被災後直ちに実施する。

イ 避難場所のトイレ、その他不潔場所の消毒を1日1回以上クレゾールを用い実施する。

ウ 井戸の消毒を実施する。この場合、井戸水1m³当たり20ccの次亜塩素酸ソーダ溶液（10%）を投入し、十分かくはんした後、2時間以上放置させる。

なお、水害等で汚水が直接入ったような場合又は病毒に汚染されたおそれが強いときは、消毒の上、井戸替えを施さない限り使用させない。

エ ねずみ族、昆虫等の駆除については、速やかにこれを実施する。

(2) 被災世帯における家屋等の消毒

ア 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール、クロール石灰等の消毒剤を配布して、床、壁の洗浄、トイレの消毒、手洗設備の設置、汚染度の強い野菜の投棄等、衛生上の指導を行う。

イ 家屋内の汚染箇所の洗浄、手洗水、トイレの消毒は、クレゾール石けん液3%水溶液で行う。

(3) 患者等に対する措置

町は、知事の指示に基づき、患者の収容に協力する。

なお、感染症指定医療機関は、資料6-2のとおりである。

(4) 臨時予防接種

被災地の感染症発生を予防するため必要があるときは、知事の指示を受け、予防接種を実施する。

(5) 指定避難所等の防疫指導

町長は、指定避難所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施する。

ア 健康調査等

指定避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

イ 清潔方法、消毒方法等の実施

稚内保健所利尻支所の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

ウ 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従させる。

また、配膳等の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても、十分指導徹底させる。

エ 飲料水等の管理

飲料水については、水質検査を実施するとともに、使用の都度消毒させる。

第20節 廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところにより実施する。

1 し尿処理

(1) 活動体制の確立

ア 災害時におけるし尿処理は、地域住民及び利尻郡清掃施設組合の協力を得て、町長が実施する。

イ 町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求めて実施する。

(2) 収集方法

し尿の収集は、委託業者のほか必要に応じて車両を借り上げ、業者作業員の協力を得て実施するものとし、トイレの倒壊、溢水等でし尿が他に散乱しないよう、被害程度の大きな場所から収集する。

(3) 処理方法

災害によるライフラインの被災に伴い、し尿処理が困難となることが想定されるので、次のとおりし尿の処理を行う。

ア し尿の処理は、し尿処理場（資料 7-1）で処理することを原則とするが、必要に応じ簡易処理場を設置する。

イ 仮設トイレ等を設置し、貯留したし尿の処理は原則としてし尿処理施設で行うが、処理能力を超える場合は、宗谷総合振興局長を経由して知事に応援を要請する。

(4) 避難所等のし尿処理

発災後、断水した場合には、浴場、河川等で確保した水を利用し、活用する。また、仮設トイレを準備する。

なお、家庭、事業所では、平素から水の汲み置き等により、断水時における生活用水の確保に努める。仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境の活用を図る。また、自主防災組織を中心に仮設トイレの建設、消毒、管理を行う。

2 ごみ処理

(1) 活動体制の確保

ア 災害時における清掃は、地域住民及び利尻郡清掃施設組合の協力を得て、町民対策部が実施する。

イ 町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求めて実施する。

(2) 処理方法

- ア ごみの収集に当たっては、排出される災害ごみを迅速、計画的に処理するため、ダンプやトラック、タイヤショベル等の重機借上げを積極的に行い、車両をできるだけ多く確保するよう努める。
- イ 仮置場及び収集日時を定め、住民に広報する。
- ウ ごみは、原則としてごみ処理場（資料7-1）で処理するが、やむを得ない場合は、仮置場にて保管し、近隣の市町村のごみ処理施設等で適正に処理する。
- エ 可能な限り資源ごみは分別し、リサイクルに努める。
- オ 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋を配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理することとし、その旨住民に指導、広報する。

3 災害廃棄物処理

- (1) 危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 選別・保管・焼却のできる仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルート確保を図る。
- (3) 損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難なものを、仮集積場所及び処理場に運搬する。
- (4) 災害廃棄物の破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。
- (5) アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に従い、適正な処理を進める。

4 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場において行う。

ただし、運搬することが困難な場合は、宗谷総合振興局保健環境部長の指導のもと、次により処理する。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。
- (2) 移動できないものについては、稚内保健所利尻支所の指導を受け臨機の措置を講ずる。
- (3) 前(1)及び(2)において埋却する場合にあつては1 m以上覆土する。

第21節 家庭動物等対策計画

大規模な地震・津波災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生ずるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、道や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

1 家庭動物等の取扱い

- (1) 動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）及び「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱うものとする。
- (2) 災害時において、町は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

2 同行避難

災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

3 被災地域における動物の保護

飼い主不明の負傷した動物等又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、道及び獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

4 避難所における動物の適正な飼育

町は、道と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 各地区の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等に関する道への支援要請
- (2) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整

第22節 文教対策計画

地震・津波災害時には、多数の児童・生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、その調整も必要である。このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

1 実施責任者

- (1) 小・中学校における応急教育及び町立学校施設の応急復旧対策は、教育委員会が行う。
- (2) 救助法が適用された場合の小中学生の学用品の給与は、知事が行い、町長は、これを補助する。ただし、救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。
- (3) 学校ごとの災害発生に伴う必要な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行う。

2 応急教育対策

(1) 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 休校措置

ア 休校の基準

地震・津波が発生したときは、学校長は、教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとる。

イ 周知の方法

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話等、その他確実な方法で各児童・生徒に周知を徹底させる。

(3) 児童・生徒等の安全確保

ア 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童・生徒等の安全を確保するため、児童・生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童・生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童・生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童・生徒等、保護者及

び関係機関に周知徹底を図る。

(4) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

(5) 学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、災害の規模、被害の程度によって、おおむね次の方法による。

ア 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努める。

イ 校舎の一部が使用できない場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは、二部授業等の方法をとる。

ウ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

最寄りの学校又は公共施設を利用するものとする。利用する施設がないときは、応急仮校舎を建設する等の対策を講じ、又は宗谷教育局を通じて北海道教育委員会に対し施設の斡旋を要請する。

エ 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討する。

(6) 教職員の確保

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、北海道教育委員会と緊密な連絡を取り、教職員の確保に努める。

3 教科書及び学用品の調達並びに支給

(1) 支給対象者

住家が全焼・全壊・流失・半焼・半壊等の被害を受けた世帯の児童・生徒で、学用品を滅失又は毀損した者に対して支給する。

(2) 支給品名

ア 教科書及び教材

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 調達方法

ア 教科書の調達

被災学校別、学年別使用教科書別にその数量を速やかに調査し、北海道教育委員会に報告するとともに、教科書供給書店に連絡して供給を受ける。

また、町内の他の学校及び他の市町村に対し、使用済みの教科書の供与を依頼する。

イ 教科書以外の学用品の調達

学級ごとに必要数量を取りまとめ、町内の取扱店より調達する。

(4) 支給方法

教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童・生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。

(5) 費用及び期間

救助法の定めに準じて行う。

4 被災教職員・児童・生徒の健康管理

災害の状況により、被災学校の教職員・児童・生徒について、感染症予防接種・健康診断等を宗谷保健福祉事務所利尻支所に依頼して実施する。

5 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずる。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦及び牛乳について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については、応急調達に努める。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努める。

6 避難所機能との調整及び衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意する。

- (1) 特に、児童・生徒の指導、管理に注意するとともに、避難の受入れが授業の支障とならないよう留意すること。
- (2) 校舎内、特に水飲み場、トイレは常に清潔にして、消毒に万全を期すること。
- (3) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (4) 避難所として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、便槽の汲み取りを実施すること。

7 教育の要領

- (1) 災害の状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業を実施できるよう努める。特に、授業の実施が不可能な場合にあっては、家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- (2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童・生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
 - イ 教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学道路、その他の被害状況に応じ、通学の安全について指導する。また、集団登下校を実施する際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得て行う。

エ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童・生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り、可能な協力を行う。

8 文化財保全対策

文化財の所有者並びに管理者は、常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第23節 住宅対策計画

地震・津波災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与する。また、破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

1 実施責任者

- (1) 被災に対する住宅対策は、町長が行う。
- (2) 救助法が適用された場合の被災者に対する避難所の設置、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理については、知事が行う。ただし、救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

2 避難所

町長は、災害により住家が被害を受け、居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

3 公営住宅等のあっせん

- (1) 入居可能な公営住宅等の確保
町は、速やかに入居可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努める。
- (2) 公営住宅への入居
町は、入居可能な公営住宅に被災者が応急住宅として入居を希望したときは、入居を認める。

4 応急仮設住宅

- (1) 入居対象者
次の条件に該当していなければならない。
ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
イ 居住する住家がない者であること。
ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。
(イ) 生活保護法の被保護者及び要保護者
(ロ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等
- (2) 入居者の選定
応急仮設住宅の入居者の選定については、町長が行う。

(3) 応急**仮設**住宅の建設

原則として応急**仮設**住宅の設置は、知事が行う。

(4) 応急**仮設**住宅の建設用地

町は、災害時に応急**仮設**住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握する。

(5) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

イ 応急仮設住宅の供与できる期間は、20日以内に着工、建設工事完了後3か月以内とする。

なお、特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長することができる。

ウ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

(6) 建設戸数（借上げを含む。）

道は、町長からの要請に基づき、設置戸数を決定する。

(7) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理は、知事からの委任を受けて、町長が実施する。また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

5 平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

6 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。

イ 自らの資力で応急修理ができない者であること。

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

7 災害公営住宅の整備

- (1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一以上に達した場合に、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し、入居させる。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

- (ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- (イ) 町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- (ロ) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- (イ) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

- (2) 整備及び管理者

災害公営住宅は、町が整備し、管理する。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは、道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って、町に譲渡し、管理は、町が行う。

- (3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、おおむね次の基準による。

ア 入居者資格

- (ア) 当該災害により住宅を失った者であること。
- (イ) 事業主体が条例で定める金額を超えないこと。
- (ロ) 現に同居し又は同居しようとする親族があること。
- (ハ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

- (ア) 建設、買取りを行う場合は、当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4
- (イ) 借上げを行う場合は、住宅共用部分工事費の2/5

8 資材等のあっせん、調達

- (1) 町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっせんを依頼する。
- (2) 道は、町長から資材等のあっせん依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得

て、積極的にあつせん、調達を行うものとする。

9 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

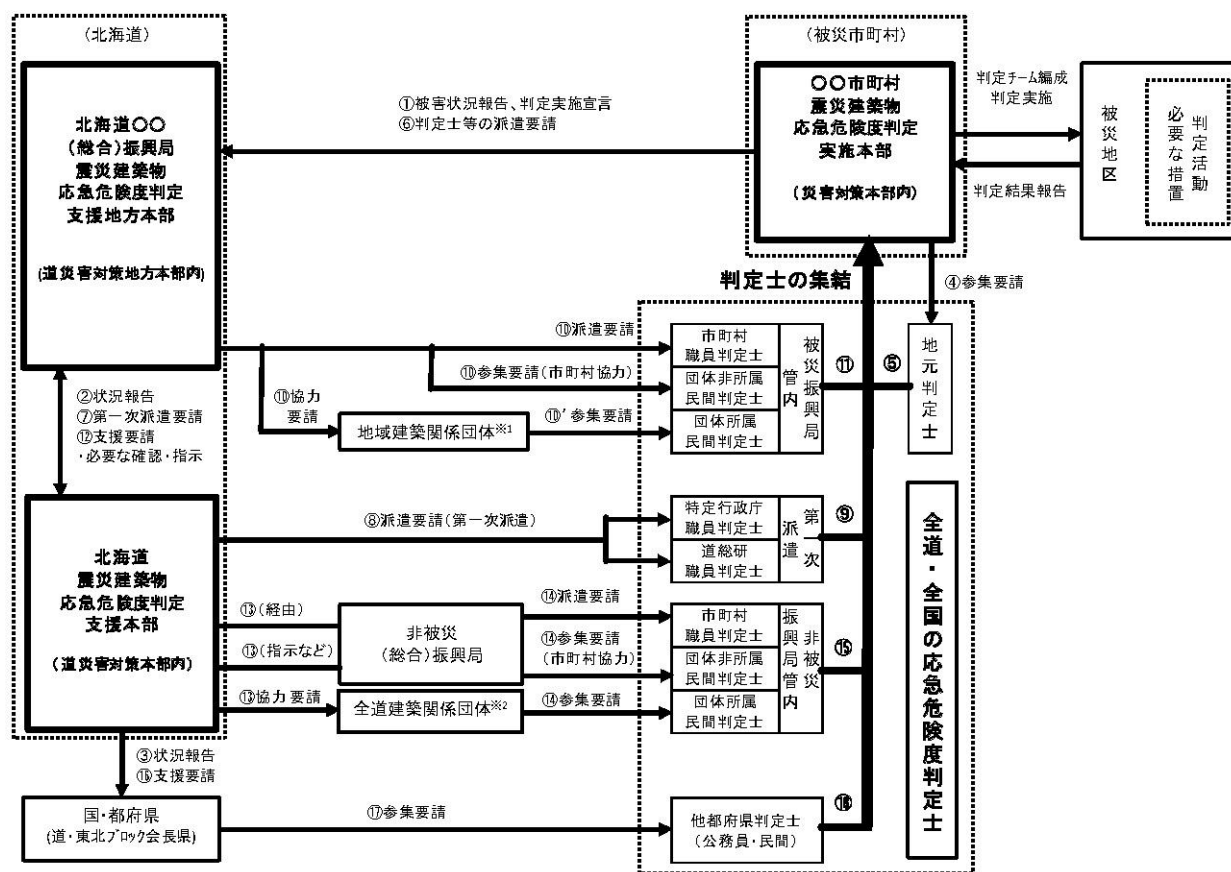
第24節 被災建築物安全対策計画

被災建築物による二次災害を防止するため、関係機関と連携して、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に周知するなど、必要な措置をとる。

1 応急危険度判定の活動体制

町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、道及び建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



※1 地域建築関係団体:被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体(例:建築士会〇〇支部)

※2 全道建築関係団体:全道連絡協議会の会員である建築関係団体(例:建築士会(本部))

2 応急危険度判定の基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、すべての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカーに対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

判 定	ステッカーの色	判 定 内 容
危 険	赤	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意	黄	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済	緑	建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

所有者に対する行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であり、余震などで被害が進んだ場合又は適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

3 石綿飛散防止対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

(1) 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずる。

(2) 実施主体及び実施方法

ア 道及び町

道及び町は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

イ 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

ウ 解体等工事業者

関係法令に定める方法により石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等の写しを当該解体工事の場所に備え置き、A3(42.0cm×29.7cm)以上の大きさに掲示するとともに、全ての石綿含有建材について除去等の作業に係る基準等に従い、解体等工事

を行う。

エ 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第25節 被災宅地安全対策計画

地震・津波災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を図る。

1 危険度判定の実施の決定

町長は、地震発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

2 危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し、判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」に基づき、危険度判定実施本部は、次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成

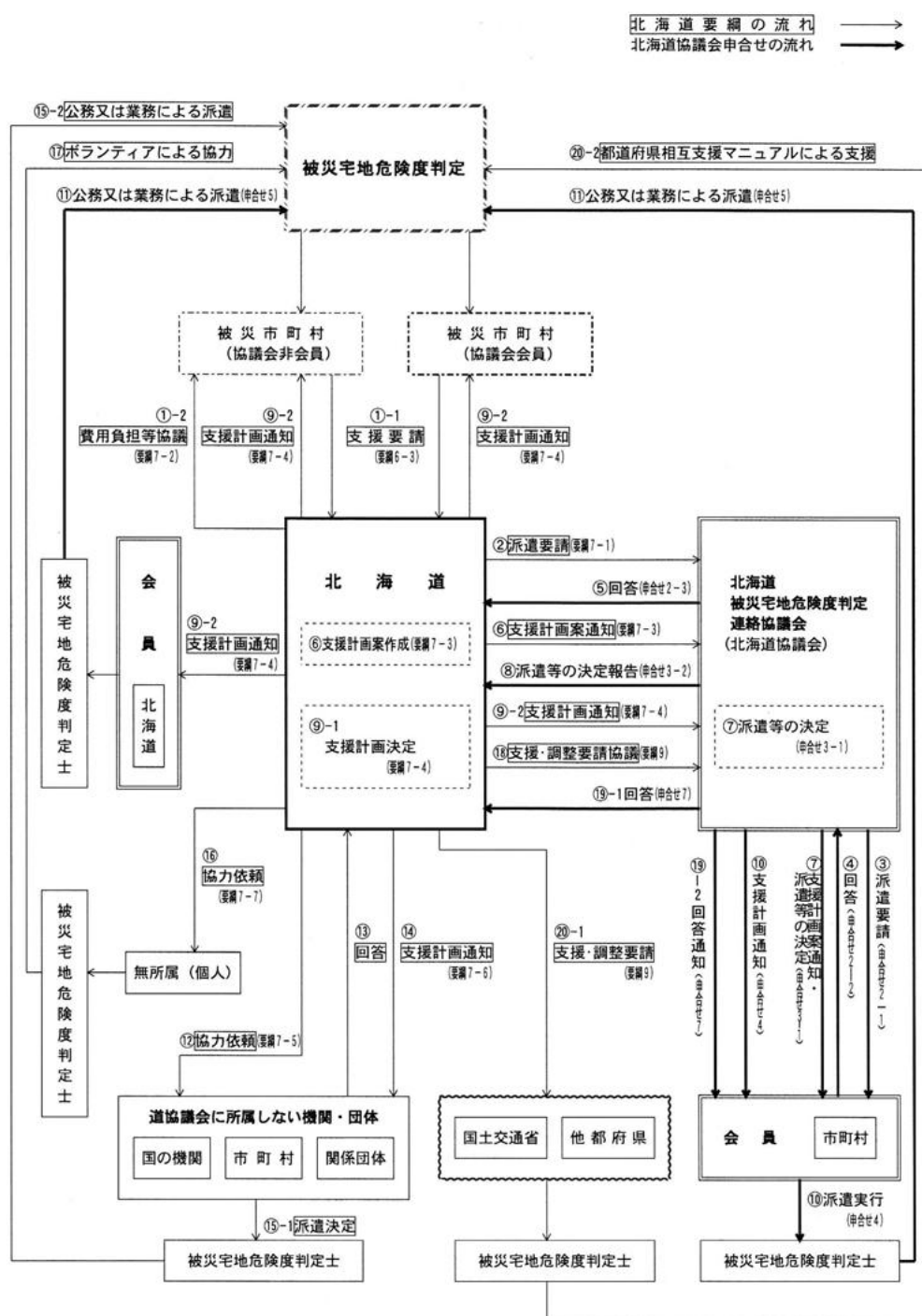
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

町は、道と連携し、災害の発生に備え、次の事項に努める。

- (1) 町は、道との相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- (2) 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

被災宅地危険度判定実施の流れ図



第26節 行方不明者の搜索及び遺体の收容処理埋葬計画

地震・津波災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者のすべて）が多数発生することが予想され、それらの搜索、收容等を早急に実施する必要がある。このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

1 行方不明者の搜索

災害時における行方不明者の搜索及び遺体の收容処理、埋葬は、町長が警察官及び海上保安官と協力して行う。救助法が適用された場合は、町長は、知事の委任を受けて実施する。

(1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者。

(2) 搜索の実施

行方不明者の搜索は、警察官、海上保安官及び利尻礼文消防事務組合等の協力を得て行う。ただし、被災の状況によっては、搜索班を編成し、地域住民の協力を得て実施する。

搜索に対しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるよう、医療機関との緊密な連絡体制を図っておく。

(3) 搜索の方法

搜索範囲等	搜索の方法
搜索の範囲が広い場合	ア 搜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。 イ 搜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 ウ 各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定めて行う。
搜索範囲が比較的に狭い場合	ア 災害前における当該地域、場所、建物などの正確な位置を確認する。 イ 災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。 ウ 被災時刻などから搜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し、搜索の重点を定め、効果的な搜索に努める。
搜索場所が海、河川、湖沼の場合	ア 平素の海流、水流、湖沼の実情をよく調査する。 イ 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 ウ 合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、搜索を行う。

(4) 広報活動

搜索をより効果的に行うため、搜索地域内はもちろん、広く関係者の協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

2 遺体の収容・処理

(1) 収容の方法

利尻礼文消防事務組合、海上保安官、警察官及び地域住民等の協力を得て行い、棺おけ等必要機材を確保した上で、町内の寺院、公共施設等遺体収容に適当な場所を選定し、収容する。

(2) 処理の方法

収容した遺体は、速やかに警察官、海上保安官等の検視及び医師の検案を受け、次により処理する。

ア 身元が判明しており、かつ遺族等の引取人がいる場合は、遺体を引き渡す。

イ 身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び一時的な安置をするとともに、遺体の特徴の記録及び所持品を保管する。

(3) 調査表の作成

死者の氏名並びに関係記録及び遺留品の調査表を作成する。

(4) 変死体の届け出

変死体については、直ちに警察官又は海上保安官に届け出るものとし、その検死後に処理に当たる。

(5) 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日ごろから警察との連携を図り、事前の確保に努める。

3 遺体の埋葬

(1) 対 象

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体。

(2) 埋葬の方法

町長は、遺体を火葬に付し、又は、棺おけ、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。埋葬の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 事故死等による遺体については、警察署から引継ぎを受けた後、埋葬する。

イ 身元不明の遺体については、警察署その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。

ウ 被害地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人取扱いとする。

4 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

道は、町の応援要請及び把握した被災状況等に基づき広域火葬の実施が必要と判断した場合は、周辺市町村に協力を依頼するなど、広域火葬に係る調整を行う。

5 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

6 行方不明者の搜索、遺体の収容及び埋葬のための費用及び期間

救助法が適用された場合に準じて行う。

第27節 障害物除去計画

地震・津波災害による家屋、建築物、各種構造物の倒壊や破損に伴って、また地震火災後の粗大廃材など住民の生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の保護を図る。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合は、知事が行い、町長は、これを補助する。ただし、救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。
- (2) 道路、河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法、河川法その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者が、これを行う。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うが、その概要は、次のとおりである。

- (1) 住民の生命財産等を保護するため、速やかにその障害の排除を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物の除去の方法

- (1) 実施責任者は、自らの応急対策機器を使用し、又は状況に応じ自衛隊及び建設業者の協力、応援を得て、速やかに障害物を除去する。
- (2) 障害物の除去の方法は、原状回復でなく、応急的な除去に限る。

4 障害物の保管等

- (1) 町長は、応急措置の実施に支障となる工作物を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。
- (2) 工作物を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名簿を公示する。
- (3) 保管した工作物等が滅失・破損するおそれのあるとき、又はその保管に不相当の費用・手数を要するときは、その工作物を売却し、代金は保管する。

5 除去した障害物の集積場所

- (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積する。
- (2) 町は、道及び関係機関と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮する。

6 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第12節「交通応急対策計画」の定めによる。

7 費用及び期間

救助法の定めに準じて行う。

第28節 応急土木対策計画

地震・津波災害の発生後、民生の安定、公共福祉の早期回復を図るため、公共土木施設等の応急復旧工事を実施する。

1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者が実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めによる。

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておく。

イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期する。

(2) 応急措置の実施

ア 所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずる。

イ 重機・資機材等及び人員の確保等に当たっては、「災害時における利尻町と利尻建設協会との防災協定」に基づき、利尻建設協会に協力を要請する。

ウ 状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は道に要請し、関係機関の協力を求める。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施する。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確・円滑に実施されるよう協力する。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確・円滑に実施されるよう、協力体制の確立を図る。

第29節 労務供給計画

町及び関係機関は、地震・津波災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図る。

1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇上げ及び民間団体への協力依頼については、町長が行う。

2 民間団体への協力要請

(1) 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序として、まず赤十字奉仕団の動員、次に被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇上げをする。

(2) 動員の要請

本部各部（班）において赤十字奉仕団等の労力を必要とするときは、次の事項を示し、**町民対策部**に要請する。

- ア 動員を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 作業場所
- エ 就労予定時間
- オ 所要人員
- カ 集合場所
- キ その他参考事項

(3) 住民組織等の要請先及び活動

ア 住民組織等の要請先

「利尻町自治会連絡協議会」に対し、協力要請を行う。

イ 住民組織等の活動内容

住民組織等の活動内容は、次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- (ア) 避難所に収容された被災者の世話
- (イ) 被災者への炊き出し
- (ウ) 救援物資の整理、配送及び支給
- (エ) 被災者への飲料水の供給
- (オ) 被災者への医療、助産の協力
- (カ) 避難所の清掃

- (キ) 町の依頼による被害者状況調査
- (ク) その他災害応急措置の応援

3 労務者の雇上げ

活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇い上げる。

(1) 労務者雇上げの範囲

- ア 被災者の避難誘導のための労務者
- イ 医療、助産のための移送労務者
- ウ 被災者救出用機械、器具、資材の操作のための労務者
- エ 飲料水の運搬、機材操作、浄水用薬品の配布等のための労務者
- オ 救援物資支給のための労務者
- カ 行方不明者の捜索及び処理のための労務者

(2) 稚内公共職業安定所長への要請

町において労務者の雇上げができないときは、次の事項を明らかにして、稚内公共職業安定所長に求人の申込みをする。

- ア 職業別、所要労働者数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

(3) 賃金の額

- ア 労務者に対する費用は、町が負担する。
- イ 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。

(4) 労務者の輸送

町は、労務者の毎日の作業就労に際し、労務者の住所と作業現場との距離がおおむね片道2km以上ある場合は、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による労務者の輸送就労について検討する。

第30節 消防防災ヘリコプター運航要請計画

町内において大規模な地震・津波災害が発生し、迅速・的確な災害応急対策の実施のために必要がある場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」並びに「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」の定めにより、消防防災ヘリコプターの有効活用を図る。

1 実施責任者

消防防災ヘリコプターの出動要請は、町長が行う。ただし、緊急の際で、町長が不在等の場合は、その職務代理者が行う。

2 実施方法

(1) 要請の要件

町長は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

- ア 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 町の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- ウ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

(2) 要請方法

町から知事（危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにFAXにより消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（様式9-1）を提出する。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ウ 災害現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法
- オ 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要な事項

(3) 要請先

名 称	電 話 番 号	F A X 番 号
北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室	011-782-3233	011-782-3234

3 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その必要性が認められる場合に運航する。

(1) 災害応急対策活動

- ア 被災状況調査などの情報収集活動
- イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

(2) 救急・救助活動

- ア 傷病者、医師等の搬送
- イ 被災者の救助・救出

(3) 火災防御活動

- ア 空中消火
- イ 消火資機材、人員等の搬送

(4) その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

4 受入体制

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

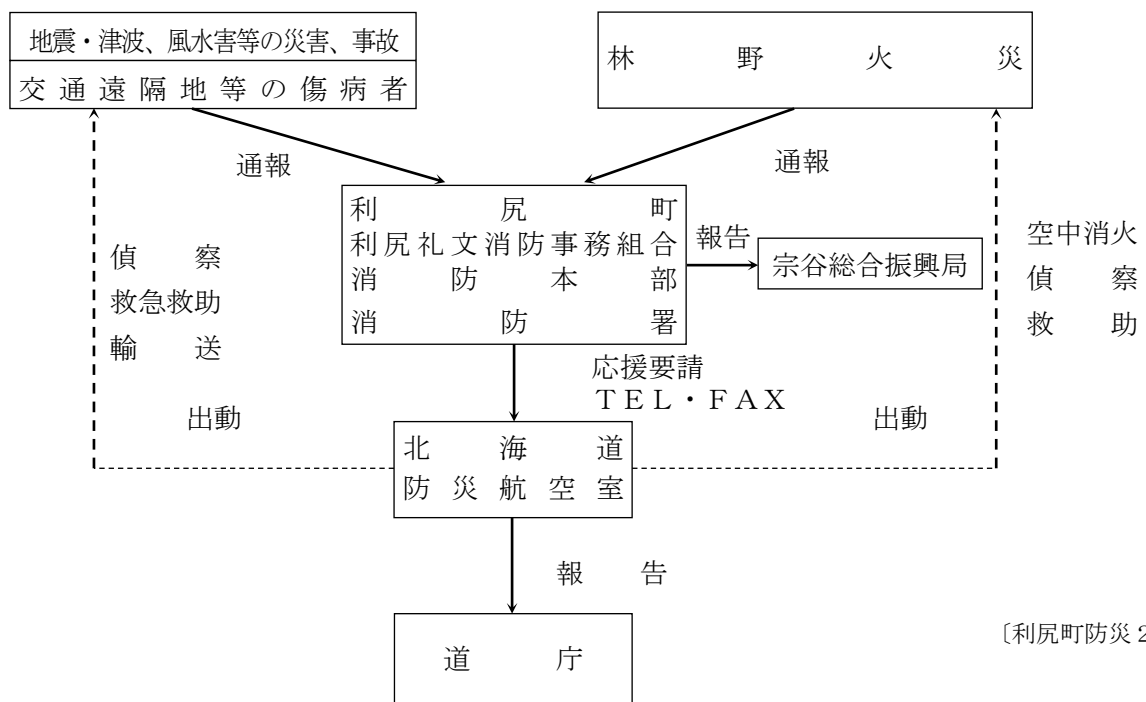
(1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する（資料4－1参照）。

(2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講ずる。

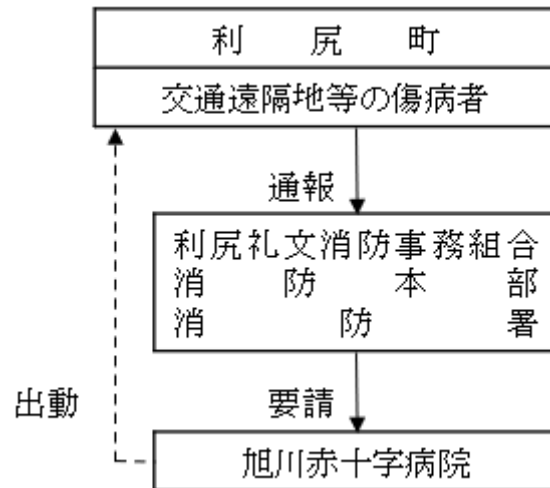
消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー



5 ドクターヘリ

利尻礼文消防事務組合消防本部は、町からの出動要請及び住民からの119番通報を受けて出動し、患者の早期治療が必要と判断した場合は、旭川赤十字病院へドクターヘリの出動を要請する。

ドクターヘリ出動要請フロー



第31節 自衛隊派遣要請依頼及び派遣活動計画

大規模な地震・津波災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められる場合には、自衛隊の災害派遣により、効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

1 派遣要請権者

- (1) 知事（宗谷総合振興局長）
- (2) 海上保安庁長官
- (3) 第一管区海上保安本部長
- (4) 空港事務所長（丘珠、新千歳、稚内、函館、釧路）

2 災害派遣要請依頼

(1) 要請依頼先

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電 話
陸上自衛隊第2師団第3 即応機動 連隊長（名寄駐屯地司令）	連隊第3科	名寄市字内淵84	01654-3-2137 内線230 (当直302)

(2) 要請依頼手続等

ア 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（様式10-1）をもって知事（宗谷総合振興局長）に依頼する。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び町内における災害状況を要請先である指定部隊等の長に通知する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出する。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請依頼する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) 派遣部隊が展開できる場所
- (オ) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

イ 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、前記アの手続を行う。

(3) 受入体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、町担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておく。

(4) 経 費

ア 次の費用は、派遣部隊の受入側である町において負担する。

- (7) 資材費及び機器借上料
- (イ) 電話料及びその施設費
- (ウ) 電気料
- (エ) 水道料
- (オ) 汲み取料

イ その他必要経費については、自衛隊及び関係機関と協議の上、定める。

ウ 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

3 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者の捜索救助活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

4 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ、町及び関係機関に伝達する。また、町等においても、災害情報について自衛隊に提供する。

5 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 知事等が、自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- (4) その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

6 自衛隊との連携強化

(1) 連絡体制の確立

町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請依頼（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努める。

(2) 連絡調整

町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請依頼した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行う。

7 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令による。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- (6) 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

8 派遣部隊の撤収要請依頼

町長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったと認めるときは、速やかに文書（様式10－2）をもって知事（宗谷総合振興局長）に対し、その旨を報告する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で報告し、その後文書を提出する。

第32節 広域応援・受援計画

大規模な地震・津波が発生した場合、被害が拡大し、町や防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。町は、大規模地震・津波が発生した場合に、円滑な広域応援・受援活動が行えるよう、相互応援協定等に基づき広域的な応援・受援体制を確立しておく。

1 市町村相互応援（受援）体制の確立

(1) 応援協定による応援

町において、地震等による大規模災害等が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」（資料14－1）のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

(2) 基本法による応援

ア 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

イ 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（宗谷総合振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事（宗谷総合振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

ウ 知事（宗谷総合振興局長）は、町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、町長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

2 消防相互応援体制の確立

(1) 町長及び消防長は、地震・津波等による大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」（資料13－1－1）に基づき他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

(2) 利尻礼文消防事務組合は、他の消防機関に対する応援が円滑に行われるよう、日ごろから災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

(3) 利尻礼文消防事務組合は、地震等による大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れについては、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計

画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

第33節 職員派遣計画

大規模な地震・津波が発生し、町単独では対処することが困難なときには、基本法第29条及び第30条の規定により、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し、職員の派遣の要請又はあつせんを依頼し、円滑な応急対策活動を実施する。

1 要請手続等

- (1) 職員の派遣要請をするときは、町長は、次の事項を明らかにした文書をもって行う。
 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項
- (2) 職員の派遣のあつせんを求めようとするときは、町長は、次の事項を明らかにした文書をもって行う。なお、職員の派遣のあつせんは、町長が知事に対し行うが、国の職員の派遣あつせんのみでなく、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
 - ア 派遣のあつせんを求める理由
 - イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあつせんについて必要な事項

2 派遣職員の身分取扱

- (1) 派遣職員の身分取扱は、原則として町及び派遣側の双方の身分を有するものとし、したがって双方の法令、条例及び規則の適用がある。ただし、この場合双方の規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上決定する。また、町は、その派遣職員を定数外職員とする。
- (2) 派遣職員の給与等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、災害対策基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定による。
- (3) 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行う。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上決定する。
- (4) 派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用する。
- (5) 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

第34節 災害ボランティアとの連携計画

地震・津波による大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。町は、ボランティアセンターなどの受付窓口を設置して適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき災害応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活の維持や再建を援助するものがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が効果的に生かされるよう、その活動環境の整備を図る。

また、北海道災害ボランティアセンター及び被災地における災害ボランティアセンターの活動等については「北海道災害時応援・受援マニュアル」によることとし、被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営については「市町村災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」による。

2 ボランティア受付窓口

- (1) 災害発生と同時に、各地からボランティアの申し出がなされる。この場合、町がボランティア活動に全面的に関わりを持つことは、ボランティア本来の主旨に反することから、社会福祉協議会などの関係団体及びNPO等と協議し、また連携を図って、相互に協力して受付を行う。
- (2) 受付の際には、氏名、住所及び主な活動内容等を記録しておく。
- (3) 災害が大規模な場合、又は町及び関係団体が対応できないと判断される場合は、近隣市町村に応援を要請し、その市町村において受付窓口を設けるものとする。

3 被災地のニーズの把握と情報提供

- (1) 町は、被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- (2) ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等に努める。
- (3) 町は、社会福祉協議会、日本赤十字社、ボランティア関係協力団体及びNPO等との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

- (4) 町は、ボランティアの需給状況等について、随時、道に報告する。

4 ボランティア団体・NPO等の主な活動内容

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配付
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動
- (11) 外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13) 被災者の心のケア活動
- (14) 被災母子のケア活動
- (15) 被災動物の保護・救助活動
- (16) ボランティア・コーディネート

5 ボランティア活動への支援

町、社会福祉協議会及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

6 ボランティア活動の環境整備

- (1) 町は道及び社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。
- (2) 町及び社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。
- (3) 災害時には、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第35節 災害救助法の適用及び運用計画

救助法が適用された場合、応急的に、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

1 実施体制

救助法による救助は、知事（宗谷総合振興局長）が行う。

ただし、町長は、知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

2 救助法の適用基準

(1) 災害が発生した場合

適 用 基 準				摘 要
被害区分 町の人口	町単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合	1 住家被害の判定基準 (1) 滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 (2) 半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 (3) 床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数		
5,000人未満	30	15	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	
5,000人以上 15,000人未満	40	20		
15,000人以上 30,000人未満	50	25		
30,000人以上 50,000人未満	60	30		
50,000人以上 100,000人未満	80	40		
100,000人以上 300,000人未満	100	50		

300,000人以上	150	75		床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

※ 令和2年国勢調査による本町の人口は、2,004人である。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。

3 救助法の適用手続き

- (1) 町長は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を宗谷総合振興局長に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は、救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに宗谷総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

4 救助の実施と種類

知事は、救助法が適用された場合、同法に基づき、次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任することができる。

町長は、知事から委任を受けた場合は、当該事務を行わなければならない。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し現に救助の必要がなくなった日まで	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受け	対象者、対象箇所の選定～町設置～道（ただし、委任したときは町）

	て2年以内に延長可能	
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医 療	14日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
助 産	分べんの日から7日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
災害にかかった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	3か月以内(国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)	町
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町 町
埋 葬	10日以内	町
遺体の搜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない
(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。		

第1節 基本方針

噴火、降灰（礫）、溶岩、有害ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動等、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれのある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、利尻町及び防災関係機関が実施する予防並びに応急対策は、次に定めるところによる。

第2節 利尻山の概況

1 火山の現状

本町に影響を及ぼす最も活動的な火山は「利尻山」である。

2 「利尻山」の概況

稚内西方約30kmの日本海上に位置する利尻山の活動は、約20万年前に始まり約4万年前までに主要な火山体を形成させた。

最新の噴火は、南山麓で起こった玄武岩質マグマからなるマールの形成及び小規模なスコリア丘群の形成とそれに伴う溶岩流の流出である。

小規模なスコリア丘群は、土壌の厚さなどから約8000～2000年前に形成されたと推定されているが、現在は噴気活動は認められない。

第3節 災害応急対策計画

1 災害対策組織

町長は、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

2 火山現象に関する警報、予報、情報等

火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条の規定により発表される「火山 現象警報」及び「火山現象予報」である。

なお、「火山現象警報」は気象業務法第15条第1項の規定により知事に通知され、知事は同法第15条第2項及び基本法第55条の規定により町長に通知する。

(1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

札幌管区気象台が噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」を発表する。「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(2) 噴火予報

札幌管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

(3) 警戒の種類

札幌管区気象台が火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」の指標を区分し、噴火警報・噴火予報に付して発表する。

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	キーワード
特別 警報	噴火警報 （居住地域） 又は 噴火警報	居住地域及びそれ より火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が 発生、あるいは発生すると予想される 場合	居住地域 嚴重警戒
警報	噴火警報 （火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範 囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼ す（この範囲に入った場合には生命に 危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発 生すると予想される場合	入山危険

		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	火口周辺 危険
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	活火山である ことに留意

(4) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

(ア) 噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に定期的に発表する。

(イ) 18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

イ 降灰予報（速報）

(ア) 噴火が発生した火山に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出し、噴火発生後5～10分程度で発表。

(イ) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。

(ウ) 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

(エ) 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

ウ 降灰予報（詳細）

(ア) 噴火が発生した火山（注）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。

(イ) 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供

（注）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

【降灰量階級と降灰の厚さ】

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm以上
やや多量	0.1mm以上 1 mm未満
少量	0.1mm未満

【降灰量階級ととるべき行動等】

名称	表現例		影響ととるべき行動			その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1 mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ<1 mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある （およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業開始）	稲等の農作物が収穫できなくなったり※、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1 mm 未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※

※ 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による想定

(5) 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

(6) 火山現象に関する情報等

火山活動解説資料

ア 写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

(7) 噴火警報等の発表官署

北海道における全ての火山に関わる火山現象警報、火山現象予報及び火山現象に関する情報等の発表は、札幌管区気象台が行う。

(8) 異常現象発見者の通報義務及び通報先

ア 町は、火山の異常現象を発見した者の通報義務及び通報先に関する事項を定め、住民に周知徹底するものとする。

イ 町は、異常現象を了知し、気象台等関係機関に通報する場合における通報先、通報すべき内容及び通報手段等に関する事項を定めるものとする。

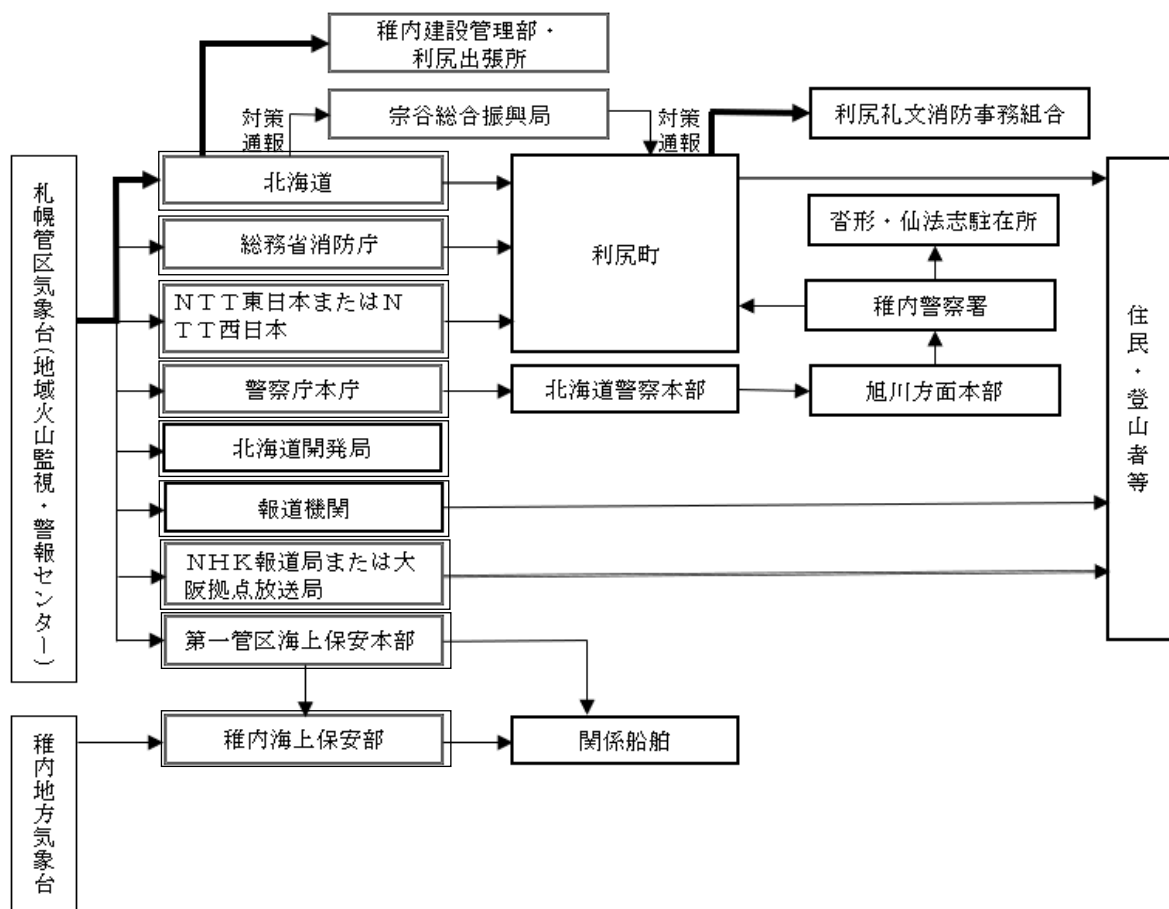
(9) 噴火警報及び噴火予報等の伝達

ア 噴火警報・火口周辺警報・噴火予報の伝達は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。

イ 町長は、知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達するものとする。

この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をするものとする。

噴火警報等伝達系統図



- ・ (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先
- ・ 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
- ・ (太線及び二重線)の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報(臨時)及び噴火速報が発表された際に活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路

※ 道警察本部は、直ちに関係する警察署を通じ、関係市町村に通知しなければならない。

※ NHK放送局は、直ちに通知された事項を放送しなければならない。

※ 「噴火に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」が配信される。

3 災害情報通信

火山現象に係る情報の通報を受けたときの伝達及び被害状況の収集・報告は、第3章第3節「災害情報等の収集・伝達計画」及び第4節「災害通信計画」に定めるところによる。

4 災害広報

災害応急対策に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等及び地域住民に対して行う災害広報は、第3章第5節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによる。

5 応急措置

町及び防災関係機関は、災害の拡大を防止するため、第3章第6節「応急措置実施計画」の定めるところにより応急措置を実施するものとする。

6 避難措置

町及び各関係機関は、人命の安全を確保するため、第3章第7節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

7 警戒区域の設定

町及び各関係機関は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、第3章第7節「避難対策計画」の定めるところ及び稚内地方気象台の発表する噴火警報等に応じた警戒区域の設定等を図り、住民への周知に努めるものとする。

8 救助救出及び医療救護活動等

町及び各関係機関は、第3章第8節「救助救出計画」及び第18節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町及び各関係機関は、第3章第25節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 道路、船舶及び航空交通の規制等

防災関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第3章第12節「交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制等を実施するものとする。

10 自衛隊派遣要請

町長は、第3章第30節「自衛隊派遣要請依頼及び派遣活動計画」の定めるところにより、災害の規模や収集した災害情報から判断し、必要がある場合には、知事（宗谷総合振興局長）に自衛隊の災害派遣要請を依頼するものとする。

11 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独で十分な災害対応策を実施できない場合は、第3章第31節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国への応援を要請するものとする。

第4節 災害復旧計画

火山災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第7章「災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第1節 海上災害対策計画

1 海難対策計画

(1) 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

(2) 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

ア 実施事項

(ア) 船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下この章において同じ）、漁業協同組合

- a 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- b 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- c 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- d 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努めるものとする。

(イ) 北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道、北海道警察、市町村（消防機関）

- a 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- b 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- c 職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- d 海難発生時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- e 海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
- f 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

とする。

g 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。

(a) 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。

(b) 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

h 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対し次の事項を指導するものとする。

(a) 船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備

(b) 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立

(c) 漁船乗務員の養成と資質の向上

(d) 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化

(e) 海難防止に対する意識の高揚

i 第一管区海上保安本部及び北海道運輸局は、次の事項に留意し、随時立入検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し、適切な指導を行うものとする。

(a) 海技従事有資格者の乗船確認

(b) 無線従事有資格者の乗船確認

(c) 救命器具並びに消火器具等の設備の確認

(3) 災害応急対策

ア 情報通信

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

(ア) 情報通信連絡系統

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は別記1のとおりとする。

(イ) 実施事項

各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

イ 広域海難発生時の広報

(ア) 実施機関

船舶所有者等、漁業協同組合、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、市町村（消防機関）、北海道、北海道警察

(イ) 実施事項

a 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (a) 海難の状況
- (b) 家族等の安否情報
- (c) 医療機関等の情報
- (d) 関係機関の応急対策に関する情報
- (e) その他必要な事項

b 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- (a) 海難の状況
- (b) 旅客及び乗組員等の安否情報
- (c) 医療機関等の情報
- (d) 関係機関の応急対策に関する情報
- (e) その他必要な事項

ウ 応急活動体制

(ア) 市町村

市町村長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(イ) 北海道

知事は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(ウ) 防災関係機関

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(エ) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

エ 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、漁業協同組合、水難救難所の協力を得て、それぞれ船舶、ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

オ 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、定めるところによるほか実施事項は次によるものとする。

(ア) 第一管区海上保安本部（海上保安庁法第5条）

- a 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助を行うこと。
- b 船舶交通の障害の除去に関すること。
- c 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関すること。
- d 警察庁及び都道府県警察、税関、検疫所その他関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関すること。

(イ) 市町村（基本法第62条、水難救護法第1条）

- a 遭難船舶を認知した市町村は、海上保安部及び警察署に連絡するとともに、市町村計画に基づき直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。
- b 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

(ウ) 北海道警察（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、市町村長を助け、市町村長が現場にいない場合は、市町村長に代ってその職務を行うこと。

(エ) 漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たるものとする。

(オ) 水難救難所（道内に107カ所設置されているボランティア組織）

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

カ 消防活動

領海内における船舶等火災の消火活動については、当該地域の海上保安部署と消防機関が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

キ 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、定めるところにより実施するものとする。

ク 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等について市町村等各関係機関は、定めるところにより実施するものとする。

ケ 交通規制

海難発生時における交通規制については、定めるところにより実施するものとする。

コ 自衛隊派遣要請

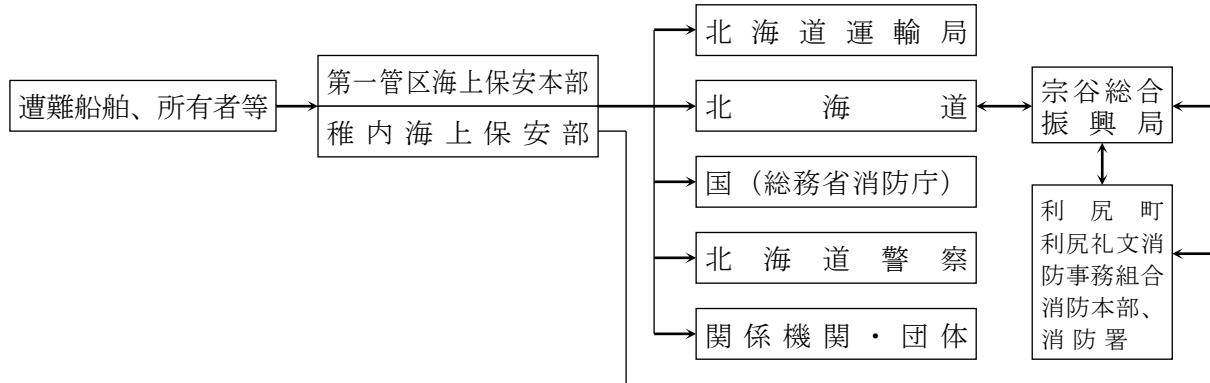
海難発生時における自衛隊派遣要請については、定めるところにより実施するものとする。

る。

サ 広域応援

道、市町村及び消防機関は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

情報通信連絡系統図



2 流出油等対策計画

(1) 基本方針

船舶に衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

(2) 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

ア 関係行政機関の共通実施事項（北海道開発局、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道、北海道警察、市町村（消防機関））

- (ア) 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- (イ) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- (ウ) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- (エ) 災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- (オ) 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資器材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有するものとする。

- (カ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

イ 各行政機関の個別の実施事項

(ア) 北海道開発局

港湾及び漁港における直轄工事の計画、施工に関して防災上留意すべき事項について十分配慮する。

(イ) 第一管区海上保安本部

a 防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

(a) 油等大量流出事故による災害発生の予想に関する資料（各種原因による災害発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料）

(b) 港湾状況（特に避難港、避難地、危険物の荷役場所、貯木場、はしけ溜まり等の状況）

(c) 防災施設、器材等の種類、分布の状況等救助に必要な器材能力の基礎調査（曳船、サルベージ、消火及び油除去作業、潜水作業）

b 北海道沿岸海域排出油等防除計画の普及及び排出油等の防除に関する協議会の育成強化

c 防災に関し関係機関、報道機関等と緊密な連絡をとり次の方法により関係者を指導啓発するものとする。

(a) 海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防災参考資料の配布等

(b) 船舶に対する訪船指導

d 海事関係法令違反は、海難の発生に直接結び付くものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り、海難の未然防止に努める。

(a) 船舶安全法に基づく安全基準の励行

(b) 船舶職員及び小型船舶操縦者法、船員法等乗組員に関する法令の遵守

(c) 港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守

(ウ) 北海道

a 市町村の流出油等対策計画の樹立及び必要な資材の備蓄について指導する。

b 市町村等の港湾及び航路の計画、施行に関して防災上留意すべき事項について十分配慮するよう指導する。

c 市町村及び関係機関が行う予防対策の連絡調整を実施する。

(エ) 市町村（消防機関）

a 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、け

い船柱)等の改修、岸壁水深の維持に努める。

b 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

c 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。

(a) 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと。

(b) 消火器具の配備

(c) 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備

(d) 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底

d 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、予め掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

(オ) 船舶所有者等、漁業協同組合

a 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

b 職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

c 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努めるものとする。

d 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 災害応急対策

油等大量流出事故時の対応は、本計画に定めるもののほか、「流出油事故災害対応マニュアル」に基づいて実施する。

ア 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

(ア) 情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は別記のとおりとする。

(イ) 実施事項

関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

イ 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(ア) 実施機関

船舶所有者等、漁業協同組合、危険物関係施設管理者、港湾管理者、北海道運輸局、第

一管区海上保安本部、市町村（消防機関）、北海道、北海道警察

(イ) 実施事項

旅客及び地域住民等への広報関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- a 油等大量流出事故災害の状況
- b 関係機関の災害応急対策に関する情報
- c 海上輸送復旧の見通し
- d 避難の必要性等、地域に与える影響
- e その他必要な事項

ウ 応急活動体制

(ア) 市町村

市町村長は、油等大量流出事故災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(イ) 北海道

知事は、油等大量流出事故災害時、必要に応じ定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(ウ) 防災関係機関

関係機関の長は、油等大量流出事故災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(エ) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

エ 油等の流出又は流出する恐れがある場合の防除活動

主な防災関係機関等の実施事項は次のとおりである。

(ア) 事故の原因者等

速やかに第一管区海上保安本部等、最寄りの海上保安機関に通報するとともに、油等が流出した場合は、汚染の拡大を防ぎ、引き続く流出を止め、除去し、又は油等が流出するおそれがあるときは、流出を防止する等の防除活動を実施しなければならない。

(イ) 第一管区海上保安本部

- a 巡視船艇、航空機又は海上保安官により、流出油等の汚染拡散範囲及び性状の変化状況等を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。
- b 周辺海域の警戒を行い、必要に応じて船舶交通の整理、指導又は制限の措置を講ずる。
特に必要が認められるときは、区域を設定し、船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

- c 防除活動等の必要な措置を行うべき事故原因者等の防除措置義務者の対応が不十分なときは、指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは巡視船艇等により応急の防除措置を講じる。
- d 緊急を要し、かつ、必要と認められるときは、海上災害防止センターに対し流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。
- e 排出油等の防除に関する協議会等関係機関に対し、それぞれの立場に応じた防除活動や協議会相互の連携ができるように調整を行う。
- f 船艇等による油防除作業、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
- g 第一管区海上保安本部長等は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜き取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去、その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

(ウ) 北海道開発局

流出油等の海岸等への漂着に対処するため、ヘリコプター等による流出油の情報収集及び関係機関への情報提供並びに必要なに応じ、関係市町村に必要な防除資機材の応援措置を講ずるものとする。

また、国土交通省が保有する大型油回収船の出動に当たり、必要な調整を行う。

(エ) 北海道、市町村（消防機関）

- a 北海道はヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともにその情報を関係機関へ提供するものとする。
 - b 油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。
- 防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

(オ) 北海道警察

- a 油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握する。
- b 油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により地域住民等の避難誘導、立入禁止区域警戒、交通規制等を実施する。

オ 消防活動

流出油等の海上火災等発生時における消防活動は次により実施するものとする。

(7) 第一管区海上保安本部

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて市町村（消防機関）協力を要請するものとする。

(イ) 市町村（消防機関）

火災状況等の情報収集に努め、第一管区海上保安本部の消火活動に協力するものとする。

カ 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は定めるところにより実施するものとする。

キ 交通規制

海上災害時における交通規制については、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

ク 自衛隊派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請については、定めるところにより実施するものとする。

ケ 広域応援

道、市町村及び消防機関は、流出油等事故災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

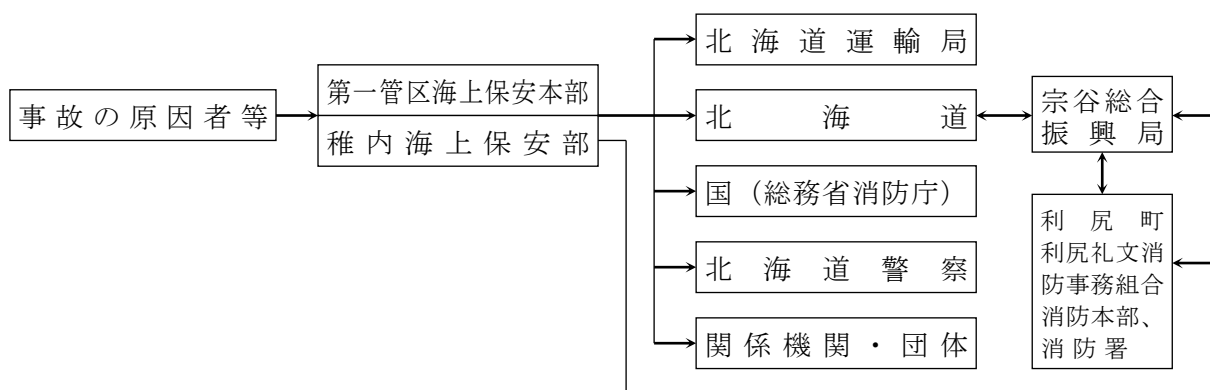
コ 危険物関係施設管理者及び水難救難所の協力

危険物関係施設管理者及び水難救難所は、流出油等防災対策上関係機関から要請があった場合、保有する諸資機材等をもって協力を行うものとする。

サ 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受入れ等については、定めるところによる。

情報通信連絡系統図



第2節 航空災害対策計画

町内において、航空機の墜落事故により災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、各種対策を実施する。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

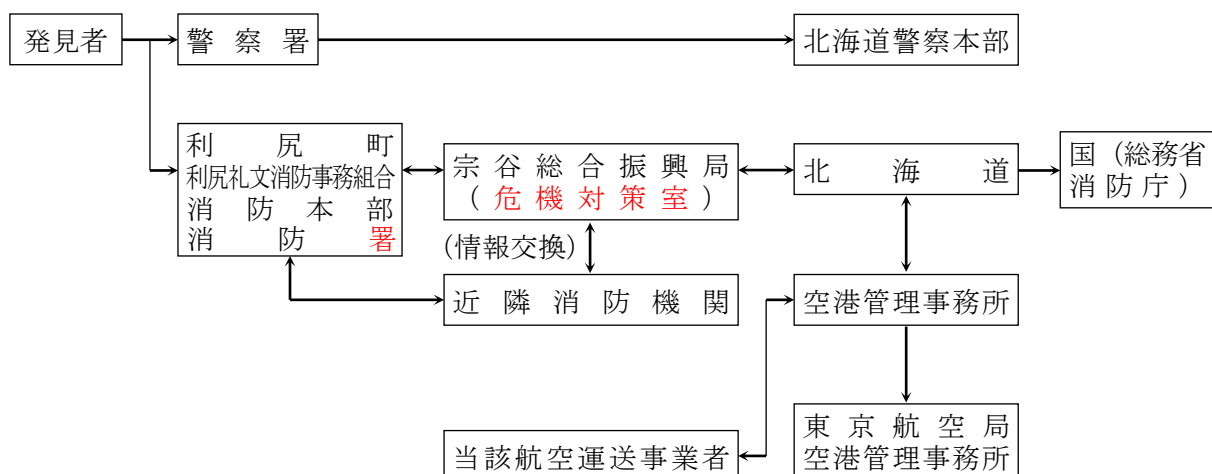
ア 災害発生時には、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

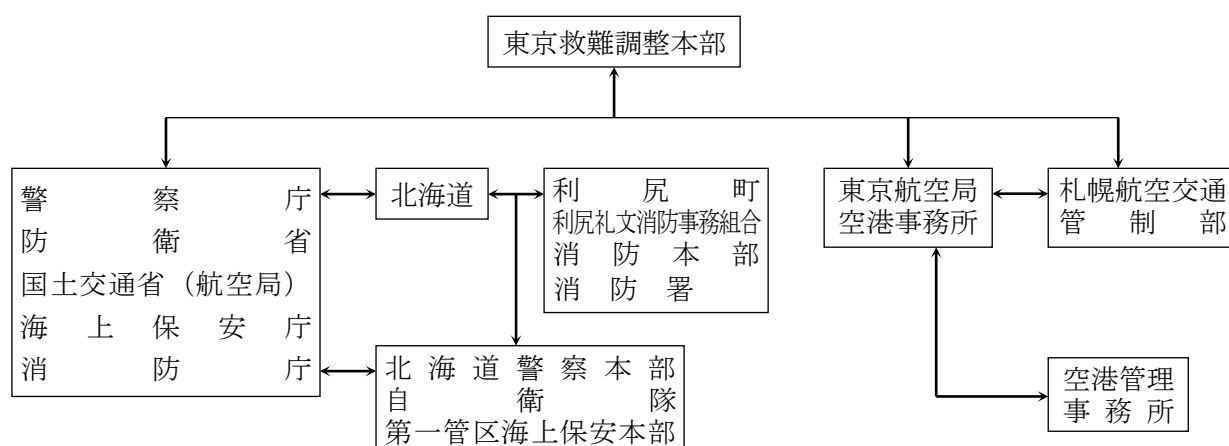
ウ 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

情報通信連絡系統

※発生地点が明確な場合



※発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



（注）救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第3、4章第5節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、アに掲げる事項のほか、航空輸送復旧の見通し、避難の必要性等地域に与える影響についての広報を実施する。

(3) 応急活動体制

ア 町

町長は、航空災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

(4) 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、第3章第8節「救助救出計画」の定めにより

実施する。

(5) 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第3章第18節「医療救護計画」の定めにより実施する。

(6) 消防活動

航空災害時における消防活動は、第3章第9節「消防計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 利尻礼文消防事務組合消防本部は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。

イ 町は、利尻礼文消防事務組合消防本部と連携して、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

第3章第25節及び第4章第26節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

(8) 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第3章第12節「交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

(9) 防疫及び廃棄物処理等

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第3、4章第19節「防疫計画」の定めにより、的確な応急防疫対策を講ずる。

また、第3、4章第20節「廃棄物処理等計画」の定めにより、廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

(10) 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、第3章第30節及び第4章第31節「自衛隊派遣要請依頼及び派遣活動計画」の定めにより実施する。

(11) 広域応援

災害の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第3章第31節及び第4章第32節「広域応援・受援計画」の定めにより、他の消防機関、他の市町村及び道へ応援を要請する。

第3節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、各種対策を講ずる。

1 災害予防

町は、関係機関と連携を図りながら、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

- (1) 橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに、必要な施設の整備を図る。
- (2) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずる。
- (3) 道路災害時に、施設、設備の応急復旧を行うために必要な資機材等を整備する。
- (4) 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

道路災害時、情報の収集及び通信等は、次により実施する。

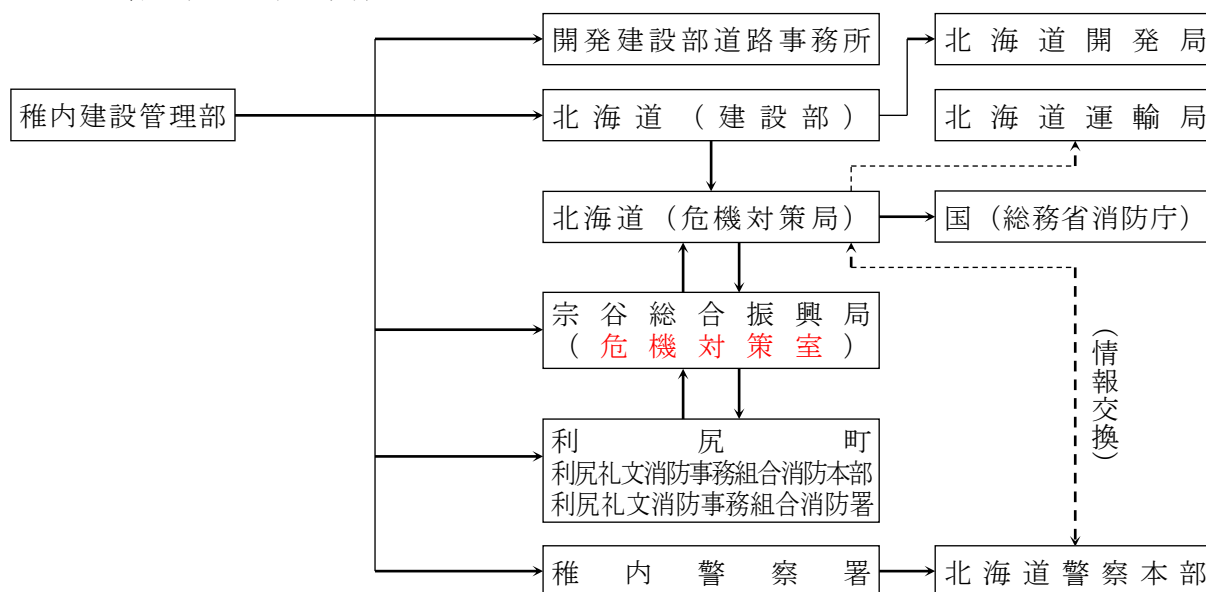
ア 災害時には、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

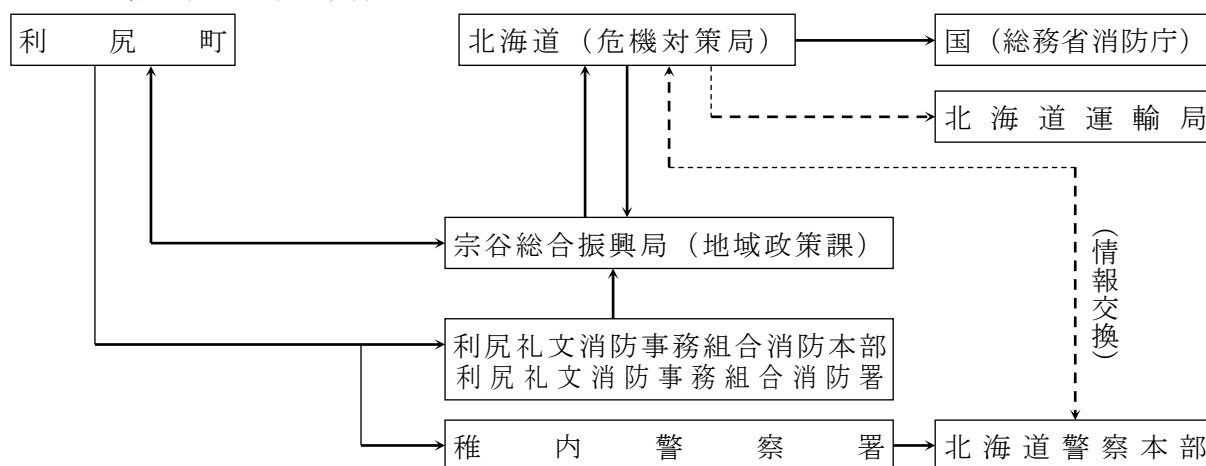
ウ 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

情報通信連絡系統図

※道の管理する道路の場合



※町の管理する道路の場合



(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第3章第5節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

(4) 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、第3、4章第8節「救助救出計画」の定めにより実施する。

(5) 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第3、4章第18節「医療救護計画」の定めにより実施する。

(6) 消防活動

道路災害時における消防活動は、第3章第9節「消防計画」の定めにより実施する。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

第3章第25節及び第4章第26節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜査、遺体の収容、埋葬等を実施する。

(8) 交通規制

道路災害時における交通規制については、第3、4章第12節「交通応急対策計画」の定めにより実施する。

(9) 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第4節「危険物等災害対策計画」の定めにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

(10) 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第3章第30節及び第4章

第31節「自衛隊派遣要請依頼及び派遣活動計画」の定めにより、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

(11) 広域応援

災害の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第3章第31節及び**第4章第32節**「広域応援・受援計画」の定めにより、他の消防機関、他の市町村及び道に応援を要請する。

3 災害復旧

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第4節 危険物等災害対策計画

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

1 危険物の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの。

《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

(2) 薬 類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの。

《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの。

《例》液化石油ガス（L P G）、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの。

《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

2 災害予防

(1) 危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関は、必要な予防対策を実施する。

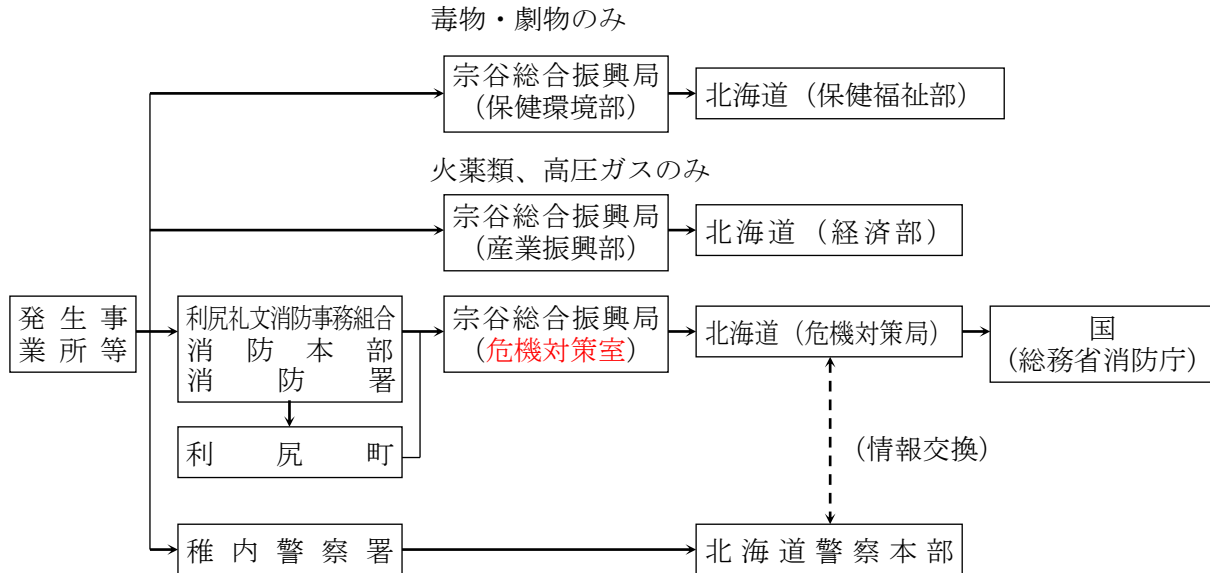
(2) 町は、火災予防上の観点から利尻礼文消防事務組合の協力を得て事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。なお、町内の危険物施設は資料9－2参照のこと。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

- ア 災害発生時には、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

情報通信連絡系統図



(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第3、4章第5節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

町は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、アに掲げる事項のほか、避難の必要性等、地域に与える影響についての広報を実施する。

(3) 応急活動体制

ア 町

町長は、危険物等災害発生時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(4) 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずる。

(5) 消防活動

第3章第9節「消防計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 利尻礼文消防事務組合消防本部は、事業者との緊密な連携を図り、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施するものとする。

イ 町は、利尻礼文消防事務組合消防本部と連携して、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

ウ 事業者は、利尻礼文消防事務組合消防署の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

(6) 避難措置

人命の安全を確保するため、第3、4章第7節「避難対策計画」の定めにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

(7) 救助救出及び医療救護活動等

第3、4章第8節「救助救出計画」及び第18節「医療救護計画」の定めにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

また、第3章第25節及び第4章第26節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

(8) 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第3、4章第12節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施する。

(9) 自衛隊派遣要請

第3章第30節及び第4章第31節「自衛隊派遣要請依頼及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

(10) 広域応援

災害の規模により町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第3章第31節「広域応援・受援計画」の定めにより、他の消防機関、他の市町村及び道へ応援を要請する。

第5節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、各種対策を実施する。

1 災害予防

町は、利尻礼文消防事務組合消防本部と協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

(1) 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の設置促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時

の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して、実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

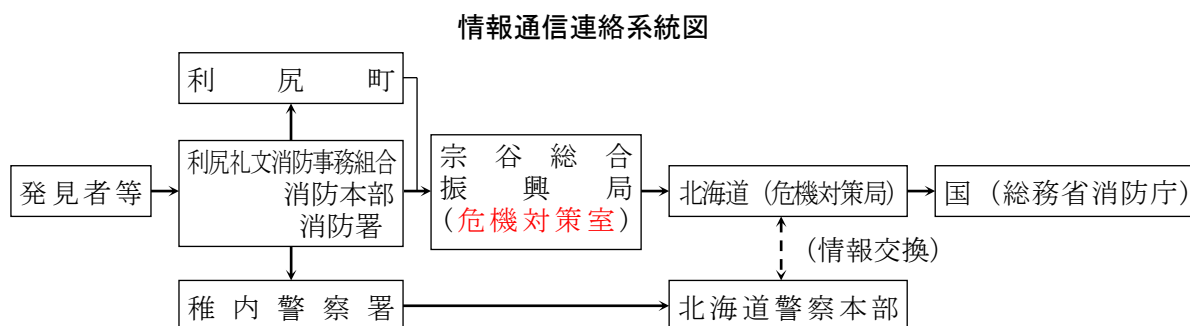
町長は、知事から火災気象通報を受け、又は気象の状況が次の火災警報発令条件若しくは自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

総合振興局	警 報 発 令 条 件
宗 谷	【海岸部】 実効湿度75%以下にして、最小湿度50%以下となり、平均風速 5 m/s以上となる見込みのとき。 平均風速 8 m/s以上のとき、又は 8 m/s以上となる見込みのとき。 【内陸部】 実効湿度70%以下にして、最小湿度45%以下となり、平均風速 5 m/s以上となる見込みのとき。 平均風速 7 m/s以上のとき、又は 7 m/s以上となる見込みのとき。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害発生時、情報の収集及び通信等は、次により実施する。



ア 災害時には、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に関係機関に連絡する。

ウ 関係機関と相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図るため、町が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第3、4章第5節「災害広報・

情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

町は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、アに掲げる事項のほか、避難の必要性等、地域に与える影響についての広報を実施する。

(3) 応急活動体制

ア 町

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

(4) 消防活動

町は、利尻礼文消防事務組合消防署と連携を密にして、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行う。

ア 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。

イ 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

ウ 消火、飛火警戒等においては、近隣住民等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

(5) 避難措置

町は、人命の安全を確保するため、第3、4章第7節「避難対策計画」の定めにより、必要な避難措置を実施する。

(6) 救助救出及び医療救護活動等

町は、第3、4章第8節「救助救出計画」及び第18節「医療救護計画」の定めにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。また、第3章第25節及び第4章第26節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

(7) 交通規制

町は、北海道警察等関係機関と協力して災害の拡大防止及び交通の確保のため、第3章第12

節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施する。

(8) 自衛隊災害派遣要請

町長は、第3章第30節及び第4章第31節「自衛隊派遣要請依頼及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

(9) 広域応援

町は、利尻礼文消防事務組合消防本部と連携し、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第3章第31節及び第4章第32節「広域応援・受援計画」の定めにより、他の消防機関、他の市町村及び道へ応援を要請する。

3 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第7章「災害復旧・被災者援護計画」の定めにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第6節 林野火災対策計画

林野火災は、ひとたび発生すると、地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。このため、林野火災対策計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減に努める。

1 災害予防

(1) 利尻町林野火災予消防対策協議会の設置

林野火災の予消防対策を推進するため、利尻町林野火災予消防対策協議会において、構成機関相互の連絡、情報交換、計画の実施及び指導等、予消防対策の円滑な実施を図る。

ア 実施機関

利尻町、利尻礼文消防事務組合消防本部、利尻町消防団、宗谷森林管理署、南宗谷森林組合、稚内警察署

イ 協力機関

宗谷総合振興局、稚内地方気象台、利尻町教育委員会、利尻町立各小中学校、道立利尻高等学校、陸上自衛隊、利尻町観光協会、森林保全巡視指導員、自然保護監視員、鳥獣保護員、猟友会稚内支部利尻部会、宗谷バス(株)、大面積森林所有者

(2) 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、気象予警報を的確に把握し、予防の万全を期すため、次により情報の連絡体制を確立する。

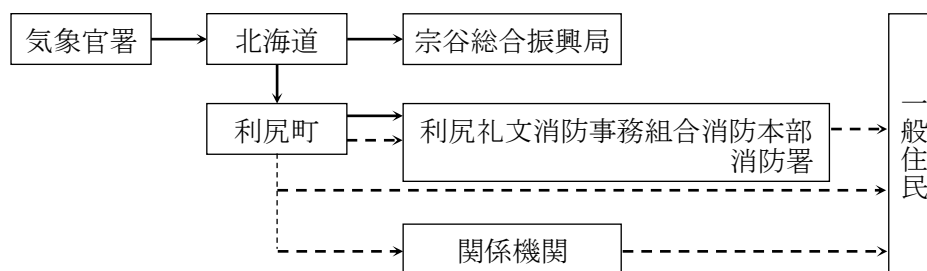
ア 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

町は、北海道から林野火災気象通報を受けたときは、次の系統により関係機関及び住民に対して伝達する。

イ 火災警報の発令

町長は、気象の状況により、林野火災発生の危険性があると認めたときは、消防法第22条の規定に基づき火災警報を発令する。

林野火災気象通報伝達系統図



---> は町長が火災に関する警報を発した場合

(3) 入林者に対する対策

登山、ハイキング、山菜採り、魚釣り等で入林する者への対策として、次の事項を推進する。

ア 入林者には、入林許可が必要であることを強調し、林野火災の防止に努める。

イ 入林者には、ポスター、注意旗を掲示・掲揚することにより、林野火災予消防意識の高揚を図る。

ウ 異常乾燥が続き、林野火災発生の危険があると認めたときは、広報車等により、入林者等に注意を呼びかけ、林野火災の発生防止に努める。

(4) 非常警戒対策

次の場合は、非常警戒として一般者の入林、火入れ等を禁止し、巡視の強化を図る。

ア 実効湿度60%以下で、最小湿度30%以下のとき。

イ 平均風速13m/s以上を予想するとき（降水や降雪の状況によって対策を行わないことがある）。

(5) 火入れ等対策

火入れ等については、次の事項を重点として指導の徹底を図る。

ア 「利尻町火入れに関する条例」の徹底

火入れ等の無届け実施の絶無を期するため、条例の内容を一般に周知徹底させる。

イ 火入れ等については、万全を期し、可能な限り共同火入れをすること。

ウ 火入れ許可の附帯条件を励行させること。

エ 火入れ許可書、ごみ焼承認書と同時に許可旗を交付するので、必ず掲揚の上、実施すること。

オ 警報発令、又は気象状況の急変の際は、一切の火入れを中止すること。

カ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者の確認を受けるよう指導すること。跡地には、状況に応じ、1週間ぐらいの監視を励行させること。

キ 春に造林を実施するときには、でき得る限り前年の夏から秋に火入れ地ごしらえをして、火災危険期には火入れをしないよう指導すること。

(6) 林内事業者対策

林内において事業を営む者は、実施期間中、次の体制を整え、予防の万全を期する。

ア 林内事業者は、火気取扱責任者を定め、かつ事業区域内に巡視員を配置して警戒体制を図る。

イ 事業箇所には、火気取扱責任者の指定する喫煙所を設け、標識及び消火設備を完備すること。

ウ 火気取扱責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を期する。

エ 道路整備、その他事業者は、事業区域内より失火することのないよう森林所有者と協議して、万全の予防措置を講ずる。

(7) 機械力導入に対する予防対策

チェンソー、刈払機、林業機械の使用については、次の事項に留意すること。

- ア 燃料、又は引火性薬剤のある付近では、絶対に火気を使用しないこと。
- イ 機械に燃料を補給するときは、必ずスイッチを切り、エンジンを止め、安全な状態にして、じょうご、くだ付容器等により補給すること。
- ウ ごみ、油等による外部の汚れ、マフラーの汚れ、スパークプラグの配線ゆるみ等の点検整備を励行すること。
- エ 失火時の対策として、現地に小型消火器を持参すること。

(8) 民有林対策

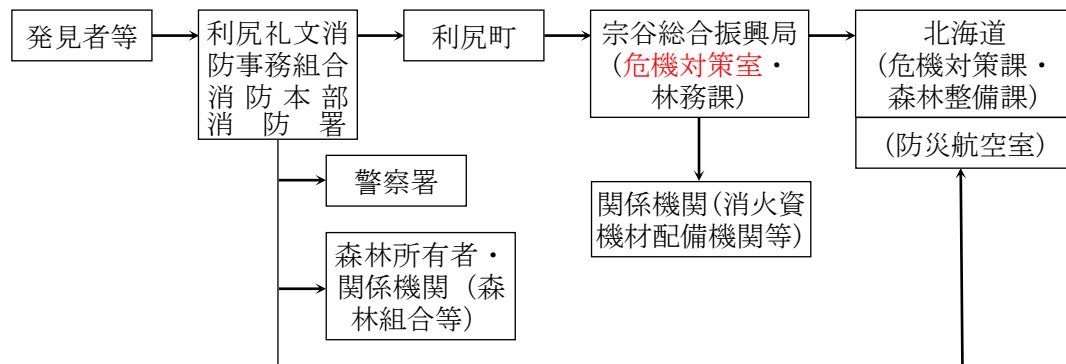
森林組合・森林所有者は、自己の所有林野内より火災が起きないように対策を樹立し、防火の万全を期する。

2 災害応急対策

(1) 林野火災発生通報系統の確立

- ア 消防署（団）等は、林野火災に備えて機械器具等を整備し、出動体制を確立する。
- イ 町、森林管理署、森林組合は、消火作業について関係機関の協力を求め、その指導に当たる。

林野火災発生通報系統図



(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第3、4章第5節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

町は、関係機関と連携を図り、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の実施する応急対策の概要

(オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

町は、関係機関と連携し、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、アに掲げる事項のほか、避難の必要性等、地域に与える影響についての広報を実施する。

(3) 応急活動体制

ア 町

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

(4) 消防活動

町は、利尻礼文消防事務組合消防本部と連携を密にして、人命の安全確保と延焼防止を基本として、第3章第9節「消防計画」の定めによるほか、次により消防活動を実施する。

ア 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、関係団体の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

イ 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第3章第29節「消防防災ヘリコプター運航要請計画」に基づく道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

(5) 避難措置

人命の安全を確保するため、第3章第7節「避難対策計画」の定めにより、必要な避難措置を実施する。

(6) 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第3、4章第12節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施する。

(7) 自衛隊派遣要請

第3章第30節及び第4章第31節「自衛隊派遣要請依頼及び派遣活動計画」の定めにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

(8) 広域応援

災害の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第3章第31節「広域応援・受援計画」の定めにより、他の消防機関、他の市町村及び道へ応援を要請する。

第7節 大規模停電災害対策計画

大規模停電災害により、町民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、又は生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関と連携して各種対策を実施する。

1 災害予防

町は、関係機関と連携して、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な対策を実施する。

(1) 北海道電力ネットワーク㈱

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害予防措置を講ずる。

イ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

(2) 防災関係機関

ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保する。

ウ 町民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行う。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備する。

(3) 病院等の防災上重要な施設

病院等の医療機関その他の防災上重要な施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努める。

2 災害応急対策

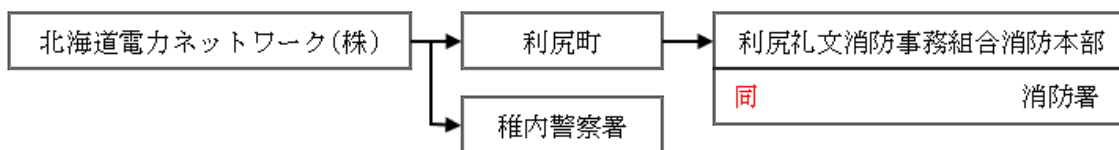
(1) 情報通信

大規模停電災害の発生時、情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

大規模停電災害の発生時、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の町民に対して行う災害広報は、第3章第5節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 実施事項

実施機関は、町民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、町民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮する。

- (ア) 停電及び停電に伴う災害の状況
- (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (ウ) 停電の復旧の見通し
- (エ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (オ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町の災害対策組織

町長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 北海道電力ネットワーク(株)

- (ア) 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」

によって災害応急対策を講ずる。

- (イ) 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常災害対策活動を実施する。

(4) 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施する。

- (ア) エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助
- (イ) 火災発生に対する迅速な消火活動
- (ウ) 医療機関との連携による円滑な救急搬送

(5) 医療救護活動

町長は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施する。

その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第3、4章第18節「医療救護計画」の定めにより実施する。

(6) 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第3、4章第12節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行う。

ア 稚内警察署

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

イ 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じ交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行う。

(7) 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第3、4章第7節「避難対策計画」の定めにより実施する。

(8) 応急電力対策

ア 緊急的な電力供給

- (ア) 道は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係市町村を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。
- (イ) 道は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。
- (ウ) 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、イによる決定に基づき電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

イ 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、町役場や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努める。

(9) 給水対策

町長は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域への給水活動を行う。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請する。

(10) 石油類燃料の供給対策

大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第3、4章第16節「衣料・生活必需物資供給計画」の定めによる。

(11) 防犯対策

稚内警察署は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行う。

(12) 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、自衛隊の災害派遣を要請する必要がある場合は、第3章第30節及び第4章第31節「自衛隊派遣要請依頼及び派遣活動計画」の定めにより、北海道知事に対し要請を請求する。

(13) 広域応援

北海道、町長及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第3章第31節及び第4章第32節「広域応援・受援計画」の定めにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第1節 基本方針の決定

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は、更に強いまちづくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

1 基本方針の決定

(1) 実施体制

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮し、道と連携を図りつつ、復旧・復興の基本方針を定める。

(2) 住民との協同

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ、協同して計画的に行う。

(3) 国等職員の派遣要請

町は、道と連携し、復旧・復興に当たり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求める。

2 迅速な原状復旧

町は、道及びその他関係機関と連携し、次の点に留意して公共施設等の復旧に当たる。

(1) 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。

(2) 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うこと。

(3) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示すること。

(4) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

3 計画的復興の推進

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施する必要がある。

このため、町は、道と連携し、復興計画を作成し、関係機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進める。

第2節 公共施設等災害復旧計画

公共施設の早期復旧を図るため、道及び防災関係機関と連携して被害状況を的確に調査し、早期に復旧事業を実施する。

1 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 海岸
- ウ 砂防設備
- エ 林地荒廃防止施設
- オ 地すべり防止施設
- カ 急傾斜地崩壊防止施設
- キ 道路
- ク 港湾
- ケ 漁港
- コ 下水道
- サ 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市施設災害復旧事業計画

(4) 上水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

(8) 学校教育施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) その他災害復旧事業計画

2 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、おおむね別表のとおりである。

3 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町及び道は、被害の状況を速やかに調査・把握

し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

別表 事業別国庫負担等一覧(北海道防災会議資料に整合(令和7年1月))

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公共土木施設災害復旧事業国庫負担法	河川	国道 市町村	堤防、護岸、水制、床止等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	海岸	国道 市町村	堤防、護岸、突堤等	〃	〃
	砂防設備	国道	治水上施行する砂防施設等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設(防波堤を含む)	道施行1カ所 120万円以上	〃
	地すべり防止施設	国道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	国道	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	〃	〃
	道路	国道 市町村	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効果を全うする施設又は工作物等	国施行1カ所 500万円以上 管理組合施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	港湾	国 管理組合 市町村	水域施設(航路、泊地、船だまり) 外郭施設(防波堤、水門、堤防) 係留施設(岸壁、浮標)、臨港交通施設等	国施行1カ所 500万円以上 管理組合施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	漁港	国道 市町村	水域施設 外郭施設 係留施設、輸送施設	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	下水道	道 市町村	公共下水道、流域下水道、都市下水路	道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	水道	市町村、 一部事務 組合	上水道事業、水道用水供給事業、簡易水道事業	指定都市施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	公園等	市町村、 一部事務 組合	都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地の園路・広場、修景施設、休養施設、運動施設等	〃	〃
空港法	空港	国道 市町村	基本施設(滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン)、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、照明施設、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設(道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く)	1施設 120万円以上	80/100
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	道 市町村 土地改良区等	農地	1カ所 40万円以上	5/10(通常)、 8/10、9/10 (高率該当)

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容		単位当事業費	国庫補助率
	農業用施設	道 市町村 土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設		1カ所 40万円以上	6.5/10（通常）、9/10、10/10（高率該当分）
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	林業用施設	道 市町村 組合	林地荒廃防止施設・林道		1カ所 40万円以上	5/10～6.5/10（通常）、7.5/10～10/10（高率後）
	漁業用施設	道 組合	沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は着定基質）漁港施設（水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、計留施設、水域施設）		1カ所 40万円以上	6.5/10（通常）、10/10（高率該当分）
	共同利用施設	市町村 組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他		一般災害：1カ所 40万円以上 激甚災害（告示地域に限る。）：1カ所 13万円以上	2/10（一般災害）、3/10、4/10、5/10、9/10（激甚災害）
土地改良法	農業用施設	国	事業実施地区	土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区	1地区の復旧事業費（当該地区における1カ所の復旧事業費75万円以上のものの合算額）が500万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の100分の1を超えるもの。	土地改良法施行令第52条第1項第3号、第4項及び第6項の規定に基づき算定する。
				北海道が、土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1カ所 75万円超	
			事業完了地区	基本事業で完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区	1カ所 75万円超	
				基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区	・1カ所 概ね2,000万円超 ・工事が高度な技術を要するとき ・激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行することが必要なとき	
公営住宅法	災害公営住宅整備事業	道 市町村	災害公営住宅の整備		・天然災害の場合 滅失戸数が被災地全域で500戸以上又は、一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内全住宅の1割以上 ・火災の場合 滅失戸数が被災地全域で200戸以上又は、一市町村全住宅の1割以上	建設又は買取り2/3（激甚災害の場合3/4） 借上げ2/5
			災害公営住宅の家賃低廉化		・近傍同種の住宅の家賃と入居者負担基準額との差額	2/3（激甚災害の場合、当初5年間は3/4）

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公営住宅法	既設公営住宅復旧事業	道 市町村	既設公営住宅の再建設	再建設を行う年度の一般公営住宅建設の場合の標準建設費を適用	1/2(激甚災害の場合、標準税収入と災害復旧に要する事業主体の負担額の比率により、事業ごとに嵩上げが行われる。)
			既設公営住宅の補修	戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が290万円(市町村の場合は190万円)以上	
改良住宅等改善事業制度要綱	災害復旧事業	道 市町村	既設改良住宅の再建設	再建設を行う年度の改良住宅建設の場合の標準建設費を適用	1/2
			既設改良住宅の補修	戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が290万円(市町村の場合は190万円)以上	
生活保護法	保護施設	市町村(指定都市及び中核市を除く。) 社会福祉法人等	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2
老人福祉法・介護保険法	老人福祉施設等	市町村(指定都市及び中核市を除く。) 社会福祉法人等	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、介護老人保健施設、介護医療院等	〃	1/2又は1/3
障害者総合支援法	障害者支援施設等	市町村(指定都市及び中核市を除く。) 社会福祉法人等	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等	〃	1/2
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性自立支援施設	道	女性相談支援センター、女性自立支援施設	〃	
児童福祉法	児童福祉施設	道 市町村(指定都市及び中核市を除く。) 社会福祉法人等	助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、放課後等デイサービス事業所等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上(保育所及び幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園については40万円以上)	1/2又は1/3
社会福祉法	その他の社会福祉施設等	〃	社会事業授産施設、地域福祉センター、生活館、婦人保護施設等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2又は1/3
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症法予防事業	市町村	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	1/2

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道市町村	公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道80万円以上 市町村40万円以上 設備整備 道60万円以上 市町村30万円以上	2/3 (離島等4/5)
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	道市町村	教員住宅、特定学校借上施設、校舎の新築復旧工事又は補修復旧工事（構造体の補強等による大規模なものに限る。）に伴う応急仮設校舎等及び幼保連携型認定こども園の使用施設	施設整備 道 80万円以上 市町村 40万円以上	2/3 (離島等4/5)
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街 路	道市町村	○都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。）で道路法第18条の道路供用開始の告示がなされていないもの ○道路と鉄道の立体交差事業で鉄道事業法第12条の検査を終了していないもの	道 120万円以上 市町村 60万円以上	1/2
	都市排水施設等	道市町村	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、樋門及びその附属施設。都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
	堆積土砂排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万㎡以上であるもの、又は2千㎡以上の一団をなす堆積土砂又は50m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千㎡以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村 60万円以上	〃
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害等廃棄物処理	市町村（一部事務組合、広域連合含む。）	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	指定市 80万円以上 市町村 40万円以上	1/2
活動火山対策特別措置法 都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	1) 下水道		公共下水道並びに都市下水路の排水管及び排水渠（これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む。）内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。	その都度決定	2/3

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
活動火山対策特別措置法 都市局所管 降灰除去事業費補助金 交付要綱	2) 都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業	その都度決定	1 / 2
	3) 公園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする		〃
	4) 宅地		建築物の敷地である土地（これに準ずるものを含む。）に堆積した降灰を運搬し及び処分する事業		〃

第3節 被災者援護計画

災害により被害を受けた住民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、関係機関は、罹災証明書の交付、被災者台帳の作成、金融支援、災害義援金の募集・配分等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。

1 罹災証明書の交付

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、災害が発生した場合において、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

(1) 被災者台帳の作成

ア 町長は、町域に災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- (カ) 援護の実施の状況
- (キ) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (ク) 電話番号その他の連絡先
- (ケ) 世帯の構成
- (コ) 罹災証明書の交付の状況
- (サ) 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先

- (シ) (サ)の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
 - (ス) 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
 - (セ) その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項
- ウ 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- エ 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。
- (2) 台帳情報の利用及び提供
- ア 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
- (イ) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (ロ) 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - (ハ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- イ 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。
- (イ) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (ロ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - (ハ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - (ニ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
 - (ホ) その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項
- ウ 町長は、イの申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節2の(1)のイの(ス)）を含めないものとする。

3 融資・貸付等による金融支援

道は、被災した住民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

町は、支援制度の周知を図るとともに、相談窓口を設置して、住民の生活の安定を図る。

- (1) 生活福祉資金
- (2) 母子父子寡婦福祉資金
- (3) 災害援護資金貸付金
- (4) 災害弔慰金
- (5) 災害障害見舞金
- (6) 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む。）
- (7) 災害復興住宅資金
- (8) 農林漁業セーフティネット資金
- (9) 天災融資法による融資
- (10) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- (11) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）、水産業施設資金（災害復旧）
- (12) 造林資金
- (13) 樹苗養成施設資金
- (14) 林道資金
- (15) 主務大臣指定施設資金
- (16) 共同利用施設資金
- (17) 備荒資金直接融資資金
- (18) 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- (19) 勤労者福祉資金
- (20) 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

4 災害義援金の募集及び配分

災害による被災者を救護するため、災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、日本赤十字社北海道支部及びその他協力団体により組織する北海道災害義援金募集(配分)委員会が、これに当たるものとする。その運営方法等は、北海道災害義援金募集(配分)委員会会則に定めるところによる。

なお、町に直接寄せられた義援金の配分等については、次により実施するものとする。

- (1) 町義援金配分委員会の設置

義援金の受入・配分は、関係機関の協力を得て、利尻町義援金配分委員会を設置し、実施する。

- (2) 義援金の受入

義援金は、各受付機関で受け入れるものとし、町配分委員会が設置されるまでは、各機関に

において管理を行うものとする。町配分委員会が設置された場合は、町配分委員会が各受付機関から引継ぎを受け、配分が終了するまで管理する。

(3) 義援金の配分

義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、町配分委員会で決定し、配分を行う。

(4) 配分結果の公表

町配分委員会は、義援金の配分結果について、町防災会議に報告するとともに、報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図る。

1 災害対策本部

1-1 利尻町災害対策本部組織図



1-2 災害対策本部各部・各班事務分担

部	班	所 掌 事 務	編 成
防 災 情 報 室	1 班	1 警報の伝達に関すること。 2 気象予警報の伝達に関すること。 3 避難指示及び避難誘導に関すること。 4 被害(災害)状況の伝達及び報告に関すること。 5 道への連絡及び被害報告に関すること。 6 避難場所の設置に関すること。 7 被災者の収容に関すること。 8 物資等の輸送に関すること。 9 災害対策本部の開設・維持・運営に関すること。 10 会議に関すること。 11 関係機関団体との連絡等に関すること。 12 利尻礼文消防組合への出動要請に関すること。 13 町防災行政無線通信の応急活動に関すること。 14 消防・防災相互応援体制に関すること。 15 災害日誌及び災害記録に関すること。 16 その他、災害に関する所掌事務に関すること。	防災係長 防災係 情報エネ係 支所職員
	2 班	1 災害広報、避難場所の周知広報に関すること。 2 被害(災害)状況の収集、集計に関すること。 3 各地区との連絡情報に関すること。 4 交通機関確保(対策)に関すること。 5 各団体等奉仕者の出動要請に関すること。 6 災害関係職員の動員及び職員の派遣に関すること。 7 災害の実態及び被災者の実態調査に関すること。 8 被災住宅復興資金に関すること。 9 災害応急対策資材の調達及び輸送に関すること。 10 救助物資の調達及び輸送に関すること。 11 その他、災害に関する所掌事務に関すること。	情報エネ係 長 企画振興係 長 企画振興係 議会事務局 員 砕石事業所 職員
総 務 対 策 部	総 務 班	1 災害関係文書の受理、配布に関すること。 2 町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 3 車の借上及び町有車両の運行管理に関すること。 4 他市町村に対する応援要請に関すること。 5 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 6 災害救助法の要請に関すること。 7 災害救助法による強制命令権の執行、公用令書の交付及び立ち入り検査に関すること。 8 本部の庶務に関すること。 9 その他、災害に関する所掌事務に関すること。	総務係長 総務係
	財 政 管 財 班	1 災害対策の予算及び資金に関すること。 2 庁舎の整備及び庁内停電時の対策に関すること。 3 災害関係経費の経理に関すること。 4 応急仮設住宅の供与に関すること。 5 その他、災害に関する所掌事務に関すること。	財政管財係 長 財政管財係 出納係

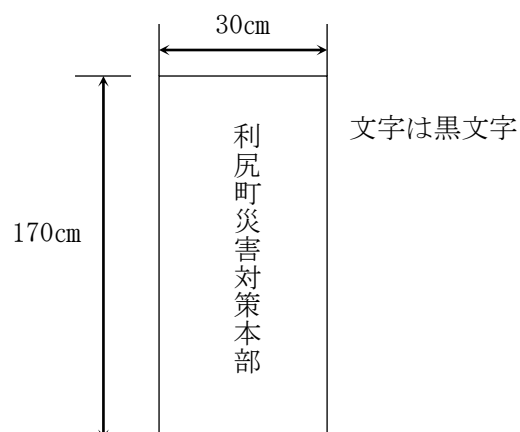
町民対策部	町民班	1 被災者に対する炊き出し計画及び実施に関すること。 2 社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。 3 日赤救助機関の連絡調整に関すること。 4 災害時における遺体の処理及び埋葬に関すること。 5 被害者の生活保護に関すること。 6 義援金及び義援物資の募集、受入れ、受付及び配分に関すること。 7 被害者の国民年金保険料の免除に関すること。 8 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援助資金の貸付けに関すること。 9 要配慮者に関すること。 10 ボランティアの受入れ及び支援体制に関すること。 11 ごみ・し尿処理に関すること。（災害廃棄物含む。） 12 災害時の防疫計画の作成及び実施に関すること。 13 その他災害に関する所掌事務に関すること。	町民係長 福祉係長 町民係 福祉係
	保育班	1 保育園児等の避難、誘導及び被災状況調査に関すること。 2 保育所児童の安否確認・保護者との連絡に関すること。 3 保育施設の被害調査に関すること。 4 その他、災害に関する所掌事務に関すること。	保育業務係長 保育所員
	税務班	1 被災納税者の調査に関すること。 2 被災納税者の減免等に関すること。 3 被災証明書の発行に関すること。 4 被害家屋及びその他の資産の調査に関すること。 5 その他、災害に関する所掌事務に関すること。	税務係長 税務係
	保健班	1 救護施設の設置計画及び実施に関すること。 2 救護物資の調達、給与に関すること。 3 救助(救護)日誌の記録に関すること。 4 被服寝具、その他生活必需品の給与及び貸与に関すること。 5 その他、災害に関する所掌事務に関すること。	保健係長 保健係
	衛生班	1 避難行動要支援者の救助の実施に関すること。 2 災害時の医療・助産に関すること。 3 災害時の医療品、その他衛生資材の確保及び配分に関すること。 4 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。 5 災害地の保健衛生に関すること。 6 その他、災害に関する所掌事務に関すること。	保健指導係長 支援業務係長 保健指導係 地包支センター
	産業港政班	1 港湾、漁港及び水産施設等の被害調査と復旧に関すること。 2 漁船、漁具等の被害調査及び復旧に関すること。 3 被害漁家の援護対策に関すること。 4 水産対策に関する連絡調整に関すること。 5 その他、災害に関する所掌事務に関すること。	水産港政係長 水産港政係

産業 対策部	商工 観光班	1 商工業関係被害の調査に関すること。 2 観光関係の被害調査に関すること。 3 観光客の安全確保に関すること。 4 国立公園内の被害調査に関すること。 5 被災商工業者及び観光関係業者の金融相談及び応急対策に関すること。 6 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関すること。 7 職業の斡旋及び失業者の対策に関すること。 8 その他、災害に関する所掌事務に関すること。	商工観光係 長 商工観光係
	建設 農林班	1 道路、橋梁、河川の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 交通不能箇所の調査及び障害物の除去等通行路線の確保に関すること。 3 応急工事に必要な資機材の確保及び輸送経路の確保に関すること。 4 水防区域の警戒巡視に関すること。 5 被災世帯の調査に関すること。 6 被災住宅の応急対策に関すること。 7 応急仮設住宅の建設に関すること。 8 森林、林産施設の被害調査及び被害対策に関すること。 9 災害用木材の払下げに関すること。 10 その他、災害に関する所掌事務に関すること。	建設農林係 長 建設農林係
建設 対策部	上下 水道班	1 水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること。 3 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 4 災害情報の受理、収集、報告及び関係機関との連絡に関すること。 5 その他、災害に関する所掌事務に関すること。	上下水道係 長 上下水道係
	学校 教育班	1 児童及び生徒の応急避難計画の作成及び実施に関すること。 2 教育施設の応急利用に関すること。 3 児童生徒の罹災状況の調査に関すること。 4 応急教育の確保及び被災生徒の教科書、学用品等の支給に関すること。 5 教職員の動員に関すること。 6 被災児童・生徒の健康管理及び給食に関すること。 7 文教施設の被害調査及び応急修理・復旧対策に関すること。 8 その他、災害に関する所掌事務に関すること。	学校教育係 長 学校教育係
教育 対策部	社会 教育班	1 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 社会教育施設の応急利用に関すること。 3 社会教育施設利用者の避難誘導に関すること。 4 文化財の被害調査及び保全に関すること。 5 その他、災害に関する所掌事務に関すること。	社会教育係 長 社会教育係 学芸係

消防対策部	総務班	1 関係機関との連絡に関すること。 2 公務災害調査に関すること。(消防分) 3 食糧の調達に関すること。(消防分)	庶務係長
	予防班	1 情報収集に関すること。 2 原因・損害の調査に関すること。	予防係長
	救急班	救急・救助活動に関すること。	救急救助係長
	消防班	1 部隊本部との連絡に関すること。 2 災害出動命令に関すること。 3 資材の調達に関すること。 4 火災・災害の警戒及び防御に関すること。	警防係長 分遣所長
医療対策部	医療協力班	1 国保中央病院に収容された傷病者の処置に関すること。 2 各避難所への往診等を状況に応じて対応に関すること。 3 その他、利尻町と協議に基づく避難患者の医療に関すること。 4 その他、災害に関する所掌事務に関すること。	総務係長 病院職員

1－3 本部の標識等

別図1 標示板



別図2 腕章

【本部長用】



【副本部長用】



【本部員用】



【部長用】



【班長用】



【班員用】



2 情報収集・伝達

2-1 関係機関の連絡先

(令和8年2月1日現在)

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
利尻くつがた郵便局	利尻町沓形字本町	0163-84-2860
仙法志郵便局	利尻町仙法志字本町	0163-85-1160
新湊郵便局	利尻町沓形字新湊	0163-84-2870
稚内建設管理部利尻出張所	利尻町沓形字泉町	0163-84-2008
利尻地域保健支所	利尻町沓形字日出町	0163-84-2247
稚内警察署沓形駐在所	利尻町沓形字日出町	0163-84-2110
稚内警察署仙法志駐在所	利尻町仙法志字本町	0163-85-1110
北海道電力ネットワーク(株) 沓形発電所	利尻町沓形字種富町	0163-84-2078
利尻漁業協同組合沓形支所	利尻町沓形字本町	0163-84-2456
利尻漁業協同組合仙法志支所	利尻町仙法志字政泊	0163-85-1221
日本水難救済会沓形救難所	利尻町沓形字本町	0163-84-2456
日本水難救済会仙法志救難所	利尻町仙法志字政泊	0163-85-1221
利尻礼文消防事務組合消防本部	利尻町沓形字泉町	0163-84-2742
利尻島国保中央病院	利尻町沓形字緑町	0163-84-2626
利尻町社会福祉協議会	利尻町沓形字緑町	0163-84-3155
利尻町商工会	利尻町沓形字本町	0163-84-2210
宗谷総合振興局(危機対策室)	稚内市末広4丁目	0162-33-2526
稚内地方気象台	稚内市開運2丁目	0162-23-2679
稚内警察署(警備課)	稚内市大黒1丁目	0162-24-0110
稚内海上保安部(警備救難課)	稚内市開運2丁目	0162-23-2631
宗谷森林管理署	稚内市港4丁目	050-3160-5740
利尻森林事務所・鴛泊治山事務所	利尻富士町鴛泊字栄町	0163-82-1529
陸上自衛隊第2師団司令部	旭川市春光町無番地	0166-51-6111
陸上自衛隊第3即応機動連隊	名寄市内淵84	01654-3-2137
北海道電力ネットワーク(株) 稚内ネットワークセンター	稚内市港3丁目	0120-060-135

2-2 無線通信施設

(令和8年2月1日現在)

無線通信系統名	所轄機関名	所在地	備考
利尻礼文消防事務組合	利尻礼文消防事務組合消防署	利尻町杓形字泉町68番地	
	仙法志分遣所	利尻町仙法志字本町82番地	
道庁系（防災行政無線） 総合行政情報ネットワーク	北海道	利尻町役場	

2-3 町保有無線機

(令和8年2月1日現在)

呼出名称	免許番号	所属（管理）	免許有効期限
りしりじしゅぼう 1	北K第97836号	防災情報室	令和10年8月20日
りしりじしゅぼう 2	北K第97837号		
りしりじしゅぼう 3	北K第97838号		
りしりじしゅぼう 4	北K第97839号		
りしりじしゅぼう 5	北K第97840号		
りしりじしゅぼう 6	北K第97841号		
りしりじしゅぼう 7	北K第97842号		
りしりじしゅぼう 8	北K第97843号		

2-4 災害時優先電話設置状況

(令和8年2月1日現在)

No.	名 称	電話番号	設置箇所
1	利尻町本部	080-1970-8941	役場(総務課)
2	利尻町移動	090-7641-5104	公用車
3	利尻消防署	080-2877-2741	利尻消防
4	仙法志分遣所	080-2877-2742	分遣所

(北海道庁、総合振興局)

No.	名 称	電話番号	
		執務室用	可搬
1	道庁 危機対策課	080-2863-6901 080-2863-6902	080-2863-6897 080-2863-6898
2	防災航空室	080-2863-6904	080-2863-6900
3	宗谷総合振興局	080-2863-6924	080-2863-6923

2-5 消防用無線

(令和8年2月1日現在)

所 属	名称及び種別	設置場所	呼出名称	摘 要
利尻 礼文 消防 事務 組合 消防 署	基地局	利尻町沓形字泉町	りしりしょうぼう	統制波
		利尻町沓形字泉町	りしりしょうぼう	主運用波
		利尻町沓形字泉町	りしりしょうぼう	活動波利尻
		利尻町沓形字泉町	りしりしょうぼう	活動波共通
	移動局	利尻町仙法志字本町	せんぼうししょうぼう	卓上型移動
		利尻町沓形字泉町	りしりかはん1	可搬式移動
		利尻町沓形字泉町	りれいほんぶ1	車 載
		利尻町沓形字泉町	りしりしきざいはんそう1	車 載
		利尻町沓形字泉町	りしりしき1	車 載
		利尻町沓形字泉町	りしりきゅうきゅう1	車 載
		利尻町沓形字泉町	りしりたんく1	車 載
		利尻町沓形字泉町	りしりぼんぷ1	車 載
		利尻町沓形字泉町	りしりすいそう1	車 載
		利尻町仙法志字本町	せんぼうしたんく1	車 載
		利尻町仙法志字本町	せんぼうしぼんぷ1	車 載
		利尻町仙法志字本町	りしりしきざいはんそう2	車 載
		利尻町沓形字泉町	りしりけいたい1	携 帯
		利尻町沓形字泉町	りしりけいたい2	携 帯
		利尻町沓形字泉町	りしりけいたい3	携 帯
		利尻町仙法志字本町	りしりけいたい4	携 帯
		利尻町沓形字泉町	りしり1	署活動系
		利尻町沓形字泉町	りしり2	署活動系

	利尻町沓形字泉町	りしり 3	署活動系
	利尻町沓形字泉町	りしり 4	署活動系
	利尻町沓形字泉町	りしり 5	署活動系
	利尻町沓形字泉町	りしり 6	署活動系
	利尻町沓形字泉町	りしり 7	署活動系
	利尻町沓形字泉町	りしり 8	署活動系
	利尻町沓形字泉町	りしり 9	署活動系
	利尻町沓形字泉町	りしり 10	署活動系
	利尻町沓形字泉町	りしり 11	署活動系
	利尻町沓形字泉町	りしり 12	署活動系
	利尻町沓形字泉町	りしり 13	署活動系
	利尻町沓形字泉町	りしり 14	署活動系
	利尻町沓形字泉町	りしり 15	署活動系
	利尻町沓形字泉町	りしり 16	署活動系
	利尻町沓形字泉町	りしり 17	署活動系
	利尻町沓形字泉町	りしり 18	署活動系
	利尻町沓形字泉町	りしり 19	署活動系
	利尻町沓形字泉町	りしり 20	署活動系

2－6 漁業無線

(令和8年2月1日現在)

所 属	名称及び種別	設置場所	呼出名称	摘 要
利尻漁業協同組合沓形支所	海岸局	利尻漁業協同組合沓形支所事務所	利尻漁業協同組合沓形支所	海岸局 1 w 27892khz
利尻漁業協同組合仙法志支所	海岸局	利尻漁業協同組合仙法志支所事務所	利尻漁業協同組合仙法志支所	海岸局 1 w 9740khz
利尻漁業協同組合仙法志支所	無線標定陸上局 (レーダー)	利尻漁業協同組合仙法志支所事務所		9740MHz50kw

3 避 難

3-1 指定緊急避難場所

(令和8年2月1日現在)

No.	避 難 場 所	所 在 地	標 高	面 積	管理者
1	富野公園	杓形字富野	20m	340㎡	町 長
2	旧杓形中学校グラウンド	杓形字日出町	30m	2,274㎡	教育長
3	杓形小学校グラウンド	杓形字日出町	17m	8,707㎡	校 長
4	利尻大志館駐車場	杓形字緑町	18m	150㎡	教育長
5	泉公園	杓形字泉町	23m	647㎡	町 長
6	利尻町森林公園キャンプ場	杓形字神居	35m	350㎡	町 長
7	利尻高等学校グラウンド	杓形字神居	23m	19,220㎡	校 長
8	利尻町総合体育館駐車場	杓形字神居	23m	2,900㎡	館 長
9	利尻中学校裏高台	杓形字神居	23m	2,800㎡	教育長
10	利尻町運動公園テニスコート	杓形字神居	30m	2,800㎡	教育長
11	利尻町ヘリポート	杓形字蘭泊	30m	1,494㎡	町 長
12	旧利尻町自然の家グラウンド	仙法志字久連	30m	1,448㎡	教育長
13	仙法志パークゴルフ場	仙法志字政泊	20m	29,000㎡	教育長
14	利尻町立博物館駐車場	仙法志字本町	25m	871㎡	館 長
15	旧仙法志中学校グラウンド	仙法志字本町	22m	1,410㎡	教育長
16	天望山スキー場ロッジ	杓形字種富町	30m	450㎡	教育長

3-2 指定避難所

(令和8年2月1日現在)

No.	対象地区名	避難所名	標高	収容可能人員	給食	給水	所在地	管理者
1	栄浜	(栄浜自治会館)	8 m	35人	可	可	沓形字栄浜	会長
2	栄浜、新湊	新湊自治会館	14m	50人	可	可	沓形字新湊	会長
3	新湊、種富町日出町・緑町	沓形小学校	20m	250人	可	可	沓形字日出町	校長
4	富士見町	利尻大志館	18m	30人	可	可	沓形字緑町	教育長
5	泉町	(泉町自治会館)	10m	40人	可	可	沓形字泉町	会長
6	本町・富士見町	(利尻町交流促進施設)	5 m	160人	可	可	沓形字富士見町	館長
7	本町・富士見町	利尻高等学校	25m	270人	可	可	沓形字神居	校長
8	泉町	利尻町総合体育館	22m	500人	可	可	沓形字神居	館長
9	神居、蘭泊	利尻中学校	22m	300人	可	可	沓形字神居	校長
10	久連・長浜	久連自治会館	22m	35人	可	可	仙法志字久連	会長
11	神磯	仙法志保育所	17m	30人	可	可	仙法志字政泊	所長
12	政泊、本町、元村・御崎	仙法志小学校	22m	150人	可	可	仙法志字本町	校長
13	本町、元村、御崎	(利尻町公民館)	6 m	100人	可	可	仙法志字本町	館長

※ No.1、5、6、13は、地震・津波以外の避難所とする。

※ 収容可能人員は最大数の目安として、避難者数に応じ1人当たりの占有面積を勘案する。また、新型コロナ等感染拡大防止の観点から避難者間の距離を確保するとともに、食住分離を考慮した収容数になるように柔軟に対応する。

3-3 福祉避難所

(令和8年2月1日現在)

地 区	施 設 名 称
仙法志	ほのぼの荘、仙法志小学校
沓 形	利尻高等学校

3-4 防災避難道現況一覧

(令和8年2月1日現在)

No.	地 区	場 所	標高 (入口)	標高 (終点)	避難に要 する時間	距 離	最大斜度	備考
1	栄浜地区	沢木弘宅前	7.78m	19.55m	2分15秒	163m	緩やか	
2	種富町地区	種富町自治会館裏	5.53m	7.01m	1分45秒	130m	緩やか	
3	蘭泊地区	砂防ダム横	6.38m	19.68m	1分30秒	113m	28度	
4		蘭泊橋横	6.07m	21.38m	1分30秒	78m	34度	
5	久連地区	久連神社横	5.85m	25.12m	2分30秒	100m	30度	
6		磯江秀人宅横	6.93m	20.16m	1分30秒	71m	30度	
7	長浜地区	長浜林道	6.88m	24.06m	2分00秒	112m	24度	
8		長浜神社横	8.48m	20.78m	1分00秒	59m	18度	
9		畑宮宅横	9.34m	17.98m	45秒	30m	25度	
10		保野宅横	8.28m	26.67m	1分40秒	86m	41度	
11	神磯地区	北辻妙子宅横	7.15m	15.98m	1分24秒	93m	12度	
12		神磯神社横	6.89m	20.0m	2分20秒	145m	11度	
13		田中良一宅横	6.14m	20.11m	2分20秒	193m	16度	
14		山本隆夫宅横	5.55m	20.69m	2分10秒	202m	14度	
15	政泊地区	中谷宅横	3.19m	20.43m	1分30秒	72m	28度	
16	元村地区	寺崎宅横	4.37m	26.08m	2分44秒	138m	28度	

* 栄浜地区 サイクリングロード 標高20m

* 新湊地区 サイクリングロード(旧新湊小学校裏) 標高25m

* 種富町・日出町・緑町・本町・泉町地区 町道登山道線等 標高40m以上、北見富士神社 標高20m

* 蘭泊・久連地区 民家裏山 標高30m

* 長浜地区 長浜林道 標高30m

* 神磯地区 民家裏山 標高15m

* 御崎・元村地区 道道 標高30m

避難路若しくは避難場所として利用できる林道(冬期間は不可)

① 新湊林道②種富林道③泉林道④沓形神居林道⑤神居林道⑥久連林道⑦長浜林道⑧政泊林道⑨仙法志林道

②

3-5 避難所備蓄品状況

(令和8年2月1日現在)

[各避難所備蓄品状況]

利尻町災害等用備蓄品現況表(約100品目)による。(国が指定する品目の一部を掲載)

施設名		水 (500ml)	糧食	毛布	子供 おむつ	大人 おむつ	簡易ト イレ	簡易ト イレ袋	ベッド (段ボール)
		(本)	(食)	(枚)	(枚)	(枚)	(個)	(枚)	(個)
杓形	栄浜自治会館	360	280	60					
	新湊自治会館	600	450	100					
	泉町自治会館	360	280	60					
	杓形小学校	1,200	900	200					
	利尻高等学校	600	460	100					
	総合体育館	1,200	900	200					9
	利尻中学校	600	480	100					
仙法志	久連自治会館	360	280	60					
	利尻町公民館	360	200	60					5
	仙法志小学校	600	460	100					

[防災倉庫備蓄品状況]

施設名		水 (500ml)	糧食	毛布	子供 おむつ	大人 おむつ	簡易ト イレ	簡易ト イレ袋	ベッド (段ボール)
		(本)	(食)	(枚)	(枚)	(枚)	(個)	(枚)	(個)
杓形地区防災倉庫		13,000	5,200	1,120	1,820	190	60	9,000	60
仙法志地区防災倉庫		7,000	2,750	950			40	10,000	100

4 輸 送

4－1 ヘリコプター発着場所

1 指定離着陸場（道防災航空室）

（令和8年2月1日現在）

離着陸場名	所 在 地	土地の状況	
		長さ	幅
利尻町ヘリポート	利尻町杓形字蘭泊174番地	7 m	21m

2 ヘリコプター発着可能場所

（令和8年2月1日現在）

No.	発 着 場 所	所 在 地	面 積	管理者
1	旧杓形中学校グラウンド	杓形字富野	2,274m ²	教育長
2	杓形小学校グラウンド	杓形字日出町	2,674m ²	校 長
3	利尻中学校グラウンド	杓形字神居	10,386m ²	校 長
4	利尻高等学校グラウンド	杓形字神居	19,220m ²	校 長
5	利尻町運動公園野球場	杓形字神居	12,493m ²	教育長
6	旧仙法志中学校グラウンド	仙法志字本町	1,410m ²	教育長

4－2 救援物資の集積場所

（令和8年2月1日現在）

地 区 名	施 設 名	所 在 地
杓 形	杓形地区防災倉庫 （旧杓形中学校体育館）	杓形字日出町
仙法志	仙法志地区防災倉庫 （旧仙法志中学校体育館）	仙法志字本町

5 自主防災組織

5-1 自主防災組織の現状

1 設立の状況

(令和8年2月1日現在)

設立年月日	名 称	構 成	備 考
平成16年8月1日	種富町連合自主防災会	種富町第1自治会 種富町第2自治会 種富町第3自治会	
平成17年1月22日	沓形本町第2自主防災会	本町第2自治会	
平成17年4月1日	沓形本町第1自主防災会	本町第1自治会	
平成17年6月1日	新湊連合自主防災会	新湊第1自治会 新湊第2自治会	
平成17年6月22日	泉町連合自主防災会	泉町第1自治会 泉町第3自治会 泉町第4自治会	
平成19年12月22日	久連自主防災会	久連自治会	
平成20年1月1日	富士見港町連合自主防災会	富士見町自治会 港町自治会	
平成26年5月15日	日出町第二自治会自主防災会	日出町第2自治会	
平成27年4月26日	緑町第一自治会自主防災会	緑町第1自治会	

2 組織率

(令和8年2月1日現在)

地 区 名	自治会数等		自主防災会組織数等		組 織 率
	自治会数	世帯数	組織設立	世帯数	
沓 形	18	753	12	495	65.7%
仙法志	8	259	1	18	6.9%
計	26	1,012	13	513	50.7%

[組織率の計算方法（北海道事務連絡(令和2年5月29日)）]

自主防災組織全世帯数(町内会民乳世帯含む)÷全世帯数

6 医療救護

6-1 町内の医療機関

(令和8年2月1日現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
利尻島国保中央病院	利尻町沓形字緑町11	0163-86-2626
利尻町沓形歯科診療所	利尻町沓形字日出町19-1	0163-84-3000
利尻町仙法志歯科診療所	利尻町仙法志字本町67-4	0163-85-1850

6-2 感染症指定医療機関

(令和8年2月1日現在)

名 称	所 在 地	ベッド数	電話番号
稚内市立病院感染症病床 (第2種感染症指定医療機関)	稚内市中央4丁目11-6	4	0162-23-2771

6-3 町内の薬局・薬店

(令和8年2月1日現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
菅原薬局	利尻町沓形字日出町1	0163-84-2105
サッポロドラッグストアー利尻店	利尻町沓形字新湊284	0163-89-4730
ファーマシーサエキ	利尻町沓形字本町44	0163-84-2012

7 廃棄物の処理

7-1 廃棄物処理施設

(令和8年2月1日現在)

区 分	事業主体名	施 設 名	所 在 地	電話番号	処理能力
焼却施設	利尻郡清掃施設組合	利尻郡ごみ焼却処理場	利尻郡利尻富士町鷺泊字大磯	0163-82-1242	15 t / 日
粗大ごみ処理施設		利尻郡ごみ焼却処理場 粗大ごみ処理施設	利尻郡利尻富士町鷺泊字大磯	0163-82-1242	6 t / 日
し尿処理施設	利尻島し尿前処理施設		利尻郡利尻町杓形字種富町103-2	0163-89-4955 (杓形浄化センター)	23m ³ /日 (受入可能量)

8 遺体の処理

8－1 埋葬場所

(令和8年2月1日現在)

仮 埋 葬 場 所	面 積
利尻町沓形字蘭泊198、222番地	4,584m ²

8－2 火葬場

(令和8年2月1日現在)

火 葬 場 名	所 在 地	処理能力（1日）	電 話
利尻聖苑火葬場	利尻町沓形字蘭泊197番地	8体	0163-84-2825

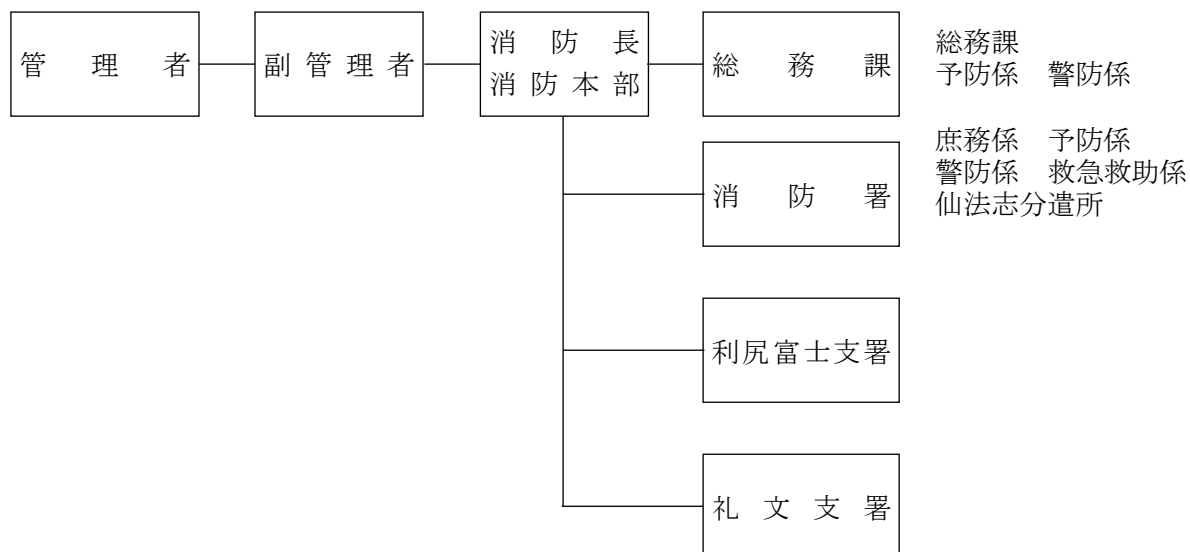
9 消 防

9－1 消防力の現況

1 組織及び消防職（団）員の配置

(1) 利尻礼文消防事務組合

① 組織



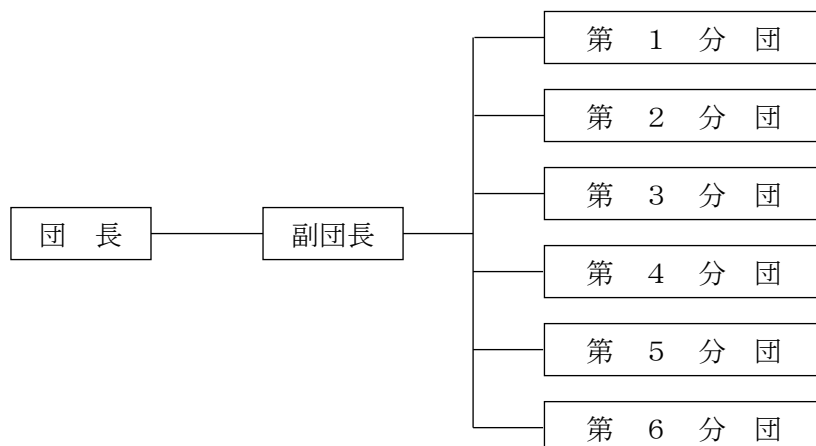
②消防職員の配置

(令和8年2月1日現在)

区 分	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士
消防本部	1	1	1	2	—	—
消防署	—	1	3	5	2	1

(2) 利尻町消防団

① 組織



② 消防団員の配置

(令和8年2月1日現在)

本部及び分団の名称	分 団 の 管 轄 地 域	人数(人)
消防団本部	利尻町一円	3
第 1 分 団	日出町・緑町・杓形本町・富士見町・泉町一円	18
第 2 分 団	栄浜・新湊・種富町一円	29
第 3 分 団	神居・蘭泊一円	11
第 4 分 団	神磯・政泊・仙法志本町一円	24
第 5 分 団	久連・長浜一円	9
第 6 分 団	元村・御崎一円	13
合 計		107

※条例定数 120名

2 消防設備

消防本部及び消防署、消防団の消防設備等の現況(令和8年2月1日現在)

(単位/台・機)

区 分	ポンプ車	タンク車	災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車	災害対応特殊水槽付消防ポンプ車	小型動力ポンプ付積載車	指令車	高規格救急車	災害対応特殊救急自動車	資機材搬送車	消火栓	防火水槽
消防本部						1					
消防署	1	1	1	1		1	1	1	2		
第 1 分 団					1					17	12
第 2 分 団					3					2	12
第 3 分 団					1						6
第 4 分 団	1				2					8	9
第 5 分 団					1						4
第 6 分 団					2					1	6

9-2 町内の危険物施設

(令和8年2月1日現在)

No.	事業所名	区分	設置場所	品名	数量	保安管理の概要
1	利尻石油株式会社	屋外タンク貯蔵所	利尻町沓形字築港埋立地	軽油	50,000L	消火器2本
2		屋外タンク貯蔵所	利尻町沓形字富士見町	灯油	300,000L	第3種固定消防設備
3		屋外タンク貯蔵所	利尻町沓形字築港埋立地	重油	43,000L	消火器2本
4		給油取扱所	利尻町沓形字本町	ガソリン 軽油 灯油	20,000L 10,000L 597L	消火器3本
5		移動タンク貯蔵所	利尻町沓形字築港埋立地	灯油	4,000L	消火器2本
6		移動タンク貯蔵所	利尻町沓形字富士見町115	灯油 軽油	3,000L 3,000L	消火器2本
7		移動タンク貯蔵所	利尻町沓形字富士見町115	灯油 軽油	4,000L 4,000L	消火器2本
8		移動タンク貯蔵所	利尻町沓形字富士見町115	灯油 軽油	3,600L 3,600L	消火器2本
9		移動タンク貯蔵所	利尻町沓形字富士見町115	灯油 軽油	3,750L 3,750L	消火器2本
10		一般取扱所	利尻町沓形字築港埋立地	灯油 軽油 重油	8,000L 3,000L 2,000L	消火器2本
11	利尻漁業協同組合 沓形支所	給油取扱所	利尻町沓形字日出町6	ガソリン 軽油 灯油	9,600L 9,600L 9,600L	消火器2本
12		移動タンク貯蔵所	利尻町沓形字日出町7-1	重油	4,000L	消火器2本
13		移動タンク貯蔵所	利尻町沓形字日出町7-1	灯油 軽油	4,000L 4,000L	消火器2本

14		移動タンク貯蔵所	利尻町沓形字日出町7-1	灯油 軽油	3,750L 3,750L	消火器2本
15	利尻漁業協同組合 仙法志支所	給油取扱所	利尻町仙法志字政泊187	ガソリン 軽油	13,000L 2,000L	消火器1本
16		屋外タンク貯蔵所	利尻町仙法志字政泊48-1	灯油 軽油	20,000L 10,000L	消火器1本
17		移動タンク貯蔵所	利尻町仙法志字政泊187	灯油 軽油 重油	3,100L 2,920L 2,870L	消火器2本
18		移動タンク貯蔵所	利尻町仙法志字政泊187	灯油 軽油 重油	3,750L 3,750L 3,750L	消火器2本
19		一般取扱所	利尻町仙法志字政泊48-1	灯油 軽油	6,000L 3,000L	消火器1本
20		船舶取扱所	利尻町仙法志字政泊123	重油	200,000L	
21		一般取扱所	利尻町仙法志字政泊123	重油	20,000L	消火器1本
22		屋内貯蔵所	利尻町沓形字種富町223-2	潤滑油	6,000L	消火器1本
23	北海道電力ネットワーク 株式会社沓形発電所	屋外タンク貯蔵所	利尻町沓形字種富町223-2	重油	300,000L	第3種固定消火設備
24		屋外タンク貯蔵所	利尻町沓形字種富町223-2	重油	200,000L	消火器1本 第4種消火器2本
25		屋外タンク貯蔵所	利尻町沓形字種富町223-2	灯油	2,000L	消火器2本 第4種消火器1本
26		屋外タンク貯蔵所	利尻町沓形字種富町223-2	灯油	2,000L	消火器2本 第4種消火器1本
27		一般取扱所	利尻町沓形字種富町223-2	重油 潤滑油	43,663L/日 12,550L/日	消火器1本

28	利尻電業株式会社	屋外タンク貯蔵所	利尻町沓形字富士見町100-1、101	重油	200,000L	消火器2本 第4種消火器1本
29		移動タンク貯蔵所	利尻町沓形字富士見町56-4	重油	4,100L	消火器2本
30		一般取扱所	利尻町沓形字富士見町100-1	重油	4,000L	消火器2本
31		移送取扱所	利尻町沓形字築港埋立地	重油	300,000L	
32	北海道利尻高等学校	地下タンク貯蔵所	利尻町沓形字神居189	重油	15,000L	消火器2本
33	利尻町社会福祉施設（希望）	地下タンク貯蔵所	利尻町沓形字緑町	重油	6,000L	消火器2本
34	ホテル利尻	屋内タンク貯蔵所	利尻町沓形字富士見町	重油	9,720L	消火器1本 第4種消火器1本
35	利尻町役場	地下タンク貯蔵所	利尻町沓形字緑町	重油	8,000L	消火器2本
36	利尻町総合体育館「夢交流館」	地下タンク貯蔵所	利尻町沓形字神居	重油	12,000L	消火器2本
37	利尻町交流促進施設「どんと」	屋外タンク貯蔵所	利尻町沓形字富士見町	重油	3,000L	消火器2本
38	利尻町特別養護老人ホーム「ほのぼの荘」	地下タンク貯蔵所	利尻町仙法志字政泊19-1-3	重油	10,000L	消火器2本
39	利尻島国民健康保険病院組合	地下タンク貯蔵所	利尻町沓形字緑町	重油	10,000L	消火器2本
40		地下タンク貯蔵所	利尻町沓形字緑町	重油	3,000L	消火器2本
41	利尻町立沓形中学校(休止中)	一般取扱所	利尻町沓形字日出町	灯油	5,000L	消火器2本
42	利尻町立仙法志中学校(休止中)	一般取扱所	利尻町仙法志字本町	灯油	5,000L	消火器2本

10 水 防

10－1 水防区域

(令和8年2月1日現在)

番号	危 険 区 域							予 想 さ れ る 被 害				整 備 計 画	
	市町村名	地区名	水系名	河川名	流心距離 (km)	危険区域延長 (m)	災害の 要 因	住 家 (戸)	公共 施設 (棟)	道 路	その他 (ha)	実施機関	概 要
1	利尻町	神居	神居川										
2		長浜	大空川										
3		神磯	神磯川										
4		仙法志本町	セバウン川										
5		元村	元村川										
6		栄浜	新湊川										
7		新湊	ビヤコロ川										
8		蘭泊	ポロニショ川										
9		種富	タネトンナイ川										

10－2 水防区域を防御するための地区分担

(令和8年2月1日現在)

水位地区名	河 川 名	消 防 機 関
神居	神居川	利尻消防団第3分団
長浜	大空川	利尻消防団第5分団
神磯	神磯川	利尻消防団第4分団
仙法志本町	セパウン川	利尻消防団第4分団
元村	元村川	利尻消防団第6分団
栄浜	新湊川	利尻消防団第2分団
新湊	ビヤコロ川	利尻消防団第2分団
蘭泊	ポロニショ川	利尻消防団第3分団
種富	タネトンナイ川	利尻消防団第2分団

10－3 雨量・水位観測所

(令和8年2月1日現在)

観 測 所 名	種 別	位 置
稚内地方気象台沓形地域気象観測所	雨 量	稚内建設管理部利尻出張所敷地内
大空川	水 位	利尻町沓形字富野国有林野115林班11小班
大空川下流	水 位	利尻町仙法志字長浜

10－4 民間等から調達可能な水防用資機材

(令和8年2月1日現在)

調 達 先	住 所	電話番号	調達できる資材
利尻漁業協同組合沓形支所	利尻町沓形字本町	84-2456	土のう用布袋、土のう用ビニール袋、なわ、スコップ、電動ポンプ、携帯用発電機及び必要な資機材
利尻漁業協同組合仙法志支所	利尻町仙法志字政泊	85-1221	
(有)津田商店	利尻町沓形字本町	84-2550	

1 1 災害危険箇所

11－1 高波・高潮・津波等危険区域

(令和8年2月1日現在)

連番	地区名	海岸延長 (m)	世帯数 (A)	想定浸水域 対象外世帯	想定浸水域 対象世帯	公共施設
1	御 崎	1,300	34	33	1	
2	元 村	700	19	5	14	
3	仙法志字本町	860	84	64	20	
4	政 泊	1,970	64	56	8	漁港
5	神 磯	1,570	22	13	9	
6	長 浜	1,880	16	8	8	
7	久 連	2,060	16	11	5	
8	蘭 泊	2,800	9	5	4	漁港
9	神 居	1,970	84	83	1	
10	泉 町	1,280	166	152	14	
11	杓形字本町	560	69	33	36	杓形港
12	富士見町	1,750	62	32	30	杓形港
13	日出町	570	77	68	9	杓形港
14	種富町	2,000	106	103	3	
15	新 湊	1,810	62	59	3	漁港
16	栄 浜	2,170	14	7	7	漁港

11-2 土砂災害危険箇所

1 土砂災害警戒区域

(平成30年 1 月17日現在)

(平成28年12月29日現在)

連番	区域番号	区域名称	所在地	自然現象の種類	土地面積	人家戸数
1	I-63-0050	天望山北の沢川	杓形字種富町	土石流	25,247㎡	1戸
2	II-63-0080	ポロニショ川	杓形字蘭泊	土石流	13,423㎡	3戸
3	II-63-0110	北辻の沢	仙法志字久連	土石流	4,197㎡	2戸
4	II-63-0120	根上り南の沢	仙法志字久連	土石流	2,085㎡	1戸
5	II-63-0140	持久無名川	仙法志字神磯	土石流	7,147㎡	3戸
6	I-6-179-3135	利尻神磯 1	仙法志字神磯	急傾斜地の崩壊	7,176㎡	8戸

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(平成30年 1 月17日現在)

(平成28年12月29日現在)

連番	区域番号	区域名称	所在地	自然現象の種類	土地面積	人家戸数
1	I-6-60-2395	利尻緑町	杓形字緑町	急傾斜地の崩壊	1,111㎡	1戸
2	I-63-0070	神居川	杓形字神居	土石流	151,668㎡	5戸
3	II-6-34-1759	利尻蘭泊 2	杓形字蘭泊	急傾斜地の崩壊	8,322㎡	0戸
4	II-6-129-2395	利尻蘭泊 3	杓形字蘭泊	急傾斜地の崩壊	2,921㎡	1戸
5	I-6-61-2396	利尻蘭泊 1	杓形字蘭泊	急傾斜地の崩壊	10,693㎡	2戸
6	II-6-130-2396	利尻蘭泊 4	杓形字蘭泊	急傾斜地の崩壊	12,634㎡	3戸
7	II-63-0090	蘭泊神社の沢川	杓形字蘭泊	急傾斜地の崩壊	3,940㎡	0戸
8	II-6-35-1760	利尻蘭泊 5	杓形字蘭泊	急傾斜地の崩壊	23,522㎡	2戸
9	II-6-131-2397	利尻蘭泊 6	杓形字蘭泊	急傾斜地の崩壊	6,552㎡	2戸
10	I-63-0100	蘭泊川	杓形字蘭泊、 仙法志字久連	土石流	23,922㎡	3戸
11	I-6-62-2397	利尻久連 1	仙法志字久連	急傾斜地の崩壊	26,670㎡	7戸
12	II-6-132-2398	利尻久連 2	仙法志字久連	急傾斜地の崩壊	8963㎡	2戸
13	II-6-36-1761	利尻久連 3	仙法志字久連	急傾斜地の崩壊	19,896㎡	1戸
14	I-6-177-3133	利尻長浜 1	仙法志字長浜	急傾斜地の崩壊	35,028㎡	7戸
15	I-6-178-3134	利尻長浜 2	仙法志字長浜	急傾斜地の崩壊	9,664㎡	1戸
16	II-6-133-2399	利尻長浜 4	仙法志字長浜	急傾斜地の崩壊	17,179㎡	3戸
17	I-6-63-2398	利尻長浜 3	仙法志字長浜	急傾斜地の崩壊	10636㎡	3戸
18	II-6-37-1762	利尻神磯 4	仙法志字神磯	急傾斜地の崩壊	3,039㎡	2戸
19	III-6-15-612	利尻神磯 5	仙法志字神磯	急傾斜地の崩壊	38,468㎡	0戸
20	II-6-134-2400	利尻神磯 3	仙法志字神磯	急傾斜地の崩壊	1,179㎡	1戸
21	I-6-64-2399	利尻神磯 2	仙法志字神磯、 宇政泊	急傾斜地の崩壊	6,982㎡	5戸
22	I-6-65-2400	利尻政泊 1	仙法志字政泊	急傾斜地の崩壊	14,782㎡	4戸
23	I-6-66-2401	利尻政泊 2	仙法志字政泊	急傾斜地の崩壊	20,410㎡	16戸
24	II-6-38-1763	利尻政泊 3	仙法志字政泊	急傾斜地の崩壊	4,070㎡	1戸

2 5	I-6-67-2402	利尻本町	仙法志字本町	急傾斜地の崩壊	11,309㎡	11戸
2 6	I-63-0160	セパウン川	仙法志字本町	土石流	89,731㎡	25戸
2 7	Ⅲ-6-16-613	利尻元村	仙法志字御崎	急傾斜地の崩壊	9,143㎡	0戸

11-3 山地災害危険地区

1 山腹崩壊危険地区

位 置	公 共 施 設 等						被 災 危 険 度	山 腹 崩 壊 危 険 度	治 山 事 業 進 捗 状 況	危険地区及び被害想定区域 内の公共施設等と避難場所
	人家 50 戸 以上	人家 49 ～ 10 戸	人家 9 ～ 5 戸	人家 4 戸 以下	公共施設 (道路除く)	道 路				
利尻町蘭泊			6		0	道	b2	b1	無	
利尻町蘭泊		10			0		a2	c1	無	
利尻町蘭泊		10			0		a2	b1	一部概成	
利尻町久連			6		0	道	b2	b1	無	
利尻町久連			5		0	道	b2	b1	一部概成	
利尻町久連			7		0	道	b2	b1	一部概成	
利尻町政泊				1	0	道	c2	b1	無	
利尻町政泊				2	0	道	c2	b1	無	
利尻町元村				4	0	道	c2	b1	一部概成	
利尻町久連				3	1	道	a2	b1	無	利尻町自然の家
利尻町長浜				3	0		c2	b1	無	
利尻町長浜			6		0	道	b2	b1	無	
利尻町政泊				4	0	道	c2	b1	無	
利尻町政泊				3	0	道	c2	b1	無	
利尻町政泊				3	0	道	c2	b1	無	

利尻町久連				3	0	道	c2	b1	一部概成	
利尻町久連				2	0	道	c2	b1	一部概成	
利尻町蘭泊				1	0	道	c2	b1	一部概成	
利尻町御崎				4	0	道	c2	b1	無	
利尻町御崎				3	0	道	c2	b1	無	
利尻町仙法志				3	0	道	c2	b1	一部概成	
利尻町政泊				3	0	道	c2	b1	一部概成	

2 崩壊土砂流出危険地区

位 置	公 共 施 設 等						被 災 危 険 度	崩 壊 土 砂 危 険 度	治 山 事 業 進 捗 状 況	危険地区及び被害想定区域 内の公共施設等と避難場所
	人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ～ 10 戸	人 家 9 ～ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	(道路除く) 公 共 施 設	道 路				
利尻町				4	0	道	c2	c1	無	
利尻町		15			0	道	a2	c1	一部概成	
利尻町		10			0	道	a2	c1	概成	
利尻町神磯			5		0	道	b2	c1	無	
利尻町神磯			9		0	道	b2	c1	無	
利尻町長浜				1	0	道	c2	c1	無	
利尻町長浜				1	0	林	c2	c1	一部概成	
利尻町久連					0	道	c2	c1	無	
利尻町久連			5		0	道	b2	c1	一部概成	

利尻町久連					0	道	c2	c1	一部概成	
利尻町久連			5		0	道	b2	c1	一部概成	
利尻町久連			8		0	道	b2	c1	一部概成	
利尻町蘭泊				3	0	道	c2	b1	一部概成	
利尻町神居		15			0	町	a2	c1	一部概成	
利尻町種富		35			0	国	a2	c1	無	
利尻町神居		12			0	道	a2	c1	無	
利尻町長浜			5		0	道	b2	c1	無	
利尻町蘭泊				1	0	道	c2	c1	一部概成	

12 その他

12-1 過去の災害等

(令和8年2月1日現在)

年	種 別 等	被 害 状 況 等
昭和14年	座 礁	小樽利礼航路（樺太丸）、猛吹雪により杓形栄浜海岸で座礁
昭和18年	火 災	焼死×1名、5戸焼失、飯米百数十俵焼失 (杓形商工統制組合飯米貯蔵庫失火)
昭和29年	遭 難	杓形岬で鰯釣船5隻遭難 死亡×21名
昭和31年	遭 難	杓形神居沖で鰯定置網漁船6隻、定置網4カ統遭難 死亡×36名
昭和39年	火 災	杓形市街大火、236戸焼失
昭和58年	津 波	潮位82cm (日本海中部沖地震)
昭和60年	流 氷	流氷接岸、海産物等被害約4億3千万円
昭和62年	山火事	利尻山登山道9合目（三眺山）付近、陸上自衛隊出動
平成7年	強 風	家屋等被害 (瞬間最大風速31.9m)
	流 氷	流氷接岸 (10年ぶり)
平成8年	落 石	利尻山杓形登山道9合目付近
平成16年	台 風	死亡×1名 (台風18号)
平成26年	大 雨	床下浸水×1
平成27年	強 風	非住家破損、停電等
	強 風	停電等
平成28年	大 雨	床下浸水×12、土砂崩れ等
令和2年	大 雨	建床下浸水×1
令和3年	暴 風	住家被害4件、非住家被害14件、水産被害6件
令和5年	暴風雪	光ケーブル等60箇所断線
令和7年	大 雨	床下浸水×2

12-2 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

(平成21年3月31日)

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語意味	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがある。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注１） 木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２） この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剝離し、落下しやすくなる。

（注３） 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注１） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があ

るため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3}
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※]
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内容液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

13 協 定

13-1 自治体との相互応援協定一覧

No.	協定名	協定締結先	協定の概要
1	北海道広域消防相互応援協定 (平成29年4月27日) 附則 (令和2年7月1日)	北海道内の市、町及び消防の一部事務組合	・陸上応援 消防隊、救助隊又は救急隊による応援 ・航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の1隊（以下「航空隊」という。）による応援
2	北海道消防防災ヘリコプター応援協定 (平成8年7月1日)	北海道内の市、町及び消防の一部事務組合	・災害応急対策活動 ・救急活動 ・救難活動 ・火災防御活動
3	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定 (平成27年3月31日)	北海道及び各市町村	・食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん ・被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん ・避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん ・避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣 ・被災者等の一時収容のための施設の提供又はあっせん ・前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

13-1-1 北海道広域消防相互応援協定

(平成29年4月27日)

改正 令和2年7月1日

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

(地区区分)

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地区に区分する。

2 道央地区に札幌地区を置くものとする。

(代表消防機関の設置及び任務)

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地区ごとに地区代表消防機関を置き、地区代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地区代表消防機関及び総括代表消防機関（以下「代表消防機関」という。）の選定は、別に定める。

3 地区代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地区内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地区内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。
- (3) 応援する指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）の円滑な活動及び管理に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道及び総務省消防庁との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地区代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。
- (4) 応援隊の円滑な活動及び管理に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(代表消防機関の任務の代行)

第4条の2 代表消防機関を置く市町等が被災し、被害の状況により代表消防機関が任務を遂行できない場合は、当該代表消防機関を置く市町等の長は、代表消防機関の代行を置くことができるものとする。

2 代表消防機関の代行の選定は、別に定める。

(応援の種別)

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 陸上応援 指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊による活動

(2) 航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による活動

(応援隊及び資機材の登録)

第6条 市町等は、応援隊及び資機材をあらかじめ登録するものとする。

(応援要請の方法)

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第1要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請

当該市町等が構成する**別表**の地区内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地区外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあつては要請側の地区代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地区代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地区代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地区代表消防機関（札幌地区代表消防機関を除く。）を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認める場合は、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(迅速な出動体制の構築)

第8条 代表消防機関を置く市町等の長は、別に定める災害が北海道内で発生した場合は、速やかに当該地区内の応援可能な消防隊等を把握し迅速な出動体制を構築するものとする。

(応援隊の派遣)

第9条 第7条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

3 札幌地区代表消防機関は、道央地区内の第2要請又は第3要請において、要請側の長が特に必要と認める場合に道央地区代表消防機関と調整し、札幌地区応援部隊を速やかに編成し派遣できるものとする。

(応援隊の指揮)

第10条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第11条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当
- (2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- (3) 車両及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第12条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成29年4月27日から施行する。

附 則（令和2年3月23日締結）

この協定は、令和2年7月1日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書58通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

別 表

地区	構 成 市 町 等
道西地区	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、檜山広域行政組合
道南地区	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、西胆振行政事務組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道央地区	小樽市、夕張市、美唄市、江別市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
札幌地区	札幌市
道北地区	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道東地区	釧路市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合、とにかち広域消防事務組合

13-1-2 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(平成8年7月1日施行)

(目 的)

第1条 この協定は、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第3条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前条第1項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空

隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第6条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長から知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第7条第1項の規定による応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

13-1-3 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67条第1項及び第68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の8第1項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（応援等の種類）

第2条 応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急対策に従事する職員の派遣
- (2) 災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあつせん
- (3) 被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあつせん
- (4) 広域一時滞在等による被災住民の受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援等の要請の区分）

第6条 応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応

援等の要請

(2) 第2要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請

(3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請
(応援等の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 職員の職種別人員
- (3) 車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数
- (4) 資機材及び物資等の品名、数量等
- (5) 受入れを求める被災住民の人数等
- (6) 応援等に関する区域又は湯所及びそれに至る経路
- (7) 応援等の期間
- (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項

2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援等の経費の負担)

第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であつて必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。
(その他)

第11条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 田 岡 克 介

北海道町村会

北海道町村会長 寺 島 光一郎

別表

地 域 区 分	構 成 市 町 村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町
日高振興局	日高振興局管内の町
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町
檜山振興局	檜山振興局管内の町
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留萌振興局	留萌振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根室振興局	根室振興局管内の市町

13-1-3 (1) 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定 実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定（以下「協定」という。）第11条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(応援等の要請の方法)

第3条 協定第7条第1項に規定する応援等の要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等により行うものとし、後日速やかに応援等を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

(応援等の要請等の連絡系統)

第4条 協定第7条に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報の連絡系統は、別に定めるもののほか、別表第2を基本とする。

(経費負担の内容等)

第5条 協定第8条第1項に規定する応援等を受けた被災市町村（以下「要請市町村」という。）が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 職員の災害応急対策への従事 応援等を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援等職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額
- (2) 備蓄物資及び資機材 当該物資及び資機材の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資及び資機材 当該物資及び資機材の購入費及び輸送費
- (4) 車両、船艇、機械器具等借上料 燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供 借上料
- (6) その他協定に基づき実施した応援等に係る経費 その実施に要した額

2 協定第8条第2項の規定により応援等に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援等を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。

3 応援等に関する業務に従事した職員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

4 応援等に関する業務に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が要請市町村の指揮の下における業務により生じたものにあつては要請市町村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあつては応援等を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。

- 5 前各項の規定により難い場合については、要請市町村と応援等を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された実施細則は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 田 岡 克 介

北海道町村会

北海道町村会長 寺 島 光一郎

別表第1 連絡担当部局（北海道）

担 当 部 課 名	N T T 電話番号		道総合行政情報ネットワーク 電話番号	F A X 番号
	代 表	内 線		
総務部危機対策局防災消防課	011-231-4111	22-563 22-583	6-210-22-563	011-231-4314 011-232-1273
石狩支庁地域振興部地域政策課	011-231-4111	34-326	6-210-34-326	011-232-1070
渡島支庁地域振興部地域政策課	0138-51-9111	2191	6-250-2191	0138-47-9203
檜山支庁地域振興部地域政策課	01395-2-1010	2191	6-310-2191	0139-52-5781
後志支庁地域振興部地域政策課	0136-22-1111	2191	6-350-2191	0136-22-0948
空知支庁地域振興部地域政策課	0126-23-2231	2191	6-450-2191	0126-25-8144
上川支庁地域振興部地域政策課	0166-26-1211	2191	6-550-2191	0166-46-5204
留萌支庁地域振興部地域政策課	0164-42-1511	2191	6-410-2191	0164-42-2596
宗谷支庁地域振興部地域政策課	0162-33-2510	2191	6-510-2191	0162-33-2644
網走支庁地域振興部地域政策課	0152-44-7171	2191	6-650-2191	0152-44-7261
胆振支庁地域振興部地域政策課	0143-22-9131	2191	6-750-2191	0143-22-4761
日高支庁地域振興部地域政策課	01462-2-2211	2191	6-610-2191	0146-22-6542
十勝支庁地域振興部地域政策課	0155-24-3111	2191	6-850-2191	0155-26-3103
釧路支庁地域振興部地域政策課	0154-41-1131	2191	6-710-2191	0154-42-2116
根室支庁地域振興部地域政策課	01532-3-6131	2191	6-810-2191	0153-23-6182

別表第2 （略）

13-2 民間企業・団体との協定一覧

No.	協定名	協定締結先	協定の概要
1	災害時における利尻町と利尻建設協会との防災協定 (平成12年12月1日)	利尻建設協会	・災害時の警戒巡視 ・災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合の防災及び緊急対策その他必要な災害に関する情報の提供
2	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書 (平成22年3月4日)	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	・電光掲示板による地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等の提供 ・自動販売機内在庫飲料の無償提供
3	災害等の発生時における利尻町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定 (平成22年8月31日)	北海道エルピーガス災害対策協議会	・被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供 ・被災場所における応急措置及び復旧工事 ・避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事 ・LPガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配 ・大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策 ・その他甲が必要とする要請事項
4	災害時等協力協定 (平成25年7月3日)	一般財団法人北海道電気保安協会	・公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動 ・公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査 ・その他、町が必要と認める応急対策活動
5	災害時における物資の緊急・救援輸送に関する協定 (平成28年3月1日)	一般社団法人旭川地区トラック協会	物資の緊急・救援輸送
6	利尻町と日本郵便株式会社利尻町内郵便局との包括的連携に関する協定	日本郵便株式会社 利尻くつがた郵便局	・高齢者等の見守りに関すること。 ・道路損傷等の情報提供に

	(平成30年4月20日)		関すること。 ・公共用地における不法投棄が疑われる廃棄物等の情報提供に関すること ・安心・安全な暮らしの実現に関すること。 ・地域経済活性化に関すること。 ・未来を担う子どもの育成に関すること。 ・その他、地域の活性化、住民サービス向上に関すること。
7	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定 (平成31年1月21日)	株式会社セコマ	商品の供給及び配送
8	災害発生時等における非常放送に関する協定 (令和2年4月1日)	株式会社エフエムわっかない	・災害情報放送 ・非常放送
9	利尻町とサツドラホールディングス株式会社との協働事業に関する協定書 (令和3年2月4日)	サツドラホールディングス株式会社	・まちづくりや地域の振興、発展に関すること。 ・産業の振興に関すること。 ・歴史や文化、観光資源の活用に関すること。 ・地域振興を担う人材の育成に関すること。 ・災害時における生活物資等の供給に関すること。 ・前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。
10	まちづくりに関する包括連携協定書 (令和3年7月1日)	ヤマト運輸株式会社	・災害対策に関すること。 ・物流の活性化に関すること。 ・観光支援及び地場産品等の販路拡大に関すること。 ・環境維持及び保全に関すること。 ・地域福祉に関すること。 ・安全・安心な地域づくりに関すること。 ・その他甲の活性化に関すること。

11	大規模災害時における相互協力に関する基本協定 (令和3年12月1日)	北海道電力株式会社（以下、「乙」という。）及び北海道電力ネットワーク株式会社	・情報の共有 ・復旧における相互協力 ・連絡体制の確立 ・連携訓練等の実施 ・重要施設の優先供給
12	災害時における応急仮設住宅(移動式木造住宅)の建設に関する協定書 (令和6年5月16日)	一般社団法人日本ムービングハウス協会	・住宅建設会社の斡旋その他協力 ・住宅建設
13	利尻町と日本郵便株式会社利尻くつがた郵便局との津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書 (令和6年8月27日)	日本郵便株式会社	・津波等による危険を回避するための一時避難施設としての使用
14	津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書 (令和6年8月28日)	稚内信用金庫	・津波等による危険を回避するための一時避難施設としての使用
15	利尻町とアイランドインリシリ(札幌国際観光株式会社)との津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書 (令和6年9月5日)	アイランドインリシリ(札幌国際観光株式会社)	・津波等による危険を回避するための一時避難施設としての使用
16	会津若松市交流市町災害時相互支援に関する協定書 (令和7年7月9日)	会津若松市、むつ市、鳴門市、伊那市、横須賀市、余市町、日野町、稚内市、利尻富士町、米沢市、三戸町	・食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供 ・救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣 ・被災者を一時収容するための施設の提供 ・ボランティアの斡旋 ・前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

13-2-1 災害時における利尻町と利尻建設協会との防災協定

利尻町（以下「甲」という。）と利尻建設協会（以下「乙」という。）との間で、次の通り締結する。

（目的）

第1条 この協定は、利尻町に災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合に、甲が行う災害予防及び災害緊急対策（以下「防災対策」という。）に関し、乙の必要な協力について定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、次の事項について可能な範囲において防災対策を実施するものとする。

- (1) 災害時の警戒巡視
- (2) 災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合の防災及び緊急対策
- (3) その他必要な災害に関する情報の提供

（協力要請の手続き）

第3条 前条の協力要請は、電話等により行うものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（協力体制）

第4条 乙は甲から協力要請を受けた場合は、速やかに防災対策を行うための体制をとり、甲に対して報告するものとする。

2 甲は、前項による報告があった場合、乙に対して必要な防災対策を指示するものとする。

3 乙は、防災対策を実施するにあたっては、町災害対策本部長の指示に従うものとする。

（経費負担）

第5条 この協定に基づく防災対策を実施するために要した経費については、原則として甲の負担とする。

（実績報告）

第6条 乙は、第2条に定める防災対策を実施した場合は、別紙により実績報告書を提出するものとする。

（損害賠償）

第7条 乙は、甲の要請に基づく防災対策の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えた場合の損害賠償について、甲、乙協議して定めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めない事項及びこの協定の実施に関して必要な実施細目については、甲、乙協議して定めるものとする。

（期間）

第9条 この協定は、協定の締結の日から平成 年 月 日までとする。

2 甲又は乙が前項の協定期間満了前1か月前までに双方意義がなければ協定を1か年更新するものとする。以後、期間満了となる場合も同様とする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上各自1通を保有する。

平成12年12月1日

甲 利尻町長

乙 利尻建設協会
会長

13-2-2 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

利尻町（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で平成18年12月22日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下「防災協力協定」という。）に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的・協働事業）

第1条 本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機（電光掲示機能搭載型）を通して、次のサービスを提供するものである。

- （1） 災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等（以下「情報」という。）の提供
- （2） 甲の災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時（以下「緊急時」という。）における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供（以下「商品提供」という。）

（情報提供に関する事項）

第2条 災害対応型自動販売機の電光掲示板に提示する情報の管理は甲が行うこととし。これによって生じる責任について、乙は一切負わないものとする。

- 2 電光掲示板の保全に要する費用及び電光掲示板情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

（商品提供に関する事項）

第3条 乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書（様式1）を乙に提出するものとする。

（災害対応型自動販売機の設置施設）

第4条 災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。

- 2 甲は、災害対応型自動販売機での情報提供及び商品提供を行うために乙より貸与された「認証キー」等を、善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、紛失した場合は甲が実費弁償するものとする。

（連絡先）

第5条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

（甲の連絡先の表示）

名称	電話番号
利尻町総務課（代表）	0163-84-2345

（乙の連絡先の表示）

名称	電話番号

稚内事業所(代表)	0 1 6 2 - 3 3 - 8 3 1 5
本社総務部(夜間・休日／衛星携帯)	0 8 0 - 1 0 1 7 - 0 1 3 8

(守秘義務)

第6条 甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

- (1) 開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの。
- (2) 開示又は知得の際、自己が所有していたもの。
- (3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの。

2 前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは一年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成22年3月4日

甲 利尻郡利尻町杓形字緑町14番地1
利尻町長 田 島 順 逸

乙 札幌市清田区清田一条1丁目2番1号
北海道コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 角 野 中 原

13-2-3 災害等の発生時における利尻町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

利尻町（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、利尻町の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急処理事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第2条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第3条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

- (1) 被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- (2) 被災場所における応急措置及び復旧工事
- (3) 避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- (4) LPガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配
- (5) 大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
- (6) その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動の支援要請）

第4条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（災害対策本部会議等への参加）

第5条 乙は、甲の要請があった場合、甲が設置する利尻町災害対策本部会議、利尻町国民保護対策本部会議若しくは利尻町緊急処理事態対策本部会議又は防災関係機関情報連絡室等にその職員を出席させ、又は派遣するものとする。

（応急・復旧活動支援の実施）

第6条 乙は、甲の要請により応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力を努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

（災害補償）

第8条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

（損害の負担）

第9条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

（防災意識の向上等）

第10条 乙は、その協議会活動を通じて、L P ガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

（協議事項）

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日からその有効を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を維持するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名のうえ各自1通を保有する。

平成22年8月31日

甲 利尻町沓形字緑町14番1

利 尻 町

利 尻 町 長

乙 稚内市開運町2丁目2番5号

北海道エルピーガス災害対策協議会

現地本部長

現地対策本部長

13-2-4 災害時等協力協定

利尻町（以下「甲」という。）と一般財団法人北海道電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、利尻町において自然災害や重大事故が発生した場合、及び発生するおそれがある場合の、甲の電気使用設備の安全点検・検査の実施について定め、利尻町における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、台風、地震等の自然災害及び大規模停電、大規模火災・爆発等の重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合で、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

（応援対策活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動
- (2) 公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査
- (3) その他、甲が必要と認める応急対策活動

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

（費用負担）

第6条 乙が応急対策活動に要した費用は、乙が負担する。ただし、資材等の材料費は甲の負担とする。

(公務災害補償)

第7条 乙は、応急対策活動の実施にあたっては、職員が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ実施する。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成25年7月3日

甲 利尻町杓形字緑町14番1

利 尻 町

利 尻 町 長

乙 札幌市西区発寒6条12丁目6番11号

一般財団法人 北海道電気保安協会

理事長

13-2-5 災害時における物資の緊急・救援輸送に関する協定

利尻町（以下「甲」という。）と一般財団法人旭川地区トラック協会並びに旭川地区トラック協会稚内支部（以下「乙」という。）は、甲の域内に地震、風水害その他大規模災害等が発生し、又はおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に必要な一般貨物自動車（以下「事業用自動車」という。）による物資の緊急・救援輸送等に関して次のとおり協定を締結する。

（事業用自動車の要請等）

第1条 甲は乙に対し、次に掲げる事項を明示して「緊急・救援輸送要請書」（別記第1号様式）により緊急・救援輸送の要請を行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がないときは、電話等により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を必要とする期間及び輸送区間
- (3) 輸送品目及び数量
- (4) 必要とする事業用自動車の車種ごとの数及び人員
- (5) 物資の積み込み場所及び輸送先
- (6) その他参考となる事項

（交通規制地域の通行手続）

第2条 甲は、乙の緊急・救援輸送等を円滑に行うため出動要請したことを甲の管轄する警察署に通知し、乙が行う通行許可申請手続に協力するものとする。

（緊急・救援輸送の報告手続）

第3条 乙は緊急・救援輸送を行った場合には、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を「緊急・救援輸送実施報告書」（別記第2号様式）により報告するものとする。ただし、文書をもって報告する時間的余裕がないときは、電話等により報告し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 緊急・救援輸送を行った事業者
- (2) 輸送に従事した事業用自動車の車種ごとの数及び登録番号並びに人員
- (3) 走行距離
- (4) 輸送期間及び輸送区間
- (5) 輸送品目及び数量
- (6) 物資の積み込み場所及び輸送先
- (7) その他参考となる事項

（経費の負担）

第4条 甲が使用した事業用自動車に係る運賃及び料金並びに実費負担額（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料、駐車場使用料金等をいう。）は、甲が負担するものとし、災害発生時に所管行政庁に届け出ている運賃及び料金を基準として、甲・乙協議して決定するものと

する。

(費用の支払い)

第5条 乙は、甲に提出した第3条の報告書により、甲の検査を受けた後、運賃及び料金並びに実質負担額を請求するものとする。

2 甲は前項の規定による乙からの支払の請求があったときは、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

2 甲は前項の規定による乙からの支払の請求があったときは、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙の事業用自動車故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を好感して、その輸送を継続しなければならない。

(損害の負担)

第7条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲・協議して定めるものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに甲・乙双方、又はいずれか一方からの解約等の意思表示がない場合は更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、甲・乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年3月1日

甲 利尻郡利尻町沓形字緑町14番地1
利尻町長

乙 旭川市流通団地2条4丁目
一般財団法人旭川地区トラック協会
会 長

(乙) 旭川地区トラック協会稚内支部
支部長

様式第1号（第1条関係）

年 月 日

緊急・救援輸送要請書

利尻町

町 長

災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定第1条の規定に基づき、次のとおり要請します。

災害の状況及び救援を 要 する 事 由	
救 援 を 必 要 と す る 期 間 及 び 輸 送 区 間	
輸 送 品 目 及 び 数 量	
必要とする事業用自動 車の車種ごとの数及び 人 員	
物 資 の 積 込 み 場 所 及 び 輸 送 先	
その他参考となる事項	
連 絡 先	担当部署 利尻町 総務課 係 担 当 者 _____ T E L _____ F A X _____ メ ー ル _____

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

緊急・救援輸送実施報告書

利尻町

町 長

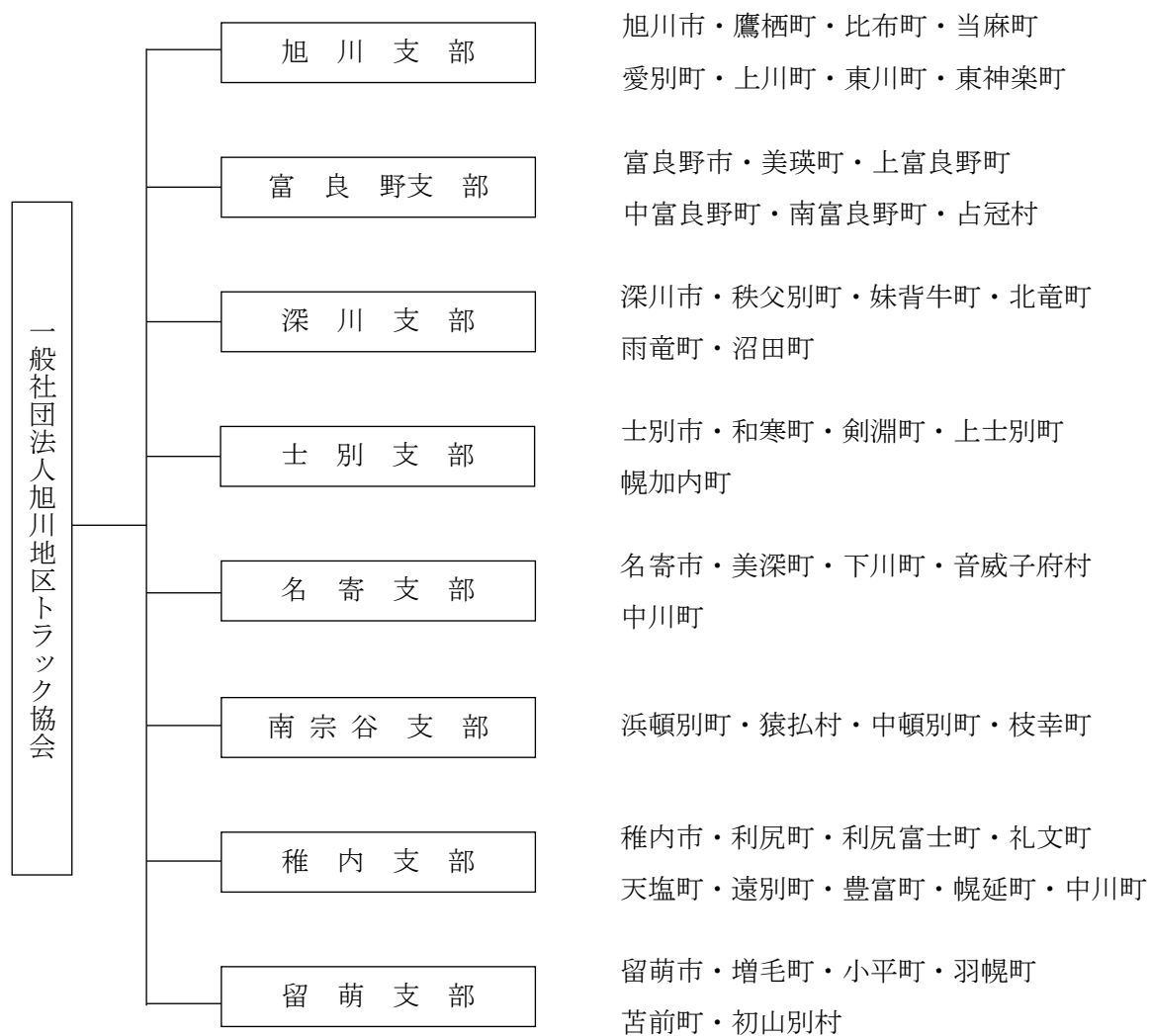
殿

一般社団法人旭川地区トラック協会
会 長

災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり報告します。

緊急・救援輸送 を行った事業者	
輸送に従事した事業用 自動車の車種ごとの数 及び登録番号並びに人員	
走行距離	
輸送期間及び輸送区間	
輸送品目及び数量	
物資の積み込み場所 及び輸送先	
その他	
連絡先	担当部署 (一社)旭川トラック協会・稚内支部_____ T E L F A X メー ル

一般社団法人旭川地区トラック協会の支部組織



事務局：旭川市流通団地2条4丁目

T E L 0166-48-7244

F A X 0166-47-5079

支部には事務局の設置はなく、本部直轄となっています。

13－2－6 利尻町と日本郵便株式会社利尻町内郵便局との包括的連携に関する協定

利尻町（以下「甲」という。）と別表に掲げる郵便局（以下「乙」という。）は、両社が連携し、子どもから高齢者までだれもが安心して快適に暮らせる選ばれるまちづくりを推進するために、住民サービス向上に係る包括的連携に関する協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、住民サービスの向上及び地域社会の安心・安全の確保及び活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

（1）高齢者等の見守りに関すること

高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合の情報

（2）道路損傷等の情報提供に関すること

道路の陥没、段差損傷、倒木、水道の漏水情報の提供

（3）公共用地における不法投棄が疑われる廃棄物等の情報提供に関すること

（4）安心・安全な暮らしの実現に関すること

（5）地域経済活性化に関すること

（6）未来を担う子どもの育成に関すること

（7）その他、地域の活性化・住民サービス向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、第2条の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新されその後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は甲乙協議の上、決定するものとする。

(その他)

第8条 平成29年8月1日に締結の「地域における協力に関する協定」は本協定締結をもって解除するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年4月20日

甲 利尻町

利尻町長

乙 日本郵便株式会社 利尻町内郵便局代表

利尻くつがた郵便局長

別表

局 名	住 所
利尻くつがた郵便局	利尻郡利尻町沓形本町29
仙法志郵便局	利尻郡利尻町仙法志本町43
新湊郵便局	利尻郡利尻町沓形新湊228
稚内郵便局	稚内市中央2-15-12

13-2-7 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

利尻町（以下「甲」という。）と株式会社セコマ（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害時等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが相互に協力して住民生活の早期安定を図るため、物資の供給等に関し必要な事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が避難所を開設、または在宅避難者が発生し、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）を設置後、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 災害時において甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対して商品の供給及び配送について協力を要請することができる。

（物資の配送）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で人員・車両等を用いて物資配送に努めるものとする。

（情報提供）

第5条 乙は、必要に応じ、配送先避難所における必要物資について、また被災状況や救助が必要とされる者の情報について聴取した場合には、甲に伝達するものとする。

（応急生活物資）

第6条 乙が応急対策活動に要した費用は、乙が負担する。ただし、資材等の材料費は甲の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は甲の要請があった場合は、その他の物資等の供給も行うものとする。

（要請手続等）

第7条 第3条の要請は、乙宛てに「災害時における応急生活物資の供給等に関する協力要請書」（別紙第1号様式）をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話をもって要請し、後日速やかに文書を提出する。

（連絡責任者の報告）

第8条 甲と乙は、この協定に基づく相互協力のため、連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第2号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相

手方に報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 乙の物資の供給及び配送に係る経費については、甲が負担する。

(価格の決定)

第10条 前条の規定する経費は、物資の供給及び配送を終了した後、乙の作成した出荷確認書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上で決定するものとする。

(経費の請求)

第11条 第9条に規定する経費は、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書により請求するものとする。

(経費の支払)

第12条 甲は、乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の施工に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間の1箇月前までに、甲、乙双方いずれからも協定改定の意思表示がないときはさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、北海道宗谷総合振興局長を立会人として本書を3通作成し、甲及び乙、立会人が署名のうえ、各1通を保有する。

平成31年1月21日

甲 利尻郡利尻町杓形字緑町14番地1

利尻町

利尻町長

乙 札幌市中央区南9条西5丁目421番地

株式会社セコマ

代表取締役社長

立会人 稚内市末広4丁目2番27号

北海道宗谷総合振興局

局長

別表（第6条関係）

災害時応急生活物資

分 類		品 目 名
食料品	主食・副食	米、麺類(うどん、そば)、パン類(食パン、菓子パン、調理パン)、弁当、おにぎり、惣菜、レトルト食品(ご飯、おかず類)、缶詰、カップ麺、インスタント食品
	生鮮食品	肉、魚、野菜、果物類
	調味料類	砂糖、塩、醤油、味噌、化学調味料、食用油、バター、ジャム
飲料品	飲料水	ミネラルウォーター
	お茶類	緑茶、ウーロン茶、紅茶、コーヒー
	その他	牛乳、ジュース類
生活物資		トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、タオル、石鹸、シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉、マスク、生理用品、紙おむつ（大人用、子供用）、カイロ、乾電池、粘着テープ、軍手、ローソク、マッチ、ライター、カセットボンベ、箸、スプーン、使い捨てコップ・皿、ゴミ袋、ポリ袋、アルミホイル、ラップ、洗剤、傘、雨具等

- (1) 災害時の応急生活物資は、上記の品目基準として、災害の規模などの状況に応じて供給を要請する。
- (2) 品目は、上記の他に甲乙協議のうえで、必要なものをその都度指定することができる。

別紙第1号様式(第7条関係)

年 月 日

災害時における応急生活物資の供給等に関する協力要請書

株式会社セコマ 様

利尻町長

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書第7条の規定に基づき、次のとおり応急生活物資の供給を要請します。

記

納品希望年月日	年 月 日 時		
納品場所		受取方法	
受取担当者	氏名 電話 FAX		
発注担当者	氏名 電話 FAX		

品 名	規 格	単 位	数 量	備 考

別紙第2号様式(第8条関係)

年 月 日

連 絡 責 任 者 届

様

(利尻町長又は株式会社セコマ) ⑩

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書第8条の規定に基づき、連絡責任者を次のとおり定めましたので通知します。

記

1. 平日の連絡先

担 当 者	
電 話	
F A X	

2. 夜間・休日の連絡先

担 当 者	
電 話	
F A X	

3. 勤務時間及び休日

勤務時間：

休 日：

13-2-8 災害発生時等における非常放送に関する協定

利尻町（以下「甲」という。）と株式会社エフエムわっかない（以下「乙」という。）は、災害発生時等における災害情報放送及び非常放送（以下「非常放送等」という。）に関する協定を次の通り締結する。

（目的）

第1条 この協定は利尻町において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に非常放送等を通じて災害に関する情報を提供し、もって町民の生命、身体及び財産の保護に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 災害発生時等 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、火山噴火、その他の異常な自然現象又は大規模な火事、若しくは爆発その他の原因により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。
- (2) 災害情報放送 乙が番組内で行う災害情報に関する放送をいう。
- (3) 非常放送 災害発生時等において甲が乙に非常放送を要請して、乙が他の放送に優先して行う放送をいう。

（非常放送の要請）

第3条 甲は、利尻町内において第2条第1号の事態が発生し、乙の非常放送を必要とするときは、別記様式の非常放送要請書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

（非常放送の範囲）

第4条 乙は、次の事項について非常放送等を行うものとする。

- (1) 気象警報、特別警報、並びに地震及び津波に関する情報
- (2) 避難勧告、指示及び避難誘導
- (3) 避難所の開設状況
- (4) 避難時の注意事項及び混乱防止の呼びかけ
- (5) 火災発生情報
- (6) 道路情報及び交通機関の運行情報
- (7) 給食及び給水実施情報
- (8) 生活必需品供給情報
- (9) 救護及び医療活動の状況
- (10) 町民の安否及び被害情報
- (11) ライフラインの被害及び復旧情報
- (12) その他甲から要請のあった事項

(緊急放送の範囲)

第5条 甲は、次の事項について緊急放送を行うものとする。

- (1) 震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- (3) 津波警報又は大津波警報が解除されたとき。
- (4) その他、自然災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、町民の安全確保のため迅速な情報提供が必要と認められるとき。

(緊急放送装置の設置場所)

第6条 緊急放送装置は甲の庁舎内に設置し、乙の放送局と専用回線で結ぶものとする。

(緊急放送の運用)

第7条

- (1) 甲は緊急放送を行う必要があると認めるときは、甲が所有する緊急放送装置を使用し緊急放送を行う。
- (2) 甲は緊急放送を行ったときは、乙に対してその実施日時及び実施内容を速やかに文書により報告するものとする。
- (3) 緊急放送の訓練及び試験電波送信のため、緊急放送装置を使用し、定期的に防災情報放送を実施するものとする。
- (4) 災害が長期化する場合、甲の要請により、非常放送等を行うため職員の派遣をすることがある。

(費用の負担)

第8条 乙は、甲が行う非常放送等に要する費用を甲に請求しない。但し、非常放送等を行うことにより損害が発生した場合、甲乙協議して定めるものとする。

2 甲の要請により、乙が非常放送等を行うため職員を派遣する場合、その費用については甲乙協議の上、甲が負担する。

(非常放送の優先)

第9条 乙は、稚内市との協定により、稚内市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には緊急放送を行う必要がある場合においては、稚内市の緊急放送等を優先する。

(島の駅サテライトスタジオの運用)

第10条 災害発生時等においての非常放送等は、乙が自社演奏所から行うが、甲乙協議の上、乙が設置した島の駅サテライトスタジオを使用して甲が行うことがある。

(連絡責任者)

第11条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙それぞれに連絡責任者を定めておくものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第13条 この協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも協定の終了の申し出がないときは、更に1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 利尻郡利尻町杓形字緑町14番地
利尻町
利尻町長

乙 稚内市富岡1丁目1番2号
株式会社 エフエムわっかない
代表取締役

13-2-9 利尻町とサツドラホールディングス株式会社との協働事業に関する協定書

利尻町（以下「甲」という。）と利尻町とサツドラホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、包括連携による協働事業（以下「協働事業」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 協働事業は、甲及び乙が多様な連携を通じて、双方が互いの資源や特色を活かした事業に協働して取り組むことにより、地域の活性化及び住民サービスの向上に資することを目的として実施する。

（事業内容）

第2条 協働事業の内容は、次に掲げるものとする。なお、その詳細及び具体的な事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

- (1) まちづくりや地域の振興、発展に関すること。
- (2) 産業の振興に関すること。
- (3) 歴史や文化、観光資源の活用に関すること。
- (4) 地域振興を担う人材の育成に関すること。
- (5) 災害時における生活物資等の供給に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事業を効果的に実施するため、適宜、意見交換を行うものとする。

3 乙は、第1項各号に掲げる事業の一部を甲との協議により、乙の関連業者に実施させることができる。

（協定の内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、必要な変更を行うことができるものとする。

（秘密の保持）

第4条 甲及び乙は、協働事業の実施にあたって、相手方から秘密として指定して開示された情報（以下「秘密情報」という。）について、秘密を保持し、相手方の承諾なく第三者（乙の関連会社を除く。）に開示、漏洩してはならない。ただし、次掲げる情報は秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示された時点において、既に受領当事者が了知していた情報
- (2) 開示された時点において、既に公知であった情報
- (3) 開示された後に受領当事者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
- (4) 開示当事者に秘密保持義務を負わない正当な権限を、第三者から受領当事者が秘密保持義務

を負わない正当な権限を、第三者から受領当事者が秘密保持を義務を負うことなく適法に取得した情報

(公表)

第5条 この協定の締結や協働事業の実施について公表する場合は、甲乙協議の上、次期、方法、内容を決定するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の日の1カ月前までに、甲又は乙のいずれからも更新しない旨の意思表示がなされないときは、当該期間は同一条件により1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し各自1通を保有する。

令和3年2月4日

甲 北海道利尻郡利尻町杓形字緑町14-1

北海道利尻町

利尻町長

乙 北海道札幌市東区北8条東4丁目1番20号

サツドラホールディングス株式会社

代表取締役社長

13-2-10 まちづくりに関する包括連携協定書

利尻町（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）とは、地域の一層の活性化及び町民サービスの向上を図るため、つぎのとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の一層の活性化及び町民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、双方の協議の上、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、自らの事業活動の支障とならない範囲内で、連携して取り組むよう努めるものとする。

- (1) 災害対策に関すること。
- (2) 物流の活性化に関すること。
- (3) 観光支援及び地場産品等の販路拡大に関すること。
- (4) 環境維持及び保全に関すること。
- (5) 地域福祉に関すること。
- (6) 安全・安心な地域づくりに関すること。
- (7) その他甲の活性化に関すること。

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、連携事項ごとに別に取決めを行うものとする。

（費用の負担）

第3条 本協定に基づき、甲の依頼により乙が行った前条第1項第1号に規定する連携事項に係る費用（以下「費用」という。）については、原則として甲が負担するものとし、当該連携事項を実施した時点において乙が所管行政庁に届けている運賃及び料金等を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、費用に関する取決めを別に行っている場合は、この限りでない。

（費用の支払）

第4条 甲は、前条の規定に基づき乙から費用の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に当該費用を乙に対して支払うものとする。

（確認事項）

第5条 甲及び乙は、本協定の締結が第三者との連携及び協力を妨げるものではないことを確認する。

(本協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和4年(2022年)3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは、有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間有効とし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間中といえども、本協定の履行を困難とする事由が発生したときは、本協定を解除しようとする日の3月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。

(本協定の変更)

第7条 甲又は乙はのいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、必要な変更を書面によって行うものとする。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項の検討及び実施によりと知り得た相手方の情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 前項の規定は、本協定の締結が解除された後であっても適用する。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年(2021年)7月1日

甲：北海道利尻郡利尻町沓形字緑町14番地1
利尻町長

乙：北海道旭川市永山北1条9丁目20番1号
ヤマト運輸株式会社 リテール事業本部
道北主管支店長

13-2-11-1 大規模災害時における相互協力に関する基本協定

利尻町（以下、「甲」という。）と北海道電力株式会社（以下、「乙」という。）及び北海道電力ネットワーク株式会社（以下、「丙」という。）は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合に、甲、乙及び丙が相互に協力を行い、迅速かつ的確に対応することにより、住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（災害発生時の情報共有）

第2条 乙及び丙は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合には、甲からの要請に基づき、可能な限り甲が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣する。

また、甲、乙及び丙で相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。

2. 甲、乙及び丙が共有する主な情報は次の各号に定める。

（1）乙及び丙が甲に提供する情報

- ア 停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み
- イ 知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況

（2）甲が乙及び丙に提供する情報

- ア 知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況
- イ 住民から提供された停電情報
- ウ 道路啓開、樹木・土砂等の除去状況
- エ 住民が避難している地域、甲が把握している避難場所等

（復旧における相互協力）

第3条 甲、乙及び丙は、災害活動等に関する作業の実施にあたり、自らだけでは対応が困難な場合は、それぞれがもつ施設・敷地・資機材・物資・人材等の資源提供について可能な範囲で相互に協力を行う。

（連絡体制の確立）

第4条 甲、乙及び丙は、第2条に定める情報共有を迅速に行うため、連絡体制を確立する。

2. 乙及び丙は、甲との連絡体制を毎年4月に確認することとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

（連携訓練等の実施）

第5条 甲、乙及び丙は、この協定に定める内容を大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合に円滑に行うため、連携訓練又は意見交換などを原則として年1回以上実施するものとする。

なお、訓練や意見交換などの内容については、甲、乙及び丙で協議のうえ決定する。

（重要施設の優先供給）

第6条 乙及び丙は、電力復旧計画の策定にあたっては、つぎに掲げる重要施設の優先供給について十分に配慮しなければならない。利尻町（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）とは、地域の一層の活性化及び町民サービスの向上を図るため、つぎのとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

- （１）生命の危険に直結する医療施設等
- （２）避難所として開設されている施設
- （３）災害対応の中核機能となる甲が設置する災害対策本部が存在する施設

（秘密の保持）

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（他の協定等との関係）

第8条 この協定は、甲、乙及び丙が既に締結している他の相互協力等に関する協定等に基づく協力内容を妨げるものではない。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。

なお、協定期間が満了する１か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも変更又は解除の申し出がない場合は、この協定期間満了の日の翌日から更に１年間継続するものとし、以降も同様とする。

（細目協定等の締結）

第10条 この協定の各条項に定める甲、乙及び丙の役割や具体的な実施事項等については、甲、乙及び丙の合意により別途細目協定又は覚書を作成し保有するものとする。

（協 議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙おのおのその１通を所持する。

２０２１年１２月１日

甲 利 尻 町 長
乙 北海道電力株式会社
執行役員 総務部長
丙 北海道電力ネットワーク株式会社
旭川支店長

13-2-11-2 大規模災害時における樹木・土砂などの障害物の除去作業の支援に関する 細目協定

この細目協定は、利尻町（以下、「甲」という。）と北海道電力株式会社（以下、「乙」という。）及び北海道電力ネットワーク株式会社（以下、「丙」という。）間において2021年12月1日に締結した「大規模災害時における相互協力に関する基本協定」第10条に基づき、乙及び丙が一体となって行う停電復旧作業のうち樹木・土砂などの障害物（電力設備を除く）の除去作業にかかる甲の支援に関して、必要な事項を定めるものである。

（対象区域）

第1条 停電復旧作業のうち樹木・土砂などの障害物（電力設備を除く）の除去作業（以下「樹木等除去作業」という。）の支援の対象とする区域は、甲が管理する町道の道路区域及び必要に応じその周辺の区域とする。

（対象作業）

第2条 樹木等除去作業の支援の対象とする作業は、乙及び丙が行う停電復旧作業のうち樹木・土砂などの障害物（電力設備を除く）の除去作業とする。

（要請の手続き）

第3条 乙及び丙は、甲に対して樹木等除去作業の支援を要請する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を明示した「大規模災害時における停電復旧作業の支援要請書」（別紙第1号様式）を提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話で要請できることとし、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被災の状況
- （2）場所（住所、地図）
- （3）作業内容
- （4）作業希望日時
- （5）現地連絡責任者及び電話番号
- （6）その他必要な事項

（可否の判断）

第4条 甲は、乙及び丙から樹木等除去作業の支援の要請を受けた場合は、前条の各号に定める事項及び道路管理者として優先すべき町道の復旧等他の業務の状況等により、支援の可否を判断するものとし、支援が可能な場合は、作業実施者を乙及び丙に通知し、甲の職員及び作業実施者が出動する。

（費用の支払い）

第5条 乙又は丙は、第2条による樹木等除去作業終了後に作業実施者から、当該作業のために作業実施者の事業所（以下「基地」という。）を出発してから作業終了後に基地に帰還するまでの期間（以下「作業期間」という。）に当該作業に要した費用の請求を受けるものとする。

2. 作業実施者は、作業期間中に実施した当該作業に関する実施内容を乙又は丙に提示するものとする。

乙又は丙は、提示された実施内容に基づき、前項の請求を精査し、適当と認めたときは、速やかに作業実施者に費用を支払うものとする。

なお、精算や支払い方法に関する具体的な実施事項については、都度協議のうえ決定するものとする。

(事前対策の実施)

第6条 甲、乙及び丙は、倒木等による停電、道路寸断等の発生を防止するため、被害が想定される箇所の事前の情報共有について、協力体制を図るものとする。

(実施責任)

第7条 第2条による樹木等除去作業の支援に係る関係機関への周知、実施に伴い必要となる第三者の土地への立ち入り許可及び第三者からの問い合わせ等への対応は、乙及び丙が責任を持って行うものとする。

2. 作業実施者への指示は、乙及び丙の要請に応じて甲が行うものとし、作業完了後、甲は乙及び丙に作業完了の報告を行うものとする。

3. 作業中に発生した事故への対応は、甲が責任を持って行うものとするが、乙及び丙からの要請に起因する事故への対応は、乙及び丙が責任を持って行うものとする。

(損害賠償)

第8条 甲、乙及び丙は、この細目協定に違反又はその他自己の責に帰すべき事由により相手方が損失を被った場合、その損害につき、現実に被った直接かつ通常の損害(特別な事情によって生じた損害は含まない。)に限り賠償するものとする。

(協 議)

第9条 この細目協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議のうえ決定するものとする。

この細目協定の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙おのおのその1通を所持する。

2021年12月1日

甲 利 尻 町 長

乙 北海道電力株式会社
執行役員 総務部長

丙 北海道電力ネットワーク株式会社
旭川支店長

13-2-11-3 大規模災害時における道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業の支援に関する細目協定

この細目協定は、利尻町（以下、「甲」という。）と北海道電力株式会社（以下、「乙」という。）及び北海道電力ネットワーク株式会社（以下、「丙」という。）間において2021年12月1日に締結した「大規模災害時における相互協力に関する基本協定」第10条に基づき、乙及び丙が管理する電力設備等により、甲が管理する道路の通行に支障が生じた際、その早期解消に向けた、迅速かつ着実な作業の推進、連携に関して、必要な事項を定めるものである。

（対象区域）

第1条 道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業（以下「電力設備等除去作業」という。）の支援の対象とする区域は、甲が管理する町道の道路区域のほか、町道の通行に支障となる電力設備等の除去を行う周辺の区域とする。

（対象作業）

第2条 電力設備等除去作業の支援の対象とする作業は、乙及び丙が行う停電復旧作業のうち道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業とする。

2. 前項による除去等を甲が実施する際、乙及び丙は、現場の安全を判断できる技術員を派遣し、甲は同技術員の要請に基づき、電力設備等除去作業を実施することとする。

（要請の手続き）

第3条 乙及び丙は、甲に対して電力設備等除去作業の支援を要請する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を明示した「大規模災害時における停電復旧作業の支援要請書」（別紙第1号様式）を提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話で要請できるとし、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被災の状況
- （2）場所（住所、地図）
- （3）作業内容
- （4）作業希望日時
- （5）現地連絡責任者及び電話番号
- （6）その他必要な事項

（可否の判断）

第4条 甲は、乙及び丙から電力設備等除去作業の支援の要請を受けた場合は、前条の各号に定める事項及び道路管理者として優先すべき町道の復旧等他の業務の状況等により、支援の可否を判断するものとし、支援が可能な場合は、作業実施者を乙及び丙に通知し、甲の職員及び作業実施者が出動する。

（費用の支払い）

第5条 乙又は丙は、第2条による電力設備等除去作業終了後に作業実施者から、当該作業のために作業実施者の事業所（以下「基地」という。）を出発してから作業終了後に基地に帰還するまでの期間（以下「作業期間」という。）に当該作業に要した費用の請求を受けるものとする。

2. 作業実施者は、作業期間中に実施した当該作業に関する実施内容を乙又は丙に提示するものとする。乙又は丙は、提示された実施内容に基づき、前項の請求を精査し、適当と認めたときは、速やかに作業実施者に費用を支払うものとする。

なお、精算や支払い方法に関する具体的な実施事項については、都度協議のうえ決定するものとする。

（事前対策の実施）

第6条 甲、乙及び丙は、倒木等による停電、道路寸断等の発生を防止するため、被害が想定される箇所の事前の情報共有について、協力体制を図るものとする。

（実施責任）

第7条 第2条による電力設備等除去作業の支援に係る関係機関への周知、実施に伴い必要となる第三者の土地への立ち入り許可及び第三者からの問い合わせ等への対応は、乙及び丙が責任を持って行うものとする。

2. 作業実施者への指示は、乙及び丙の要請に応じて甲が行うものとし、作業完了後、甲は乙及び丙に作業完了の報告を行うものとする。

3. 作業中に発生した事故への対応は、甲が責任を持って行うものとするが、乙及び丙からの要請に起因する事故への対応は、乙及び丙が責任を持って行うものとする。

（損害賠償）

第8条 甲、乙及び丙は、この細目協定に違反又はその他自己の責に帰すべき事由により相手方が損失を被った場合、その損害につき、現実には被った直接かつ通常の損害（特別な事情によって生じた損害は含まない。）に限り賠償するものとする。

（協 議）

第9条 この細目協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議のうえ決定するものとする。

この細目協定の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙おのおのその1通を所持する。

2021年12月1日

甲 利 尻 町 長

乙 北海道電力株式会社

執行役員 総務部長

丙 北海道電力ネットワーク株式会社

旭川支店長

13-2-12 災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する 協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、利尻町地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、利尻町（以下「甲」という。）が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定するところのものであり、乙が認証した移動式木造住宅（ムービングハウス）のことをいう。

（所要の手続き）

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は後に文書を速やかに乙に提出しなければならない。

（協 力）

第4条 乙は、前条の要請があった時は、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）の斡旋その他可能な限り甲に協力するものとする。

（住宅建設）

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認した時は丙の請求により前項の費用を支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては防災情報室とし、乙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会本部とする。

（会員名簿の提供）

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

2 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1年甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は甲に報告するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了日の30日前までに甲又は乙からの解除の申し出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（協 議）

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和6年5月16日

- 甲 北海道利尻郡利尻町杓形字緑町14番地1
利尻町
利尻町長 上遠野 浩志
- 乙 北海道札幌市清田区美しが丘三条10丁目2番15号
一般社団法人日本ムービングハウス協会
代表理事 佐々木 信博
旭川支店長

13－2－13 利尻町と日本郵便株式会社利尻くつがた郵便局との「津波時等における一時避難施設」としての使用に関する協定書

利尻町(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社(以下「乙」という。)は、津波時等における一時避難施設としての施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、利尻町域に津波等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び地域住民等が乙の管理する施設を緊急的かつ一時的な避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(施設の用途)

第2条 この協定による施設の用途は、津波等による危険を回避するための一時避難施設とする。

(対象施設)

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を津波避難ビルとして、甲及び地域住民等に使用させるものとする。なお、施設内で使用できる範囲は乙が定めるものとする。

(施設名称)

施設名称	所在地
利尻くつがた郵便局	利尻町杓形本町29

(使用不可の連絡)

第4条 乙は、前条の施設が何らかの事情により津波避難ビルとして使用できないときは、速やかに甲に連絡するものとする。

(使用の通知)

第5条 甲は、津波避難ビルを使用しようとするとき、又は甲及び地域住民等が津波避難ビルを使用する必要があると認めたときは、乙に対し、その旨を口頭(事後、文書)で通知する。津波避難ビルの使用を終了するときも同様とする。

(津波避難ビルの使用)

第6条 甲又は地域住民等は、大規模地震に伴い津波警報が発表され、市内に避難指示が発令されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまで津波避難ビルを使用できるものとする。

2 避難指示が発令されていない場合であっても、津波による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

3 津波避難ビルの使用は、乙の社員が同施設内にいる時間帯のみ可能とし、使用にあたっては、甲及び地域住民等は乙の社員による誘導に従うものとする。

(使用料)

第7条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を津波避難ビルとして使用する場合は使用料は、無料とする。

(原状復旧)

第8条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を津波避難ビルとして使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(避難時の事故に係る責任)

第9条 乙は、津波避難ビルに地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同

様とする。

(窓 口)

第 1 1 条 この協定の庶務窓口は、甲にあっては利尻町役場防災情報室、乙にあっては、利尻くつがた郵便局とする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協 議)

第 1 2 条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2 0 2 4 年（令和 6 年） 8 月 2 7 日

甲 利尻町
利尻町長 上遠野 浩志

乙 日本郵便株式会社
北海道支社長 浄土 英二

13－2－14 「津波時等における一時避難施設」としての施設使用に関する協定書

利尻町（以下「甲」という。）と稚内信用金庫（以下「乙」という。）は津波時等における一時避難施設としての施設使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、利尻町域に津波等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び地域住民等が乙の管理する施設を緊急的かつ一時的な避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、津波等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を津波避難ビルとして、乙の職員が同施設内にいる時間帯において、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

（施設名称）

施設名称	所在地
稚内信用金庫利尻支店	利尻町沓形字本町34

（使用不可の連絡）

第4条 乙は、前条の施設が何らかの事情により津波避難ビルとして使用できないときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（使用の通知）

第5条 甲は、津波避難ビルを使用しようとするとき、又は甲及び地域住民等が津波避難ビルを使用する必要があると認めたときは、乙に対し、その旨を口頭（事後、文書）で通知する。津波避難ビルの使用を終了するときも同様とする。

（津波避難ビルの使用）

第6条 甲又は地域住民等は、大規模地震に伴い津波警報が発表され、市内に避難指示が発令されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまで津波避難ビルを使用できるものとする。

2 避難指示が発令されていない場合であっても、津波による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

（使用料）

第7条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を津波避難ビルとして使用する場合は、使用料は、無料とする。

（原状復旧）

第8条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を津波避難ビルとして使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

（避難時の事故に係る責任）

第9条 乙は、津波避難ビルに地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同

様とする。

(窓 口)

第 11 条 この協定の庶務窓口は、甲にあっては利尻町役場防災情報室、乙にあっては、稚内信用金庫利尻支店において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協 議)

第 12 条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2024 年（令和 6 年）8 月 28 日

甲 利尻町
利尻町長 上遠野 浩志

乙 稚内信用金庫
理事長 増田 雅俊

13-2-15 利尻町とアイランド イン リシリ（札幌国際観光株式会社）との 「津波時等における一時避難施設」としての使用に関する協定書

利尻町（以下「甲」という。）とアイランド イン リシリ（札幌国際観光株式会社）（以下「乙」という。）とは津波時等における一時避難施設としての施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、利尻町域に津波等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び地域住民等が乙の管理する施設を緊急的かつ一時的な避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、津波等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を津波避難ビルとして、乙の営業期間内において、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

（施設名称）

施設名称	所在地
アイランド イン リシリ (札幌国際観光株式会社)	利尻町杓形字富士見町30

（使用不可の連絡）

第4条 乙は、前条の施設が何らかの事情により津波避難ビルとして使用できないときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（使用の通知）

第5条 甲は、津波避難ビルを使用しようとするとき、又は甲及び地域住民等が津波避難ビルを使用する必要があると認めたときは、乙に対し、その旨を口頭（事後、文書）で通知する。津波避難ビルの使用を終了するときも同様とする。

（津波避難ビルの使用）

第6条 甲又は地域住民等は、大規模地震に伴い津波警報が発表され、市内に避難指示が発令されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまで津波避難ビルを使用できるものとする。

2 避難指示が発令されていない場合であっても、津波による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

（使用料）

第7条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を津波避難ビルとして使用する場合は使用料は、無料とする。

（原状復旧）

第8条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を津波避難ビルとして使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(避難時の事故に係る責任)

第 9 条 乙は、津波避難ビルに地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から 1 年間とし、有効期間満了の 1 月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

(窓 口)

第 11 条 この協定の庶務窓口は、甲にあっては利尻町役場防災情報室、乙にあっては、アイランド イン リシリ（札幌国際観光株式会社）において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協 議)

第 12 条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2024 年（令和 6 年）9 月 5 日

甲 利尻町

利尻町長 上遠野 浩志

乙 アイランド イン リシリ（札幌国際観光株式会社）

支配人 佐藤 幸樹

13－2－16 会津若松市交流市町災害時相互支援に関する協定書

会津若松市及び会津若松市交流市町のうち、災害時における相互支援の主旨に賛同する市町（以下「市町」という。）は、市町において地震、風水害、原子力発電所の事故等の災害が発生し、被災市町の住民生活に多大な被害が生じた場合に、友愛精神に基づき相互に支援し、被災市町の住民生活の復旧に役立てるため、次のとおり協定する。

（支援の種類）

第1条 支援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- （3）救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- （4）被災者を一時収容するための施設の提供
- （5）ボランティアの斡旋
- （6）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（支援要請の手続）

第2条 市町が被災したと見込まれる際には、事務局である会津若松市は被災市町に次の各号に定める事項を確認し、市町へ支援の要請を行うものとする。ただし、会津若松市が被災した場合は、むつ市または横須賀市が行うものとする。

- （1）被害状況
- （2）前条第1号及び第2号に掲げる支援を要する品名、数量等
- （3）前条第3号に掲げる職員の特性及び人員数
- （4）支援隊の集結場所及びその経路
- （5）支援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（支援の実施）

第3条 支援の要請を受けた市町は、業務に支障のない限り、これを実施するものとする。

（維持管理）

第4条 支援のために要請した資機材等の維持管理については、支援を要請した市町が行うものとする。

（経費の負担）

第5条 支援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として支援を要請した市町の負担とする。

2 前項の規定によりがたいときは、その都度、当事者間において協議の上定めるものとする。

（災害補償等）

第6条 派遣職員の支援活動中の公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が支援業務に従事中に生じたものについては支援を要請した市町が、被災地への往復の途中で生じたものについては支援の要請を受けた市町が賠償の責めを負うものとする。

（災害支援本部及び業務）

第7条 市町において大規模な災害が発生した場合は、協定を締結した市町は各々災害支援本部（以下「本部」という。）を設置し、事務局から被災市町の情報を得て、支援を行うものとする。

2 本部は、相互の情報の共有化を図り、円滑な支援の実施を図るものとする。

3 前2項に関する事務を行うため、市町は毎年度4月中旬に窓口となる連絡先を相互に交換するものとする。

（他の協定との関係）

第8条 この協定は、市町が別に締結した災害時相互応援協定を排除するものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、市町が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和7年7月9日から2年間とする。ただし、市町から期間満了の1年前までに別段の意思表示がないときは、この協定をさらに2年間有効とし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書12通を作成し、市町の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年7月9日

福島県会津若松市長 室井 照 平

青森県むつ市長 山 本 知 也

徳島県鳴門市長 泉 理 彦

長野県伊那市長 白 鳥 孝

神奈川県横須賀市長 上 地 克 明

北海道余市町長 齊 藤 啓 輔

滋賀県日野町長 堀 江 和 博

北海道稚内市長 工 藤 広

北海道利尻町長 上遠野 浩志

北海道利尻富士町長 田 村 祥 三

山形県米沢市長 近 藤 洋 介

青森県三戸町長 沼 沢 修 二

第 号
年 月 日

市町長 様

市 町 名
市町長名 印

災害発生による支援要請について

会津若松市交流市町災害時相互支援に関する協定に基づき、支援を要請します。

項 目	内 容
1. 被害状況	
2. 支援を要する 品名、数量等	
3. 支援を要する 職員の特性及び 人員数	
4. 支援隊の集結 場所 及びその経路	
5. 支援の期間	
6. その他支援に 必要な事項	

13-3 北海道協定一覧（北海道地域防災計画資料編抜粋）

（令和7年5月12日現在）

民間との協定126件延べ261企業・団体等、行政機関等6件

資料	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備考
1	新聞	災害時における報道要請に関する協定	新聞各社（22社）	S36～	
2-1	放送	災害時における放送要請に関する協定	道内放送各社（9社）	S40.5.20	
2-2		災害時における放送要請に関する協定	（一社）日本コミュニティ放送協会北海道地区協議会	H28.12.8	
3-1	医療・福祉・医薬	災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託協定	日本赤十字社北海道支部	S34.9.1	
3-2		災害時の医療救護活動に関する協定	（一社）北海道医師会	S62.12.22	
3-3		災害時の歯科医療救護活動に関する協定	（一社）北海道歯科医師会	H9.4.14	
3-4		災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	㈱スズケン愛生館営業部	H13.4	
3-5		災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	㈱ほくやく	H13.4	
3-6		災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	㈱モロオ	H13.4	
3-7		災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	㈱竹山	H13.4	
3-8		災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	㈱ムトウ	H13.4	
3-9		災害時の医療救護活動に関する協定	（一社）北海道薬剤師会	H14.2.28	
3-10		北海道DMATの派遣に関する協定	北海道DMAT指定医療機関（37機関）	H19.9.12	
3-11		北海道災害派遣ケアチームの派遣に関する協定	（福）北海道社会福祉協議会	H23.9.5	
3-12		災害時における医療用ガス等の供給に関する協定	（一社）日本産業・医療ガス協会	H24.9.7	
3-13		災害時の看護職医療救護活動に関する協定	（公社）北海道看護協会	H24.12.28	
3-14		災害時における医薬品等の供給に関する協定	（一社）北海道医薬品卸売業協会	H25.3.29	
3-15		災害時における医療機器等の供給に関する協定	北海道医療機器販売業協会	H25.3.29	

資料	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備 考
3-16	医療 ・ 福祉 ・ 医薬	災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定	(公社)北海道柔道整復師会	H26. 5. 16	
3-17		災害時における社会福祉施設等の相互支援協定	北海道老人福祉施設協議会、(一社)北海道老人保健施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、(一社)北海道知的障がい福祉協会、北海道救護施設協議会、北海道児童施設協議会、北海道精神障害者社会福祉事業協議会、(公社)日本認知症グループホーム協会北海道支部、(一社)北海道認知症グループホーム協会、北海道母子生活支援施設協議会	H26. 11. 5 H27. 3. 31	
3-18		災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定	北海道ホテル旅館生活衛生同業組合	H29. 1. 27	
3-19		航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定	航空自衛隊千歳基地ほか11団体(機関)	H31. 3. 28	
3-20		北海道災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	北海道ホームヘルプサービス協議会、北海道老人保健施設協議会、北海道知的障がい福祉協会、日本認知症グループホーム協会、全国介護事業者連盟北海道支部、北海道社会福祉会、北海道介護支援専門員協会、北海道理学療法士会、北海道作業療法士会	R 3. 3. 30	
			北海道精神障害者社会福祉事業協議会、北海道老人福祉施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、北海道児童施設協議会、北海道救護施設協議会、北海道母子生活支援施設協議会、北海道保育協議会、北海道ディサービスセンター協議会	R 3. 12. 8	
3-21		北海道災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書	社会福祉法人光寿会	R 5. 8. 17	
3-22		北海道災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書	医療法人歓生会	R 6. 2. 8	
3-23	北海道災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書	医療法人讃生会	R 6. 2. 8		

資料	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備 考
3-24	医療・福祉・医薬	北海道災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書	医療法人社団久仁会	R 6. 2. 8	
3-25		北海道災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書	医療法人北翔会	R 6. 2. 26	
3-26		北海道災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣に関する協定(北海道大学病院ほか9機関)			
4-1	食料・飲料・生活物資の供給等	災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定	北海道生活協同組合連合会	H17. 11. 22	
4-2		災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定	北海道コカ・コーラボトリング(株)	H18. 12. 22	
4-3		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	(株)セコマ	H18. 12. 22	帰宅者支援含む
4-4		災害時における物資の供給に関する協定	(株)ローソン	H20. 2. 21	別掲(帰宅支援)
4-5		災害時における物資の供給に関する協定	(株)セブンイレブン・ジャパン	H20. 7. 24	別掲(帰宅支援)
4-6		災害時における物資の供給に関する協定	(株)イトーヨーカ堂	H20. 7. 24	
4-8		災害時における飲料の供給等防災に関する協定	サントリーフーズ(株)	H20. 12. 18	
4-9		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	イオン北海道(株)	H22. 1. 20	帰宅者支援含む
4-10		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	DCMホームマック(株)	H23. 3. 23	帰宅者支援含む
4-11		災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定	日糧製パン(株)	H24. 3. 27	帰宅者支援含む
4-12		災害時における物資の供給に関する協定	(株)北海道ファミリーマート、(株)ファミリーマート	H25. 11. 22	
4-13		災害時における物資の供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	H26. 11. 21	
4-14		災害時における物資の供給に関する協定	コストコホールセールジャパン(株)	H28. 6. 20	
4-15		災害時における段ボール製品の調達に関する協定	東日本段ボール工業組合	H29. 3. 10	
4-16		災害時等における各種コンテナ製品等の供給に関する協定	ウォレットジャパン(株)	R 2. 1. 22	

資料	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備 考
4-17		災害時等における段ボール製品の調達等に関する協定	合同容器(株)	R 2. 4. 6	
4-18		災害時における物資の供給等に関する協力協定	(株)ファーストリテイリング	R 4. 4. 31	
4-19		災害時における物資の供給等に関する協定	(株)ニトリホールディングス	R 4. 8. 26	
4-20		災害時等における資機材のレンタルに関する協定	(一社)日本建設機械レンタル協会北海道支部	R 5. 3. 28	
4-21		災害時等におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定	北海道キッチンカー協会	R 7. 3. 28	
4-22		災害時における資機材のレンタルに関する協定	(一般社団法人)ジャパン・レンタル・アソシエーション北海道支部	R 7. 3. 28	
5-1	救助・ 救援等の 支援	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	NPO法人日本レスキュー協会	H20. 4. 16	
5-2		災害時における隊友会の協力に関する協定	(公社)隊友会北海道隊友会連合会	H21. 6. 26	
5-3		災害時における動物救護等に関する協定	動物救護関係の団体： (公社)北海道獣医師会、 (公社)日本愛玩動物協会	H24. 12. 21	地方自治体： 道、札幌市、 旭川市、函館市
5-4		災害時及び災害活動に関する協力協定	(公社)日本青年会議所北海道地区協議会	H25. 1. 23	
5-5		災害時における交通誘導業務等に関する協定	(一社)北海道警備業協会	H10. 12. 18	
5-6		災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)北海道建設業協会	H25. 3. 25	
5-7		建設管理部所管公共土木施設の災害時等における協力体制に関する協定	(一社)北海道道路標示・標識業協会	H25. 4. 1	
5-8		災害時等の緊急時における業務連携に関する協定	(地独)北海道立総合研究機構	H22. 4. 1	
5-9		大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	(公社)北海道産業資源環境協会	H23. 4. 19	
5-10		災害時における協力体制に関する基本協定	(一社)北海道測量設計業協会	H24. 10. 31	
5-11		災害時における協力体制に関する基本協定	(一社)北海道地質調査業協会	H27. 1. 28	
5-12		土砂災害等の発生に関する情報提供に係る協定	ヤマト運輸株式会社(各主管支店)	H27. 9	各(総合)振興局において締結
5-13		災害時における協力体制に関する協定	(一社)北海道土木コンクリートブロック協会	H29. 1. 27	

資料	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備考
5-14		災害時における相互協力に関する協定	北海道公立大学法人札幌医科大学	H29.12.20	
5-15		災害時における協力体制に関する基本協定	北海道維持管理業務連絡協議会	H30.3.22	
5-16		災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	(公社)日本下水道管路管理業協会	H30.3.23	
5-17		災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	(一社)全国上下水道コンサルタント協会北海道支部	H30.3.23	
5-18		災害時における協力体制に関する基本協定	(一社)日本砕石協会、 (一社)日本砂利協会	H31.1.25	
5-19		災害時における協力体制に関する基本協定	一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会 北海道支部	H31.3.26	
5-20		公共土木施設災害復旧事業支援に関する協定	(一財)北海道建設技術センター	H28.9.7	
5-21		北海道とAUTHENTICJAPAN株式会社との消防活動等の協力に関する協定	AUTHENTICJAPAN(株)	R2.4.9	
5-22		循環型地域社会の形成に関する協定	太平洋セメント(株) 北斗市	R2.12.24	
5-23		災害時等における解体・撤去等に関する協定	(一社)北海道解体工事業協会	R3.3.29	
5-24		大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	(公社)北海道浄化槽協会 (一社)北海道環境保全協会、 北海道環境整備事業協同組合	R3.4.26	
5-25		災害時等における車両等の排除業務に関する協定	全日本ロータス同友会北海道ブロック	R5.3.13	
5-26		災害時における協力体制に関する協定	北海道舗装関係団体災害緊急対策連絡協議会	R5.5.22	
5-27		大規模災害発生時における被災自動車の撤去等に関する協定	北海道自動車処理協同組合	R6.1.25	
5-28		災害時等における車両等の排除業務に関する協定	一般社団法人北海道レッカー事業組合	R7.3.28	
6-1	葬祭の支援	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	北海道葬祭業協同組合	H14.3.29	
6-2		災害時における葬祭用品の供給に関する協定	(社)全日本冠婚葬祭互助協会	H17.11.1	
6-3		災害時の遺体搬送等に関する協定	(一社)全国霊柩自動車協会	H18.6.23	
7-1	住宅の支援	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(社)プレハブ建築協会	H8.11.1	

資料	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備考
7-2	住 宅 の 支 援	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	(公社)北海道宅地建物取引業協会	H23. 5. 2	
7-3		災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合	H24. 3. 27	
7-4		災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定	(独法)住宅金融支援機構	H27. 2. 23	
7-5		災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定	(一社)全国木造建設事業協会	H29. 10. 20	
7-6		災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(一社)日本ムービングハウス協会	R 4. 11. 22	
7-7		災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書	一般社団法人日本木造住宅産業協会	R 6. 3. 22	
8-1	帰 宅 支 援	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)壱番屋	H20. 12. 17	
8-3		災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)セブンイレブン・ジャパン	H20. 12. 17	
8-4		災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)北海道ファミリーマート	H20. 12. 17	
8-5		災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)モスフードサービス	H20. 12. 17	
8-6		災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)ローソン	H20. 12. 17	
8-7		災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)ダスキン (ミスタードーナツ店)	H24. 11. 1	
-		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	(株)セコマ	H18. 12. 22	(再掲)
-		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	イオン北海道(株)	H22. 1. 20	(再掲)
-		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	ホームック(株)	H23. 3. 23	(再掲)
-		災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	北海道石油業協同組合連合会	H23. 12. 26	(再掲)
-		災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定 (帰宅者支援)	日糧製パン (株)	H24. 3. 27	(再掲)

資料	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備考
9-1	輸送・保管	災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定	(公社)北海道トラック協会	H23.10.17	
9-2		災害時における緊急・救援輸送等に関する協定	北海道旅客船協会	H24.3.27	
9-3		災害時における輸送車両提供の協力に関する協定	北海道地区レンタカー協会連合会	H25.3.25	
9-4		災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	全日本空輸(株)	H25.3.29	
9-5		災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	日本航空(株)・(株)ジェイエア	H25.3.29	
9-6		災害時等における船舶による輸送等に関する協定	日本内航海運組合総連合会	H25.9.27	
9-7		災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	(株)AIRDO	H26.1.29	
9-8		災害時における物資の保管等に関する協定	苫小牧地区倉庫協会	H29.7.24	
9-9		災害時における物資の保管等に関する協定	小樽倉庫協会	H30.3.19	
9-10		災害時における物資の保管等に関する協定	札幌倉庫協会	H30.3.28	
9-11		災害時における物資の保管等に関する協定	道北倉庫協会	H30.3.28	
9-12		災害時における物資の保管等に関する協定	室蘭地区倉庫協会	H30.3.28	
9-13		災害時における港湾荷役の支援等に関する協定	北海道港運協会	H30.5.2	
9-14		災害時における物資の保管等に関する協定	函館倉庫協会	H30.5.10	
9-15		災害時等における緊急輸送等に関する協定	(一社)北海道ハイヤー協会	H30.12.18	
9-16		災害時における物資の保管等に関する協定	道東倉庫協会	H31.3.29	
9-17		災害時における物資の保管等に関する協定	北見地区倉庫協会	H31.3.29	
9-18		災害時における電動車両等の支援に関する協定	道内三菱自動車販売会社11社、三菱自動車工業(株)	R2.10.28	
9-19		災害時における物資の保管等に関する協定	帯広地区倉庫協会	R5.1.10	
9-20		災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定	北海道ドローン協会	R7.5.12	映像撮影・データ解析含む。

資料	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備考
9-21	輸送・保管	災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定	(株)YellowBuck	R 7. 5. 12	
9-22		災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定	(一社)日本UAS産業振興協議会	R 7. 5. 12	運行調整含む。
10-1	その他	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	北海道石油業協同組合連合会	H23. 12. 26	燃料、帰宅者支援含む
10-2		災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	北海道行政書士会	H26. 1. 29	相談
10-3		災害等による水道施設被害に係る相互応援に関する覚書	(公社)日本水道協会北海道地方支部	H17. 4. 8	
10-4		災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	H27. 3. 13	
10-5		災害時における相談業務の応援に関する協定	士業7団体(弁護士、公認会計士、司法書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、税理士、行政書士)	H29. 6. 2	相談
10-6		災害時における物資の供給に関する協定	丸玉産業(株)	H29. 8. 23	合板
10-7		大規模災害時に株式会社北海道日本ハムファイターズ、株式会社ファイターズスポーツ&エンターティメント、北広島市及び北海道との相互連携・相互協力に関する覚書	北海道、北広島市、株式会社北海道日本ハムファイターズ、株式会社ファイターズスポーツ&エンターティメント	R 2. 1. 24	
10-8		大規模災害発生時における相互協力に関する協定	北海道電力(株)及び北海道電力ネットワーク	R 3. 8. 31	
10-9		大規模災害発生時における相互協力に関する協定	東日本電信電話(株)北海道事業部	R 3. 8. 31	
10-10		災害時の外国人支援に関する協定	(公社)北海道国際交流・協力総合センター	R 4. 7. 1	
10-11		災害派遣時の航空機の活動拠点としての道東空港使用に関する協定	北海道エアポート株式会社女満別空港事務所、陸上自衛隊北部方面隊、海上自衛隊大湊地方隊、航空自衛隊北部航空方面隊	R 5. 3. 29	
10-12		大規模災害時における重要システムの復旧に係る協定	株式会社HARP	R 5. 6. 6	
11-1	行政機関	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国都道府県	H 8. 7. 18	H30. 11. 9 改正 (最新)

資料	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備考
11-2	行政 機関	大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	北海道、東北8道県	H 7. 10. 31	H26. 10. 21 改正（最新）
11-3		災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	道及び全道179市町村	H 9. 11. 5	H27. 3. 31 改正（最新）
11-4		大規模災害時の連携に係る協定	陸上自衛隊北部方面隊	H24. 6. 7	
11-5		災害時の応援に関する協定	財務省北海道財務局、全道179市町村	H26. 3. 28	
11-7		北海道における災害時等の相互協力に関する協定	北海道開発局、札幌市	H28. 12. 9	
11-8		大規模災害に備えた北海道と陸上自衛隊北部方面隊との連携・協力に関する覚書	陸上自衛隊北部方面隊	H28. 3. 17	
11-9		災害派遣活動拠点としての道立公園の使用等に関する覚書	陸上自衛隊北部方面隊	R 4. 3. 10	

13-4 その他

No.	名 称	相 手 先	概 要
1	道北地区沿岸海域排出油等防除協議会会則 (平成14年3月6日) (平成24年5月31日)	稚内海上保安部警備救難課 (道北地区沿岸海域排出油等防除協議会)	・道北地区沿岸海域における排出油等防除マニュアルの作成 ・排出油等防除のための出動体制、相互通報体制の確立 ・排出油等防除のための資機材の取扱研究及び備蓄・整備の推進 ・排出油等防除のための訓練の実施 ・その他排出油等の防除に関する研究及び情報交換

13－5 道北地区沿岸海域排出油等防除協議会会則

(名称)

第1条 この会を、道北地区沿岸海域排出油等防除協議会（以下「協議会」という。）と呼称する。

(目的)

第2条 宗谷支庁沿岸海域及び留萌支庁天塩町並びに遠別町沿岸海域（以下「道北地区沿岸海域」という。）において、船舶又は海洋施設から油、有害液体物質等（以下「排出油等」という。）の排出事故が発生し、原因者のみでは的確な防除措置ができないと判断される場合、関係機関及び団体等が一体となり、総合的な排出油等防除活動について連携を図り、必要な事項を協議を行うとともに防除活動の総合調整を行うことを目的としてこの協議会を設置する。

2 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年「法律第136号」）第43条の6の協議会として活動する。

(協議会の業務)

第3条 前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 道北地区沿岸海域における排出油等防除マニュアルの作成
- (2) 排出油等防除のための出動体制、相互通報体制の確立
- (3) 排出油等防除のための資機材の取扱研究及び備蓄・整備の推進
- (4) 排出油等防除のための訓練の実施
- (5) その他排出油等の防除に関する研究及び情報交換

(会員)

第4条 協議会は、道北地区沿岸海域の排出油等防除対策に関係ある別表1に掲げる行政機関及び団体並びに民間事業所の長又はその指名する者をもって会員とする。

2 会長は稚内海上保安部長とし、会務を総理する。

(会議)

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

2 定例会議は年1回開催する。

3 臨時会議は必要がある場合に開催する。

(情報の交換)

第6条 会員は、毎年3月31日現在の排出油等防除資機材の保有量を、別表2「道北地区沿岸海域排出油等防除協議会調査表」に記載し、4月15日までに会長に報告するものとする。

2 会長は、会員から提出された資料を取りまとめ会員に配布するとともに、会員の保有する排出油等防除資機材のデータベース化を行い、道北地区沿岸海域における排出油等防除体制の把握に努めるものとする。

(情報の提供)

第7条 会長は、道北地区沿岸海域において排出油等事故が発生し、又は発生するおそれがあるこ

とを認知した場合は、**別図 1**「情報連絡系統図」のうち必要と認める会員に対し第 1 号様式「排出油等事故情報」を F A X 等により通報するとともに追加情報の収集に努めるものとする。

- 2 通報を受けた会員は、関連情報の収集に努めるとともに会員が独自に入手した情報は、F A X 等により会長あて通報するものとする。

(防除活動)

第 8 条 会員である船舶所有者等は、海防法第 39 条第 2 項各号に掲げる原因者又は同条第 4 号各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

- 2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第 41 条の 2 の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

- 3 会員である民間防災機関、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(総合調整本部)

第 9 条 会長は、前条により要請等が行われた場合は、直ちに総合調整本部を設け、排出油等防除活動のための連絡調整を行うものとする。

- 2 会員は、その所属する職員を総合調整本部に派遣するものとする。

- 3 総合調整本部における連絡調整事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 排出油等事故情報の収集、分析及び評価に関すること。
- (2) 総合的な排出油等防除計画の策定と実施に関すること。
- (3) 各関係機関等の活動の効果的推進のための連絡調整に関すること。
- (4) 協議会の活動等の広報に関すること。
- (5) その他排出油等防除活動の実施について必要な事項

(活動)

第 10 条 第 8 条により出動した会員の活動隊は、それぞれ固有の指揮系統のもとに排出油等の防除活動に当たり、各活動隊の調整は総合調整本部において行うものとする。

- 2 会員は、当日の作業を終了したときは、第 3 号様式「活動報告（日報）」を F A X 等により速やかに会長に報告するものとする。

(訓練等)

第 11 条 大量の排出油等事故発生時における防除体制を確認し、防除活動を演練するため年 1 回以上、排出油等防除のための訓練又は研修を行うものとする。

(経費の求償)

第 12 条 会員が行った排出油等防除活動に要した費用の求償については、排出油等事故の原因者等に請求するものとし、求償に関する事務については次の各号によるものとする。

- (1) 経費の算出計上及び請求書等作成の事務は、それぞれの出動会員が行うものとする。
- (2) 前号の事務を行うに当たっては、会員の意志統一を図るため、協議会事務局が会員の請求事務担当者による意見交換の場を設けるものとする。

(災害補償)

第13条 排出油等防除活動を実施した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾になった場合における災害補償については、法的に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する会員等が当たるものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第14条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、北海道沿岸海域に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(隣接する協議会との連携、協力)

第15条 会長は、留萌管内沿岸流出油等災害対策協議会又は紋別地区沿岸排出油等災害対策協議会(以下「隣接協議会」という。)会長から、道北地区沿岸海域外において発生した排出油等事故に関し情報提供等があった場合は、必要と認める会員に対し情報提供等を行う。

2 会長は、原因者等及び協議会会員のみでは排出油等の防除が困難であると判断した場合、又は排出油等が隣接協議会の海域に及ぶおそれがある場合は、必要と認める隣接協議会に対し情報提供を行うものとする。

3 隣接協議会との排出油等防除活動における情報提供、協力作業要領等は、別に協議して定めるものとする。

(協議)

第16条 この会則に定められていない事項又は疑義が生じたときは、その都度協議して決定するものとする。

(事務局)

第17条 協議会の事務局は、稚内海上保安部警備救難課に置くものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成14年3月6日から施行する。
- 2 この会則は、平成24年5月30日から施行する。
- 3 この会則は、令和2年6月12日から施行する。

別図 1 (第 7 条関係)

道北地区沿岸海域排出油等防除協議会連絡系統図



道北地区沿岸海域排出油等防除協議会会員名簿

(令和8年2月1日現在)

所在地	機関名等	連絡先				担当部局	連絡担当 職 名
		昼 間	夜間・休日	F A X			
稚内市	稚内海上保安部	0162	23-2631 23-2633	同左	29-2007	警備救難課	専門官
稚内市	北海道運輸局旭川運輸支局稚内庁舎	0162	23-5047	同左	24-3435	海事担当	首席運輸企画専門官
稚内市	稚内地方气象台	0162	23-2679	23-2678	22-5939	—	防災気象官
稚内市	稚内開発建設部	0162	33-1160	090-8909-0066	33-1047	築港課	課長補佐
	稚内開発建設部稚内港湾事務所	0162	33-2758	090-3119-6182	34-1757	第1工務課	課長
稚内市	宗谷総合振興局	0162	33-2526	同左	33-2644	地域政策課	防災係長
留萌市	留萌振興局	0164	42-8426	42-8404	011-585-6386	地域政策課	主査(危機対策)
稚内市	稚内市(港湾管理者)	0162	23-6483	同左	23-7999	港湾課 施設管理G	主査
	稚内市	0162	23-6380	23-6161	23-3350	総務防災課	主査
利尻町	利尻町	0163	84-2345	同左	84-3553	防災情報室情報 エネルギー係	係長
利尻富士町	利尻富士町	0163	82-1350	同左	82-1373	産業振興課	水産港政係長
礼文町	礼文町	0163	86-1001	同左	86-1007	総務課	主幹
幌延町	幌延町	01632	5-1111	同左	5-2971	総務財政課総務 グループ	防災情報係長
天塩町	天塩町	01632	2-1001	同左	2-2464	住民課	住民安全係長
遠別町	遠別町	01632	7-2111	同左	7-3695	総務課企画振興 係	防災情報係主事
豊富町	豊富町	0162	82-1001	同左	82-2806	総務課	主幹
枝幸町	枝幸町	0163	62-1234	62-1234	62-3353	総務課防災協働 G	主幹
浜頓別町	浜頓別町	01634	2-2345	同左	2-4766	総務課	総務課長
猿払村	猿払村	01635	2-3131	同左	2-3812	総務課	情報防災係
稚内市	旭川方面稚内警察署	0162	24-0110	同左	22-4400	地域課	水上係
天塩町	旭川方面天塩警察署	01632	2-2110	同左	同左	警備係	警備係長
枝幸町	旭川方面枝幸警察署	0163	62-0110	同左	同左	警備係	地域係長
稚内市	稚内地区消防事務組合消防本部	0162	23-2176	同左	22-0395	警防グループ	主査
稚内市	稚内消防団本部	0162	23-3079	—	22-2400	—	本部長
豊富町	稚内地区消防事務組合消防署豊富支署	0162	82-2005	同左	82-1191	警防係	主幹
羽幌町	北留萌消防組合消防本部	0164	62-1220	62-1246	62-5839 (夜) 62-1446	消防課	消防課長
遠別町	北留萌消防組合消防署遠別支署	01632	7-2119	同左	7-2028	警防係	警防係長
天塩町	北留萌消防組合消防署天塩支署	01632	2-1560	同左	2-1177	警防係	主幹
幌延町	北留萌消防組合消防署幌延支署	01632	5-1159	同左	5-2914	警防係	主幹(警防係長)
利尻町	利尻礼文消防事務組合消防本部	0163	84-2742	同左	84-2934	総務課 (警防係)	警防係長

所在地	機関名等	連絡先				担当部局	連絡担当 職 名
		昼 間	夜間・休日	F A X			
利尻町	利尻礼文消防事務組合消防署	0163	84-2119	同左	84-3207	警防係	警防係長
利尻富士町	利尻礼文消防事務組合利尻富士支署	0163	82-1119	同左	85-7119	警防係	警防係長
礼文町	利尻礼文消防事務組合消防署礼文支署	0163	86-1119	同左	86-2650	警防係	係長
枝幸町	南宗谷消防組合消防本部	0163	62-1421	62-1119	62-1692	総務課警防グループ	主幹
枝幸町	南宗谷消防組合枝幸消防署	0163	62-1119	同左	62-1120	警防グループ	警防グループ主幹
浜頓別町	南宗谷消防組合浜頓別支署	01634	2-2119	同左	2-3769	警防グループ	主査
猿払村	稚内地区消防事務組合消防署猿払支署	01635	2-2119	同左	2-3159	警防係	警防係長
稚内市	稚内港運株式会社	0162	22-3233	同左	22-4402	—	総務課長
稚内市	E N E O S 株式会社稚内油槽所	0162	23-6620	090-8906-3094	22-8821	—	所長
稚内市	北海道漁業協同組合連合会	011	281-8520	090-8896-0741	011-271-5322	購買部	次長
稚内市	稚内機船漁業協同組合	0162	23-4180	090-9082-2421	24-1125	指導部	参事
稚内市	稚内漁業協同組合	0162	23-3034	090-1649-6435	23-8314	総務課	参事補
稚内市	宗谷漁業協同組合	0162	77-2331	080-5585-8818	77-2356	総務部	参事
礼文町	香深漁業協同組合	0163	86-1745	同左	86-1583	指導課	総務兼指導部長
礼文町	船泊漁業協同組合	0163	87-2101	同左	87-3015	指導部	次長
利尻富士町	利尻漁業協同組合	0163	82-1105	同左	82-1580	総務部	参事
利尻町	利尻礼文消防事務組合消防署	0163	84-2119	同左	84-3207	警防係	警防係長
利尻富士町	利尻礼文消防事務組合利尻富士支署	0163	82-1119	同左	85-7119	警防係	警防係長
遠別町	遠別漁業協同組合	01632	7-2235	090-8274-8043 090-3394-0640	7-3984	管理課	参事 課長
天塩町	北るもい漁業協同組合天塩支所	01632	2-1113	同左	2-3096	管理課	支所長
枝幸町	枝幸漁業協同組合	0163	62-1285	同左	62-1035	指導部指導課	課長
浜頓別町	頓別漁業協同組合	01634	2-2161	同左	2-3371	指導課	係長
猿払村	猿払村漁業協同組合	01635	2-3111	同左	2-3177	総務部	—
稚内市	藤建設株式会社	0162	23-4814	090-7650-9674	22-0325	稚内事業部	土木副部長
稚内市	株式会社中田組	0162	22-5670	090-5174-2557	22-8234	工務部	取締役執行役員 工務部長
稚内市	丹羽建設株式会社稚内支店	0162	24-1824	090-6873-8003	2-3285	土木部	工事統括部長
枝幸町	安田建設株式会社	0163	62-4111	090-7056-2561	62-4118	工事部	執行役員次長
稚内市	石塚建設興業株式会社	0162	33-4956	090-3393-0280	32-7428	土木部土木課	土木統括部長
稚内市	稚内港湾施設株式会社	0162	23-2365	同左	22-1212	—	専務
稚内市	日本通運株式会社 East カンパニーロジスティクス第四部稚内物流事業所	0162	23-2651	—	23-2666	支店長	支店長
稚内市	稚内通運株式会社	0162	23-7317	090-7050-6443	23-4393	業務課	業務課長代理
稚内市	ハートランドフェリー株式会社	0162	23-3780	080-2873-3378	23-6730	海務課	稚内支店長 海務監督

所在地	機関名等	連絡先				担当部局	連絡担当 職 名
		昼 間	夜間・休日	F A X			
稚内市	宗谷地方石油業協同組合	0162	23-2767	090-3390-7037	24-4108	事務局	事務局長
稚内市	エア・ウォーター株式会社稚内LPG 基地	0162	22-7011	080-1885-0003	24-4700	—	保安係
稚内市	そうべいプロパン株式会社	0162	23-5343	同左	23-2012	—	係長
稚内市	渋田海運株式会社	0162	24-6480	090-8277-5779	24-6481	—	所長
稚内市	(株) 稚内衛生公社	090-3113-2130		同左	33-7747	事業課	事業部長

14 条例・規定等

14-1 利尻町防災会議条例（昭和37年12月24日 条例第21号）

改正

昭和57年3月15日 条例第6号

平成12年3月27日 条例第17号

平成24年9月18日 条例第20号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、利尻町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 利尻町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2） 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3） 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、町長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- （1） 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- （2） 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- （3） 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
- （4） 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- （5） 教育長
- （6） 利尻礼文消防事務組合の職員のうちから町長が任命する者
- （7） 利尻礼文消防事務組合の消防団長のうちから町長が任命する者
- （8） 指定公共機関又は指定地方公共機関並びに水難救済会救護所の所員のうちから町長が任命する者
- （9） 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 委員の定数は、26人以内とする。

7 第5項第8号及び第9号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期
〔利尻町防災2〕

は、**その**前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他の防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月15日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日条例第17号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月18日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

14－2 利尻町災害対策本部条例 （昭和37年12月24日） （条 例 第 22 号）

改正

平成24年 9 月18日 条例第21号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号・以下「法」という。）第23条の2第8項の規定に基づき、利尻町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 法第23条の2第2項に規定する災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、同条第3項に規定する災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 法第23条の2第3項に規定する災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 9 月18日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

1 情報収集・報告

1 - 1

気象警報等受理票				
警報等名		発 令	年 月 日 時 分	
		解 除	年 月 日 時 分	
発信者名		受 信 時 刻	年 月 日 時 分	
受信者名				
本 文				
措 置				
関 係 機 関 名		伝 達 時 刻	備 考	
		日 時 分		

1 - 2

被害状況調査報告（第 次調査）

調 査 隊 員 名										
調 査 地 区 名				報 告 の 時 限		月 日 時 分				
報 告 者				受 信 者						
項 目		件数	摘 要		項 目	件数	摘 要			
人 的 被 害	死 者				非 住 家 被 害	全 壊				
	行 方 不 明					半 壊				
	重 傷					一 部 破 損				
	軽 傷					床 上 浸 水				
住 家 被 害	全 壊	棟 数				農 業 被 害	農 地		ha	
		世 帯 数					農 作 物		ha	
		人 員								
	半 壊	棟 数			そ の 他					
		世 帯 数								
		人 員								
	一 部 破 損	棟 数			林 業 被 害	林 道				
		世 帯 数				そ の 他				
		人 員			土 木 被 害		道 路			
	床 上 浸 水	棟 数				河 川				
		世 帯 数								
		人 員								
	床 下 浸 水	棟 数			橋 梁					
		世 帯 数								
		人 員								

その他（特記）報告事項

※ 本報告書は次の調査隊に引き継ぎ、次の調査隊においては被害場所とその後の状況を調査するとともに新たな被害場所の発見に努めること。

1 - 3 - 1

被害状況報告

										月 日 時現在		
災害発生日時				月 日 時 分		災害の原因						
災害発生場所												
発信	機関(市町村)名					受信	振興局名					
	職・氏名						職・氏名					
	発信日時			月 日 時 分			受信日時			月 日 時 分		
項目			件数等	被害金額(千円)		項目			件数等	被害金額(千円)		
①人的被害	死 者	人		※個人の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告		⑤土木被害	道 工 事	河 川	箇所			
	行方不明	人						海 岸	箇所			
	重 傷	人						砂防設備	箇所			
	軽 傷	人						地すべり	箇所			
計		人			急傾斜地		箇所					
②住家被害	全 壊	棟			木 被 害		市町村工事	道 路	箇所			
		世帯						橋 梁	箇所			
		人						小 計	箇所			
	半 壊	棟			河 川		箇所					
		世帯			道 路		箇所					
		人			橋 梁	箇所						
	一部破損	棟			小 計	箇所						
		世帯			港 湾	箇所						
	床上浸水	棟			漁 港	箇所						
		世帯			下 水 道	箇所						
		人			公 園	箇所						
	床下浸水	棟			崖くずれ	箇所						
		世帯			計		箇所					
		人										
計		棟			⑥水産被害	漁 船	沈没流出	隻				
		世帯				破 損	隻					
		人				計	隻					
		棟				漁港施設	箇所					
		世帯				共同利用施設	箇所					
		人				その他施設	箇所					
③非住家被害	全壊	公共建物	棟				漁具(網)	件				
		その他	棟				水産製品	件				
	半壊	公共建物	棟				その他	件				
		その他	棟				計					
計		公共建物	棟									
		その他	棟									
④農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha		⑦林業被害	道 有 林	林 地	箇所			
			浸冠水	ha				治山施設	箇所			
		畑	流失・埋没等	ha				林 道	箇所			
			浸冠水	ha				林 産 物	箇所			
	農作物	田	ha		そ の 他		箇所					
		畑	ha		小 計		箇所					
	農業用施設		箇所		一般民有林		林 地	箇所				
	共同利用施設		箇所				治山施設	箇所				
	営農施設		箇所				林 道	箇所				
	畜産被害		箇所				林 産 物	箇所				
	その他		箇所			そ の 他	箇所					
	計					小 計	箇所					
						計	箇所					

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水 道	箇所			⑪ 社会教育施設被害	箇所			
	病院	公 立	箇所		⑫ 社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所		
		し尿処理	箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所	—	
		火 葬 場	箇所			鉄道施設	箇所		
計	箇所		被害船舶(漁船除く)	隻					
⑨ 商工被害	商 業	件		空 港		箇所			
	工 業	件		水 道		戸	—		
	そ の 他	件		電 話		回線	—		
計	件		電 気	戸	—				
⑩ 公立文教施設被害	小 学 校	箇所		ガ ス	戸	—			
	中 学 校	箇所		ブロック塀等	箇所	—			
	高 校	箇所		都市施設	箇所				
	その他文教施設	箇所		計		—			
	計	箇所		被 害 総 額					
公共施設被害市町村数			団体		火災	建 物	件		
罹災世帯数			世帯		発生	危 険 物	件		
罹 災 者 数			人			そ の 他	件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数		人		
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局・振興局）								
	市町村名	名 称			設置日時		廃止日時		
災害救助法適用市町村名									
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

1-3-2

被害状況報告集計表

災害・事故名				年 月 日 時現在				
総合振興局又は振興局								
項 目		件数等	被害金額(円)	項 目		件数等	被害金額(円)	
① 人的被害	死 者	人	※個人別の氏名、性別、年令、原因は、別紙で整理報告	⑤ 土木被害	河 川	箇所		
	うち災害関連死者	人			海 岸	箇所		
	行方不明	人			砂防設備	箇所		
	重 傷	人			地すべり	箇所		
	軽 傷	人			急傾斜地	箇所		
	計	人			道 路	箇所		
② 住家被害	全 壊	棟 世帯 人			市町村工事	橋 梁	箇所	
	半 壊	棟 世帯 人				小 計	箇所	
	一部破損	棟 世帯 人				河 川	箇所	
	床上浸水	棟 世帯 人				道 路	箇所	
	床下浸水	棟 世帯 人				橋 梁	箇所	
	計	棟 世帯 人				小 計	箇所	
	漁 港	箇所		漁 港		箇所		
	下 水 道	箇所		下 水 道		箇所		
	公 園	箇所		公 園		箇所		
	崖くずれ	箇所		崖くずれ		箇所		
	計	箇所		計		箇所		
	③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟		⑥ 水産被害	漁 船	隻
その他		棟		沈没流出	隻			
半壊		公共建物	棟	破 損	隻			
その他		棟		計	隻			
計		公共建物	棟	漁港施設	箇所			
その他		棟		共同利用施設	箇所			
計		公共建物	棟	その他施設	箇所			
その他		棟		漁具(網)	件			
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没	ha	⑦ 林業被害	林 地	箇所	
	畑	流出・埋没	ha	治山施設		箇所		
	農作物	田	流出・埋没	ha		林 道	箇所	
	畑	流出・埋没	ha	林 産 物		箇所		
	農業用施設	箇所		そ の 他		箇所		
	共同利用施設	箇所		小 計		箇所		
	営農施設	箇所		林 地		箇所		
	畜産被害	箇所		治山施設		箇所		
	その他	箇所		林 道		箇所		
	計			林 産 物		箇所		
	計			そ の 他		箇所		
	計			小 計		箇所		
計			計	箇所				

項 目		件数等	被害金額(円)	項 目		件数等	被害金額(円)	
⑧ 衛生被害	水 道	箇所		⑪ 社会教育施設被害		箇所		
	病院	公 立	箇所		⑫ 社会福祉施設等被害	公 立	箇所	
		個 人	箇所			法 人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		⑬ その他	計	箇所	
		し尿処理	箇所			鉄道不通	箇所	—
	火 葬 場	箇所		鉄道施設		箇所		
計	箇所		被害船舶(漁船除く)	隻				
⑨ 商工被害	商 業	件		空 港		箇所		
	工 業	件		水 道	戸	—		
	そ の 他	件		電 話	回線	—		
	計	件		電 気	戸	—		
⑩ 公立文教施設被害	小 学 校	箇所		ガ ス	戸	—		
	中 学 校	箇所		ブロック塀等	箇所	—		
	高 校	箇所		都市施設	箇所			
	その他文教施設	箇所						
	計	箇所		被 害 総 額				
公共施設被害市町村数			団体	火災	建 物	件		
り災世帯数			世帯	発生	危 険 物	件		
り災者数			人		そ の 他	件		
消防職員出動延人数			人	消防団員出動延人数		人		
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）							
	市町村名	名 称				設置日時	廃止日時	
災害救助法適用市町村名								
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難情報の発令状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか								

1-4 被害の判断基準

被害区分		判断基準
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 なお、死者の計上場所については、下記のとおりとする。 (1) 被災地が確定又は推定できる場合 被災市町村で計上 (2) 被災地が不明でかつ死体発見場所が確定又は推定できる場合（ただし、下記（4）の場合を除く。） 死体発見場所で計上 (3) 被災地も死体発見場所も不明な場合 死亡届に添付される「死亡診断書（死体検案書）」の欄「外因死の追加事項」の「障害が発生したところ」（記載が無い場合は、「死亡したところ」）に記載された市町村で計上 (4) 被災地が不明な場合で、明らかに災害場所と関係のない場所で死体が発見された場合 居住地、勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認めれる市町村で計上
	災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。 なお、行方不明者の計上場所については、下記のとおりとする。 (1) 被災地が確定又は推定できる場合 被災地で計上 (2) 被災地が不明な場合 被災当時の所在地（住民登録の有無に関係なく実際に居住し、生活の基盤のあった場合。以下同じ。）で計上 (3) 被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害発生場所と関係のない場所であった場合 勤務地、出張先若しくは旅行先等を勘案し、適当と認められる市町村
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。 (1) 負傷者の取扱いについて 原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ。）によるものを計上する。なお、避難所等における避難生活中に負傷したものについては、次のイに掲げるものを除き、負傷者に含めないこととする。 ア 家屋倒壊など当該災害が直接的原因となり負傷したもの。 イ 当該災害により負傷し、又は疾病にかかった者で精神又は身体に障害があるものとして弔慰金法第8条の規定に基づき災害障害見舞金の支給を受けたもの。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
② 住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家

被害区分		判 断 基 準
		の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものである。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③	非住家被害	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものである。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④	農業被害	
	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。

被害区分		判 断 基 準
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
⑥ 水産被害	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑦ 林業被害	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。 (2)
⑧	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。

被害区分		判 断 基 準
衛生被害		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩ 公立学校施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪ 社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫ 社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶(漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空 港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(回線)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。
	り災世帯数(世帯)	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者数(人)		り災世帯の構成員とする。
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火による場合のみ報告する。

2 従事命令等

2-1

従 事 第 号	公 用 令 書	住所 氏名
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり		従事 を命ずる。 協力
年 月 日		処分権者 印
従事すべき業務		
従事すべき場所		
従事すべき期間		
出頭すべき日時		
出頭すべき場所		
備 考		

教 示

1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に異議申立て（審査請求）をすることができます。

2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立て（審査請求）をしたときは、当該異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は旭川地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（備考） 用紙は、日本産業規格A5とする。

2-2

保 管 第 号	公 用 令 書	住所 氏名		
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり、物資の保管を命ずる。				
年 月 日		処分権者 印		
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保 管 す べ き 期 間	備 考

教 示

1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に異議申立て（審査請求）をすることができます。

2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立て（審査請求）をしたときは、当該異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は旭川地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（備考） 用紙は、日本産業規格A5とする。

2-3

管 理 第 号							
公 用 令 書							
						住所 氏名	
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり						土地 家屋 施設 物資	を 管理 使用 収用
年 月 日						処分権者	
						印	
名	称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引渡月日	引 渡 場 所

教 示

1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に異議申立て（審査請求）をすることができます。

2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立て（審査請求）をしたときは、当該異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は旭川地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（備考） 用紙は、日本産業規格A5とする。

2-4

変 更 第 号	
公 用 変 更 令 書	
住所 氏名	
災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
処分権者	
印	
変更した処分の内容	

教 示

1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に異議申立て（審査請求）をすることができます。

2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立て（審査請求）をしたときは、当該異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は旭川地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（備考） 用紙は、日本産業規格A5とする。

2-5

取 消 第 号	公 用 取 消 令 書	住所
		氏名
災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる処分を取消 したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。		
年 月 日	処分権者	印

3 避難収容

3-1

避難者個別カード

入所時記入					避難所名		
ふりがな 世帯代表者指名					住 所		
入所年月日	年	月	日				
家族	ふりがな 氏 名	年齢	性別	職業等	電話番号		
					所属自治会名		
					家屋の 被害状況	全壊・半壊・一部損壊・浸水 断水・停電・電話不通	
					親戚などの 連絡先	氏 名	
						住 所	
						電話番号	
					持病、食物アレルギーなど、生活において特別な配慮が必要な事項等があれば、お名前とその内容を下欄に記入してください。		

※ 今後記載の内容に変更があった場合は、その都度お申し出ください。

退所時記入	
退所年月日	年 月 日 時 分
転出先	住 所
	電話番号
備 考	

在所の状況	要配慮者の状況
☐ 避難所に入所 ☐ 在宅でサービス受領 ☐ 車中泊	福祉避難所への移動 ☐ 要 ☐ 不要

避難者台帳番号

避難者台帳

避難所名

番号	入所日	退所日	(ふりがな) 名 前 世帯の代表者	住 所	電話番号 (連絡が取れる 番号)	世帯の 人数(記 入者も 含む)	家族の中に配慮が 必要な方がいるか (介護・障害・アレ ルギーなど)	車中泊 の有無	安否確認への回答 (外部から照会の際、 住所・氏名を提供)
	月 日	月 日					いる ・ いない	有・無	希望する・ 希望しない
	月 日	月 日					いる ・ いない	有・無	希望する・ 希望しない
	月 日	月 日					いる ・ いない	有・無	希望する・ 希望しない
	月 日	月 日					いる ・ いない	有・無	希望する・ 希望しない
	月 日	月 日					いる ・ いない	有・無	希望する・ 希望しない
	月 日	月 日					いる ・ いない	有・無	希望する・ 希望しない
	月 日	月 日					いる ・ いない	有・無	希望する・ 希望しない
	月 日	月 日					いる ・ いない	有・無	希望する・ 希望しない
	月 日	月 日					いる ・ いない	有・無	希望する・ 希望しない

3-3

物資受払簿

避難所名

台帳番号			品 名	サイズ・規格など			備 考	
年	月	日	受入元	払出先(避難者等)	受入数	払出数	残 数	備 考

※ 受入・払出、それぞれ1件ごとに1行使用する。

3-4

避難所設置及び収容状況

避難所の 名 称	所 在	種 別	開設時期	実人員	開設 日数	延人員	備 考
			月 日から 月 日まで	人	日間	人	
			月 日から 月 日まで				
			月 日から 月 日まで				
			月 日から 月 日まで				
			月 日から 月 日まで				
		既存建物					
		野外仮設					

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。
 2 「計」欄は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

4 交通・輸送

4-1

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書		知 事 局 番 公安委員会 局 番	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。
証明書は当該車両に備え付けるものとする。

4-2

緊急通行車両の標章



- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
標章は運転者の視野を妨げないようにして車両の前面の見やすい箇所に掲示する。

4-3

輸 送 記 録 簿

市町村名

輸送 月日	目 的	輸送区間 (距離)	借 上 等		金額	修 繕				燃料 費	実 支出額	備 考	
			使 用 車両等			故障車両等		修繕 月日	修繕 費				故障 概要
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏 名						
					円						円	円	
〰〰〰													

- (注) 1 「目的」欄は、主たる目的又は救助の種類名を記入すること。
- 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
- 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
- 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
- 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

5 救援物資の給与・貸与

5-1

世帯構成員別被害状況

年 月 日

被害別	世帯構成員別										計	小学生	中学生
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯			
全壊（焼）													
流失													
半壊（焼）													
床上浸水													

5-2

物資購入（配分）計画表

世帯区分 品名 単価			1 人 世 帯				2 人 世 帯				3 人 世 帯				計				備考
			(基準額) 円				(基準額) 円				(基準額) 円								
			数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	
計																			

- (注) 1 本表は、全壊（焼）、流失世帯分と半壊（焼）、床上浸水世帯分に分けて作成すること。
- 2 「品名」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
- 3 各品目ごとの「備考」欄に、都道府県調達分と町調達分を明らかにしておくこと。

5-3

救助の種目別物資受払状況

市町村名

救助の種目別	年月日	品 名	単位呼称	摘 要	受	払	残	備 考
避 難 所 用 炊き出しその他による食品給与用 給水用機械器具燃料 浄水用薬品資材 被服・寝具等 医薬品衛生材料 被災者救出用機械器具燃料 燃料及び消耗品								

- (注) 1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
- 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
- 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。
 なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び町調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
- 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。
 なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

5 - 4

物資給与及び受領簿

住 宅 被 害 程 度 区 分	1 全壊（焼） 2 半壊（焼）	3 流失 4 床上（下）浸水	世 帯 構成員数	

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住 所

世帯主 氏 名 印

給与年月日	品 名	数量	備 考	給与年月日	品 名	数量	備 考

6 医療救護

6-1

救 急 状 況 調 書

取扱者 _____

No.	氏 名	年 齢	性 別	住 所	電 話 番 号	トリアージ 区 分	トリアージ 月 日 時 刻	トリアージ 実 施 機 関 名 実 施 者 名	搬 送 機関名	収 容 医 療 機関名

6-2

記 録 集 計 表

区 分	性 別	死 亡		重傷	中傷	軽傷	合計	収容場所	出動隊名
		現場	医療 機関						
年 月 日 時 分現在	男	人	人	人	人	人	人		
	女								
	計								

* 傷病者の救出及び救急状況の記録用

7 水 防

7-1

水 防 活 動 実 施 報 告 書

自 年 月
至 年 月

(市町村)

区 分	水 防 活 動		使 用 資 材 費			備 考
	団体数	活動延 人 員	主要資材	その他資材	計	
水防管理団体分 前 回 迄						
月 分	()					
月 分	()					
月 分	()					
小 計						
累 計						

(作成要領)

- 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用種類を記入すること。
- 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

8 災害救助費

8-1

救 助 費 概 算 払 申 請 書			
		文 書 番 号 年 月 日	
宗谷総合振興局長	様	利尻町長	⑨
災害救助法施行細則第39条の2第2項の規定により、救助費の概算払を受けたいので関係書類を添え申請します。			
記			
1 災害名			
2 災害発生年月日	年	月	日
3 災害救助法適用年月日	年	月	日
4 概算払申請額			
5 救助費算出内訳（別紙のとおり）			

8-2

救 助 費 算 出 内 訳

種 目 別 区 分	員 数	基準単価	金 額	備 考
		円	円	
避 難 所 設 置 費	延 人			
応 急 仮 設 住 宅 設 置 費	戸			
炊き出しその他による食品給与費	延 人			
飲 料 水 供 給 費	延 人			
被服寝具その他生活必需品給（貸）与費	延 人			
医 療 及 び 助 産 費	延 人			
災 害 に か か っ た 者 の 救 出 費	人			
住 宅 の 応 急 修 理 費	世帯			
学 用 品 の 給 与 費				
小 学 校 児 童	人			
中 学 校 生 徒	人			
埋 葬 費				
大 人	体			
小 人	体			
遺 体 の 捜 索 費	体			
遺 体 の 処 理 費	体			
障 害 物 の 除 去 費	世帯			
輸 送 費				
賃 金 職 員 等 雇 上 費	延 人			
合 計				

9 ヘリコプター運航要請

9-1

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

災害の状況・派遣理由	覚 知	年 月 日 時 分							
	災害発生日時	年 月 日 時 分							
	災害発生場所								
	災 害 名								
	災害発生状況・措置状況								
派遣を必要とする区域					希 望 す る 活 動 内 容				
気 象 の 状 況									
離 着 陸 場 の 状 況	離着陸場名								
	特 記 事 項	(照明、㊤マーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況（障害物等）ほか)							
必要とする資機材					現地での資機材確保状況				
					特 記 事 項				
傷病者の搬送先					救急自動車等の手配状況				
他機関の応援状況	既に応援要請している機関名								
	現場付近で活動中の航空機の状況								
現 地 最 高 指 揮 者	(機関名)				(職・氏名)				
無線連絡方法	(周波数) Hz								
その他参考となる事項									
搭乗者	所 属	職	氏 名	年齢	所 属	職	氏 名	年齢	備 考

9-2

(様式第1号)

救急患者の緊急搬送情報伝達票

第 報

要請日時	年 月 日 時 分				
1 要請市町村名		電話		FAX	
担当課・職・氏名		職名		氏名	
2 依頼病院名				電話	
所在地				FAX	
担当医師名・科名		科	担当課氏名		
3 受入病院名				電話	
所在地				FAX	
担当医師名・科名		科	直通内線電話		
受入病院の了承： ☐ 有 ☐ 無					
4 患者氏名（ふりがな）	生年月日	年 月 日			歳
	体 重	kg	☐ 男	☐ 女	職業
住 所				感染症： ☐ 無 ☐ 有	
病 名				☐ 入院中 ☐ 外来： 月 日	
経 過				血圧	mmHg
				脈拍	回/分
				呼吸	回/分
			体温		
			意識レベル(JCS)：		
航空機による搬送が必要な理由	☐ 緊急性 ☐ 搬送時間短縮 ☐ 搬送安定性 ☐ その他() (主な理由：)				
気圧変化： ☐ 影響なし ☐ 影響有り					
5 受入病院選定理由(①、②のいずれか記載)					
☐ ①高次・専門医療機関での治療が必要なため			(治療内容：)		
☐ ②その他(具体的な理由：)					
6 付添搭乗者	氏 名	性別	年 齢	体 重	そ の 他
医 師			歳	kg	
看護師			歳	kg	
付添人			歳	kg	続柄：
医師・看護師の所属病院： ☐ 依頼病院 ☐ 受入病院 ☐ その他病院名 ()					
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等					
資機材名	有	数量	総重量	要電源	特記事項
①点滴	☐		kg	☐	☐ 輸液ポンプあり
②シリンジポンプ	☐		kg	☐	
③酸素ボンベ	☐		kg	☐	☐ 8ℓ 以上(サイズ： × (cm))
④モニター類	☐		kg	☐	☐ 心電図 ☐ その他()
⑤保育器	☐		kg	☐	サイズ：W ×L ×H (cm)
⑥人工呼吸器	☐		kg	☐	サイズ：W ×L ×H (cm)
⑦救急バック	☐		kg	☐	
⑧その他()	☐		kg	☐	
引継場所 (現地離着陸場)	依頼病院：			メモ	
	受入病院：				

市町村はNo. 1～No. 7の項目を記載の上、要請すること。No. 4に経過記入しきれない場合は、別紙送付

9-3

救急患者の緊急搬送処理票

(北海道防災航空室)

※確認事項				
気 象・丘珠空港・着陸地（管制・C A B・空港施設）・救急車（現地・到着地）・給 油				
7 フライト決定	年 月 日 時 分			
	運航機関名		機 種	
8 ヘリコプター等のフライト決定通知				
防災航空室から市町村 年 月 日 時 分				
【 伝達方法 ; 電話（伝達先氏名） ・ F A X 】				
9 ヘリコプター等のフライト情報の伝達				
◎総括管理者（防災消防課）		（電話伝達先氏名）	《Tel 231-4111 EX 22-561》	
			《Fax 231-4314》	
◎支 庁		（電話伝達先氏名）	-----	
◎道 警 察 航 空 隊		（電話伝達先氏名）	《Tel 787-0110》	
			《Fax 787-0121》	
◎札幌消防航空隊		（電話伝達先氏名）	《Tel 784-0119》	
			《Fax 784-0290》	
◎陸上自衛隊総監部 運用室 運用班		（電話伝達先氏名）	《Tel 511-7116 EX 2613》	
			《Fax 511-7116 EX 2803》	
◎航空自衛隊第2航空団 防衛班		（電話伝達先氏名）	《Tel 0123-23-3101 EX 2231》	
			《Fax 0123-23-3101 EX 2769》	
◎第一管区海上保安本部 救難課		（電話伝達先氏名）	《Tel 0134-27-6172》	
			《Fax 0134-21-2835》	
10 ヘリコプター等の発着時刻				
	救 急 車		ヘ リ コ プ タ ー	
	場 所	時 刻	場 所	時 刻
現 地	(病院等)	(発) :	(丘珠)	(発) :
		:		:
	(ヘリポート)	(着) :	(給油)	(着) :
		:	(現地)	(着) :
目 的 地	(ヘリポート)	(発) :	(現地)	(発) :
		:		:
	(病院等)	(着) :	(目的地)	(着) :
		:		:
時刻：上段・予定時刻、下段・実時刻				
メモ				

注2) 防災航空室及び市町村は、フライト決定後、No.7以降の欄に処理内容を記載する。

9 - 4

様式第2号

		年	月	日
北海道総務部危機管理監		様		
		住所		
		氏名	⑩	
誓 約 書				
私は、このたびあなたの管理する航空機（はまなす2号）に搭乗することになりましたので、次の事項を誓約いたします。				
記				
1 使用目的以外の要求はいたしません。				
2 搭乗中、機体の故障又は天災等による事故が発生いたしましても、当方において責任をもって処理し、あなたに対して損害賠償要求の訴訟等はいたしません。				
3 その他搭乗に際しては、すべてあなたの指示に従います。				

10 自衛隊災害派遣要請

10－1

宗谷総合振興局長 様 市町村長 自衛隊の災害派遣要請について このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣を要請願います。 記 1 災害の状況及び派遣を要する理由 2 派遣を必要とする期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となる事項 ※ 連絡責任者（所属課・係、職名、氏名）及び連絡先を必ず明記のこと。	第 号 年 月 日 ⑨

10－2

宗谷総合振興局長 様 市町村長 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について 年 月 日付け（要請文書番号）をもって要請を依頼した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、次の日時をもって撤収されるよう要請願います。 記 撤収日時 年 月 日と 時 分	第 号 年 月 日 ⑨

11 罹災證明申請書

令和6年11月8日に内閣府が申請書様式の統一化

罹 災 証 明 申 請 書	
利 尻 町 長	
令和 年 月 日	
申請者 (世帯主)	住 所
	電話番号
	(現在の連絡先)
	電話番号
	(ふりがな) 氏 名
	生年月日
窓口に 来られた方 (申請者と同じ 場合は記入不 要)	住 所
	電話番号
	(ふりがな) 氏 名
	申請者との関係
罹災原因	令和 年 月 日 の による
被災住宅の※ 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	
※ 住家とは、現実に住居(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。	
住家の被害	☐ 浸水被害(□床上 □床下) ☐ その他被害(いかに記入)
写真による 被害区分の 判定(※)	☐ 希望する(写真を添付) ☐ 希望しない
※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。 ・ 地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合 ・ 水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合 ・ 申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合 (「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります。) ※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。 写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。	

